

〈第二章〉

ロシア革命における 民族問題

-- 第一分冊 --

南 雲



第四節 中期レーニンの民族問題論 その二	280
〈1〉 帝国主義認識の深化と民族問題論の発展	280
〈2〉 テーゼ「社会主義革命と民族自決権」	291
〈3〉 ロシア社会民主主義者の党派的分岐	299
〈4〉 レーニンによるローザ批判	309
〈5〉 レーニンによるポーランド社会民主主義者の批判	311
〈6〉 ボリシェビキ内の帝国主義的経済主義に対する批判	325
〈7〉 小括	335
〈補論〉 「民族」という日本語の歴史	346
〈8〉 1917年4月党協議会	351
〈9〉 党綱領改定作業と1919年綱領	367
〈10〉 ソヴェト政府による二つの宣言と憲法	382
★★ 以上 第三分冊 ★★	
第五節 後期レーニンの民族問題論	395
〈1〉 ウィルソン「14カ条」とコミンテルン	395
〈2〉 東方諸民族共産主義組織の全ロシア大会	413
〈3〉 レーニンとロイの出会い	433
〈4〉 コミンテルン第2回大会	440
〈5〉 「テーゼ」と「補足テーゼ」	447
〈6〉 レーニン・ロイ論争の総括	462
★★ 以上 第四分冊 ★★	
第六節 その後のコミンテルン	471
〈1〉 東方諸民族大会（スエースト・ナロードフ・ヴォストーカ）	471
〈2〉 コミンテルン第3回大会	484
〈3〉 第1回極東大会	492
〈4〉 東アジア各国共産党の動向	512
〈5〉 コミンテルン第4回大会	542

1) 準備過程	542
2) 大会でのマラカ発言	546
3) 東洋問題についての討議	549
4) 「東洋問題についての一般諸テーゼ」	560
5) 「東洋テーゼ」の評価	566
6) その他の決議	571

★★ 以上 第五分冊 ★★

第七節 第1次国共合作の成立	578
〈1〉 考察の諸前提	578
〈2〉 マーリンらの中国観・国民党観と陳独秀の国民革命論	583
〈3〉 コミンテルンからの指令と中共3全大会	587
〈4〉 難航した合作への道	598
〈5〉 第1次国共合作下の国民革命運動	609
第八節 第1次国共合作の崩壊	638
〈1〉 崩壊過程	638
〈2〉 コミンテルン12月決議	654
〈3〉 質問への回答および諸論文の紹介	663
〈4〉 これまでの叙述への追加	673

★★ 以上 第六分冊 ★★

第九節 武漢政府---第1次国共合作の終焉	700
〈1〉 はじめに	700
〈2〉 3次にわたる上海蜂起	701
〈3〉 国民党3中全会	707
〈4〉 南京事件と4・12クーデター	713
〈補〉 青幫について	724
〈5〉 4月期における中共中央の動向	729
〈6〉 武漢政府の政策転換と中共5全大会	732

〈7〉 4・12クーデター後のモスクワ	756
〈8〉 IKKI第8回プレナム	766
〈9〉 「封建制（の残存物）」について	776
〈10〉 武漢政府の瓦解	790
〈11〉 湖南農民運動（その1） ---当時の農村	806
〈12〉 湖南農民運動（その2） ---「湖南農民運動視察報告」	818
〈13〉 湖南農民運動（その3） ---運動の拡大・先鋭化と到達地平	831
〈14〉 国民革命とアジア民族解放闘争	847

★★ 以上 第七分冊 ★★

第十節 第1次国共合作の簡単な整理	855
〈1〉 国共合作の性格--成果とその食い潰し	855
〈2〉 ヴォイチンスキー来華と中共創設	856
〈3〉 マーリンによる国共合作の提起	860
〈4〉 国共合作の進展とボロジン	864
〈5〉 日和見主義的な対国民党政策--蒋介石への屈服	867
〈6〉 コミンテルン12月決議	873
〈7〉 武漢政府の自壊--国共合作の終焉	875
第十一節 レーニン死後のコミンテルン	880
〈1〉 レーニンの戦後世界認識	880
1) RKP第8回大会	880
2) 「ブハーリン『過渡期経済論』評註」	883
3) コミンテルン第2回大会	886
4) コミンテルン第3回大会	890
5) レーニン最後の世界革命構想	894
〈2〉 1920年代の世界資本主義論	897
〈3〉 コミンテルン第5回大会	898
〈4〉 IKKI第5回プレナムとスターリン演説	903

★★ 以上 第八分冊 ★★

第二章

ロシア革命における民族問題

「ブルジョアジーにたいするプロレタリアートの闘争は、内容上ではないが、形式上ははじめはナショナルである」。『共産党宣言』の有名な一文であるが、英語版（エンゲルス校訂）でナショナルとなっている部分の邦訳は、まちまちなのである。手元にあるもので示せば、全集は「一国的」、国民文庫は「民族的」、岩波文庫は「国民的」、太田出版の新訳は「一国的」（下表①）。

もう少し、有名なくだりを引用しよう（邦訳ベースは全集。カタカナの部分は英語版）。「労働者〔複数〕は祖国〔カントリー。独フアーターラント〕をもたない。……プロレタリアートは、まずもって政治的支配を獲得して、ナショナルな階級〔英語版ではザ・ネイションの指導的階級〕の地位にのぼり、みづからをザ〔イタリック〕・ネイションとしなければならないという点で、……それ自身やはりナショナルである」。ネイションは、全集＝「国民」、国民文庫＝「民族」、岩波文庫＝「国民」、太田出版＝「国民」であり、ナショナルもこれに準じている（下表②）。

上記引用の次のパラグラフ。「ピープルズがナショナルに分かれて対立している状態は、……今日すでにしだいに消滅しつつある」。再び同じ順序で示せば、ピープルズは、全集＝「諸民族」、国民文庫＝「諸国民」、岩波文庫＝「諸国民」、太田出版＝「諸国民」（下表③）。ナショナルは、全集＝「国々」、国民文庫＝「国家的」、岩波文庫＝「国民的」、太田出版＝「国家的」（下表④）。

今さら言うまでもないが、ネイションに対して先人は苦心して「国民」「民族」「国家」の訳語をあてた。国民文庫が「民族」と訳しているのは、当時の日本共産党が民族主義的な51年綱領を掲げていたことと無関係ではなからう。インターナショナルは一般的には「国際的」と訳されているが、多民族国家内で使用されている場合には、「族際的」（田中克彦）とでもした方がよい（実際に、ロシア語にはメジドゥナロードニイという訳語がある）。一方、ピープルにも「国民」「民族」（および「人民」）の訳語があてられる（日本国憲法にある「国民」は、英文で

	①ナショナル	②ネイション	③ピープルズ	④ナショナル
全集	一国的	国民	諸民族	国々
国民文庫	民族的	民族	諸国民	国家的
岩波文庫	国民的	国民	諸国民	国民的
太田出版	一国的	国民	諸国民	国家的

はザ・ピープル)。この辺の事情が、民族問題を考える際の困難の一因でもあろう。さらに、「『ネイション』『ナショナルリティ』に当たる言葉はヨーロッパ諸語にあるが、その使い方は国と時代によって異なる」¹というから、問題は一層複雑になる。また、最近のエトノス（エスニシティ、エスニック・グループ）という言葉も使用されているが、これは極力政治性を排したいという願望を背景としている。

ネイション（仏ナシオン、独ナツィオン、露ナーツィヤ）は中世ラテン語のNatio（ナツィオか？）に由来するもので、それは、家族よりは大きいが民族などよりは小さなグループに生まれを同じくすることで帰属する人々のことを意味していたらしい。また、博友社の独和辞典にはナツィオンの意味の一つとして「（昔の大学の）同国出身学生の団体」があるように、中世の大学はネイションに分かれていたという。

ところが、宗教改革を契機として、ネイションの意味が一変する。ローマ教会が使っていたラテン語の聖書を廃し、聖書を原典から本国語に翻訳することは宗教改革の要となる事業であったが、1611年のいわゆる欽定訳聖書は、ヘブライ語goi（発音不明）の訳語としてネイションをあてた。goiという用語には、「①世界は複数の政治社会によって構成され、②そうした社会は対抗し競争するライバル関係にあり、③その中で、自分たちの社会は別格の地位を占めており、④他の社会とのライバル関係が問題であるかぎり自分たちの社会の構成員は〇〇人という地位と資格において全員が平等である——という認識が

ある」²という。かくして、ネイションは「民族」ないしは「国民」という意味を帯び始める。

このようなネイションの新たな意識を支え存続させた政治的枠組が、宗教戦争（その渦中でピューリタン革命が起きている）を終結させたウェストファリア条約（1648年）であった。その結果、複数の国家（ステイト）が並立する国際体制が確立され、小国たるオランダ、スイスの独立が承認された。ステイト・ビルディングがネイション・ビルディングに先行することを確認しておこう。関は、ネイション・ステイトの成立期（自決期）に焦点をあてることによって「国民国家」の訳語を否定しているが、彼がその特徴として人民主権や成員の平等をあげているように、成立後の近代国家の性格を考えれば、「国民国家」もありと言えよう。ちなみに、帝政時代は「国民」ではなく「臣民」である。

一般に、フランス革命からナショナリズムの時代が始まると言われる。しかし、フランス革命は、ネイション・ステイトの確立に成功したわけではない。イギリスと比較するならば、まず地政学的に相違があり（島国のイギリスと違って、フランスの場合は隣国からの干渉があった）、また、旧体制を打倒し成員の平等を実現するという宗教的熱情がフランスには欠けていた（カトリック教国フランスの革命は、古代ローマの共和制にその理想をみた）。これらのことがパトリオティズムをもたらしたのであった（市民の徴兵から国民戦争へ）。ナポレオン戦争の衝撃もあって、各国の知識人はフランス革命を「学習」

1 『民族とネイション』 塩川伸明 岩波新書 2008/11

2 『民族とは何か』 関曠野 講談社現代新書 2001/12

する。

マキアヴェリはイタリアの国家的統一に向けて『君主論』を著したのだが、フランス革命時のドイツ（神聖ローマ帝国）もルネサンス期のイタリアに劣らず分裂し、抗争に明け暮れていた。「ウェストファリア条約が完全な領邦主権を諸侯に与えた結果、今や帝国は連邦の名にすら値せぬ形骸となり、ドイツは単なる地理的名称と化した」¹。それは文化面にも反映し、「かつてルターが創出した美しいドイツ文章語は全く地を払い、貴族はもとより、およそ文化人をもって自任するものは、ラテン語でなければフランス語を用いるのが常となった」（同）。「フリードリヒ大王がドイツ語を満足に喋れなかった」（同）ような時代があったのである。

「近代ドイツは、民族主義ではなくマキアヴェリズムを政治的信条とする国として生まれた。……そして民族の観念が立憲主義や市民革命に結びつくことがなかったために、ドイツでは『諸民族の声』で知られる民俗学の創始者ヘルダーが示唆した民族についての非政治的で民族誌学的（エスノグラフィック）な観念が広く受け入れられ、その影響は東欧にも広まっていった。……[その]民族の観念は、聖書的な民族の観念が衰退した後の空白を一見もっともらしい形で埋めることができた。その結果、民族とは独自の言語・文化・歴史によって定義される個性的な存在であるという見解が民族についての社会の通念になった。……ドイツの統一は、フランス革命の帰結に対する権力エリートの反応として生じた。彼らは、フランス革命の結果として中央集権国家とナポレオン軍という師団編

成の新型の強力な軍隊が出現したことに注目した。そしてこの二つがプロイセンによる国家の統一と近代化の目標になった。それゆえに近代ドイツは中世以来の神聖ローマ帝国の延長線上にある国ではなく、フランス革命の衝撃によって生まれた国なのである。……このような経緯で生まれたドイツ帝国には、どこか不自然で虚構じみたところがあった。例えば、『ドイツ民族』の不在を埋め合わせるために学者やジャーナリストによって盛んに『ドイツ的なるもの』が強調されたが、それは常に『フランス的なるもの』のアンチテーゼとして語られた。この風潮の先駆者はフィヒテである」²。すなわち、ナポレオン軍占領下での講演「ドイツェ・ナツィオンに告ぐ」に他ならない。

ちなみに、関は次のような指摘をしている。「ナチズムを民族主義の極端な形態とみなす人が多いが、これは間違った見解である。ドイツには民族は不在で民族主義も不発だったことがナチズムを登場させた。ほかならぬヒトラー自身が民族の観念を自由主義の産物として攻撃していたことを忘れるべきではない。……彼ら[ナチス]は民族の観念がフランス革命の記憶や人民主権論や平等の理念や選挙された議会に結びついていることに気づいていた」（同）。だからして彼らは、「人種のドグマ」に訴えたのだと主張している。ついでに触れておけば、関は、日本人は「民族になれていない」と述べている。

やや異端の臭いがするとはいえ、以上を考えるなら、ネイション/ナショナルリティ、ナシオン/ナシオナリテ、ナツィオン/ナツィオナリテートに違いがあるのも当然と言

¹『ドイツ史』 林健太郎編 山川出版社 1993/10

²『民族とは何か』 関曠野 講談社現代新書 2001/12

えよう。塩川はエスニシティを、「とりあえず国家・政治との関わりを括弧に入れて、血縁ないし先祖・言語・宗教・生活習慣・文化などに関して、『われわれは〇〇を共有する仲間だ』という意識——逆にいえば、『(われわれではない) 彼ら』はそうした共通性の外にある『他者』だという意識——が広まっている集団を指す、と考えることにする。ここで、客観的にどの程度の共有——裏返せば他者との違い——があるかは別問題であり、当事者がそのように意識しているということの方が重要である¹と規定し(これは日本人の「ミンゾク」観に近いと思う)、エスニシティとの関係で各国語を比較している。

それに依拠して大雑把に言えば、「ネイションおよびその関連語は、英仏では非エスニックな『国民』の意味で使われることが多い……のに対し、独露ではエスニックな意味合いが相対的に濃いということになる」(同)。広大な領土と多民族の存在ということから、ロシア語のナーツィヤ/ナツィオナーノスチが最もエスニックである。ナショナルリティ、ナシオナリテが国籍(共に出生地主義)の意味で使われることが多いのに対して、ナツィオナリテート、ナツィオナーノスチは、国家形成前の「民族」(「民族集団」等と訳される)の意味を持つ。ナロードノスチも同様の意味を有するが、このようなヒエラルヒー的理解は、連邦構成共和国、自治共和国、自治州のヒエラルヒー的体系と関連していた。

ピープル、プープル、フォルク、ナロードの語も、上記と同様の傾向を持つ。ただ、「ドイツ語ではフォルクという言葉にエスニックな意味が込められることが多いため、そ

れに比べれば、ナツィオンにはエスニックな色彩は相対的に薄い」(同)が、ロシア語ではナーツィアの方が段然エスニックであるという。

ついでに述べておくと、ステイトにあたる各国語はほぼ意味的に共通している。フランスでは、革命中に、「共通の法律の下に生活し、同じ立法機関によって代表される共同生活体」というナシオン観が広がり、革命の主体とみなされた「第三身分」がナシオンと等置され、内外の敵との対抗上、「ナシオンの一体性」が強調されたが、それはエスニックな一体性ではなかった。言語の統一には、その後の長い期間を必要としたのである。フランスはいわば、「国民国家」から「国民=民族国家」へと進んだのであった。

これに対して、ドイツは逆のコースを歩んだように見える。すなわち、まずドイツ語を共有するナツィオンが形成されており、それが国家的統一に向かった(周知のように、ドイツ語を母語とする住民と国家領土が一致したわけではない)。この事情が、上記のナツィオナリテートの語義をもたらしたと思われる。ちなみに、ネイション・ステイトにあたるナツィオナール・シュタートの第一の語義は、博友社の独和辞典によれば、「一民族からなる国家」である。対義語の「多民族国家」は、ナツィオナリテートン(ナツィオナリテートの複数形)・シュタート。

ここで冒頭の『共産党宣言』に戻る。まず、「労働者は祖国をもたない」という一文について、H・デーヴィス(前に引用したデーヴィスとは別人)は、三つの解釈が可能であるという。「第一に、それは、資本主義のもとではプロレタリアはひどく踏みにじられ墮

¹『民族とネイション』 塩川伸明 岩波新書 2008/11

落させられているので、全々どんなナショナルな文化をも吸収することができず、いわんやこれを発展させることはなおさらできないという命題に関連しているとも考えられよう。……第二に——これこそ実際にその文句が出てくる文脈なのだが——それは、労働者たちは国を支配するか、すくなくとも国の支配に発言権をもつかするようになるまでは、どんな利害関係をも国にはもっていないのだという意味であるとも考えられよう。……第三に、……階級意識的な労働者は彼自身をイギリス人とかフランス人とかドイツ人とかロシア人とかであるよりも労働階級のメンバーであると感じる、ということであるとも考えられよう」¹。

第二の解釈で、「文脈」からするならば、「発言権」云々の部分はおかしい。「まずもって政治的支配を獲得して」となっているのだから。さもないと、発言権が増大するに従って祖国ができる、というベルンシュタインの推論に帰着する。ただ、「この意味での思想はヴィルガルド [何者か不明] によって、『宣言』の起草直前に出た書物のなかでかなり詳しく展開された。マルクスはその書物を読んでノートを取った。この第二の命題はさきの第一の命題と一致しないことはないのであって、じっさいヴィルガルドによって両方の命題ともに同時に展開されている」(同)ということに留意しよう。

第三の解釈は、以降の文章との整合性がない。第一の解釈も重視すべきであろう。当時のプロレタリアートとは何であったかについては、良知力『向う岸からの世界史』（これは面白い！）参照。

また、「プロレタリアートは、……みづからをザ・ネーションとしなければならない」において、このネーションは、「ロズドルスキーによれば、……出自と言語を共通にする人々の全体——従来多くのマルクス主義者によって採られてきた解釈——ではなく、一定の国家の枠内に住む人々の全体を指している」²という。これは妥当であろう。エンゲルスは、「ドイツ語を話すポーランド人」「ドイツ系ポーランド人」等の言葉を用いている。

ところで、同じ時期にエンゲルスは、「かつて固有の歴史をもったことがなく、最初の、もっとも粗野な文明段階に達したそのときからすでに外国の支配を受けている民族、あるいは外国のくびきによってはじめて最初の文明段階にひきずりこまれる民族、そういう民族は、生存能力をもっておらず、どんな独立にもけっして到達することができないだろう」（「民主的汎スラヴ主義」）と述べている。「ポーランド人、ロシア人、およびせいぜいトルコのスラヴ人を除いては、スラヴ民族の一つとして未来をもっているものはない」（同）というのだ。悪名高き「歴史なき民族」論である。

良知の前掲書はこれを実証的に批判したものであるが、「歴史なき民族」の「民族」とはフェルカー（フォルクの複数形）と思われる、良知は「歴史なき民」と訳している。相田慎一『言語としての民族』が、「歴史なきナツィオン」としているのは不可解。本章においては、民族と訳しうる用語をできるだけ原語で記すことにする。

ところで、民族問題において検討に値する

¹『ナショナリズムと社会主義』H・B・デーヴィス 岩波書店 1969

²「東欧の民族問題とマルクス主義の民族自決権概念」伊東孝之『スラヴ研究』18号所収

マルクス主義者が、おしなべて支配民族出身者でなかったことは興味深い。ボヘミア（ハブスブルク領）のプラハで生まれたカウツキーは、自ら「私の家柄は、オーストリア帝国国家内での民族的混淆の映像のようなものであった」（自伝）と述べているように、多重民族的ルーツをもっていた（しばしばユダヤ人と思われていたようである）。ロシア分割領ポーランド王国の小都市ザモスチで生まれたローザ（波語読みはルージャ）・ルクセンブルクの両親は、ポーランド人と同化したユダヤ人である。オットー・バウアーはウィーンで生まれたが、バウアー家はもともとはボヘミア出身のユダヤ人であった。レーニンの父方は「アジア系」（正確なエスニシティは不明）であり、母方はユダヤ人、ドイツ人、スウェーデン人などの多重なエスニシティを有している。スターリンは、周知のようにグルジア人であった（ただし、オセチア人説があり、オセチア人に反発をいただく周辺民族ではこの説が信じられているという）。

当初はこれらの人々の民族理論を批評するつもりでいたが、それではあまりにも間口が広すぎるので、次のごとくテーマを狭める。まず、レーニンの民族問題論を検討し、他の人々の民族理論はそれとの関連で言及する。その上で、ロシア革命における民族問題に特徴的なケースを検討する（レーニン存命中に限る）。

別紙の文献目録（レーニン『民族問題ノート』から。レ点は文庫収録）を見ると、06年から12年までにブランクがある。そこで便宜上、06年までを前期とする。なお、「民族問題論」としたのは、レーニンには民族の定義などの本質論的展開がほとんどないことを意識したものである。なお、本章のテ

ーマを考察した際、どうしてもなくアカデミズムの弊害を感じたことを付記しておく。諸大学が発行した雑誌類の多くは、当該大学の図書館か国会図書館でしか閲覧できず、なかには国会図書館に献本していないものもあり、その場合には当該大学に足を運ぶか手紙によるかして直接交渉の上でゲットした。しばしばその雑誌類に掲載された論文を集めて書籍として発刊されるが、これが異常に高い（かなりの著者が「全共闘世代」）。おそらく自費では購入しない研究者仲間を対象にしているのであろう。一般大衆は、アカデミックな研究から確実に排除されている（言葉の壁も含めて）。

第一節 前期レーニンの民族問題論

『人民の友とはなにか』（1894年）においてレーニンは、「民族的結合は血族的結合の継続であり、普遍化である」というミハエルスキーを批判し、「民族的結合の創出はブルジョア的結合〔国内市場〕の創出にほかならなかった」と述べているが、それ以上には展開していない。また、『社会民主党綱領草案と解説』（1895～96年）の「実践的要求」は、選挙権において「信教と民族」に触れているにすぎない。

さらに、『わが党の綱領草案』（1899年末）では、「労働解放」団の綱領案（1885年）における「実践的部分」の「一般民主主義的改革の諸要求」に「本質的な変更をくわえる必要はまずあるまい」とレーニンは述べている。ここでも民族問題は取り上げられていない。

2回党大会の気運が高まるにつれ、綱領草案の作成は急務となる。周知のように、草案のベースとなったのはプレハーノフ案であった。しかし、その実践的部分は不明であり、レーニン案から取られたと思われる。それには、民族自決権が明記されている。これをプレハーノフも支持していたことは、『民族自決権について』第9章参照。¹

03年月2月1日付『イスクラ』33号は、レ

ーニンの二つの論文を掲載した。「ブントの声明にかんして」と「アルメニア社会民主主義者の宣言について」である。これらに示された二つの課題——すなわち、ユダヤ人ブントとの関係という組織上の問題と民族自決権という綱領上の問題——がレーニンの民族問題における出発点だったことは重要なのであるが、その検討にとって必要な歴史的前提をまず確認しておく。

〈1〉ポーランドにおける

社会主義運動

民族自決権については、ポーランド問題を避けることができない。思いきりはしよって筆を進める。15～18世紀、ポーランドは大国であった。「リスアニア……は現在では独立国となっており、その民族語名は、リエトゥヴァ、他の民族語ではリトヴァ（露語）、リトヴァ（波語）、リスアニア〔リスエイニア〕（英語）、リタウエン（独語）、リチュアニー（仏語）である。新聞・テレビなどで慣用的に使われている日本語表記リトアニアは、上記のどの表記にも該当しない奇妙な表記であって、私としてはどうしても使う気持にはなれない。とくにポーランド（これは波語ではなく英語による日本語表記である）

¹ これに関して、カーは次のように述べている。「プレハーノフは、綱領中のこの章句のレーニン案にたいする彼の評釈のなかで、『国家』を『帝国』とかえるように提案した、それは、この語をツァーリ体制にのみ適用させて、将来のブルジョア共和国ないし社会主義共和国を、ロシアの分断を意味するような政策にゆだねることを避けるためであった。レーニンはこの限定をしりぞけた（『レニンスキー・ズボールニク』）」（『ボリシェビキ革命』カー みすず書房 新装版1999/3）。なお、この条項はマルトフが起草したようである。これについても、『民族自決権について』第9章参照。レーニンは農業綱領にかかりつきりだったらしい。

とつなげて、あるいは関連させてリエトウヴァを表記する場合には、リスアニアとせざるをえない。例えば、ポーランド・リスアニア同君連合のように¹⁾。なるほど筋が通っており、「リスアニア」の表記も散見されるようになってきたが、本稿では基本的にリトヴァを使用する。ポーランドについては、波語でポルスカ、露語でポーリシャ、独語でポーレン、仏語でポロンであるが、ポーランドでいく（ちょっと妥協的か?）。で、このリトヴァが現在のベラルーシ、ウクライナを当時は支配していたのであって、それと合同したポーランドは広大な領地を有していたのである（当然にも多民族国家）。しかも、「シュラフタ（シラフタとも。士族）の共和国」といわれる変則的国家形態をとっており、また、東欧に共通するいわゆる「再版農奴制」が形成された。ポーランド人はいわゆる西スラヴ系に含まれるのであるが、文化的には西欧志向で（ラテン文字使用）、西方キリスト教世界の「砦」を自負していた。これは、ポーランドの地政学的位置を示している。

1772年、1793年、1795年の三次にわたって、ポーランドは、ロシア、プロイセン、オーストリアに分割された。さらに1815年、ウィーン会議によって、リトヴァはロシア本国に併合され、ポーランド王国はロシアと同君の属領となったが、広範な自治を有していた（「会議王国」）。ちなみに、ペテルブルク遷都は1812年。また、ソ連指導者がマルクスエンゲルス全集に収録しなかったマルクスの『18世紀の秘密外交史』は、ロシアの外交政策を分析し、批判したものである。

ウィーン体制は「民族問題」「東方問題」

を発生させ、ギリシャ独立戦争、フランス7月革命と連動して、ポーランド王国における11月蜂起が起こった。その敗北後、自治は次第に奪われていくのであるが、西方へと「大亡命」した1万余の蜂起者たちは、48年革命の先駆となる46年のクラフク（独クラカウ）蜂起を組織する。『共産党宣言』はいう、「ポーランド人のあいだでは、共産主義者は、土地革命を民族解放の条件としている党を支持する。これは、1846年のクラカウの反乱を起こしたあの党である」、と。そして63年の1月蜂起、これへの英仏労働者の支援集会在、第一インター創設へのきっかけとなる。亡命ポーランド人はパリ・コミューンでも活躍した。ポーランド王国での農奴解放は、ロシア本国に3年おくれた64年。

ポーランド問題に対するマルクス・エンゲルスの態度は、いわゆる「防壁論」であった。単純化していえば、一方にドイツを突破口とする西欧革命があり、他方に「反革命の砦」としてのロシアが存在しているとの認識の下で（ここには「野蛮＝アジア的」といういわゆるオリエンタリズムの要素が含まれてもいる）、ロシアの反革命から西欧革命を守るためにはポーランドの再興が必要である、という戦略主義的なものである（ロシアに対抗するトルコも支持した）。1772年国境を支持していたエンゲルスが、王国外にはポーランド人がほとんどいないことを知ってショックを受けたり（1853年のヴァイデマイヤー宛手紙）、ナロードニキ運動の高揚などの条件の変化によっても、それは基本的には変わっていない。

11月蜂起17周年記念集会においてエンゲルスは、「ある民族は、他の民族を抑圧して

¹⁾『ポーランド史論集』阪東宏 三省堂 1997/1 まえがき

いながら、自由であることはできない」との有名な言葉を発した（この集会でマルクスは、「ポーランドはポーランドにおいてではなく、イングランドにおいて解放される」と発言している）。また、「[第一インター] ジュネーヴ会議（1866年）の報告は、『民族自決の権利を実施することにより、民主主義的かつ社会的な諸基礎のうえにポーランドを再建することによって、ヨーロッパにおけるロシアの影響を絶滅させる必要』について論じた」¹。田中克彦の考察によると、「大がかりなグリムのドイツ語辞典にあたると、……今日のような、政治的な『自決』[ゼルプストベシュティムング]の意味で用いているのは、……1859年の用例であ」²り、フランス語で一単語の「自決」が「はじめて用いられたのが1955年（！）だという」（同）。英語も「ドイツ語からのそっくりのなぞりのように見えるので、……せんさくはしないでおこう」（同）としているので不確かではあるが、上記の報告での「自決（の権利）」の用語使用は、かなり早いものであったことになる。

11月蜂起50周年記念集会（ジュネーヴ）に対し、マルクス・エンゲルスはそれまでの立場に基づく「ポーランド万歳！」とのメッセージを送った。しかし、ポーランド人主催者の一人ヴァリンスキは、「ロシアの同志へ」という呼びかけで始まる発言でこのメッ

セージに異を唱え、「我々はポーランド民族よりもっと貧しく、不幸な民、プロレタリアの民という巨大な家族の同胞であり、その一員である。社会革命万歳！」と述べた³。

ポーランド王国内では資本主義が発展し、1870年代半ばには社会主義的サークルが形成され始めた（中心的活動家はロシアから帰国した若者）。ヴァリンスキはワルシャワに戻り、1882年9月、プロレタリアート党を創立する。それは、綱領的にはロシア革命にポーランドの解放の展望を見るものであり、スト基金を軸に組織活動を始めたが、ヴァリンスキ逮捕（獄死）後、「人民のヴォーリヤ（『意志』あるいは『自由』）」派と協定し、テロ志向を強化した。1886年に壊滅。

1888年、第二次プロレタリアート党（DP党）結成。この党は、「ポーランド王国の運動史上はじめて『ロシア帝国の民主的憲法とポーランド王国の自治』の要求を定式化した」⁴。ローザもこれに参加し、1889年にチューリヒに亡命。また、1889年夏、王国内にポーランド労働者同盟（ZRP）が結成された。「しかし、『人民の意志』党の壊滅でロシア革命の展望に懐疑的となった一部の社会主義者は、亡命者を中心に再燃した愛国的思考に魅せられ、また他の一部は、スローガンとして国際主義を保持しつつも、現実には日常的な経済闘争に活路を見出すことに

¹ 『ナショナリズムと社会主義』 H・B・デーヴィス 岩波書店 1969

² 『「スターリン言語学」精読』 田中克彦 岩波現代文庫 2000/1

³ 何語で語ったのか不明であるが、「民」はドイツ語ならfolkと思われる。ちなみに、綴りからしてナロードと同じに見えるポーランド語のナルトはナーツィヤにあたり、ナロードにあたるのはルトだという。ポーランド語は長音と短音の区別なし

⁴ 「ポーランド王国の労働運動における二つの潮流の形成について」 川名隆史 『一橋研究』 第8巻第1号所収

なった。第二次プロレタリアート党（DP党）もポーランド労働者同盟（ZRP）も、これら相異なる分子の入り混じった組織であり、まもなく生ずる労働運動の二分化への芽を内包する過渡的性格の党だったと言える」（同）。

一方、1881年にヴァリンスキらと袂を分かった愛国主義派は、1887年、ジュネーヴでポーランド連盟を結成した。「連盟は分割前の領域でのポーランド国家再建を目標とし、民族の緊密な結合、『有産階級の主導のもとでの社会的団結』を主張する」（同上）。愛国主義派が依拠したのは第二インター（1889年創設）であったが、王国内にも呼応するグループが生まれた。

1892年11月、パリで愛国主義派による亡命ポーランド人社会主義者会議が開催され、国内にポーランド社会党（PPS）創設を決め、亡命組織としてポーランド人社会主義者在外同盟（ZZSP）を結成した。翌年、一応、第二次プロレタリアート党（DP党）とポーランド労働者同盟（ZRP）が合体したポーランド社会党（PPS）が成立したが、多くの労働者は反インテリゲンチャ（この語は元々波語らしい）および反愛国主義の感情を持っており、ポーランド人社会主義者在外同盟（ZZSP）による一方的押し付けへの反発とあいまって、ポーランド人社会主義者在外同盟（ZZSP）との断絶を決意する。

チューリヒにあって唯一プロレタリアート党＝国際主義の伝統を守るローザやヨギヘス（90年に亡命。地下活動のプロで、プレハーノフが利用しようとしたが、トラブルが生じている）は、1893年7月、『労働問題』を創刊した。国内のポーランド社会党（PPS）

はこれを機関誌とし、党名をポーランド王国社会民主党（SDKP）と改称した。以後のポーランド社会党（PPS）はポーランド人社会主義者在外同盟（ZZSP）系の組織である。ポーランド王国社会民主党（SDKP）とポーランド社会党（PPS）の性格の違いは、党名にも表われている。前者が「ポーランド王国」と地域名（ロシア領）を掲げ、「ポーランド人の」ではないことを表明しているのに対し、後者は、ポルスカを形容詞として用い、「ポーランド人の」という意味が強い。ポーランド人社会主義者在外同盟（ZZSP）の目標は、三分割された地域のポーランド人を統合した組織であった。ちなみに、「プロイセン領ポーランド社会党」は93年9月、ベルリンで結成され、オーストリア領ポーランドでは「ガリツィア・シロンスク地方ポーランド社会民主党」が92年6月から活動していた。両者ともドイツの党（ドイツ社会民主党）およびオーストリアの党（オーストリア社会民主党）の自治的構成部分であった¹。かくして形成されたポーランド人社会主義運動における二潮流の対立は、第二インターの場で国際化する。

1889年夏、パリで第二インターが創立された――「メーデー、8時間労働、工場法の要求をヨーロッパとアメリカ大陸およびアジアの労働者階級の共通の戦いの目標とし」（同上）ていた。「パリ創立大会以来インターナショナルの大会にはつねにポーランド代表団が出席している。パリ大会では、いずれも在外活動家4名……である。……1891年8月のブリュッセル大会には、すでに三分割領で活動していたポーランド社会主義政党からの代議員が各1名……、在外組織から3

¹『歴史の方法と民族』 阪東宏 青木書店 1985/4

名……計6名が出席し、……どの決議案についても、多数派に属し、アナキストや右翼日和見派に同調したことはない」（同）。

1893年8月のチューリヒ大会に、ポーランド王国社会民主党（ポーランド王国社会民主党（SDKP））のマルフレスキ（ポーランド労働者同盟（ZRP）出身。従って、王国労働者に基盤を持っていた）とローザが代議員資格を要請したことによって、波紋が生じる。「ブリュッセル大会は、偶然的参加者やアナキストが代議員になることを避けるため、各国代表団に自国の代議員資格を認定する手続きを認めていたので、チューリヒ大会におけるポーランド王国社会民主党（SDKP）の2名はポーランド社会党（PPS）の代表団多数派に従わなければ、代議員資格を認められない、という立場におかれた。……多数派によるマルフレスキ、ルクセンブルク排斥工作はほぼ成功し、ルクセンブルクの代議員資格は大会で否認され、マルフレスキはワルシャワ・ウッチ〔共に工業地帯〕労働者の代議員として——ポーランド代表団とは別に——大会に参加した」（同上）。

大会では各国の活動報告を行うのが慣例となっていたが、ポーランド王国社会民主党（SDKP）が提出した報告書「1889～1893年ロシア領ポーランドにおける社会民主主義運動の状況について」は、次のように述べている。「このような実際的で支持された政治行動は、今日ガリツィアでは、普通選挙権をめぐるオーストリア・プロレタリアートと共闘している。ポズナン〔独名ポーセン〕公国とシロンスク〔独名シュレジエン〕のプロレタリアートにとっては、政治綱領は、ドイツ社会民主党との共同活動である。ロシア領

のプロレタリアートにとっての政治活動は、その生活条件を反映しているスローガン、ロシア国家の全プロレタリアートの共通スローガン——絶対主義の打倒——の中に示されている」。また、ローザの国際的デビューとなった大会発言は、各国代表団に強い印象を与えたという。

1896年の第二インター・ロンドン大会（7月27日～8月1日）では、ポーランド社会党（PPS）の妨害にもかかわらず、ローザ、マルフレスキ、ヴァルスキ（これもポーランド労働者同盟（ZRP）出身）の代表権が認められた。この大会は後々もとりあげられるので、少し詳しく書く。ポーランド社会党（PPS）系代表団は、次の決議案を提出した。

「ある民族が他の民族に抑圧されることは資本家と専制君主たちには利益でもあろうが、勤労人民にとっては——ポーランド民族であろうと、分割国の民族であろうと——同じく有害であることを考慮し、またとりわけロシアのツァーリ専制は国内からだけでなく、ポーランド分割支配からもその力をかき集めており、国際労働運動の発展にとって不断の脅威となっていることを考慮して、大会はポーランドの独立を、プロレタリアート自身にとっても、また国際労働運動にとっても必要な政治的要求であることを宣言する。」

これに対してポーランド王国社会民主党（SDKP）は、次のような決議案を提出している。

「ロシア絶対主義はヨーロッパにおける反動の最強の堡壘であり、従って国際労働運動と自由および平和に対する不断の脅威をなしていること、……ポーランド人の民族解放のためのプロレタリアートの活動によるブル

ジョアのポーランド国家再建、同時にまた
〔ロシア〕絶対主義の廃絶は、実際には不可能であること、……国際プロレタリアートの政治プログラムに独立ポーランドの要求を採用することは、必然的にすべての被征服国と被抑圧民族の解放要求を正当化することとなる。しかし現在の資本主義的秩序の枠内でこの要求を実現することはユートピアにすぎず、またこの要求を容認すれば各国の労働者階級の統一した政治闘争の場に、一連の不毛な民族闘争をもち込むこととなる。以上を考慮して、大会は次のように宣言する。①民族的抑圧の最終的破棄は、あらゆる抑圧の根源である資本主義的秩序の破棄によってしか達成することはできない。また民族的解放実現のもっとも有効な手段は、万国の労働者階級の国際連帯を強め、各国の労働者が、その民族性の相違にかかわらず団結し、階級闘争に基づく共同の政治活動を展開することである。②ロシア絶対主義の圧迫に苦しんでいるすべての民族のプロレタリアがロシア国家における政治的自由の獲得のため、共同の統一闘争に団結することは、これら諸民族のプロレタリアートにとって重要であるだけでなく、国際労働運動全体にとっても重要である。」

ここには、ローザ民族問題論の骨格が明確に示されている。大会で採択された決議文は、以下である。

「大会はすべての民族の完全な自決権を支持する。また現に軍事的、民族的その他の専制の桎梏によって悩まされている各地域の労働者に同情する。大会はこれら各地域の労働

者に向けて、全世界の階級意識ある労働者の隊列に加わり、彼らと共同して国際資本主義を克服し、国際社会民主主義の諸目標実現のため闘うよう要請する。」

この決議は、ポーランド独立問題への言及を避け、折中的であることによって、ポーランド社会党（PPS）、ポーランド王国社会民主党（SDKP）双方にとって不満であった。問題はそれにとどまらない。実は、上記の決議文は独語テキストによったものである。すなわち、「すべての民族の完全な自決権」は、「すべてのナツィオネン〔ナツィオーンの複数形〕の完全なゼルプストベシュティムクレヒト」であって、この独語テキストがヨーロッパ大陸に流布した。ところが、英文テキスト（決議の最終案を作ったのがイギリスの労働組合運動指導者ランズベリーであったことを考えると、こちらが正文といえないこともない）では、上記の部分は、「ザ・フル・オートノミー・オブ・オール・ナショナルリティズ」なのである。¹

疑問点は二つである。一つは、なぜ「ナショナルリティ」が「ナツィオン」なのかということ。もう一つは、なぜ「自治」が「自決権」になったのかということ。さらに、後者の問題は二重である。すなわち、「自治」と「自決」の関係と、「自決」ではなく「自決権」であるということ（決議に論及する論者も指摘しない重要な問題については後述）。「ロンドン大会では両者〔『自決』と『自治』〕の違い、或いは区別する意義は全く意識されていなかった、というのが実情であろう²という推測は、もっと広げなけれ

¹ この点については、『民族自決権について』7章参照。「オートノミー（自治）」なら、ローザは悩まずにすんだかもしれない

² 「第二インターナショナルと植民地問題」西川正雄『歴史学研究』381号

ばならない。当時の社会主義者は、民族問題をよく理解していなかったと考えるべきである。第二インターが植民地問題を取り上げたのはロンドン大会が初めてだったこと、議事録によれば、「この大会ではアナキストの代議員資格をめぐるフランス代表団に関する論争に主要な関心があったこと、ポ [ーランド] 問題は付録的事件であったこと」¹も、その傍証となる。

「ついでながら、この大会はロシア代表团（プレハーノフら7名）が初めて参加した点でも特徴的であった〔プレハーノフ自身は創立大会から参加している〕。……大会はプレハーノフとペテルブルク、モスクワ、ニジェゴロトの〈労働者階級解放闘争同盟〉からの代表資格を承認した」（同上）。プレハーノフは、「ロシアにおいて統一された不可分の社会民主主義組織を建設すること〔が〕……目標でなければならない」と演説をしめくり、大会はロシアについての決議を採択している。

「プレハーノフ自身のロンドン大会代議員資格はやや奇妙な推薦母体（ワルシャワのユダヤ人労働者組織）にもとづいていた。この件は……ポ [ーランド] 代表团にとっては望ましからぬ事態であったが、……プレハーノフ、アクセリロートらの組織が比較的に独立派ポ [ーランド] 社会主義に理解を示し、協力的であるという理由で、黙認されたのであった」（同上）。一方で阪東は、「プレハーノフは……ロンドン大会を経験して、はじめてポーランド社会党（PPS）の路線ではなく、ポーランド王国社会民主党（SDKP）の路線の方がマルクス主義的インタナショナル

に近いことを認める」²と述べているが、その論拠を示していない。

ロンドン大会を前後して、激しい論争が展開された。その舞台となったのは、カウツキーが主宰する『ノイエ・ツァイト』などであった。ローザは、「もし私のこの論文の掲載をお決めくださるとすれば、その掲載が早ければ早いほど、この論文のもつ实际的意義はますます大となるでしょう」との手紙（3月5日付）を添えて、「ドイツおよびオーストリアにおけるポーランド社会主義運動の新しい潮流」と題する論文をカウツキーに送った。『ノイエ・ツァイト』4月19日号・5月6日号に掲載された（縮められたらしい）この論文は、第一に、ポーランド社会党（PPS）が掲げるポーランド独立の不可能性を主張している。「ポーランドの分割された三つの地帯の間の経済的関連は、きわめて微々たるものである……。それに反してポーランドのそれぞれの地帯の当該併合国との経済的関連が……それぞれの地帯の経済全体を支配している。それゆえ、ポーランド・ブルジョアジーは、ポーランド再興にまったく関心を示さず、むしろ併合国家への従属が彼らにもたらす有利な条件での経済的搾取に熱中している。……ポーランドにおける経済的發展は、……〔ドイツの統一過程とは逆の方向〕——おのおのの地帯を当該併合国へと融合する方向——へと動いているのである。……それゆえ、ポーランド再興は、ポーランドの社会的發展の結果であるどころか、直接それに対立するものである」。また、「ポーランドのプロレタリアートが、いやしくも併合国家の諸政府およびポーランド・ブルジョアジーに逆

1 『ヨーロッパにおけるポーランド人』 阪東宏 青木書店 1996/12

2 『歴史の方法と民族』 阪東宏 青木書店 1985/4

らってポーランド再興を実現することができるならば、その時にはそれどころか社会主義的変革に着手することもできるであろう」。

第二に、社会愛国的綱領がもたらす「分離主義と政治的階級的立場の隠蔽」を批判している。「異なった国家に属する社会主義者の間での一つの政党への団結と、同じ国家に住む同志の間での国際的団結〔丸山敬一の訳本によったものであるが意味が通らない。『インターナショナルな（民族間の）不団結』か？〕——これらが社会愛国的な綱領が採択された場合にもたらされる当面の実践的結果である」。さらに、「ドイツおよびオーストリアの……社会民主党の強力な運動を目の前にしながら、なお、ポーランド社会主義者が、みずからの存在を、独自の綱領を持った別個の政党として主張することができるためには、必然的に民族的契機をますます鋭く主張しなければならなくなるであろう。政党の自己維持の衝動とドイツおよびオーストリアにおける社会民主主義運動の一般的潮流によってのみこまれてしまうのではないかという危惧とが、彼らの煽動のすべてをいわばますます民族主義化することになる」。

第三に、ポーランド社会党（PPS）の綱領起草者がマルクス・エンゲルスの意見を持ちだしていることを批判した。そこでは、時代による変化の指摘にとどまらず、「科学的社会主義の創始者たちの見解は、……ポーランド国内の階級闘争や社会発展の結果にかかわって提出されているものではない」と述べている（これは、マルクス・エンゲルスの「遺産相続人」たちを刺激するものであった）。

ローザは、論文を次のように締めくくった。「ポーランド社会主義者がドイツおよび

オーストリア社会民主党とまったく共通の政治綱領の基礎の上に立つこと、および、現在の国境を、歴史的に与えられた事実として受けとめ、プロレタリアートの力によってポーランド階級国家を建設しようとするようなユートピアを完全に放棄すること、……この道によってのみ、ポーランド社会主義者は、プロレタリアートの最終的勝利がポーランド民族をもまた完全に解放するであろう時機の到来を早めることができるのである」。

ポーランド社会党（PPS）系の論文を間に挟み、次にローザが放ったのは、7月1日付『ノイエ・ツァイト』に掲載された論文「ポーランドにおける社会愛国的主義」であった。この論文でローザは、ロンドン大会に向けたポーランド社会党（PPS）の決議案を批判し、ポーランド王国社会民主党（SDKP）の決議案の趣旨を述べたうえで、その経済的根拠を示している。すなわち、「ロシア市場は、ポーランド資本主義の、したがってまたポーランドの全近代的発展の生命線となっている。……ポーランドとロシアは一つの経済機構になったのである。……ポーランドにおける資本主義的発展の諸傾向は、ポーランドをロシア帝国の中へ経済的に呑みこんでしまうという結果をもたらすのである。……いまでは、ポーランドの再興に利益をもち、同時にこの利益を貫徹するだけの力を持つ社会階級は、もはやポーランドには存在しない」と述べ、「ブルジョアジー」「貴族」「小ブルジョア」「農民」「ブルジョア『インテリゲンツィア』」そして「プロレタリアート」を分析した。この論文で、「ポーランドの自治的自由」という言葉が使われている。

次号及び次々号の『ノイエ・ツァイト』でカウツキーは、ローザの二論文を論評した。

論文のタイトルは「Finis Poroniae?」で、訳語は「ポーランドの終末?」と「ポロネーズの終末?」に二分されている。¹

「ポーランドの終末?」は、まず、マルクス・エンゲルスのポーランド独立支持論は「歴史的必然性」に従ったものであったが、「ポーランドをとり巻く状況は完全に変化した」、すなわち、「ロシアに強力な革命運動があらわれたことで、トルコの領土保全を支持することと同様にポーランド再建を支持することも、西欧民主主義にとって緊急の必要性ではなくなった」ということを認める。そのうえで、「ポーランド問題の国際的な意味を否定するばかりではな [く] ……ポーランドの社会主義者自身がポーランド独立の要求を掲げることに抗議をする」ローザを、三点にわたって批判した。

第一に、「小ブルジョア層とインテリゲンチヤは、彼女が考えているほど無力ではない。しかもその力は減退せずに強化されるであろう。またブルジョアジーと農民は、ロシアとの結合がますます耐えがたくならざるをえないような立場へと徐々におちいつている。……ポーランドの復興を求める古い、封建的な運動の墓場から、短い休止期間ののちに、近代的発展に根ざす、生命力あり未来にみちた、新たなポーランド・ナショナリズム運動が復活しはじめている」ということ。

第二に、「我々の実践的要求は、現在の力関係のもとで獲得できるかどうかで測られるべきではなく、それが現実の社会秩序と両

立できるかどうか、その実行がプロレタリアートの階級闘争の重荷を軽減し促進して、政治支配の道をきり拓くに適しているかどうかによって、測られるべきである」こと。この点についてレーニンは、『わが党の綱領草案』（1899年）で言及している。

第三に、「経済的契機のような若干の契機を過大に評価するけれども、その他の契機をまったく不当にも無視している」こと、つまり言語を無視していること。「ポーランドの三つの地帯の社会民主主義者があらゆる国際問題において統一行動をとり、国際会議で特別の国民〔原語不明〕を代表しているのも、……言語共同体（シュプラーヒゲマインシャフト）のこの圧倒的な影響によるものであって、社会愛国主義的要請の影響によるものではない」。ちなみに、ポーランドでは、ポーランド語を守る地下教育網が形成されていた。

最後に、ロンドン大会に向けた決議案については、「ロシアの革命運動に対して不公正」であること、また、他の多くの「民族的要求の確認を求める権利」の問題も生まれることから、「カウツキーは、ロンドン大会の決議を民族自決権の支持・植民地支配への反対という原則に限ることを主張した」²。

カウツキーの主張には、ポーランドのプロレタリアートをどのように教育し組織していくのかという視点が欠落している。それは、「ブルジョア社会は、スルタン制、ツァーリ制、オーストリアなどの腐りきった建物

¹ ラテン語とわかったのはしばらく経ってからだが、ようやく見つけた『ギリシア・ラテン引用辞典』には、疑問符を除く部分が「ポーランドの終末。（1794年にコンチューシコが言へりと伝ふ）」とあった。コンチューシコは、第二次分割に反対して1794年に蜂起した愛国の士。この論文は未邦訳であるが、多くの論者が取り上げているのでおよその内容が分かる。

² 「民族問題は人類のアポリアか？」 伊藤成彦 『民族問題とアイデンティティ』中央大学出版部 2001/10 所収

をとりのぞく力さえもはやない。だが、我々がいつこの廃墟を一掃できる力を見出しうるかは、予見できないのである。我々に必要なのは、うたがいもなく忍耐にほかならない」（1901年6月5日付カウツキーからアドラーへの手紙）という待機主義に通じる。またそれは、オーストリア社会民主党の創立者アドラーをはじめとする、「悶着」をおこすローザへの嫌悪感に配慮したものらしく、実際的には協調主義であった。

ローザは同じ頃に、「ポーランド社会民主党の戦術のために」（『フォアヴェルツ』）、「ロンドン大会でのポーランド問題」（イタリアの雑誌『クリチカ・ソチアーレ』）も発表しているのであるが、未邦訳のため不明。1895年にポーランド語で書かれたパンフレット『独立ポーランドと労働問題』（実際の発行は翌年。未邦訳）は、阪東『ポーランド人と日露戦争』に概要が紹介されているが、省略。

なお、民族自決＝独立を一般的に否定したというのは、少なくともこの時期のローザには当てはまらない。トルコ問題についての一連の論文でローザは、オスマン帝国においては資本主義の発展が望めないことを理由に、支配下の諸民族の独立を支持しているからである。この一連の論文は、W・リープクネヒトによって『フォアヴェルツ』への掲載を拒否されたために、『ザクセン労働者新聞』に掲載された。ただし、トルコ問題においては、「ルクセンブルクの偶像破壊的発言 [マルクス・エンゲルスの見解への挑戦] に憤激したのは1848年革命の伝統に固執していた老リープクネヒトのみで、のちに他の問題でルクセンブルクの敵手となるベルンシュ

タインやカウツキーは、ルクセンブルクの立場に全面的な支持を表明した」¹という。

1897年、ローザは博士論文「ポーランドの産業的発展」を書き、翌年、ベルリンに移住してドイツ社会民主党（SPD）に入党する。この論文は、かねての主張を経済学的に補強するものであり、カウツキーの第一の批判点への反論でもあった（紹介略）。またこの論文は、「シベリアに流刑されていたロシアのマルクス主義者の入手するところとなり、レーニンは書評を書くことを企てた」（同）という話までである。

なお、マルクス・エンゲルスの多くの見解（例えば、アイルランド問題に対するマルクスの転換）が知られるようになるのは、まだ先だったことを忘れてはならない。ポーランド問題やトルコ問題をめぐる論争の発生は、マルクス・エンゲルスの「遺産」だけでは民族問題への回答ができなくなったことを示している。

ところで、ポーランド王国社会民主党（SDKP）の国内組織は、弾圧によって、1895年にはほとんど消滅していた。ポーランド王国社会民主党（SDKP）は、リトヴァ出身のジェルジンスキ（エスニシティーはポーランド人。あのジェルジンスキ）、トルシェヴィチらの主導のもとに、1900年、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）として再建される。1900年2月のライプツィヒ協議会で、『独立ポーランドと労働問題』の国内搬入中止が決定され、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）第2回大会（1900年8月）で、「ポーランド民族とリトヴァ民族その他の完全な自治に基づく [ロシア] 憲法の獲得、その後自由な政治集

¹ 「東欧の民族問題とマルクス主義の民族自決権概念」伊東孝之『スラヴ研究』18号所収

団による連邦制」が決議されるなど、ローザの路線に対立的な一時期があった（02年には、ローザ、ヨギヘスの主導権復活）。その背景としては、王国以外の地域での社会民主主義の成長があり、独立否定だけでは対応しきれなかったことが考えられ、また、カードルの交替という主体的な要因もあったようである（間口の広いポーランド社会党（PPS）国内組織も動揺していた）。

ローザは1900年に、ポーランド語によるパンフレット『民族性の擁護のために』（未邦訳）をポズナン（独名ポーゼン。プロイセン領）で発刊している。それは、「プロイセンの文化大臣が、ポーゼン市の学校で唯一ポーランド語で行われていた宗教教育の授業をドイツ語で行うよう指示したこと」¹に対する抗議であり、「ポーランド民族性の擁護をドイツ社会民主党（SPD）とドイツ労働者階級との同盟という『階級的立場』から行うことを主張した」（同）。

〈2〉ユダヤ人ブント

「西ヨーロッパにおいてユダヤ人が虐殺されたり、焼かれたりしていた時代には、多数のユダヤ人は、資本主義がまだ浸透していない諸国に避難所を求めていた。かくて、19世紀の初めには、大多数のユダヤ人は東ヨーロッパ、それも主にポーランド連合王国の旧領域に居住していた。この呑気な小貴族たちの天国において、ユダヤ人商業階級は広い活動の場を見出していた。……しかし18世紀、政治的混乱と経済的衰退によって、ポーランドの封建制は致命的な打撃を受けた。そ

してそれとともに、東ヨーロッパのユダヤ人のそれまでの立場も動揺を開始した。西ヨーロッパで消滅しようとしているユダヤ人問題が、東ヨーロッパで猛烈な勢いではじけ始めたのである。……かくて、東ヨーロッパのユダヤ人の経済的地位の破滅は、今度は全世界へのユダヤ人の大量移住をひきおこすこととなる。そして、いたる所で、さまざまな形態、さまざまな側面において、東ヨーロッパからのユダヤ人移住の波はユダヤ人問題を再び燃えあがらせたのである」²。

ポーランドを併合したロシアは、世界のユダヤ人口の半分を抱えることになった。「19世紀末段階でロシア帝国の全ユダヤ人の94%が『定住区域』〔ほぼ旧ポーランド領の25県で、これ以外の地域では商人・町人身分のユダヤ人は登録できない〕内に居住し、そのうちの82%が都市〔行政上の単位〕かシュテットル〔『郡部』におけるユダヤ人集落〕に居住していた」³。「町人身分（ここでは職人身分も含めて考える）の比率は94%強であり、ロシア帝国臣民の中では異常に高かった。農民身分……は逆に異常に低かった。商人身分も、ユダヤ人社会の中で微々たる少数者にすぎなかった……〔が〕『定住区域』内の商人身分全体の中ではきわめて高い比率を占めていた」（同）。ここでの商人身分とは商人団に登録されている者を指し、「町人商取引」従事者は町人身分となる。

「ユダヤ人の職業構成は著しく商業と手工業に偏しており〔約75%〕、……一見すると、『土着』住民の共同体の間隙にあって

¹ 「民族問題は人類のアポリアか？」 伊藤成彦 『民族問題とアイデンティティ』中央大学出版部 2001/10 所収

² 『ユダヤ人問題の史的展開』 アブラム・レオン 柘植書房 1994/12

³ 「近代ロシアにおけるユダヤ人およびユダヤ人問題」 原暉之『愛知県立大学外国学部紀要』8号所収

主として商業・手工業・酒造販売・旅籠屋・種々の周旋業などに従事していた旧ポーランド国家内のユダヤ人の社会構造は、そのまま19世紀末まで保存されているかのようにすら見える。しかし、……ロシア社会の資本主義化にともなう伝統的社会構造の解体が着実に進行しつつあった……〔結果、〕圧倒的多数者をなす農村のロシア人農民にとって、ユダヤ人とはまず、穀物を買集め、生活必需品を売る……存在であった」（同上）。「工場労働者人口に占めるユダヤ人の比重が最も高かった地域は、ロシアの工業発展が最も立ち遅れていたとも言えるベロルシア・リトヴァであった〔つまり、零細企業が多い〕。……工場労働者に比べて手工業職人が圧倒的に多かった〔製造業有業人口の90%強〕」（同）。

「ツァーリ暗殺事件〔1881年3月1日〕の1ヵ月半後に始まり、ウクライナ一帯を席捲した一連のポグロームは、近代ユダヤ史上重大な画期点をなした」（同上）。ほぼ同時期に、ドイツおよびオーストリア・ハンガリーにも反ユダヤ主義運動がおこっている。「人民のヴォーリヤ」党までが反ユダヤ主義を煽動し、そのことは、「労働解放」団創立メンバーであるユダヤ人のチェイチ、アクセリロートに深刻な影響を与えている。以後、大量の国外移住（主にアメリカ）が恒常化し、シオニズム運動が始まったのもこの頃である。

「隔離政策の貫徹……国外移住奨励・ユダヤ教撲滅、これこそが〔19世紀末段階の〕ツァーリズムにとってのユダヤ人問題『解決』の綱領だった」（同）。

「ブントの前身ないし母胎とも言うべき、『ヴィリノ〔現在リトアニアの首都ヴィ

リニユスの露名、波名ではヴィルノ、独名ヴィルナ〕・グループ』として知られるユダヤ人社会民主主義者インテリ集団は、1889年から1890年に生まれた。劣悪な労働条件を強いられていた手工業職人はとくに1880年代末から1890年代初にかけて、ヴィリノ、次いでミンスクなどにおいて……『カッサ』（=自助基金）と呼ばれる職種別組合を形成し、1892～93年に仕立職人を中心とする大衆的ストライキの地平を拓いた。このストライキ運動は『ヴィリノ・グループ』の『煽動戦術』によって方向づけられて労働時間短縮をかちとり、この『ヴィリノ方式』が首都をはじめロシア各地の労働運動に先例を示した……。『ヴィリノ・グループ』の主だったメンバーは、……活動開始時に20代前半の若い世代であり、旧套的なユダヤ人社会からドロップ・アウトして半ばロシア化しつつも、かと言ってロシア社会に迎えられず、……ユダヤ人大衆に自らの根を求めざるを得ない状態の急進主義者たちであっただろう」（同上）。

当時のヴィリノの人口の40%がユダヤ人、31%がポーランド人。パイプス『レーニン主義の起源』によると、「煽動戦術」は前出のポーランド労働者同盟（ZRP）が始めたものという。いずれにせよ、「煽動戦術」はパンフレット『煽動について』（04年？）で定式化された。「これは、ヴィリノ・グループのリーダーであったクレメール……が、当時ヴィリノに行政追放になっていたマルトフ……の協力をえて執筆したものであった」¹。マルトフはこれを、04年10月にペテルブルクに持ち込んでいる。

ロシア語文献による「サークルの時代」

¹『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

「宣伝の時代」から「煽動の時代」への転換は、ユダヤ人社会主義者が「イディッシュ [『イディッシュ語』との使用もあるが、『イングリッシュ語』と同様のニュアンスを持つので用いない] の世界に降りて行くことを必要とした」¹。それは新たな文化運動の展開を伴い、「1895年には……ヴィリノに『通俗語 [原語はジャルゴンだが、イディッシュのこと] 委員会』が設立され、やがてマルクスやラサール、ヴェルヌやトルストイの古典が翻訳され、数々のイディッシュ・パンフレットが発行されるようになった」(同)。

かくして、「シオニスト第1回大会の翌月にあたる1897年9月25～27日、ヴィリノでブントの結成大会が開かれた」(同上)。ユダヤ人ブント(これはイディッシュで、露語ではソユーズ)の正式名称は、「在ポーランド・ロシア・ユダヤ人労働者総同盟」(1901年に「在リトヴァ・ポーランド・ロシア・ユダヤ人労働者総同盟」と改称)である。「この大会は、全ロシア的党が創立された場合には、ユダヤ人ブントはユダヤ人に関する問題を決定する権利をもつ自治的セクションとしてそれに加入する、と決定している」²。

「煽動戦術」を採用したポーランド、ロシアの各都市の組織が、その公然活動のために弾圧を招き、解体していったのに対して、ブントは大衆組織として拡大していく。「ブントは、単なる政治団体であるにとどまらず、イディッシュ運動を支え、また自らもそれによって支えられるという性格をもってい

た。歴史上、ことばにこれほど深く自己の運命をかけた政治団体を他に見出すことは困難である」³。「全体としては、『ブントはほかならぬ政治運動というよりはむしろ、一種の社会制度にますますなっていく』という評価が当たっていると思われる。古い伝統的ユダヤ人社会の外に紐帯の場を求めていた労働者大衆にとって、ブントは、経済的・文化的貧困からの解放の糸口を与えてくれる結集体だった」⁴。

以上を見るならば、ロシア社会民主労働党(以下、ロシア党と略)の創立大会(1898年3月1～3日)で、ブントが中心となったのも当然であった。大会ではまず党名が議題に上り、「ルースカヤ(ロシア人の)」ではなく「ロシースカヤ(ロシアの)」と決定した。また、11項目の大会決定のうち、「唯一綱領的原則を表明しているのは、第8項後半部であり、それは『党は各民族の自決権を承認する』と述べている。……さらに、ユダヤ人ブントに関しては、それが『“自治的組織”として党に加入し、とくにユダヤ人プロレタリアートに関する問題のみ自立的である』(大会決定第1項)とされた」⁵。

ポーランド社会党(PPS)は、大会参加にあたって、「その綱領にロシアからのポーランドの分離をいれること、ポーランドとリトヴァでは同党以外の組織と接触しないことを条件にだした」(同上)。後者の条件は、ブントを無視するものであり、論外であった。

¹ 「近代ロシアにおけるユダヤ人およびユダヤ人問題」 原暉之『愛知県立大学外国学部紀要』8号所収

² 『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

³ 『ことばと国家』 田中克彦 岩波新書 1981/11

⁴ 「近代ロシアにおけるユダヤ人およびユダヤ人問題」 原暉之『愛知県立大学外国学部紀要』8号所収

⁵ 『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

「1896年に創設されていたリトヴァ社会民主党 [ポーランド社会党 (PPS) 系] は、……連合的基盤での全ロシア的党の組織化、リトヴァの領土的自治を要求していたために、党創立大会への参加を拒否してきた」¹という。「ポーランド王国社会民主党 (SDKP) は、いまだ弱小组織とみなされて」(同) おり、また、「労働解放」団は理論活動偏重への不信から、大会に招請されていない。周知のように、大会で選出された中央委員会は直後の逮捕によって解体する。

ポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) の母体の一つに「ポーランド社会民主主義者 (SDP) グループ」があったが、このグループはブントと結びつきが強かった。「ポーランド社会党 (PPS) を民族主義だと非難するユダヤ人ブントは、提携すべきポーランド人の社会民主主義組織の創設に強く働きかけ、技術面での支援に留まらず、カードルの提供さえ行っている」²。

01年5月(露暦4月か?)に開かれたブント第4回大会は、次のような決議を採択した。「大会は、社会民主党綱領の内容に則って、いかなる階級的抑圧、いかなる市民的抑圧、いかなる民族的抑圧、いかなる言語的抑圧も許されないということを認める。また大会は、多数の諸民族から構成されているロシ

アのような国家は、地域や住民に関係なしに、すべての諸民族(ナツィオナリテート[?])の完全な民族自治を有する諸民族の連邦主義(フェデラツィオーン・デル・ナツィオナリテート)に改造しなければならないということをも認める。さらに大会は、民族(ナツィオナリテート)という概念がユダヤ人にも適用可能であるということをも認める。だが、大会は、ユダヤ人の民族自治の要求は、現在の情勢のもとでは時期尚早であるとする。したがって、大会は、現下の情勢のもとではユダヤ人に対する例外法と闘い、ユダヤ人の民族的抑圧に抗議することで十分と見なすけれども、それは、プロレタリアートの階級意識を曇らせたり、ショービニズムに導くような民族感情を燃え上がらせることなしに、行われなければならない」(3からの孫引き。4では「連邦主義」の部分が「連合体」となっており、ロシア語が添えてある)⁵。

また、組織上の決議は、次のようなものである。「大会はロシア党を『ロシア国家に居住している一切の民族の社会民主党の連合体』とみなし、ユダヤ人プロレタリアートの代表者としてのブントは、そのなかに連合の一部として加入することを決定する。この決定の実行はブント中央委員会に一任する」。

¹ 「ロシア社会民主労働党創立大会」 加藤一郎 『ロシア史研究』24号所収

² 「ポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) の民族理論形成史上の一局面」 川名隆史 『東欧史研究』7号所収

³ 『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

⁴ 「近代ロシアにおけるユダヤ人およびユダヤ人問題」 原暉之 『愛知県立大学外国学部紀要』8号所収

⁵ 「05年に至るまで、ブントの大会(7度開催)での討議がもっぱらロシア語で行われていた……。 (13年後の)1910年からようやくブントは自らの言語をイディッシュとすることを公にした」(カンツェーヴィチ「ポーランド社会党 (PPS) とブントの論争」 『ポーランド史論集』所収

同年9月末に開かれた「ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）第3回大会はユダヤ人ブントについて、『この党のユダヤ人問題での見解には同意できないが、この党が自立した友党組織であることは認める』と決議した。ところが、断片的に残る議事録には、この決議をめぐる次のような記述がある。『……全員がマリアの見解〔ユダヤ人の自治には根拠がない〕に同意した。だが戦術上の考量から全員がザレフスキの決議案〔ユダヤ人の自治承認〕を受け入れた』¹。ブントとの関係は変化したのである。

〈3〉ロシア党2回大会と

レーニンの諸論文

全体ロシア党大会の開催要求は、進んでいたポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）およびブントから始まった。

1901年3月、SDKPiLは、『イスクラ』編集部、ユダヤ人ブント、ラトヴィア社会民主党（これについてはよく分からない。04年創立と書いてある文献もある。ただ、資本主義化はかなり進んでいたようである）、「在外同盟」に書簡を送った。それは、「ロシア党の諸委員会、ユダヤ人ブント、SDKPiL、ラトヴィア社会民主党、フィンランド労働者

党〔これも不明。03年創立との文献あり〕の代表から成る大会の開催を提案」し、その議題として、「諸民族に完全な民族自治を保障する民主的憲法の要求」と民族自決権の要求、「連合原理に基づくロシアの社会民主党の組織化」などをあげている。「いかなる場合でも全体党に『従属してはならない』という原則がすでにライブツィヒ会議で確認されている」（同上）以上、全体党は連合原理に基づくしかない。

「当時は、『イスクラ』はこの手紙について報道はしたものの、この提案に具体的に対応できる状況ではなかった²。ただ、02年に入って、ローザは『イスクラ』を称賛し、マルトフやダンと会っていたという。しかし、『イスクラ』21号（02年6月1・14日）に発表された綱領草案に対して、「『社会民主主義評論』〔ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）在外委員会機関誌〕4・5号（02年12月）はその全文をポーランド語で掲載するが、同時にヨギヘスによる『ロシア社会民主主義のプログラムへの若干の評』をそえている」（同）。その論評でヨギヘスは、民族自決権への疑念を表明した。³

一方、ユダヤ人ブントも「在外同盟」とともに、01年後半から党大会の開催を提案

¹ 「ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）の民族理論形成史上の一局面」 川名隆史『東欧史研究』7号所収

² 『ポーランド人と日露戦争』 阪東宏 青木書店 1995/3

³ 『イスクラ』による綱領草案発表に関して、次のような記述があった。その草案に対して、「その年のあいだ、誰も『批判的コメント』や『修正提案』を出さなかった（例外はラトヴィア人同志による『ジーズニ』の小論文である）。にもかかわらず、『イスクラ』の見解に完全な同意を表した『決議』が約15の委員会によって採択されている。これは党の綱領を立案するという複雑で困難で重要な問題に対して同志たちが十分な注意を払わなかったということを示している」（アキモフ『ロシア党第2回大会』）。これは大会直後に書かれたものようで（ネットで偶然ヒット）、大会準備過程における『イスクラ』派の「策略」も暴露した。ちなみにアキモフは、「我々の綱領は、基本的な原則からもっとも小さな実践的要求にいたるまで、全面的に書き換えられなければならない」と主張している。

する。経過は省くが、『イスクラ』派はブントの影響排除の方向で大会準備に着手した。このような情勢の中で、レーニンの諸論文が発表された。テーマに従い、二つに分けてコメントする。

まず、ユダヤ人ブントについて。

前出の『ブントの声明にかんして』は、『イスクラ』32号（03年1月15日）に発表された「組織委員会の結成にかんする通知」に対するブントの声明を批判したものである（ブントは組織委員会から排除されていた）。「連合制と民族という問題」には論及されているが、もっぱら大会の組織問題に限られている。2月の組織委員会総会にブントは参加したが、ブントの各地方委員会が個別に党大会への代議員を選出するという要求は退けられ、ブントは総体で5票に制限された。

『イスクラ』34号（2月15日）に掲載されたレーニンの論文、『ユダヤ人プロレタリアートに「独自の政党」が必要か？』は、「独自の政党」を宣言したブントに批判されたエカチェリノスラフ（現在のドニエプロペトロフスク）委員会を擁護したものである。この論文によれば、エカチェリノスラフ委員会によるユダヤ人労働者への呼びかけに対するブントの批判は、①ユダヤ人プロレタリアートを別個に組織する必要性を理解しておらず、ブントを無視していること、②反ユダヤ主義をブルジョア層と結びつけていること、の二点であった。①に対してレーニンは、「南ロシアにかんしては、第4回ブント大会は、ユダヤ人組織が党委員会の構成にはいつている都市や、ユダヤ人組織の必要性がこれらの党委員会から分立して組織をつくらなくても完全に満足されうる都市では、個々のブ

ント委員会を組織しないことを決定した」ことを理由に、エカチェリノスラフ委員会を支持する。②に関しては、反ユダヤ主義は「労働者大衆のうちに根をおろした」というブントの主張に、反ユダヤ主義は「ブルジョア層の利益にうたがうことのできない関連をもっていること」を対置するにとどまっている。レーニンは、ブント4回大会の「連合制」から「独自の政党」への移行を、「民族問題にかんする基本的誤謬を背理にまでおしつめること」と批判した。

6月（露暦）に開かれたブント5回大会は、党内におけるブントの地位についての規約草案を決定した。その第1条は、「ブントはロシア党の連合的構成部分である」となっており、第2条は次のようなものであった。

「ブントは、その行動においていかなる地方的枠によっても制限されない、ユダヤ人プロレタリアートの社会民主主義的組織であって、ユダヤ人プロレタリアートの唯一の代表者としてロシア党に所属する。そのさい、特定の地域に、党に所属する他の諸組織とならんでブントもまた活動している場合には、その地域のプロレタリアート全体の名における行動は、ブントの参加があってはじめて許容される」。また、南部での活動に関する4回大会の決定（上記）を廃止した。（2回党大会閉会直後の『イスクラ』に載ったレーニンの論文『ブント民族主義の最新の言葉』は、この規約草案を批判している）。ブントは、このような態度で2回党大会に臨んだのである。

「大会の非合法的開催の組織的準備活動を、ツァーリズムの政治警察の眼をくぐってなしとげ、代議員の多くを国境をこえてブリュッセルにまで運ぶ等のいわゆるテク活動を

になったのは、ほかならぬブントだった¹という。

ロシア党2回大会は、7月17日～8月10日（露暦。西暦はこれに13日を足す）に開かれた。最初の議題が、党内におけるブントの地位である（この議題を最初にするかどうかの採決は、賛成30、反対10、棄権11。反対票はブント5、ラボーチェエ・チェーロ3、中間分子2）。「リーベル〔ブント代議員〕は、連合制と中央集権化は何ら矛盾するものではなく、〔自治制が地方分権主義であるのに対して〕連合制は中央集権化の最高形態であるとまで主張した²。しかし、マルトフが提出した、連合制に反対する原則的な決議が、ブントの5人を除く全員の賛成で採択された。ここでブントが退場したわけではない。「実践的な解決は組織関係を審議するまで延期された」（『一步前進、二歩後退』レーニン）からである。

例えば、同上書「ホ 言語の同権事件」を参照されたし。また、「大会は『民族自決権』に関する決議を可決したが、あらゆる少数民族のための『文化的発展の完全な自由を保証する制度』の確立を提案したメテム〔ブント代議員〕の修正案は拒否した³。そして周知の規約1条問題では、ブントはマルトフ案に賛成した。前記したブントの規約第2条が表決にかけられたのは、8月5日頃と思われる。その結果は、賛成5、棄権5、残りが反対。「ブントの代議員はブント第5回大会から、みずからの要求が否定されたばあいには、党大会を退場せよとの指令をうけて

いたので退場⁴した。

10月22日付『イスクラ』に掲載されたレーニンの論文『党内におけるブントの地位』は、激烈を極める。それは、ブントの主張を、「一般的な組織原則」「歴史の教訓」「民族の観念」の三点にわたって批判した。一点目の特殊と一般の関係は、形式的にはその通りである。しかし、二点目において踏まえるべき、ブントの政治的・社会的性格（その歴史）の考察が欠けている。そして、三点目こそ問題としなければならない。

これまでの論文でレーニンは、ユダヤ人は民族であるという前提で批評してきた。だが、ここでその前提をひっくり返している。レーニンは、「もっともすぐれたマルクス主義理論家のひとりであるカール・カウツキー」と、「フランスのユダヤ人、急進党員アルフレッド・ナケ」の論説（言語と地域を指標とする民族概念）を援用して、次のように言う。「ブント派にのこされているのはロシアのユダヤ人の特別な民族という思想をつくりあげることだけだが、このロシアのユダヤ人の言語は通用語（ジャルゴン）で、地域はユダヤ人居住地〔ゲットーと訳しているものもある〕なのである。学問上の点でまったくなりたない特別なユダヤ民族（ナロード）という思想は、その政治的意義からいって反動的である」（この決めつけはかなり差別的だ）。さらに、「周囲の住民とのユダヤ人の同化のうたがない進歩」の観点から、「ユダヤ人問題はまさにこうたてられる、——同化か孤立か？ と。——そしてユダヤ『民族

¹ 『20世紀の民族と革命』 白井朗 社会評論社 1999/7

² 『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

³ 『マルクス主義者とユダヤ問題』 トラヴェルソ 人文書院 2000/6

⁴ 『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

（ナツィオナーリノスチ）』の思想は、その一貫した擁護者（シオニスト）にあってはもちろんのこと、それを社会民主主義の思想とむすびつけようとしているもの（ブント派）にあっては、あきらかに反動的な性格をおびている」と主張した（ブントによるシオニズム批判は後に見るつもり）。

レーニンは、「学問」の権威を援用することでユダヤ人が民族であることを否定してしまい、党が被抑圧民族をいかに組織していくのかという課題を捨象した。この論文の調子は、ブントが脱退したことと関連しているはずである。レーニンのユダヤ人規定がしばしばブレるのは、これから見るであろう。レーニンが引用したカウツキーの論文「キシニョーフの大虐殺とユダヤ人問題」（03年）における「民族」は、ナツィオンらしい。また、「『ノイエ・ツァイト』、1903年、第2号」（レーニン論文）のカウツキー論文は「オーストリアの危機」で、「『言語としての民族』論（民族＝『言語共同体』説）を定式化」¹したものである（これについては後に言及）。なお、『権力への道』（09年）までは正しかった、というレーニンによるカウツキー評価は、全面的に再検討する必要があると思っている（学者先生には、論文の邦訳をお願いしたい）。

『党内におけるブントの地位』の訳者は、ジャルゴン（英語ジャーゴン）を「通用語」と訳しているが、研究社『新英和中辞典』によれば、「①（普通の人にはわからない）専門語、職業語、通語、隠語……②aわけのわからない言葉、……bひどい方言、（未開人などの）野蛮な言葉」。

ちなみにトロツキーは、ブントの規約草

案について、次のように述べている。「以前、……ユダヤ人プロレタリアートの間での社会民主党の利害の代表者であったブントは、今や社会民主党に対するユダヤ人プロレタリアートの利害の代表者になった。それだけではない。……階級的観点が民族的観点に従属し、党は『ブント』の統制下に置かれ、『普遍的なもの』が『特殊的なもの』の支配下に置かれている」（『シベリア代議員団の報告』）。

次に、民族自決権について。

前出の『アルメニア社会民主主義者の宣言について』は、アルメニア社会民主主義者同盟（後に出てくるシャウミャンが組織したと思われる）の綱領を全体的には支持しながら、「連邦共和国」の要求に対しては批判したものであり、民族自決権について初めて解説したものである。レーニンは、次のように主張した。「民族問題において、ロシアのすべての社会民主主義者が指針としなければならない二つの基本原則……の第一は、民族自治の要求ではなく、政治的ならびに市民的自由と完全な同権の要求である。その第二は、国家を構成する各民族にとっての自決権の要求である」。これを徹底して、「連邦共和国」ではなく、「民主共和国一般の要求にかぎるべきである」。「プロレタリアートのなすべきことは、ありとあらゆる民族のできるだけ広範な労働者大衆を、いっそう緊密に結束させ、民主共和国および社会主義をめざす、できるだけ広範な舞台における闘争のために、彼らを結束させることである」。

「各民族にたいして自決権をみとめよ、という要求は、それ自体としては、つぎのことを意味するにすぎない。すなわち、われわれ

¹『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

プロレタリアートの党が、暴力化もしくは不正によって、外部から民族自決に影響をあたえようとするいっさいの企てにたいして、つねに無条件に反対しなければならぬ、ということである。自分のこの消極的な義務（暴力にたいする闘争と抗議）をつねにはたすにあたって、われわれ自身としては、民族の自決でなしに、各民族内のプロレタリアートの自決について配慮するものである。こうして、ロシアの社会民主党の一般的な、基本的な、つねに義務的な綱領は、市民の完全な同権（性、言語、宗教、人種、民族等々にかかわりない同権）と、彼ら〔市民か？〕の自由な民主的自決の権利とを要求することだけであらねばならぬ。民族自治の要求の支持……は、個々の特殊な例外的な場合にだけ、プロレタリアートにとって必要なものとなりうるのである」。

ここでは以下の指摘にとどめる。アルメニア社会民主主義者同盟の「宣言」は、「さまざまな文化的発展段階にあるいろいろの民族が多数ロシア国家の構成にくわっていることを考慮し、しかも地方自治の広範な発展だけが、これらの異種的な分子の利益を保障できるものと考えて、われわれは、将来の自由なロシアでは、連邦共和国の制度をとることが必要であると考え。……われわれは、あらゆる民族に自由な自決の権利をみとめる。なぜなら、われわれは、民族の自由は、市民的自由一般のうちの一つにすぎないと考えるからである」と述べている。レーニンの論評は、もっぱらこの部分に限られていた。しかし、「宣言」は、続けて次のように述べている。

「この命題から出発し、……カフカスの種族的構成の雑多なことと、個々の種族のあ

いだに地理的区分が存しないことを考慮にいれるとき、われわれは、カフカスの諸民族のための政治的自治の要求をわれわれの綱領にいれることが、可能だとは考えない。われわれは、文化生活にかんする自治、すなわち言語、学校、教育などの自由にかんする自治だけを要求するものである」。

レーニンは、この部分の考察をしていない。カフカスは、現在の地図を見ても、独立共和国、自治共和国、自治州がモザイク状にあるように、多数の民族がよりあっていた。いわゆる三大民族にしても、グルジア人は南カフカス諸語系でグルジア正教、アルメニア人はインド・ヨーロッパ語系でアルメニア・グレゴリウス派、アゼルバイジャン人はチュルク（トルコ）語系でイスラム教シーア派である。しかも「地理的区分が存」せず、例えばアルメニア人は広く散らばっており、商業ブルジョアジーが発展していたことによって、「カフカスのユダヤ人」と差別的に呼ばれ、各地で対立が生じていた（現在のグルジアの首都チフリスでは、アルメニア人の人口が一番多かった）。さらにカフカスは、トルコ、ペルシャ、ロシアの角逐の場であり、諸民族に複雑な影響を及ぼした（数度にわたるトルコのアルメニア人虐殺）。現在のチェチェンやオセチアの問題を見よ。「宣言」作成者がオーストリア社会民主党を知っていたかは不明であるが、文化的自治の要求はこのような条件に基づいている。

「ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）からの〔上記レーニン論文への〕反論は『社会民主主義評論』03年2月号の論説『ポーランド問題、民族問題に関するロシア社会民主主義者』に表明されてい

る」¹というが、不明。そして、ポーランド社会党（PPS）からの反論に回答したのが、2回党大会直前の『イスクラ』44号（7月15日付）に掲載された『われわれの綱領における民族問題』であった（無署名だったという）。この論文は、「自決」と「自決権」を同一視する「誤解」を批判しているが、主張としては、「プロレタリアートの階級闘争……の利益に、民族自決の要求を従属させなければならない」ということにつきる。

以上の二論文が、この時期のレーニンの民族問題に関する綱領的見解である。これらを検討することにしよう。便宜的に、『イスクラ』33号論文を前論文、同44号論文を後論文（文庫は訳がよくないので、引用は全集）とする。

第一に、レーニンは、民族問題をロシア全体党の綱領、すなわち民主共和制の憲法の一部として提出していた。従って、それは一般性・抽象性を免れず、個々の問題の処方箋として直接に役立つものではなかった。綱領草案では、第6条「身分の廃止と、性、宗教、人種の差別なくすべての市民の完全な同権」、第7条「国家の構成に加わっているすべての民族に対する自決権の承認」（ただし、『イスクラ』に発表されたものがこれと完全に同じかは不明）。ちなみに、2回党大会で採択された綱領では、第6条が第7条に繰り上がり、「人種」の後に「民族」が加わっている。第8条には母語の権利が入り、民族自決権は第9条になった。

第二に、民族の文化的自治の見逃しや、2回党大会での「言語の同権事件」に対する態度（レーニンやマルトフら『イスクラ』派の多くは、言語条項に反対した）に示されるよ

うに、レーニンは政治的主体としてのみ民族を捉えている（ブントのところで見たカウツキーの規定の援用は数カ月先）。

第三に、自決権は、——「自分の運命を自分で決定する権利」（後論文）という微妙な言い回しもあるが——基本的には独立する権利と読め、民族自決権の承認は「消極的な義務」（前論文）とされている。「ポーランドのプロレタリアートが自由な独立ポーランド共和国を自分のスローガンとしてかかげるのを、すこしも排除しない」（後論文）。「ジェズイット教徒が自由に煽動をおこなう権利をさえみとめる」（同）というレーニンの例えからすれば、言論の自由に近いものと考えられているのである。この問題は、今は問わない。

第四に、「民族の自決でなく、各民族内のプロレタリアートの自決を促進することを、自己の積極的な主要任務と」（後論文）する。では、「プロレタリアートの自決」とは何か？ これに対する直接の回答はない。ここで先の「微妙な言い回し」が生きてくるのか。いずれにせよ、このレトリックは、レーニンの民族自決権を理解しようとする者に、曖昧さをもたらした。レーニンが強調したのは、次のことである。「真に社会主義的な党が、プロレタリアの意識を墮落させないこと、階級闘争をあいまいにしないこと、ブルジョア民主主義的な空文句で労働者階級をたぶらかさないこと、プロレタリアートの今日の政治闘争の統一を破壊しないこと……この[条件の]もとでだけ自決をみとめる」（後論文）。あまりに抽象的であるが、プロレタリアートは分離独立に賛成しないであろう、とのレーニンの期待と信頼を見るのは不当

¹『ポーランド人と日露戦争』 阪東宏 青木書店 1995/3

か。

第五に、連邦制に行き着く民族自治を支持するのは、「例外的な場合だけ」（前論文）とした。アルメニアの「宣言」と同じように、連邦制と民族自決権の承認とを並行して要求しているエスエル（正式名称は社会主義者・革命家党）を、「ブルジョアの空文句」の一言で片づけている。そして、それに魅せられたポーランド社会党（PPS）の「独立の無条件的要求」を批判した。独立の支持は条件的だからである。「この〔民族自決の〕権利を承認しながらも、民族独立の要求に対する我々の支持をプロレタリア闘争の利益に従属させ」（後論文）なければならない。

ところで、連邦制や民族自治の要求が「自治的な階級国家を創設する要求に必ずおちついていく」（前論文。強調ママ）とはどういうことか？ 入れ子構造的な階級国家のイメージだろうか（後のレーニンによる連邦制批判は、もっとわかりやすい）。

第六に、国家構成においても、党構成においても、民族を理由とした連合主義は許さない、というのがレーニンの主張である。諸民族のプロレタリアートの「もっとも完全な、もっとも緊密な同盟だけが、……〔諸民族プロレタリアートの疎隔をもたらしてきた専制の転覆と、〕完全な政治的ならびに経済的解放の保障をあたえる」（後論文）からである。

「自治」と「自決」、「自決」と「自決権」の区別を明確にし、民族自決権の意義を強調したこと、未熟性を残すとはいえ、ここにレーニンの特徴がある（第二インター・ロ

ンドン大会決議の、英文と独文の問題を思い出されたし）。この立場は、『ノイエ・ツァイト』での論争を研究することから生まれたものであろう。以後のレーニンの民族問題論は、この立場に基づいて発展していく。

03年初めから、2回党大会に向けた組織委員会とポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）との折衝が進められたが、不調だった。「組織委員会としては、結局、大会自身がポーランド党の代表を招待するから、出席してほしいという措置をとった」¹。『イスクラ』派は他方で、ポーランド社会党（PPS）とも接触していたという。「ポーランド社会党（PPS）の方が、ロシアの党と、特にレーニンやマルトフの新しい『イスクラ』グループと、正式の結びつきをもつという考えにたいして、さきにしりごみしてしまった」²。ポーランド社会党（PPS）を名指しで批判した後論文は、この結果を踏まえたものであろう。

「ポーランド人は、『イスクラ』紙で練りあげられていた綱領草案から、民族自決〔ママ〕がロシアの党の綱領に入ることを知ってはいたが、それはたんに形式的な公教要理（カテキズム）にすぎないと考えていたのである。ロシア側の態度をどうみるかについて、かれらの解釈は、以前『イスクラ』紙に掲載されたマルトフの論説〔レーニンの二論文が掲載されたのと同じ33号に載った『40年たって』という、ポーランドの1月蜂起を扱ったもの。内容不明〕にもとづいていた。それは民族自決をはるかに軽く扱い、せっぱつまればかれらも同意できるような立場を述べていたのであった」（同上）。また、ポー

1 『ポーランド人と日露戦争』 阪東宏 青木書店 1995/3

2 『ローザ・ルクセンブルク』 ネットル 河出書房新社 1974

ランド側から『イスクラ』への寄稿があったり、同紙がポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) の『赤旗』創刊を紹介したりしていた。

03年にローザは、ポーランド社会党 (PPS) のドイツ社会民主党 (SPD) からの分離問題に、積極的に介入していた (もちろん分離反対)。一方で、『社会民主主義評論』に「プロレタリアート党の追憶のために」 (未邦訳) を掲載し、「ポーランドとロシアの社会主義の相互関係」と題するロシア語草稿 (後の結果により、パンフレット化は断念) を残している。ともに、過去のポーランドとロシアの社会主義運動を教訓化したものであり、ロシア党との統合への意欲が感じられる。

7月24～29日 (しばらくは西暦)、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) 4回大会が開かれた (ベルリン)。ローザは出席していない。執筆活動に専念させるため、「彼女には組織上の事務にかかわらせない、また正式の会議とか大会にはなんであれ関与させない、という公式の党の決定がなされ」¹ていたという。大会は、ロシア党との統合のための7条件を決定した。「ポーランド社会民主主義者たちの完全な自主性」 (第1項)、「ロシア党の綱領第7条の表現を民族主義的な精神で解釈されないような厳密な表現へと変更すること」 (第5項)、「ポーランド社会愛国主義に対するロシア党の立場をポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) の精神で表現した決議の採択」 (第7項)、等である。「大会決議の枠内で

の白紙委任」の権限をもって、ハネツキとヴァルシャフスキ (ヴァルスキ) が派遣された。

大会組織委員会でゴタゴタがあったが、ともかくも二人は8月4日から大会に参加した (丁度綱領の討論に入った頃と思われる。「連合党」の問題は決着がついていた)。8月5日付のハネツキの手紙からは、「大会の規模とイスクラ派の勢いに驚き、威圧されている様子がかがえる」²。

この頃、レーニンの後論文がローザにわたった。それはローザを硬化させる。一つは、カウツキーの「ポーランドの終末？」を援用していたことである。もう一つは、メーリングの「ゆきすぎ」をとがめていたことであった。「ルクセンブルクのヨギヘス宛書簡によれば、メーリングは、……ルクセンブルクの助言を全面的に受け入れて、この『序文』を書いたという」³。メーリングは、「今日では、ポーランドの再興は、近代プロレタリアートがその鎖を断ち切る社会革命によるのみ可能である」と述べていた。

8月5日、ローザはヴァルスキに次のような指示を送った。「この論説にしたがえばロシア人と合同することの [ポーランド社会党 (PPS) に対抗する武器としての] 精神的価値は事実上消失するし、もともとわれわれが関心をよせたのは精神的側面であったことをロシア人に告げることが特に必要だと思います。……『イスクラ』論文以来、私 (ローザ) はもう全然合同には興味がないし、これ以上どんな譲歩もしてはならないと私が忠告したと、ザスーリチに伝えて下さい」 (ネト

¹ 『ローザ・ルクセンブルク』 ネットル 河出書房新社 1974

² 『ポーランド人と日露戦争』 阪東宏 青木書店 1995/3

³ 『マルクス主義と民族自決権』 丸山敬一 信山社出版 1989/12

ルからの孫引き。 [] はママ)。

ここから先は一直線である。ヴァルスキは綱領第7条に反対して、「国家の構成に入っているすべての民族の文化的発展を保障する機関を設ける」という対案を提示したが、当然拒否された。「指示された通りポーランド人代表は、その後ただちに自分たちの立場についての宣言を委員会に託して、退場した」、「かくて、時間の気まぐれによってポーランド人たちは、ポリシェビキとメンシェビキの路線分裂のはじまりにかかわりあうことを免れた」¹。大会離脱をめぐるポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) の動揺については略。

〈4〉ロシア革命と

ロシア党の統一

レーニン論文『ブントの声明に関して』に「連合制と民族という問題について我々が口火を切った論戦」という章句があるが、この「口火を切った」のはマルトフであり、『イスクラ』によるブント批判の中心は実はマルトフであった。2回党大会においてもそうである。「マルトフは、専制との主戦場から遠く離れた辺境の居住区のかろうじて収支の償うような軽工業に従事しているユダヤ人プロレタリアートの悲劇的弱さを見抜いていたのである。このように孤立しているがゆえにブントの素晴らしい組織もほとんど無駄になっており、ユダヤ人プロレタリアートにたいするそのひたむきな献身も、シオニズムと同様に、それが革命的人材が最も欠乏し、必要とされている重工業中心地から彼らを引き抜い

ているがゆえに、有害となっているのであった」²。

ブント結成に助力し、プレハーノフの反対にもかかわらず『イスクラ』でブントの功績を表明してきたマルトフからの攻撃は、ブントにとってショックだったろう。リーベルは大会で、「君たちは、インターナショナルな運動が存在しないのに、我々にインターナショナルな社会主義を押しつけないのだ」と述べた。ブントが退場したのは、8月18日(西暦)のようである。ただしマルトフは、後にこう述べている。「カフカス社会民主派の代表者が、……精力的に党民族部の承認に反対した」のには「理由があつて」、「カフカス社会民主派を既に1901年にもっとも影響力ある政治勢力としたすべての政治的成功は、その組織の国際主義的〔族際主義的と訳すべきであろう〕構成と性格に基づいていた」(『ロシア社会民主党史』)。なお、マルトフの規約草案では、「ロシア語以外の言語で煽動をおこなっている組織は、中央委員会の承認と直接の統制を受けることを条件として、独自の機関紙誌と執行機関をもつ自治団体を組織することが認められ」³ている。

「レーニンは第2回党大会におけるユダヤ人代議員の数を総数55名のうち約25名と見積もって」(同上)た。「03年10月の在外連盟大会で、トロツキーはレーニンから受けとった次のようなメモを公表した。『トロツキー、マルトフの後で発言し、君も署名した〔ブントに関する〕決議案について一寸した声明をおこなって、これに署名したユダヤ人もまたユダヤ人プロレタリアートの代表だ

¹ 『ローザ・ルクセンブルク』 ネットル 河出書房新社 1974

² 『マルトフとロシア革命』 ゲツラー 河出書房新社 1975

³ 『マルトフとロシア革命』 ゲツラー 河出書房新社 1975

と声明してくれ給え』『連盟議事録』」(同)。レーニン、ブント脱退もやむなし、と決意していたように思われる。アレクサンドロヴァ(大会組織委員会のメンバー)宛の03年5月に手紙には、「行ってしまいたければ、そうするがよろしい。だが、我々は、彼ら[ブント]に決裂のきっかけをすこしも与えてはなら……ない」とある。

最後に「プロレタリアートの自決」に関連して。「1848年という年は、……民主主義の一帰結としての、個人の自決の概念(『ルリタニア¹人は、いかなる国家に属すべきかを選ぶ権利を有する』という命題)から、民族の独立国家をなす客観的権利としての国民性という概念(『ルリタニア民族は、独立国家を自ら構成する権利を有する』という命題)への最初の転化を見た年でもあった」²という一文を発見した。前述したように、当時のフランス語には「自決」を一語で表す単語はなく、「自決権」は、「ル・ド・ロワ・ドゥ・ディスポゼ・ドゥウ・メム」(自分自身で好きなようにふるまう権利)というベタの言い方で表現していたのであった。「プロレタリアートの自決」の「自決」は、やはり「微妙な言い回し」として理解すべきなのである。

日露戦争において、ロシア人はもとより、ツァーリは従属化の諸民族を動員しようとしたため、諸民族の不満が高まった。また、革

命はすべての組織を揺るがした。周知のように、ボリシェビキとメンシェビキは、戦術上においても対立するまでに至った(双方とも、ドイツ社会民主党(SPD)に支持を要請しているが、その辺は省略)。ボリシェビキは、3回党大会(05年4月)の報告をイディシュでも発行している。レーニンが書いたその序文によると、「3回大会では、ユダヤ俗語[レーニン全集ママ]による文献を出版するという決議が可決された」。ここでレーニンは、ユダヤ人を「無権利の民族」と呼んでいる。また、大会でのある演説でレーニンが、「我々はブントを手本にする必要がある。ブントには、組織された労働者の数はいつでも正確にわかっている」と述べているのも興味深い。

「戦争勃発とともにロシアと東方市場が閉ざされたため、ロシア領ポーランドの商業は大打撃を受け、失業と賃金引き下げが労働者を脅かし、前線に送られる兵士徴集が村民を恐れさせた。ポーランドの社会主義政党は、……戦争反対の立場をとり、また活発な反戦運動を展開した。……ピウスツキを指導者とするポーランド社会党(PPS)“古参派”は、日露戦争をポーランド人の対ロシア武装闘争の好機であるとみた[『明石工作』に乗っている]。……これに対して、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党(SDKPiL)は戦争に反対する運動をロシア帝国内の労働運動、社会主義的革命運動に合流させ、彼らと

1 ルリタニアについて ホブズボーム『ナショナリズムの歴史と現在』の訳注にこうある。「ルリタニア 想像上のヨーロッパの小王国で美しく冒険に富む。英国の作家アンソニー・ホープ(1863-1933)の小説『ゼンダ城の囚人』に由来」。カーは、『ナショナリズムの発展』でも、「パタゴニアが云々、ルリタニアが云々」という言い回しを用いている(訳注によれば、「あの国やこの国」との意)。他の著者の場合でも目にしたことがあるので、よく使用される名称なのであろう。

2 『ボリシェビキ革命』 カー みすず書房 新装版1999/3

協力してツァーリ専政の打倒を目指した。……05～6年の政治ストライキがポーランド全土に広まり、学校のポーランド化、ユダヤ系市民の同権、ワルシャワ国会の設立といった民主主義的要求も公然と主張されるなかで、労働者が大量に社会主義政党に参加するようになった。……ポーランド社会党（PPS）“古参派”はロシアからの分離＝独立を目的とする対ロシア武力闘争の方針をますます露骨にし、06年11月、ウィーンで開かれた党大会で孤立し、ポーランド社会党（PPS）“革命派”という別の党をつくった。ここで“革命”というのはロシアに対する武装闘争のことである。[すでに路線転換していた]ポーランド社会党（PPS）の多数派はこれに対してポーランド社会党（PPS）“左派”と称した¹。

「バルト海東岸で生じた1905年革命……の主役は農民であり、彼らが革命の目標としたのは、バルト・ドイツ人地主貴族[人口の2%に満たないのに、土地の6～7割を所有]であった。この革命の波は、主にエストニア人、ラトヴィア人の居住地域、かつてのリヴォニア……に広がっていった²。

革命期には、民族主義的組織も活発になり、社会民主主義組織と競合した。例えば、ラトヴィア社会民主連盟とラトヴィア社会民主労働党（04年夏に結成——レーニン全集訳注）、ウクライナ革命党からのウクライナ社会民主党の分離（04年）。フィンランドでは、労働党が社会民主党と改称していた（01年）が、民族主義的革命家ツィリアク

スは「明石工作」の一方の首謀者である。

また、「諸民族の緊張と矛盾を孕んだ諸関係を最大限に増幅しつつ、民族的対立を挑発し、諸矛盾を『民族問題化』するツァーリズムの支配、抑圧³が「もっとも極限的な形態」をとり、ポグロムが各地で吹き荒れ、05年2月のバクーにおける「アルメニア人・タタール人大虐殺」（実質はムスリムによるアルメニア人虐殺）が引き起こされている。

「日露戦争がはじまり、革命的昂揚の到来が予想されると、再度、ロシア帝国内の社会民主主義組織を統合しようとする企てがなされた。その発意者となったのは、ユダヤ人ブントであった⁴。ブントがラトヴィア社会民主党と協力して開催した05年1月のリガ協議会は「失敗」（参加を要請したポーランド諸党らが不参加）したが、「05年7月のユダヤ人ブント・ポーランド王国・リトヴィア社会民主党（SDKPiL）合同協議会、同年9月ロシア党、ユダヤ人ブント、ラトヴィア社会民主党、ポーランド王国・リトヴィア社会民主党（SDKPiL）、ウクライナ革命党の参加する協議会、ひいてはストックホルム統一『第4回』党大会での民族組織の加入につらなる伏線となっている」（同）。

「05年末には両派[ポリシェビキとメンシェビキ]の……『合同中央委員会』が発足した。さらに、06年2月7日、合同中央機関紙『党通報』が創刊され」（同上）た。この頃には、「国会ボイコット」をめぐる論争で、ポーランド王国・リトヴィア社会民主党（SDKPiL）、ブント、ラトヴィア社会民主

¹ 『ポーランド入門』 阪東宏編 三省堂選書 1987/6

² 『物語バルト三国の歴史』 志摩園子 中公新書 2004/7

³ 『民族の問題とペレストロイカ』 高橋清治 平凡社 1990/8

⁴ 『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

党がボリシェビキと同じ立場であることがはっきりしてきている。『党通報』2号（3月20日）に、レーニン執筆の「ロシア党統一大会に提出すべき戦術綱領」が発表された。そのなかの「民族的社会民主主義政党にたいする態度」には、次のように書かれている。

ブント結成に助力し、プレハーノフの反対にもかかわらず『イスクラ』でブントの功績を表明してきたマルトフからの攻撃は、ブントにとってショックだったろう。リーベルは大会で、「党は、各民族の社会民主主義的プロレタリアートの文化的・生活的特殊性をも考慮するとともに、彼らのあらゆる党的利益と要求をみたくすよう実際に保障しなければならない。このような保障の方法となりうるのは、当該民族の社会民主主義者の特別の協議会をひらくこと、党の地方機関、州機関および中央機関に少数民族の代表をいれること、文筆家、出版者、煽動化、等の特殊なグループをつくることなどである。備考 党中央委員会に少数民族の代表をいれることは、たとえばつぎのような方法で組織することができよう。すなわち、現在〔民族的〕社会民主主義組織が個別的に存在するようなロシアの地域の地方大会によって指名された候補者のうちから、一定数のメンバーを全党大会が中央委員のなかにくわえるという方法が、それである」。レーニンによれば、これは「譲歩」（『ロシア党統一大会についての報告』）であった。

ロシア党4回大会は、06年4月10～25日に開催された。「大会には、……〔地方組織の代議員の〕ほかに、民族的社会民主主義政

党の代表が、つぎのようにくわった――ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）、ブント、ラトヴィア社会民主労働党から3名ずつ、ウクライナ社会民主労働党、フィンランド労働党から1名ずつ、それにブルガリア社会民主党の代表1名」（レーニン全集訳注）。「周辺民族の党の代表を参加させる件でも、これらの党の全国党との統合の件でも、そのイニシアティブをとったのはボリシェビキであり、メンシェビキは抑制的であった」¹。

「ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）中央機関は06年初頭、ロシア党『合同中央委員会』と合同交渉にはいった。……交渉はスムーズに進展し、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）は『ロシア党の領土的組織』として、後者に『融合』（スリヤーニエ）した。そして、この『融合』条件は6月のポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）第5回大会で承認され、ヴァルスキとジェルジンスキを中央委員会に派遣した。またラトヴィア社会民主党は、……『自治的・領土的社會民主主義組織』として『合同』（オビエヂニエーニエ）した。この『合同』条件は、7月5日にリガで開かれた同党の第3回大会で承認された。……これ以後同党の正式名称はラトヴィア地方（クライ）社会民主党となる。そして、ダニシェフスキを中央委員会におくった。ところが、ユダヤ人ブントの合同は少々難こうした」²。

ブント6回大会（05年10月）は、次のような要求を掲げた。「①ユダヤ人の完全な市

1 『ポーランド人と日露戦争』 阪東宏 青木書店 1995/3

2 『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

民的かつ政治的同権②裁判所、官庁、県行政と地域行政機関での、ユダヤ語使用の法律的保証③文化的民族自治。……」（¹からの孫引き）。ブントによる「6項目の『最後通牒的合同条件』……のうち議論をよんだのは、おもに第1項『ブントは、いかなる地域的枠組によってもその活動を制限されないユダヤ人プロレタリアートの社会民主主義組織である』、および第4項後半部『ブントは民族問題に関する綱領においては、ブント第6回大会が採択した路線にとどまる権利を有する』であった」²。

ヴィリノ委員会の代表がこれに強く反対し、「ブント解体条件に近い」（同上）条件を提示した。「グルジア・メンシェビキのジョルダニアも、ブントの要求をいれれば……カフカス……の諸組織の解体をもたらすであろうと論じた。結局、大会はユダヤ人ブントの合同条件の第1項を承認し、第4項後半部については『民族綱領に関する問題は統一党大会で検討されていないがゆえに未決とする』とお茶をにごすと同時に、『民族別によるプロレタリアートの組織化に断乎として反対する』との決議を採択した」（同）。9月のブント7回大会は、ロシア党との合同を確認し、「中央委員会にアブラモヴィチとクレメールとをおくった」（同）。

ロシア党の統一は、革命のなかで生じた現実を追認したに過ぎず、実際は連合的組織に移行することになる。例えば、「ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）は06年8月、……ロシア党中央委員会のイニシアティブでペテルブルクに設置された政党間

情報局について、ロシアの党がポーランド社会党（PPS）とゼネストについて協議していると『抗議』し、また8月2～3日の各党代表者会議にも出席しなかった」³。ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）は、大衆が掲げた「ワルシャワ制憲議会」の要求を無視し、ポーランド社会党（PPS）左派からの呼びかけにも、かたくなに拒み続けるのである。

そのポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）の主導者たるローザは、05年12月31日にワルシャワに潜入したが、翌年3月4日に逮捕された。しかし6月28日に釈放され、フィンランドに移り、そこで初めてレーニンと会う。意気投合したローザとレーニンの良好な関係は、しばらくの間続いた。07年4～5月に開かれた5回党大会で、ローザはメンシェビキを痛烈に批判している（ちなみにこの大会では、代議員のアンケートが取られた。そのエスニシティ構成によると、ポリシェビキは78・3%と、圧倒的にロシア人が多く、それに対してメンシェビキは、ロシア人が34・0%、ユダヤ人が22・7%、グルジア人が28・9%であった）。また、同年8月の第二インター・シュツットガルト大会では、「軍国主義と帝国主義に反対する決議案」に、ローザはレーニンと協力して追加文を挿入することに成功した。それに喜ぶレーニンに対し、ローザが「ドイツ社会民主党（SPD）は実際には彼の思っている程には反軍国主義反帝国主義の立場に立っていないと忠告した時には、レーニンは彼女を分派主義の妄想にとりつかれているとして無視し

¹『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

²『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

³『ポーランド人と日露戦争』 阪東宏 青木書店 1995/3

た」¹という。

ところで、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）とロシア党との合同については、論争的な問題がある。伊藤成彦²によれば、シュトローベル（この人物の著書には資料満載のようであるが、未邦訳）は、「ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）が発表した契約書には、自治条項が含まれていたが、ロシア語のテキストにはそれがなかった。この事態をポーランド側は、ロシア党がポーランド党の立場を考慮してこの点で綱領を変更したと解釈した。しかしロシア側ではそのような可能性を一瞬たりとも真面目に考えたことはなかった」と述べているらしい。この点は、後のレーニン・ローザ論争に関わってくる。

1 『レーニン』 サービス 岩波書店 2002/3

2 「民族問題は人類のアポリアか？」 伊藤成彦 『民族問題とアイデンティティ』中央大学出版部 2001/10 所収

第二節 カウツキーとバウアーの論争、 スターリン『マルクス主義と民族問題』

既述したように、レーニンの民族問題への関与には、不思議な空白がある。不思議だというのはその長さではなく、この空白の時期にバウアーの大著が出、それをめぐってカウツキーとの論争があり、また、ローザの論文も発表されているからである。

本節では、レーニン空白期に起きた事柄で、タイトルの二つについて扱う。

〈1〉 オーストリアの 社会民主主義運動

「1866年に対プロイセン戦争にハプスブルク帝国が敗北すると、プロイセン主導のドイツ統一が確定し、ハプスブルク帝国はそこから排除されることになった」¹。その結果、「ハンガリー王国に大幅な自治を認めたアウスグライヒ〔妥協〕（1867年）」（同）を余儀なくされる。いわゆるオーストリア・ハンガリー二重帝国（同君連合）である。

「帝国内民族は、主なものでは、全部で11の民族を数えた。それに少数ながらユダヤ人がいた。宗教的にも、国民は、カトリック、プロテスタント、ギリシャ正教、イスラム、その他に分かれていた」²。帝国全体では、支配民族たるドイツ人は23%にすぎない。以下の叙述では、ハンガリーを除外す

る。

オーストリア（「帝国議会に代表を送る諸王国・諸州」であって、正式の国名はない）の民族構成は、ドイツ人35%、チェコ人23%、ポーランド人17%、ルテニア人（ガリツィア東半部およびその周辺のウクライナ人）12%、南スラヴ（ユーゴスラヴィア）人6・8%、イタリア人3%弱、ルーマニア人1%弱、等である。ポーランド人がガリツィア西半部と周辺にまとまっていた以外は、まさにモザイク状に住んでいた。

オーストリア憲法（1867年）第19条は、次のように規定していた。「①オーストリアのすべての民族〔フォルクスシュテーム〕は平等である。すべての民族〔フォルクスシュタム〕は、その民族性〔ナツィオナリテート〕と言語を守り育てる全面的権利を有する。②教育、行政および公共の場においては、その地域で使われている言語の平等性が国家によって保障される。③複数の民族〔フォルクスシュテーム〕が居住する州では、公的教育機関は、どの民族〔フォルクスシュテーム〕もほかの民族〔『地域』との訳もある〕言語の習得を強制されることがないように、つまり自己の民族言語で教育を受けられるように手段を講じなければならない」。

資本主義的工業化は社会構造の変動をもたらしたが、特に、「農村のスラヴ系住民の

¹『ハプスブルクの実験』 大津留厚 春風社 2007/5

²「レンナー」 倉田稔 『民族問題 現代のアポリア』 丸山敬一編所収 ナカニシヤ出版 1997/4

都市への大量移住」¹および「ドイツ人経営者のスラヴ系労働者雇傭」（同）が大きい。

「ドイツ人熟練労働者層は……『労働者階級の技能エリート＝労働貴族層』をなしており、下層のスラヴ人労働者にたいして閉鎖的な階層をなしていた……。こうした事態のもとで、労働運動の発展の唯一の可能な途は、このドイツ人技能労働者の指導する労働組合運動にスラヴ人労働者を統合することであった」（同）。

ところが、工業化の更なる進展は、次のような事態を生んだ。一つは、熟練労働と非熟練労働の区別が弱まったことであり、もう一つは、「経営者側はもはや民族による賃金差別方式は利用しにくくなり、未組織労働者および民族意識に左右されやすい労働者を低賃金で傭う方針に転」（同上）じたことである。「労働運動におけるドイツ人幹部の独占的指導は不可能とな」（同）った。

とりわけ工業化が進んだのはボヘミアで、帝国内有数の工業地帯になった。それに伴い、ドイツ人貴族と融和的であったチェコ人貴族（老年チェコ党）にかわり、民族資本家と小市民を基盤とした青年チェコ党が台頭する。その目標は、オーストリアとボヘミアのアウスグライヒであった。

1880年、ボヘミアとモラヴィアに言語令が出された。それは、外務語（行政機関が住民に対して窓口で使用する言語。これに対して、行政機関内部で使われる言語が内務語）において、チェコ語とドイツ語が同等であることを規定している。他方、部分的に普通選挙権を導入した1897年3月の帝国議会

選挙で、第一党となったのは青年チェコ党であった。同年4月5日、いわゆるバデーニ（バデーニとも）言語令が出される。それは、内務語においてもチェコ語とドイツ語の平等を実現しようとするもので、「ボヘミアとモラヴィアのすべての官吏は二つの言語の知識をもたねばならぬことを定めていた」²。これが、ドイツ人の就職の機会を減少させることは明らかである。

バデーニ言語令に対するドイツ人の不満は爆発した。「しかし……抵抗の手段は限られていた。言語令は省令の形をとったため、帝国議会の議決を必要としなかったし、そもそも帝国議会でドイツ系議員は多数派ではなかった。そこでドイツ系の議員たちは、議事妨害という手段に訴えてバデーニ言語令に対する抗議の姿勢を示した。……ドイツ系住民の多く住む地域では、議員の議事妨害を支援する集会やデモが相次いだ。……治安維持に自信を持てなくなった皇帝はバデーニを更迭した。バデーニ言語令は撤回され、それ以前の状況……に戻された。その措置は今度はチェコ系住民の激しい反発を招き、激しい街頭行動が繰り返された。チェコ系議員たちは帝国議회를ボイコットして、帝国議会は機能を停止した」³。

オーストリアの社会主義運動は、ドイツの運動よりだいぶ遅れ、その影響をうけて形成された。1848年革命時、マルクスはウィーンで講演したが、まったく理解されなかったという。詳細は省くが、1868年の労働者大会における綱領案、および、いわゆるノイデルフル大会（1874年）の綱領での、民族

¹ 「社会主義運動と民族問題」 阪東宏 『階級闘争の歴史と理論』 3所収、後に『歴史の方法と民族』 青木書店 1985/4に収録

² 「レンナー」 倉田稔 『民族問題 現代のアポリア』 丸山敬一編所収 ナカニシヤ出版 1997/4

³ 『ハプスブルクの実験』 大津留厚 春風社 2007/5

自決権の明記が注目される。しかし、「ドイツの党を模範とする中央集権的な組織は、オーストリアの結社法の規定によって不可能であっただけでなく、民族的なグループの関係——特にドイツ人の党とチェコ人の党との関係——から言っても問題であった。このような情勢下において運動を統一し強力な党を結成することに成功したのは、フィクトル・アドラーであった」¹。

1888年12月30日から翌年1月1日にかけて統一大会が開かれ、ハインフェルト綱領を決定し、「オーストリアにおける社会民主労働(者)党」(以下、SPOと略す)が結成された。アドラーは、良く言えば統合主義者、悪く言えば調停主義者で、民族問題への言及を意識的に回避していた。党名で、「オーストリアの」ではなく「オーストリアにおける」としたところに、アドラーの配慮が見える。

「アドラーの統一方針——原則的な問題を回避しもっぱら共通の行動のため機会を作り出すという——に対し、カウツキーは反対であり、彼は固い綱領を基礎としての統一に固執していた。また、チェコ人の党に対するアドラーの『迎合的な』態度も、カウツキーの疑念を呼び起こすものであった」(同上)。

「チェコスラヴ人の労働者党」(ボヘミアのスラヴ人の統合を目指すものであって、「チェコスロヴァキア人の」ではない)の結成は、1878年。

ハインフェルト綱領は、原則宣言および諸決議の総体を指す。「この原則宣言は、カウ

ツキーも加わって起草されたものであり、中央ヨーロッパの社会民主党の最初のマルクス主義的綱領であり、1891年のドイツ社会民主党(SPD)のエルフルト綱領の手本となったものとして注目すべきものである」(同上)。その原則宣言での民族問題への言及は、「SPOは、インターナショナルな党であり、民族、出生、所有、血統による特権を否認する」という一文だけであった。

「1893年には『自由労働組合』の連合が組織されて、SPOと緊密に結びついた。こうして党の支持者は激増し、党の統一は強固になり、その影響は驚くべき範囲に及んだ」²。ちなみに、『マイン・カンフ』によれば、SPOの大衆運動方式は、ヒトラーに感銘と教訓を与えている。

SPOがかかえる民族的矛盾は、まもなく表面化する。第二インター・ロンドン大会において、「ボヘミアはオーストリアとは別個の代表権を承認されたが、その時でさえ、民族とは何ぞやという疑問が出されている」³。また、総選挙において、「各民族の独自性を認めなければ、大衆の票を各民族資本家の党派に奪われる危険が生じた」⁴ため、SPOにも民族主義が浸透していった。

「SPOは、1897年[6月]のヴィンベルク党会議で採択された規約によって、六つの事実上独立した党組織に分かれた」⁵。すなわち、ドイツ人、チェコ人、ポーランド人、ルテニア人、南スラヴ人、イタリア人の各民族の社会民主党の連合体として、自らを

¹『オーストリアの歴史と社会民主主義』 須藤博忠 信山社出版 1995/3 この書籍は異常に高い！)

²『ハプスブルク帝国史研究』 矢田俊隆 岩波書店 1977/10

³「第二インターナショナル」 西川正雄 『岩波講座 世界歴史』22巻所収

⁴『ハプスブルク帝国史研究』 矢田俊隆 岩波書店 1977/10

⁵「レンナー」 倉田稔 『民族問題 現代のアポリア』 丸山敬一編所収 ナカニシヤ出版 1997/4

規定したのである（既述したようにポーランド人の党創立は1892年、南スラヴ人の党は1896年、イタリア人の党は1897年、ルテニア人の党は1899年に結成）。

新規約下での初めての党大会が、1899年9月、モラヴィア（これは英語表記で、チェコ名モラヴァ、独名メーレン）の都市ブリュン（チェコ名ブルノ）で開かれた。最大の議題は、民族綱領の採択であった。ブリュン綱領は、民族問題論の歴史において重要な位置を占めるので、以下に全文を引用する（訳文は¹。ドイツ語のカナ表記は全く自信がない）。

オーストリアにおける民族的混乱は、諸民族（folk）のあらゆる政治的進歩、あらゆる文化的発展を麻痺させている。この混乱はなによりもまず、わが国の国家制度の政治的後進性に起因するものである。またとりわけ、民族抗争の存続が、支配階級が自らの支配を確実にするための手段になっていると同時に、真の国民的利益の力強い表明を妨げる手段ともなっているので、党大会は次のことを宣言する。

オーストリアの民族問題（ナツィオナリテテンフラゲ）と言語問題を、平等の権利、同権および理性という観点から最終的に調整することは、なによりもまず文化的な要求として、プロレタリアートの死活の利害になっている。

このことは、ただ普通・平等・直接選挙権に基づいて構成され、国家や諸邦のあらゆる封建的諸特権が廃止された真の民主主義的共同社会においてのみ可能なことである。なぜなら、そのような共同社会においてははじめ

て、真に国家や社会を支えている要素である労働諸階級が発言の機会をえることができるからである。

オーストリアに居住するあらゆる民族（folk）の民族的特性（ナツィオナーレ・アイゲンアールト）の育成と発展とは、ただ平等の権利に基づいてのみ、また、あらゆる抑圧の除去によってのみ可能となるにすぎないのである。したがって、なによりもまずあらゆる官僚制的・国家的集権主義と諸邦の封建的諸特権とが打破されねばならない。

このような前提のもとで——しかもこのような前提のもとでのみ——オーストリアに民族的不和（ナツィオナーレ・ハーダー）の代わりに民族的秩序をもたらすことが可能となるのである。しかもその際に次のような指導的諸原則を認めることが必要となる。

1. オーストリアは民主主義的な民族連邦国家（ナツィオナリテテン・ブンデスシュタート）に改造されるべきである。
2. 歴史的な帝室直属地〔クロンレンター〕の代わりに、民族的に区切られた自治団体（ゼルプストフェルヴァルトゥングスケルパー）が形成され、その立法と行政は、普通・平等・直接選挙権の原則に基づいて選出された民族議会（ナツィオナールカマー）によって行われる。
3. 同一民族（ナツィオン）の全自治地域はひとつの民族的統一団体〔フェルバンツ〕を形成し、この団体が自分の民族的事業を完全に自治的に行う。
4. 民族的少数派の権利は、帝国議会によって決議されるべき特別の法律によって保障される。
5. われわれはいかなる民族的特権も認めな

¹『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

いがゆえに、単一の国家語〔シュターツシュプラーヘ〕という要求を却下する。共通語〔フェルミットルングシュプラーヘ〕がどの程度必要とされるかは、帝国議会がそれを定めるであろう。

党大会は、民族を越えたオーストリアの社会民主党の機関として、このような指導の原則に基づくならば、諸民族（フォルク）の和解が可能となるという信念を表明するものである。

党大会は次のことを厳かに宣言する。すなわち大会はあらゆる民族（ナツィオナリテート）の民族的発展の権利を認めるということ、しかし、諸民族（フォルク）が自分たちの文化を前進させることができるのは、お互いの間の些細な争いによってではなく、相互の緊密な連帯によってのみであるということ、またとりわけあらゆる民族の労働者階級は、自分たちの民族（ナツィオン）の利益とならんで全体の利益を配慮することによって、インターナショナルな闘争の仲間や兄弟〔ママ〕たちと結びつくことができるのであり、それゆえその政治闘争や労働組合闘争を一丸となって遂行しなければならない、と。

以上、ここでは次の諸点を確認しておけばよい。第一に、ハプスブルク帝国の維持を前提としてではあれ、「歴史なきフェルカー」の解放の問題を、正面から取り上げたということである。帝国の維持の問題について、レーニン是这样のように述べている。「チェコ人としては、……民族の独立をまもるために、オーストリアの保全を維持することにこそ心がひかれたのである！ その独立は、より侵略的で強力な隣国によってまったくおしつぶ

されたかもしれなかったのだ」（『民族自決権について』）。

第二に、「ブリュン大会で……いわゆる『文化的・民族自治制』が採択されたかのような、まちがった意見が、きわめて広くひろがっている。反対である。それはこの大会で、満場一致で否決されたのである。……これ〔綱領第3条〕は、属地主義的綱領である」（『オーストリアとロシアにおける民族綱領の歴史によせて』）とレーニンが語った点である。レーニンが述べているように、南スラヴ人代表は、属人主義的修正案を提出したのであった。

第三に、「ブリュン綱領は、チェコ人の見解を重視しながらの妥協的結論であった」¹ということである。チェコ人党は、「旧ベーメン王国領（……ベーメン、メーレン、シュレジェン）をチェコ民族が支配しなければならぬとする考え方を、反動的なものとして拒否した」（同）けれども、「オーストリア連邦の枠内に政治的・経済的な属性をもつ民族的制度をつくり出そうと望ん」（同）でいた。

第四に、各帝国によって分割されているルテニア人とポーランド人の代表は、政治的・社会的解放よりも民族全体の解放を優先する旨の発言を行ったのであった。これについて、レーニンはこう述べている。「二つの民族〔ルテニア人とポーランド人〕のオーストリア党员は、自分らの要求のなかに自分らの民族の民族的統一と自由と独立の要求をいれるという声明を、そこ〔ブリュン大会議事録〕に見いだすだろう。それゆえ、SPOはその綱領のなかに民族自決権を直接かかげてはいないけれども、しかし、同時に党の諸部分

¹『ハプスブルク帝国史研究』 矢田俊隆 岩波書店 1977/10

が民族独立の要求をかかげることを承認しているのである」（『民族自決権について』）。

第五に、ドイツ社会民主党（SPD）で論争になっていた修正主義の影響が感じられること、つまり、民族問題と社会主義の関係が欠落していることである。ブリュン党大会では、ハインフェルト綱領の改定が決議され、それは1901年のウィーン党大会で実行された。「ウィーン綱領をハインフェルト綱領と比較するとき、最も著しく目を惹くことは、マルクスの窮乏化論（フェアエーレンドゥングテオリー）が除去されていることであり、次いで目につくのは、社会改良についてその意義が改めて評価されたことである」¹。

ところで、我々にとってはどうでもいいことであるが、ブリュン党大会における討議についての須藤博忠の記述は、矢田俊隆の剽窃ないしは盗作にしか見えないのだが……

〈2〉カウツキーと

バウアーの論争

「オーストリアにおける社会民主労働（者）党（SPO）の精神的な後見人」（ローザ）と目されたカウツキーは、「民族自決権を『自然権』として理解することは非マルクス主義的である」²と主張するクノーを批判する論文（15年）で、「クノーが言及するような強制は、多民族国家内部の民族対立を激化させるものでしかないということを、われわれオ

ーストリア人は良く知っている。クノーは、われわれ『オーストロ・マルクス主義者』がこの点では、彼よりもより多く『歴史の流れ』にかんする経験を積んでいることを認めなければならない」と、自らの位置を述べている。そのカウツキーは、民族問題に関する膨大な著作を残した。しかしながら、ほぼ全部が未邦訳のため、オーストリアとの関係を扱っている、相田（カウツキー民族論一本やりの研究者）と上条勇『民族と民族問題の社会思想史』に頼らざるを得ない。

民族問題に関するカウツキーの最初の論文は「民族問題——オーストリアの同志から——」（1875年）であるが、「彼の民族理論が根本的変化するのは、エンゲルスの『反デューリング論』の理論的影響をうけて彼がマルクス主義者に転換した1880年以降のことになる」³。そして、「マルクス主義者カウツキーの『言語としての民族』論の理論的起点をなす」（同）、あるいは、「マルクス主義民族理論の新たな歴史がはじまった」⁴とされるのが、1887年の「近代のナツィオナリテート [一般には『民族性』と訳されている] である。

この論文を相田は、「①民族を近代の歴史的所産と見なしていること、②民族を形成する最も重要な要因が『言語の共通性』にあるとする民族＝『言語共同体』説を萌芽的に提示していること、そして③『巨大国家形成の方向』を歴史発展の必然的傾向とみなし、『小(民族)国家の形成』を目的とする『民族

¹ 『オーストリアの歴史と社会民主主義』 須藤博忠 信山社出版 1995/3

² 『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

³ 『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

⁴ 『民族と民族問題の社会思想史』 上条勇 梓出版社 1996/7

自決権』に反対の態度をとっていること」¹とまとめている。他方、上条は、「①近代的民族の形成、②『民族＝言語共同体』説、③『民族国家＝近代国家の典型的形態』論、④普遍語、世界語の形成、⑤未来における民族の国際的共同生活の形成と民族統合」²とまとめている。つまり、民族自決権については両者で論争的なのであるが、棚上げするしかない。

カウツキーは、1898年の論文「オーストリアの民族闘争（カンパ・デル・ナツィオナリテーテン）とシュターツレヒト（相田は『国法』、上条は『国家権』と訳している）」で、本格的にオーストリアの民族問題に取り組み始めた。この論文でカウツキーは、オーストリアの危機の原因を民族問題、民族闘争の前近代的性格に求め、その解決策は、「『ベーメンのドイツ人少数派をチェコ人の支配下に従属させるベーメンの国法』のような『歴史的＝政治的個体の連邦主義』（伝統的なオーストリアの政治的区分に基づく連邦主義）ではなく、民族の言語的区分に基づく『諸民族の連邦主義（フェデラリスムス・デル・ナツィオナリテーテン）』（民族自治の連邦国家化）以外にありえない」³としている。一読して、ブリュン綱領との共通性は明らかであろう。もう少し詳しく見ておく。

「カウツキーの『民族性の連邦主義』は、……『民族混住地域』における『個人原理』（『属人主義』）の適用を認めつつも、『地域原理』（『属地原理』）の優先的適用

による『民族自治』の組織化を主張するものなのである」⁴。その根拠の第一は、「パウアーやレンナーも認めているように……『混住地域』は、オーストリアの全地域中わずか10分の1にすぎ」（同）ないこと。第二は、「個人原理」も「地域原理」を前提にしていること（「混住地域」における民族が独自性を保持しうるのは、一定の地域にまとまっているその民族の中核部分からの「言語的文化的不断の影響」を受けるためであるから）。

「『伝統的な“王国と領邦”の連邦主義』の『自治』は、……『多民族国家が示すあらゆる軋轢の源泉を全体から部分に移すこと』を意味するものでしかない〔本稿16頁下部の『入れ子構造的』云々と問題にしたりは、こういうことか？〕。それに対して、『民族性の連邦主義』の『民族自治』は、……『民族自治区域』における『一民族・一言語制』を基礎とするものであるかぎり、ほとんど『民族国家』と同一の機能を果たすことを可能にさせる」（同上）。「民族国家イデーの特殊オーストリア的状况への適用」（カウツキー）。

このカウツキー論文に対して、二方面から批判が上がった。一つは、ガリツィアの社民党（ポーランド社会党（PPS）系）指導者ダシンスキからであり、彼は、「地方分離主義とオーストリア解体の傾向を強調し、連邦制の実現可能性に疑義を唱え」⁵た。カウツキーの回答は、「諸民族の連邦主義という綱領の実現を妨げている諸困難はきわめて大き

1 『カウツキー研究』 相田慎一 昭和堂 1994/7

2 『民族と民族問題の社会思想史』 上条勇 梓出版社 1996/7

3 『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

4 『カウツキー研究』 相田慎一 昭和堂 1994/7

5 『民族と民族問題の社会思想史』 上条勇 梓出版社 1996/7

い」ことを認めながらも、オーストリアの解体による民族問題の解決策の困難はもっと大きい（独露の革命を前提とする）、というものであった。

もう一つは、ドイツ社会民主党（SPD）のシュタンプファー¹との論争であるが、カウツキーが行政の分権化と立法の集権化を主張したことだけを指摘しておく。実は、ブリュン党大会で中央が提出した綱領案は、カウツキーのこの見解に近いものであった。しかし、チェコ人の抵抗により、前期のもの（立法も分権化）となったのである。

さて、レーニンがユダヤ人ブントを批判する際に援用し、相田、上条ともに言語による民族規定の「確立」「成熟」を見る、カウツキー論文「オーストリアの危機」である。両者ともに1904年としているが、山崎カヲル「民族問題の再検討のために」²によると、『ノイエ・ツァイト』第22巻は1903年から翌年にまたがっているようである（合本なのだろう）。そうでないと辻褄が合わない。

論文は、「1、言語と民族（ナツィオン）」、「2、オーストリアの民族問題」「3、二元主義」の3章構成になっており、まず重要なのは第1章である。「民族（ナツィオナリテート）のもっとも重要なメルクマールとわれわれに思われるのは、あらゆる社会的協働の前提条件、したがって社会そのものの前提条件となる言語にほかならない。言語は、もっとも重要な生産手段のひとつである。……それと同時に、言語は、人間を結合

したり分離する手段でもある。……こうして同一の言語を語る人間は、同一の社会的有機体、すなわち民族（ナツィオン）を構成するのである」。「市民社会とともに社会的交通が発展するにしたがって、同一の地域に住する人間は、同一の言語を語るようになるという傾向は、それだけいっそう強力になる」（以上、³からの孫引き）。

「『言語は、全地域で統一的なものにならなければならない。』『ブルジョア社会とそれとともに社会的交通が発展すればするほど、同じ領土に住む人々が同じ言語をも話す傾向が強まる。資本主義的生産様式の勃興は、民族的地域を一つの民族国家において固める傾向をこれにつけ加える。』『各民族のブルジョアジーは、民族のすべての部分を一つの国家に集合し、他方で国家におけるすべての他の民族に自己の民族言語を押しつけることに関心をもつ。』また、資本主義とともに中央集権的官僚制と中央軍隊による国防が発生した。これは、各地域で統一言語を条件づける」⁴。

「けれども、カウツキーによれば、こうした民族国家への発展は『西ヨーロッパと東ヨーロッパではまったく異なった経過を辿った』。……西ヨーロッパでは、『近代的民族国家の基盤となるべき密集した大きな民族（ナツィオン）が形成された後で、はじめて近代的民族国家への統合が着手されたのであった』[これが必ずしも正しくないことはすでに見た]。……それに対し、経済的に後

1 『言語としての民族』相田慎一ではシュタムファー。辞書を引いたら、[p]と[f]を同時に発音する、とあった。それって、どんなん？

2 「民族問題の再検討のために」山崎カヲル 『インパクト』8号所収

3 『言語としての民族』相田慎一 お茶の水書房 2002/3

4 『民族と民族問題の社会思想史』上条勇 梓出版社 1996/7

進的な東ヨーロッパでは、18世紀の国家組織である多民族国家が存続し、『共通の言語と共通の民族感情を発展させることができなかった』。その結果、資本主義の発展によって活性化された民族主義は、国家内部の『歴史なき諸民族』を覚醒させると同時に、諸民族相互の闘争を尖鋭化させたというのである¹。見られるように、マルクス主義民族理論の祖形ができあがっている。

第2章は略。第3章については、ブリュン綱領の総括にあたるところだけを引用する。

「社会民主主義綱領は、オーストリアの民族問題の実際的な解決を意味する唯一のものである。しかしそれは、社会民主主義によってだけ主張されており、そのために、プロレタリアートがオーストリアで政治権力を獲得する前には、実現の見込みがない。というのは、それは、共同の軍隊と官僚をもつ中央集権的大国としてのオーストリアの解体、そのスイス化、小さなカントン [州]、郡、市町村の広範な自治がその中心で支配する、諸民族の一連合への転化を意味するからである。そのような変革は、古いオーストリアに死をもたらす革命によってのみ達成されるだろう。しかし、オーストリアが一度死ぬとすれば、だれがオーストリアに再び新たな生命を吹き込むことに関心をもつというのか？」
(²からの孫引き)。また、「ドイツ人、イタリア人、ポーランド人を分離するオーストリアの解体整理の道も残されているという考えも述べている」³という。見通しは暗いのだ。

「ブリュン綱領は社民党内部の論争を終わらせはしなかった。1907年チェコ人党は黨員と労働組合員の結合を決定し、労働組合の分裂に踏み出した。……ポーランド人党も、1905年の第1次ロシア革命以後はポーランド国家再興を志向するようになり、オーストリアの全体党とは離れつつあった」(下記のバウアーの著作「訳者解説」、署名なし)。「アドラーを初めとする党指導部の期待を受けて、民族問題についての議論の決定打」(同)として、1907年、バウアーが発表したのが、『ナツィオナリテーテンフラゲとゾツィアールデモクラティー』である。この時バウアー、25か26歳。

「ナツィオナルテーテンフラゲ」は一般に「民族問題」と訳されているが、まれに「多民族問題」。「ゾツィアールデモクラティー」(「ソツィアール・デモクラティーヤ」)は、「社会民主主義」とも「社会民主党」とも訳される。同じあるいは類似のタイトルを持った論文を著しているのは、メデム(ユダヤ人ブントのイデオログ)とシャウミヤン、そして後で見るスターリン。以下では、このバウアーの著作を『民族問題』と略す。

『民族問題』は、①民族 ②民族国家 ③多民族国家 ④民族自治 ⑤オーストリアにおける民族闘争の発展傾向 ⑥民族性原理の転換 ⑦オーストリアにおける社会民主労働(者)党(SPO)の綱領と戦術、の7部構成、全34章の大著であり、まとめるのが難しい。まず確認しておくべきことは、バウアーが、「マルクスの社会研究の方法を新たな

¹『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

²『民族と民族問題の社会思想史』 上条勇 梓出版社 1996/7

³『民族と民族問題の社会思想史』 上条勇 梓出版社 1996/7

研究分野で試すこと」（第1版への序文）という野心を持っていたことである。ついでに、「カントの認識論の影響の下に、私は、社会学の方法に関する見解を会得し、それが私の民族理論の基礎となった」（第2版への序文、1924年）と回顧していることも、頭に入れておいた方がよからう。

バウアーの民族本質論は、諸々の文献で紹介されている。「民族は、……運命共同体（シクザールズゲマインシャフト）から生じた性格共同体（カラクテルゲマインシャフト [1は形質共同体]）として定義される」、「民族とは、運命共同体によって性格共同体に結びつけられた人間の総体である」、あるいは、「民族は、単に自然共同体（ナトゥーアゲマインシャフト）であるのみでなく、常に文化共同体（クルトゥーアゲマインシャフト）でもある」、というあたりは有名である。

とりあえず、バウアーの説明を聞こう。「共同体とは、けっして単なる類似性を意味するものではない。……共同体とは、カントによれば、『お互いの間の絶えざる交通関係』（経験の第三類推、共同体の定理）である。……民族は、たんなる運命の類似性の産物ではなくして、運命共同体の中で、[共通の運命のもとへの屈服ではなく、] 運命を共にする仲間たちの絶えざる相互作用の中でのみ発生し、存続するという、このことが民族をあらゆる他の性格共同体から分かつのである」。階級も一つの性格共同体であるが、「ここで性格共同体を生み出しているのは、運命共同体ではなく、運命の類似性なのである」。

「民族的性格 [は] ……民族に固有の肉

体的・精神的諸特徴の総体を意味するものではなく、単に意志の方向の差異、すなわち同じ刺激が異なった運動を呼び起こし、同じ外的状況が異なった決断をもたらすような事実を意味するのである。……このような意志の方向の差異は、民族によって獲得されてきた観念の差異、または生存闘争の中で民族の中に培われてきた肉体的特質の差異によって因果関係的に規定されている」。

「性格共同体……は、同じ民族の個人がお互いによく似ているということの意味するものではなく、あらゆる個人の性格の上に同じ力が作用している……ということの意味するのである。……民族的な性格特徴は、諸個人の性格特徴としてのみ現れるが、社会的に生み出されたものである。それは遺伝された特性と、あらゆる民族同胞の先祖が他の社会同胞との絶えざる相互作用の中で生み出し、伝承してきた文化財の産物なのであり、それ自体が社会的産物なのである」。

「民族の差異は言語の差異以外のなものでもないという見解は、原始的-個人主義的社会観に立脚しており、この見解によれば、社会は外的に結びつけられた個人の単なる総和にすぎず、それゆえ民族もまた外的に、すなわち言語によって結びつけられた人間の単なる総和として現れる。……だが、……社会は個人の単なる総和ではなくして、逆に各人が社会の産物なのである。……民族もまた、共通の言語によって相互の関係に入る個人の総和ではなく、個人それ自体が民族の産物なのである」。

「われわれはさしあたり民族の諸要因の単なる列挙 [①共通の居住地域 ②共通の血統 ③共通の言語 ④共通の風俗習慣 ⑤共

1 『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

通の体験、共通の歴史的過去 ⑥共通の法と共通の宗教] のかわりに、一つの体系をおくことができる。共通の歴史は作用する要因であり、共通の文化と共通の血統はその作用の手段であり、共通の言語は共通の文化の仲介者であり、共通の文化の産物であると同時にそれを生み出すものでもある。……土地の共通性が、文化の共通性の条件であるかぎりでのみ、それは民族の存在条件である」。

個々の要素を否定しているわけではなく、それらの関連に重点を置いていることに注意すべし。「民族的性格」「性格共同体」という概念をもって、しばしば、バウアーの民族理論は観念論であると評されてきた。確かに神秘性は含まれるが、バウアーの真の観念性は、あるべき民族政策のために民族本質論の体系化を図ったところにある。もっとも特徴的なのは、太田仁樹が「『民族性原理』の換骨奪胎」「疎外論的歴史発展観」¹と呼ぶものである。すなわちバウアーは次のように言う。

「初め——氏族共産主義と遊牧農業の時代——には、血統共同体として統一した民族があった。ついで、定住農業への移行と排他的所有の発展以来、古い民族は一方における支配階級の文化共同体、他方における民族の隷属民……へと分裂した。さらに、社会的生産の資本主義的形態への発展以来、民族的文化共同体の拡張が見られる——労働し搾取されている階級は依然として民族の隷属民にとどまっているが、民族教育の基盤の上での民族的統一への傾向が、血統共同体に基礎をおく古い民族をますます鋭く異なった地域的グループへと分裂させる地方分権的傾向よりも徐々に強くなっている。最後に、社会が社会

的生産からその資本主義的外皮を奪うやいなや、教育共同体、労働共同体、文化共同体としての統一した民族の復活がみられる。……民族同胞と民族の隷属民に分かれ、多くの狭い地域的グループに分裂した、私的所有と個人的生産の時代の民族は、過去の共産主義的民族的分解の産物であると同時に、本来の社会主義民族的素材でもある」。この、統一→分裂→再統一という民族発展観は、バウアー独特のものと言える。

続いてバウアーが、帝国主義との関連において民族につき語っていることを見る。「現代の資本主義の理想は、もはやまったく民族国家ではなく、多民族国家であるが、それは支配国の国民だけが命令・搾取し、他の諸民族は彼らに無防備のまま引き渡される多民族国家である」。「古いブルジョア的民族原理が、国家形成の新しい帝国主義的-民族主義的原理によって駆逐される」。「一方で、帝国主義は労働者階級の福祉を押し進める。……しかし他方で、労働者階級は、帝国主義によって手痛い損害を加えられる」。「資本主義的大民族国家において、労働者階級の反民族的政策と呼ばれるものは、反帝国主義政策以外の何ものでもない。……ブルジョアジーは、みずからの古い民族国家の理想をも裏切る。……帝国主義との闘争で、今や労働者階級は、民族の解放、統一、自決という偉大な要求を自らの旗に書きつける。……民族性原理が階級闘争の手段にさえなるのである」。

ついでに、ポーランド問題への言及についても紹介しておく。バウアーは、ローザの理論的功績を評価しつつも、「生産諸条件の変化がいかに人間の精神的本質、その気分、願

¹ 「オーストロ・マルクス主義における歴史・文化・民族」『社会思想史研究』26号所収

望、理念を変化させたのかを研究し、民族の精神状態の変化がいかにポーランド人の民族国家の問題に対する大衆の立場を変化させたのかを問うことが必要である」と注文を付けた。そして、「ポーランド人が歴史なき民族ではなく、歴史的民族でありながら、被抑圧民族であるという内的矛盾が、二つの社会主義政党的対立となって現われている」と述べている。当面の目標は、「ポーランドの自治」に他ならない。

民族政策論に移る。まず、民族自治について。「民族自治は、賢明な人が国家をその危機から救うために考え出した綱領ではない。それは多民族国家のプロレタリアートが、必ず掲げねばならない要求であり、プロレタリアートの経済的・政治的な闘争の必要から、公的共同体の理念から、最後にその特別なイデオロギー、文化と労働についての理念から生まれた要求である。民族自治はプロレタリア階級闘争の必然的な目標である。というのは、それが彼らの階級政策の必然的な手段であるからであり、同時に特別な民族政策——全人民を民族にすること [!?] が究極の目標であるような進化論的-民族政策——でもあるからである」。

バウアーは、民族自治の基礎としての地域原理（属地主義）の必要性を認める。しかしながら、それによっても民族少数者への圧迫、国家における民族的権力闘争は解消されず、個人原理（属人主義）によって補完する必要があると主張する。それは、レンナーに依拠した以下のような構想となる。

まず、「あらゆる民族の成人に達した国民を可能なかぎり完全に登録する民族台帳が作成される」。次いで、一言語郡では郡議会がすべての行政を担うが、二言語郡では郡議会

は民族とは無関係の行政だけを担い、「民族文化的事業」は、民族台帳に基づいて形成される各民族団体が選出した民族議会が担うことになる。「シュプリンガー [レンナー] によって構想されたこの制度が、諸民族の権力闘争を初めて完全に終りにするだろう。というのは、この制度が民族的少数者に自分たちの問題を自立的に解決する法的力を与えるからである」。「多民族国家の制度に関するシュプリンガーの理念……は、労働者階級の文化的必要をも完全に満足させることのできる民族自治の最も完成された形態なのである」。

続いてオーストリアの問題に移る。「もしオーストリアがまだ資本主義社会の中で崩壊するとすれば、それは、古い自由主義的な民族性原理によって引き裂かれるものではないであろう。むしろそれは、資本主義的拡張政策が民族意志を自分たちに役立てることができるときにだけ、崩壊するだろう。オーストリアの崩壊は、ドイツ帝国、ロシア、イタリアの帝国主義の勝利を前提としている。……帝国主義の勝利は外国の労働者階級の敗北を前提とし、オーストリア自体のプロレタリアートの結集を引き裂く……。かくしてオーストリアの労働者の政治的-民族的綱領は、民族自治以外のなにもものでもありえない。しかしオーストリアの労働者層が、国家の枠組みを与えられたものとして甘受し、歴史的に与えられた枠内で民族問題を解決しようと努めることによって、この国家はまだ彼らの国家にはならないし、国家内部での解決はまだ彼らの解決にはならないだろう」。

ここで、「社会主義的民族性原理」が持ち出される。「社会主義的民族性原理は、市民的民族性原理と、民族自治のあらゆる長所を

結合することができる。社会主義的民族性原理は民族を共同社会として組織することによって、民族に自己立法と自己行政、労働手段と労働収益に対する処分権、武装権力を与える。社会主義的民族原理〔ママ〕は、しかし、団体として設立された国際法共同体に民族を編入することによって、民族にその領域を越えた権力を与える。……自然を共同で支配するためにすべての民族が協力し、しかし総体が民族的共同社会に編入され、民族文化の独自の発展と自由な享受を許されている——これが、社会主義的民族性原理なのである」。

次にバウアーは、「この〔ブリュン〕綱領の重大な欠陥は、オーストリアの民族問題を包括的関連の中で把握することを放棄している点である」として、新民族綱領案を提出している。新案のブリュン綱領との違いの第一は、前文が「民族文化共同体」を軸とした説明になり、後文で「社会主義的民族性原理」の内容が表わされていることである。

第二は、原則の(5)が削除され、(4)が次のように改められていることである。「各自治行政領域内部の民族的少数者は、自らの学校制度を完全に自治的に運営し、民族同胞に官庁と裁判所において法律的援助を与える公共的団体として自らを構成することができる」。

最後にバウアーは、党、労働組合の民族的分裂の問題を取り上げている。「インターナショナルな党が民族別集団に編成されたことの必然性は、いかに説明することができるのだろうか。その際、……われわれは国家内部の民族自治を熱望しているがゆえに、党内の各民族の労働者にも自治を与えなければならないという考え方は、拒否されなければなら

ない。……なぜなら、国家、党、労働組合のような異なった種類の社会的組織は、異なった組織原則を必要とするからである。……このような党の編成は、なによりもまず党がアジテーションを行う場合、民族ごとに異なった手段を使わなければならないということに起因している。……さらに各民族は、民族ごとに異なった社会的構成と文化的発展を表現する異なった諸政党に区分されている。全労働者階級が同一の手段を用いて同一の目標に向かって努力しているにしても、異なった民族の労働者はそれぞれ異なった諸政党に対峙している。……したがって、プロレタリアートの隊列は政治闘争では、事実上、闘う人々の民族性にしたがって異なった集団に区分されることとなる」。この辺の事情は、ユダヤ人ブントに当てはまりそうだ。ブントに組織された労働者のかなりの部分は、ユダヤ人経営者に雇用されており、非ユダヤ人労働者と分断されていたからである。ブントがバウアー理論を取り込んだのは、ここら辺りにも理由がありそうだ。ただし、ブントの「民族主義」の原因がバウアー理論にあるわけではなく、身近な現実的問題への取り組み（例えばイディッシュ運動）に根ざしていることを忘れてはいけない。バウアー理論に戻る。

「だが、それらすべての理由の背後にはなお一つより重大な理由が隠されている。社会主義は、それを受容したすべての民族の所で、民族の伝統的イデオロギーとの対立に陥り、それとの闘争によって民族の全歴史にかかわることになる。……こうして各民族の内部により狭い社会主義的文化共同体と民族別の社会主義的性格共同体が生まれることになる。そしてこの民族別の社会主義的性格共同体は、全民族的性格共同体ならびに全社会主

義的性格共同体から同じように著しく際立ったものになる。……したがって、党内での各民族の労働者の権力闘争の恐れがないならば [!]、……党を民族別集団に区分することは、党にとっての適切な組織原理になる」。

ブリュン党大会は、次のような決議を採択した。「党大会は、すべての州組織、選挙区組織、地区組織において民族別集団が、政治的組織を共同かつ統一的に運営するために相互に代表を送り合うことを、決議するものである」。

しかし、とパウアーは言う、「現実に統一党になるには、このような決議を行うだけでは十分でない」。なぜなら、「党の最高指導部——全体党大会と全体党代表者会議——の中に、われわれはすべての民族の同志たちを拘束する決議を多数決で行う統一機関をもっている。それに対して、われわれは地域、選挙区、州のなかには、……独立的な民族別組織をもっている」という状態にあるからである。「統一党は、（そのことを、最近二年間の歴史が明白に示しているように）個々の選挙区や地域においてもその権限の枠内での決定が、民族性とは関係なくあらゆる同志を拘束するような永続的機関なしですますることができない」。

にもかかわらず、「オーストリアにおける社会民主労働(者)党 (SPO) の発展は、組織規約によるものではない。それはまた綱領の問題でもない。……オーストリアの労働者党が、民族別に編成された一つの統一的な党のままであるのか、それとも独立的な民族諸党の緩やかな同盟になるのかどうかということは、むしろオーストリアの労働者党やその枠内の個々の民族別集団が、共通の綱領を基礎として具体的な日常の民族問題にどのような

態度をとるのかにかかっている。したがって、この問題は民族的戦術問題にほかならない [!]」。

他方、労働組合はどうか。労働組合は、「経済的課題に奉仕するものであるがゆえに、「完全な民族自治を実現することができない」。民族自治を行うべきは、国家の内部と同様に、教育の領域だけである。「民族的差別化の努力は、……一部のチェコ人プロレタリアートの雰囲気と思想、とりわけ近年労働組合に初めて参加したために、なお労働組合の訓練を受けていない労働者や労働組合に加入しつつある労働者といった何千人ものチェコ人プロレタリアートの雰囲気と思想を表明したものである」。党の民族的分化傾向が、それに拍車をかけている。「労働組合に組織された労働者大衆は、党の肉体である」。労働組合の民族的分裂を阻止するためには、統一的な党を維持しなければならない。

パウアーは、最後の章で「民族的修正主義」を批判している。「政治的修正主義」は、「資本主義発展の第二段階」＝「労働者階級はなお多数派を形成していないけれども、住民中の最も人数の多い階級となっている」段階に生まれる。「オーストリアにおける政治的修正主義が纏った最初の形態は、民族的修正主義という形態である」。「修正主義政策の本質は社会民主党がもはや市民的国家やあらゆる市民的政党との対立に固執することなしに、市民的国家を共同統治するために [!?] 市民的諸政党の一部と同盟するという点にあるとすれば、民族的修正主義の政策も、各民族の社会民主党が他民族に対する共同の権力闘争を遂行するために、場合によっては他民族に対する共同支配を行うために、

自民族の市民的諸政党と同盟するという方向に向かう」。

「民族的修正主義は、まず以前の歴史なき諸民族の社会民主党の内部に登場する。……民族的修正主義は、漸次古い歴史的諸民族のプロレタリアートの中にも浸透する」。

「民族的修正主義に必然的に対置されるべきは、原則的な民族を越えた戦術、すなわち民族問題の決定を回避することなしに、プロレタリア大衆を民族的権力闘争から遠ざける闘争方法、むしろ市民層の民族的権力闘争に社会民主党の民族綱領の原則を対置することによって、漸次われわれの綱領の諸要求を大衆の確実な財産にする闘争方法、こうした闘争方法への志向なのである」。民族的修正主義批判は、バウアー批判者からは無視されているが故に紹介した。

もう一つ、ユダヤ人問題を見ておく。バウアーは第1章冒頭で、「ユダヤ人は共通の言語を持っていないのに一つの民族をなしている」ともらし、スターリンから上げ足を取られたが、「ユダヤ人の民族自治？」と題する一章を設けている。いわく、「ユダヤ人が歴史的民族になることができるとすれば、それは、彼らが一つの民族であり続けることができる場合だけであろう。だが、資本主義社会は、決して彼らを民族として存在させないのである」、「資本主義と近代国家の発展とともに、東ヨーロッパのユダヤ人もまた、独自の民族であることを止めるだろう。そして彼らもまた、西欧のユダヤ人がずっと以前にそうなったように、他の諸民族に融合することになるだろう」。

では、「オーストリアにおいてユダヤ人の民族自治を要求すべきか否か」。「言語問題は、ユダヤ人には存在していない」がゆえ

に、「ユダヤ人の民族自治の問題は、本質的には学校問題でしかない」。「ユダヤ人の子供たちだけがユダヤ語で授業を行う独自の学校に通学するという事態を考えてみよう。……古い〔歴史なき民族の〕文化の教育は、近代的労働者として働き口を求め、階級闘争を遂行すべき彼らに中世の世界像を伝え、死滅した経済制度の心理を彼らの心に植え付け、自然経済を営む農民の真っ只中で暮らしていたユダヤ人居酒屋の生活習慣を彼らに押しつけることになるだろう。……われわれが特別のユダヤ人学校を望まないならば、ユダヤ人の民族自治はいかなる意味ももちえない」。かなり差別的である。

カウツキーは、バウアー『民族問題』の書評を、『ノイエ・ツァイト』の別冊付録として発表した（08年1月）。それが、「ナツィオナリテートとインテルナツィオナリテート」（一般には「民族性と国際性」。幸いにも、『中京法学』34巻1・2号に訳載されている）である。

カウツキーは、『民族問題』を評価しつつも、以下の諸点で批判した。第一に、民族の概念（定義）について。カウツキーは次のように述べる。「彼〔バウアー〕は民族を運命共同体から発生するところの文化共同体、および性格共同体と呼んでいる。〔しかし、〕……氏族、市町村、国家、ツunft、政党、株式会社でさえも、運命共同体である。さらに、これらの団体の多くは、同時に文化共同体でもあ〔る〕……。民族性の差異にもかかわらず、ドイツ系スイス人とウィーン人、あるいはホルシュタイン人を結び付けるよりもはるかに緊密な運命と文化の共通性が、ドイツ系スイス人とフランス系スイス人

とを結びつけている。さらに、一民族の内部に大きな階級的差異の存在するところでは、民族間に存在する文化的差異よりもはるかに深い文化的差異がその民族内に存在するものである。……はたして、階級の差異はまた民族の中の文化にあずかる部分のみが、つまり現在までのところ、支配・搾取階級のみが民族を形成するという奇妙な命題へとパウアーを導いた」。

次にカウツキーは、「民族的性格」の検討に移り、「民族的性格が問題の多い、理解しにくいものであるのに対し、民族の言語は明確なものであり、すべての人が直ちにはっきりと認識しうるものである。そのうえ、民族的性格が人々の社会的協力にとって全く無意味なものであるのに対し、言語はそのための第一の前提条件をなしている」と主張した。

カウツキーは、パウアーの反例に一つずつ反論を加える。まず、「ベルリンに住み、ドイツ語を話すことのできるイギリス人は、それゆえドイツ人になるのであるだろうか」に対しては、「ベルリンにおけるイギリス人……がイギリス人とのいかなる結びつきもなしにベルリンに長く住んだため、英語をすっかり忘れ、ドイツ語がいかなる他の言語よりもよりよく知っている言語になったという場合には、彼はその性格をなんら変更することなく、この言語の転換によって、もちろんドイツ人になったのである〔?〕」。

二つめに、「イギリス人とアイルランド人、デンマーク人とノルウェー人、セルビア人とクロアチア人は、共通の言語を話しているが、一つの民族をなしていない」に対して、カウツキーはこう述べる。「このことは、あらゆる民族共同体は言語共同体ではな

い、ということを実証するものではなくして、もっぱら言語共同体は時とすると二つの民族……を含むことがあるということ、言語の共通性が民族の唯一の性格標識ではないということ、それと並んで、なお他の標識が存在するということを証明するにすぎない」。

三つめに、「ユダヤ人は共通の言語をもっていないにもかかわらず、一つの民族をなしている」に対して、「ユダヤ人が特殊な民族だと感じられるのは、東ヨーロッパにおいてのみであるが、そこでは彼らは彼ら自身の言葉、すなわちヘブライ語ではなく、墮落した

[!] ドイツ語、イディッシュを話しており、それが彼らを周囲からきわだたせている。実際、ユダヤ人はその起源においては、共通の言語をもった一つの民族であった。……ユダヤ人の宗教団体が宣伝によって、他民族の間に一層拡大していく可能性をキリスト教が奪ってしまった時、ユダヤ人は特殊な人種となった。なぜなら、……特殊な職業集団となったからである。ユダヤ人が中世に演じ、今日なお東ヨーロッパで演じている役割を知ろうと思えば、民族という名称よりはカーストという名称の方が、よりよく把握できるように思われる。……ユダヤ人を民族として保持しようという試みは、実際は特殊なカーストとしてのその存在を持続させようとする試みにすぎない。そのような努力は、近代国家にあっては理解しがたいものである」と述べた。この「ユダヤ人＝カースト」論は、後にレーニンが援用する。

ところで、カウツキーのユダヤ人規定に関しては、相田と黒滝正昭との間にアカデミックな論争がある。相田は、『民族問題 現代のアポリア』所収の「カウツキー」で、上記引用部分を解説し、「その際に注意しなけれ

ばならないのは、このカウツキーのユダヤ人 = 『カースト』論の対象となっているのが、『共通の言語』を持たないユダヤ人全体であって、『イディッシュ語』という『共通の言語』を持つ東ヨーロッパ、とりわけロシアのユダヤ人ではないということである。後者については、彼は一定の条件付きであれ『民族的存在』として認めているからである」と述べている。これは、どう読んでも無理な解釈であって、批判した黒滝の方に分がある。論争そのものに立ち入るつもりはないが、ここで黒滝を取り上げたのは、彼が当該部分のドイツ語原文を引用しているからである（私はドイツ語については全くの素人なのだが）。それによると、ここでの「民族」はナツィオンである（もっとも、カウツキー論文では、ナツィオンとナツィオナリテートとは厳密に区別されておらず、その自己反省は1918年になされる）。また、「相田氏も丸山氏も……『民族』あるいは『少数民族』としか訳しようがない……実体としてのナツィオナリテート……と、一つの多民族国家内でナツィオナリテート同士の対立を超えるものとしてのインテルナツィオナリテート（したがって、複数の国家間の関係を表す『国際』という日本語も、この場合には的確さを欠くであろう）、これがここでのカウツキーの中心テーマではないだろうか？」¹として、カウツキー論文のタイトルを「ナショナルリティーとインターナショナルリティー」と訳している。なるほど。この場合の「ナショナルリティー」は抽象名詞ではなく、「（一政府の下での共通の文化・言語などを有する）国民、民族」（研究社『新英和中辞典』）であり、

「マイノリティー」に通じるところがある。なお、「イディッシュ語」ではなく「イディッシュ」を用いるのも、黒滝の示唆による。

本題に戻る。言語と民族の結びつきの強調は、カウツキーにおいて徹底している。彼は、「言語が階級を超えて、ある民族をひとつにまとめる……はたらきについて」²も触れている。「フランス語を一語も知らずにフランスに移住し、ドイツ語を話す階級的同志を身近にもたないドイツ人労働者は、どれほど国際的・階級的信念に厚かろうと、フランス・プロレタリアの間であって実に不安で孤独であろう。そこで、彼は最初に話しかけてくれたドイツ人——たとえ彼が故国にあっては強烈な憎しみの対象となっている搾取者であったにしても——に喜んで挨拶を返すであろう」、と。

続けてカウツキーは、「他の標識」について述べる。すなわち、領土（テリトリー）である。「定住する領域を手に入れて初めて、民族は言葉のあらゆる意味における確固たる地歩を獲得するのである」。また、「領土と同じく、書き言葉と民族文学もまた、近親の言語を話す諸民族を、単に民族的に統合するだけでなく、民族的に切り離しするのである」と、つけ加えてもいる。

第二に、民族文化について。カウツキーは次のように述べる。「バウアーがいつでももっぱら民族文化についてのみ語り、人民大衆に民族文化を所有させることが社会主義の目的だ、と主張するのを聞くときわめて奇妙な感じがする。……彼は労働者階級の社会政策について次のようにいう。『……賃金引き上げ、労働時間の短縮は、広範な人民大衆を民

¹「カール・カウツキーのユダヤ人問題把握について」 黒滝正昭 東北大研究年報『経済学』62巻4号所収

²『言語からみた民族と国家』田中克彦 岩波現代文庫 2001/9

族文化共同体の成員にするための不可欠の前提である。……』。『……社会主義社会が初めて、民族文化を全民衆の所有にし、それによって全民衆を民族にするのである。……』。このような推論の無力さを示すためには、『民族文化』という一般的な表現の代わりに、ある特定の民族の名前をおけば十分である。『賃金引き上げや労働時間の短縮は、スロベニア人の人民大衆がスロベニア文化共同体の成員になるために不可欠である。…… [ママ] 社会主義社会が初めて、スロベニア文化を全スロベニア人民の所有物にするのである』。……スロベニア人、ルテニア人、ルーマニア人のプロレタリアートが手に入れようと努力している文化は、ドイツ人、フランス人、イギリス人が獲得しようとしている文化と同じものである。つまり、それは近代国際文化であり、各々の民族文化は、……近代国際文化の一素材にすぎないのである。……民族文化以上のものを理解することができるためには、いくつかの言語に精通していること、少なくとも一つの世界語に精通していることが不可欠である [!]」。

ここで「世界語」とは、キリスト教文化圏においては、英語、ドイツ語、フランス語のことである。「この文化圏の教養ある人々は誰でも、どの民族に所属しておろうと、……近代文化を享受しようと思うならば、少なくともこれらの言語のうちの一つを知らなければならない。そして、これらの文化圏に住む諸民族の一つの科学的、文学的、政治的業績のいずれも、……三つの世界語の一つに翻訳された時初めて、近代文化の構成要素となるのである [!]。……商人および知識階級の人々による世界語の流布という形を通じて、諸民族の国際文化共同体への結合がなさ

れてきたのである。そして、この結合が今日ほどに緊密で、また、純粋な民族文化の可能性が今日ほど小さい時代は、今までにないことである」。

さらにカウツキーは、こう言う。「もしわが文化国家の住民が、自国語だけでなく、あと一つか、あるいは数種の世界語を自由に操ることができるような状態にひとたび達するならば、その時にはまた、さしあたりより小さな民族の言語が徐々に衰退し、やがて完全に消滅し、ついには、すべての文化的人類が一つの言語、一つの民族に統合されてしまうという基盤が生み出されることであろう」。民族の標識を言語におくということは、カウツキーの場合、このような民族融合論と不可分の関係にあるということが確認されなければならない。

第三に、民族国家と多民族国家について。カウツキーは次のように論を展開する。「言語的文化に対する需要は、その内容がどれほど国際的な性格のものであるとしても、形式上は民族文化に対する需要という形をとる [内容は……が、形式は……、というよく出てくる表現]」。労働者にとっても、「資本家にとってもまた、大民族に所属している方が有利である」。「民族感情は、資本主義的生産様式や国際交通の増大という要因に由来する近代国家の登場によって、一層強化される」。「官僚機構が遅滞や障害なしに機能しうるためには、一言語メカニズムでなければならないように、その名称が話し合いに由来する議会もまた一言語でなくてはならない。……近代国家において言語の統一性を獲得することが、どんなに重要であるか……国家がたった一つの民族から成っていることがどれほど重要なことであるか、……あらゆる民族

が自分自身の国家を組織しているということがどれほど重要なことであるか」。

続いてパウアーの批判に移る。「パウアーは民族と国家にとっての言語の重要性を十分に考慮に入れなかった。彼は、民族国家創設の衝動の中に、ただ単にあらゆる外国支配を拒否したいという欲求、ならびに国内市場の拡大を求める資本主義の欲求のみを見た。そして、最後に、彼はその中に、国家を合目的に形作ろうとし、したがって国家を人為的構成物、民族を自然の産物とみなし、国家を民族に適合させようとした市民階級の革命的合理主義の活動を見た。これらすべての動機が共に作用しているのは確かであるが、……国家に対して言語がもっている極端な重要性を考慮に入れる人々のみが、民族性原理がわれわれの時代の政治の中で行使する荒々しい力を完全に理解できるのである。しかし、パウアーが民族国家を打ち立てようとする衝動の力を過小評価したのは、なんら偶然ではない。彼の愛は多民族国家に向けられていたのである」。

「民族国家は、近代的諸関係に最も照応した国家形態であり、この形態の中で、国家はその課題を最も容易に果たすことができるのである。……多民族国家……は、その内的な形態が、何らかの理由から、時代遅れのものか、変則的なものにとどまっているすべての国家である」。これ、重要な命題。

第四に、「ハプスブルク君主制の現状を克服すべく提案されている手段について」。カウツキーは、まず次のように述べる。「国内の諸民族は次々と近代国際文化の圏内に入り込み、そのうちの各々が、この文化を求めて努力するプロレタリアートを生み出した。……社会主義的プロパガンダとその組織は、

内容からいえば、国際的だが、形式からいえば、民族的とならねばならない [ホラ!]。したがって、オーストリアにおける社会民主労働(者)党 (SPO) は、単に国家のためだけでなく、党や労働組合のためにも民族綱領を必要としているのである。……パウアーとレンナーが、この綱領の基礎として、民族自治を提案するならば、私は初めから彼らと全く同じ基盤の上に立っている [NB]。……この綱領は……決して民族国家の理念の克服を意味するものではなく、ただオーストリアの特殊な諸関係へのその適用を意味するだけであり、民族組織体の連合——一種の民族国家群——へのオーストリアの変革を意味するものである。この綱領は、王国や諸州の自治を、それらの多くが民族国家ではなく、同様に多民族国家であり、しばしばごく小さな規模においてそうである、という理由によって拒否するものである」。

次に、レンナー＝パウアーによる国家の二重組織構想に対するカウツキーの評価は、以下のようなものである。「この二重の組織は、きわめて独創的にして実り豊かなアイデアであり、細かい点に欠点を見出しうる人にとってもまた、最高度に注目値するものである。だが、残念ながら、私はわれわれの二人のオーストリアの同志の提案に結びついている楽天主義を、共有することはできない」。

「シュプリンガーによって提案されたような制度が、民族闘争を封じ込め、民族間の権力闘争を終わりにすることが出来ないことは確かである。それは、あらゆるいざこざの原因を除去することさえもできない。民族自治が完全に実現するという……教育の領域においてさえ、決して除去できないであろう。

この自治は、あらゆる民族がその学校制度をみずからの財源で維持することを命じている。ところが、オーストリアには、きわめて貧しい民族もおれば、その隣に豊かな民族、すなわち、裕福な人々をたくさんかかえた民族もいるのである。「いっそう困難なことは、民族自治を適用することの出来ない領域で、民族的軋轢を排除することである。国家語の問題は、一体どうなるのか。……この言語問題こそ——国家語について語ろうと媒介語について語ろうと——その内部に最大の紛争の火種を抱えこんでいるのである」。

「オーストリアにおいて、初めから媒介語または国家語の地位を占め、他のいかなる言語によっても取り替えられない言語は、ドイツ語〔オーストリアの諸言語の中で唯一の世界語〕である……。いかなる制度によっても除去されえない事態の本質の根ざしたドイツ人のこの優遇は、いつでも非ドイツ人の羨望と不満を呼び起こす」。

「だが、レンナーの制度は一つの事を可能にする。それは、学校をめぐる諸民族の闘争、ならびに市町村や郡における権力闘争を終わりにすることができるであろう。……それによって、オーストリアの多民族国家が、民族国家の行政能力の水準まで高められることはまだないであろうが、……多民族国家が到達しうる最高水準までは高められるであろう。だが、人はこれによって今や、偉大であり実りある改革運動への進路が開かれたのだ、と期待してはならない」。なぜか？ ブルジョア議会主義自身が無能力だからである。「民族闘争は、ここ〔オーストリアの議会〕ではただブルジョア議会主義の無能力に特殊な性格を与え、さらにそれを一層強化しているだけである」。

国家の破滅を心配して、ブルジョアジー、官僚機構、君主制が民族自治の方に歩み寄ってくるであろうという期待は、「危険な幻想であ〔り〕……あらゆる歴史的経験に反している」。「断固たる力と決意をもってこの〔民族自治の〕要求を支持しているのは、プロレタリアートだけ……である」。

かくして、「諸民族の複合体から生命力のある国家を作り出そうというオーストリアの革命化にとっては、この二人〔レンナーとバウアー〕の労作はほとんど役立たないであろう。というのは、かれらの提案が目的に合わないからではなく、ブルジョア社会とブルジョア国家が、いたるところで、それゆえオーストリアにおいてもまた、哀れむべき継ぎはぎ細工以上のものを提供する能力を欠いているからである」。

「それに反して、……これらの著作は、国家、州、市町村の民族政治やわれわれのオーストリアの兄弟〔ママ〕党の内部組織とプロパガンダの基になっている諸見解を著しく深化し、明確化したという意味をもっている。その際、とりわけ実りの多いのは、オーストリアに二種類の組織を与える……というレンナーの提案である。……この提案が国家レベルで実際に実現するかどうかはともかく、それは党の組織にとってもまた適用可能であるという思考過程から生み出されたものである」。

「残念ながら彼〔バウアー〕は、ナショナリズムとインターナショナリズムの総合（ジンテーゼ）を原理的に把握し、発展させる道を閉ざしてしまっている。というのは、彼は民族を言語共同体としてではなく、文化共同体として、しかもその民族的性格と国際的性格を分けることなく、総体としての文化共同

体として把握しているからである。ここに彼の本の根本的弱点があり、それによって彼は多くの重要な洞察への道をふさぎ、民族的契機あまりに過大な評価と国際的契機の完全な無視 [このくだりもレーニン引用する] にたち到ってしまったのである。レンナーの著作には、このような欠陥は見当たらない [本当か?]」。

「バウアーがこの欠陥を克服するのに成功するならば、……彼の著作は、単にオーストリアの党の実践にとっただけでなく、この党の国際的理論にとっても、同時にまた国際的な社会主義の実践にとっても基本的な書物となるであろう。そして、……民族性と土地に基づく国家と党のあの二重の編成は、社会主義的行政組織の形成にとっても重要なものとなるにちがいない。……バウアーとレンナーが、オーストリアから作りだそうとした多民族の連邦国家は、その [プロレタリアートが勝利した] 時にはヨーロッパの諸国から作り出されるであろう。今日オーストリアの構成のために役立つ問題が、その時には、この新しい共同体 [ヨーロッパ合衆国] の構成のために浮かび上がってくるであろう」。

以上がカウツキーの批判であったが、バウアーは直ちに反論の筆を執った。『ノイエ・ツァイト』に載った「民族問題評注」¹がそれである。論文を掲載したカウツキーが、そのあとがきで「実際の民族政策に関して我々の間にあまり重要な意見の相違がない」と述べているように、テーマはもっぱら民族概念の把握の問題に絞られる。

バウアーは、民族問題の研究に着手した要因の一つとして、「唯物史観を適用してみる」ことをあげている。「我々は人間の意識

のあらゆる現象、すなわち観念や決意の内容だけでなく、気分や感情の内容も、そして内容一般だけでなく、この内容が現れてくる固有の形式もまた、マルクスの歴史研究の方法が、我々に明確に教えてくれた関連の中に置かなければならない……かくして、我々はさしあたり、形式社会学に、すなわち社会团体や社会制度のさまざまな形態の明確な区別に、到達するのである。その時、この社会形態学は、物質的な歴史意識内容の具体的な研究方法になるのである。……社会形態学は、労働様式と労働関係の発展を具体的な個人の意識現象を結びつける中間項の理論以外の何物でもないが、それ以上に歴史の直接的な現象にすぎないのである。……ゲマインシャフト [内的な力による結合体] とゲゼルシャフト [外的な規則による結合体] の形態の違いを区別することと、その相互の依存関係を明らかにすることが、社会形態学の課題である」。

「どのような力が言語共同体の境界線を引くのか、という問いは交通共同体の概念に導く。そして、我々が今度は交通共同体の境界を因果関係的に確定しようとするれば、我々は文化共同体の概念を経て、最終的に運命共同体の概念に行き着く。……私も民族が言語共同体であることを否定しない。しかし、私は言語の背後にあって、それを生み出し、その変化をもたらし、その通用の境界を規定する要因を探りたいのである」。

「近代資本主義の支配の下での社会的改革が初めて、民族の文化的統一を確立する、あるいはむしろ再確立する過程の中に、働く人民階級をもまた巻き込んだのである。だが、この運動は、二様の形態をとって進行

¹『中京法学』34巻3・4号に訳載

した。支配階級と被支配階級を含む歴史的民族においては、この運動は、労働する人民層もまたすでに存在する民族文化への参加権を得るということの意味した。これに対して、被支配階級と被搾取階級のみからなっている歴史なき民族においては、この運動は、もはや太古の文化要素の単なる伝承に依拠する文化ではなく、生き生きした、進歩的な民族文化が初めて発生することを意味した。……私の民族理論にとって最も本質的なこの区別を、カウツキーは完全に見落してしまった。私がプロレタリアートの階級闘争を進化的-民族政策と呼んだのは、歴史的民族の労働者階級は、階級闘争の過程において初めて自民族の生き生きした民族文化に参加することが可能となるからである。ところが、カウツキーはスロベニア人〔歴史なき民族〕についてこのことを主張することは、ナンセンスであるという異議を唱えるのである」。

「だが、階級闘争の民族的内容に関する私の評価についてのカウツキーの決定的な異論は、もっと他の所にある。彼はいう。……私の本の本質的な欠陥は、私が文化の民族的要素と国際的要素とを区別せずに、文化をいつも民族文化としてのみ捉え、その国際的性格を十分に評価していない所にある、と。……私は民族的意識内容と国際的意識内容の理論的区別では満足せず、外来の文化要素の受容の過程を心理学的に記述しようと努めた。……なぜ生活様式、文学、芸術、政治が、なぜカウツキーが技術的文化と呼ぶ文化要素が、なぜ資本主義と社会主義が、今日作用している力の相対的類似性にもかかわらず、イギリス人とフランス人の所では、ドイツ人の所とは必然的に全く異なった形をとらざるをえないのか、……カウツキーは、この

違いを言語の違いから説明することはできない。資本主義的生産様式の法則の同じ作用にもかかわらず、異なった形のイデオロギーが形成されるのは、資本主義の同じ力がそれぞれの国で異なった素材に働きかけるからであり、その素材の差異はそれぞれの民族の歴史的発展の特質によるのであり、そこから説明されるべきである」。「理論家が抽象作用によって多くの民族的特殊文化から引き出す国際文化なるものは、どこにも独立して存在するのではなく、個々の民族文化の中にのみ現れる」。

「カウツキーによって言及されたような諸組織は、……ゲマインシャフト現象ではなく、ゲゼルシャフト現象であって、……私のいう運命共同体ではない……。我々は言語共同体から出発して、文化共同体を経て、運命共同体へと上昇した。もし今我々が逆に、運命共同体から文化共同体を経由する道に戻ってくるならば、我々は、一方で、文化共同体が生み出す言語共同体へ、他方で、運命の共通性が性格の類似性をもたらすがゆえに、性格共同体へと到達する。カウツキーは、性格共同体としての私の民族の定義を、すべての近代的民族内部の個人間の性格の大きな相違を指摘することによって、経験的に反駁しようとした。しかし、彼がこの試みを企てることができたのは、ひとえに性格共同体の概念を、……暫定的な意味〔『民族問題』第1章〕において理解し、……最終的な意味〔同第10章〕において理解しなかったがゆえである。なぜなら、ここにおいては性格共同体はもはや個人の性格の経験的類似性を意味するものではなく、その形成に際して彼らすべてに共通の力……が作用しているという事実を意味しているからである。……性格共同体

の探究が、科学としての歴史学の最高の課題なのである。カウツキーの言語共同体は、ゲゼルシャフトであり、私の性格共同体はゲマインシャフトである。ゲゼルシャフトはゲマインシャフトと関連付けられなければならない、前者は後者によって設定されるものとしてのみ理解されうるということを、私の社会形態学が証明するであろう。……その時まで、カウツキーとの決定的な論争を延期したいと思う」。

カウツキーもまた、論争の「延期」に同意した（あとがき）。ここで、バウアーが「社会形態学」を発表したかどうかは、どうでもよい。また、この後も断続的に行われたバウアーとカウツキーの論争も、本論のテーマからははずれる。ここで確認しておくべきことは、俗説に反して、民族自治はもとより、個人原理（属人主義）の併用についても、カウツキーは賛同していることである。また、両者の民族規定（定義）が、民族の将来の展望（予測、仮説）と密接に結びついており、そういう意味での体系性をもっていることである。

既述したように、第二インター・シュツツトガルト大会で反戦決議が採択された（本稿33頁右段に「ローザはレーニンと協力して」とあるのは、正確には「ローザはレーニンとマルトフと協力して」である）が、この大会は植民地問題の決議も採択している。植民地問題を審議する委員会では、「大会は……一切の植民地政策を原理的に、そしてあらゆる時点で、非難するものではない。それは、社会主義体制のもとでは、文明の事業たりうる」との文言を含む決議が多数を占めた。いわゆる「社会主義的植民地政策論」で

ある。しかし総会では、上記文言の削除を求める修正案が逆転勝利を得たのであった。修正案を支持する論陣をはったのは、カウツキーである。レーニンはこの大会を高く評価しつつも、ドイツ社会民主党（SPD）の右傾化を「悲しむべき現象」としている。

カウツキーは、大会後に『社会主義と植民地政策』を刊行した際、エンゲルスの手紙を紹介している。1882年5月、カウツキーは、エンゲルスに植民地に対してイギリス労働者がどのような態度をとったか尋ね、次のような手紙を送った。「私の信ずるところでは、イギリスのプロレタリアートによるインドの領有は両方の側にとって利益があるでしょう。イギリスのプロレタリアートにとっては、諸原料の仕入れ地としてです。しかし、インドにとっては、インドの人民が、もし放任しておけば、最悪の専制に従属することになるかもしれない、というかぎりにおいてのことです。……これに反して、ヨーロッパのプロレタリアートの指導のもとでは、インドは、……資本主義という中間段階を経なければならないということなしに、まったくうまく現代社会主義に移行させられることが可能でしょう」。

これに対するエンゲルスの回答は、以下のようなものであった（レーニン『帝国主義論ノート』による）。「私の考えでは、本来の植民地、……カナダ、ケープ・コロニー〔南アフリカ〕、オーストラリアは、みな独立するであろう。それに反して原住民がいる、支配されているだけの国々、インドやアルジェリアや、またオランダ、ポルトガル、スペインの諸領土は、一時プロレタリアートが引きついでのできるだけはやく独立させるようにしなければならない。この過程がどうすすむかを

言うことは困難である。インドはおそらく、革命をおこすだろう。これは、大いにありそうなことでさえある。そして自分を解放するプロレタリアートは植民地戦争をおこなうことはできないから、成行きにまかせるほかはないであろう。……まずヨーロッパや北アメリカが改造されれば、それはすばらしい力をあたえ、すばらしい模範となるから、半ば開花した国民はまったくすすんでそのあとからついていくであろう。経済上の必要からだけでも、そうならざるをえないのだ。だが、そのあとでこれらの国々が、同じように社会主義的組織に到達するまでに、どのような社会のおよび政治的段階をとらなければならないか、それについて、いま仮説を立てても、かなりむだなものにしかなるまいとおもう。ただつぎの一事だけはたしかである。それは勝利したプロレタリアートがどんな種類の幸福であれ他民族におしつけるなら、かならず自分自身の勝利をくつがえすことになるということである。こう言ったからといってもちろん、いろいろな種類の防衛戦争を排除するものではけっしてない」（1882年9月12日付）。

第二インター・コペンハーゲン大会（1910年）においても、シュツットガルト決議を継承する反戦決議が採択された。その中に次のような一文がある。「すべての民族の自治を強力に要求し、それを好戦的な攻撃や抑圧の一切に対して擁護すること」¹。この部分が、『第二インターの革命論争』では、「すべての民族の自決権を保証し、戦争による攻撃、暴力的抑圧から民族自決権を擁護すること」となっている。両者の底本は異

なるようであるが、ともにドイツ語のテキストである。また、底本不明であるが、フォスター『三つのインタナショナルの歴史』では、「諸国民の自決権と、武装攻撃や力づくの抑圧にたいする防衛権を支持して力をつくすこと」となっている。

有名なバーゼル宣言（1912年）では、国民文庫、岩波文庫のレーニン『帝国主義論』付録および『第二インターの革命論争』すべてで、南スラヴ民族とアルバニア民族の「自治権」を承認した。フォスターの著作には当該部分の引用はなく、「その大会の基礎をなしていたのは、諸国民の自決の原則であった」とされている。

西川正雄「社会主義・民族・代表権」²によれば、第二インターにおける代表権の討議では、「民族（ナシオナリテ）・国民（ナシオン）・国（ペイ）・国家（エタ）」という四つの表現が入り乱れて使われている」という。

「民族とみなされるのは、同一政府のもとに生活する住民集合体である。しかし、……一つないし複数の政府に従属していても、自治と精神的統一への願望が長い歴史的伝統の結果として強固に存続している住民集合体も、同様に、例外として、民族とみなし得る」という条項が入った草案も出されたが、シュツットガルト大会で採択された決議では、「民族」の言葉は消え去り、「国もしくは国民」という表現だけになったらしい。結局のところ、民族問題について第二インターは、最後までまとまった考えがなかったといえよう。

ところで、この西川論文には興味深い記述がある。05年ロシア革命に関連したカンパの配分率が、次のようなものだったという。

¹ 「第一次世界大戦前夜の社会主義者たち」 西川正雄 『岩波講座 世界歴史』23巻

² 「社会主義・民族・代表権」 西川正雄 『思想』1974年12月号所収

社会民主労働党30%、エスエル25%、ブント20%、ラトヴィア労働党15%、ポーランド社会党（PPS）12%、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）8%。おそらく、当時の勢力関係を反映しているであろう。

〈3〉スターリン

『マルクス主義と民族問題』

カウツキーの「ナツィオナリテートとインテルナツィオナリテート」は、同年中にロシア語に訳されたらしい。バウアー『民族問題』は、09年に、『ナツィオナーリヌイ・ヴォプロースと社会民主主義』と翻訳されて出版された。スターリン論文のタイトルにある「民族問題」も、レーニン論文『われわれの綱領における民族問題』のタイトルにある「民族問題」も「ナツィオナーリヌイ・ヴォプロース」である。これが一般的な表現なのである。

1913年、ポリシェビキの合法誌『プロスヴェシチェーニエ（啓発、啓蒙）』3～5号（3～5月）に、バウアー『民族問題』と同じタイトルのスターリン論文が連載された。翌年、論文は『民族問題とマルクス主義』のタイトルで単行本化されたのであるが、それが『マルクス主義と民族問題』に他ならない¹。

『マルクス主義と民族問題』（以下『マルクス主義と』と略）の前書部分で、スターリンは、05年革命後の情勢をこう述べている。「(1)以前は共通の任務を強調していたブントが、いまでは自分の独自の、まったく民族主義的な目的を、第一位にかかげはじめた。ブントは、『安息日の遵守』と『イディ

シュの承認』とを、選挙カンパニアの戦闘的な要求にするまでになった。(2)ブントのあとにカフカスがつづいた。以前はカフカスの他の社会民主主義者とともに『文化的・民族自治制』を否定していたカフカスの一部の社会民主主義者は、いまではそれを当面の要求としてかかげている。(3)民族主義的な動揺を如才なくみとめた解党派の協議会については、あらためて言うまい」（番号は便宜上ふったもの）。

これらは、レーニンが民族問題に本気で取り組み始めた契機となったと思われるので、少し説明しておこう。

(1)について。管見のかぎり、ユダヤ人ブントの歴史を扱った日本語文献は見当たらない。6回大会の路線（本稿32頁）に基づいて活動を続けたと思われる。7回大会（06年）には、カウツキーの祝辞論文（ユダヤ人規定は、先にみた「カースト」論につながるように読める）が寄せられた。08年12月の全党協議会決議「地方における非ロシア民族諸組織との合同について」——「統合は、統一の原則から出発すべきである」、「統合の基礎に連合主義の原則がおかれることに断固として反対を表明する」——にもかかわらず、ブントは実行しなかった。

他方、シオニスト社会主義労働者党（SS、05年にオデッサで創立）、ユダヤ人社会主義労働者党（SERP、06年にキエフで創立）、ユダヤ人社会民主労働者党（ポアーレ・ツィオン、06年にウクライナで創立）の、シオニスト系社会主義が表に出てきた。それは、「さまざまな要素の圧力下（反ユダヤ主義、シオニズム陣営においてヘルツルと、労働運動においてブントと区別されたい

¹ このタイトル名になったのは、全集収録時らしい

とする要求)で、……浮かび上がった」¹ものである。「この三つのシオニズムの流れは、……ユダヤ問題の領土的解決への戦術的要求では一致して」(同)おり、この要求が「この三つをブントと質的に区別するものだった」(同)。ブントがリトヴァを基盤としていたのに対して、「シオニズムの労働者組織は主として居住地帯の南部地方(ウクライナ)に根ざしており、……帝国南部のユダヤ知識階級は大部分がロシア化していた。……ユダヤ労働運動の組織的活動に政治的参加ができない知識人はしばしば、同化かシオニズムかの二者択一に直面していたのである」(同)。

ブントを含めて、上記のユダヤ人組織は、いずれも、カウツキーやバウアーの理論的成果を摂取しつつも、両名の「同化」論を批判せざるをえなかった(ただし、ブントはカウツキーの名指しは避けている)。ここでは、エスエルに接近したユダヤ人社会主義労働者党(SERP)についてだけ、簡単に取り上げる。

ユダヤ人社会主義労働者党(SERP)のラートナーは、「文化的民族自治は、問題になりえない。社会生活の文化的基礎についての社会学的見解は、いかなる文化も孤立したものとしては存在しないという確信に導く。……ブントの綱領は、民族性は民族(フォルク)の社会生活の物質的内容が刻印された特有な心理的形態を示すものであるということを忘却しているか、無視しているのである」(08年論文・²からの孫引き)とブントの文

化的民族自治論を批判し、その原因を、「ブントがカウツキーの立場に立脚していたこと……民族性を言語、科学そして芸術に限定させる点に」(10年論文)あるとしている。SERPの要求は、地域原理と個人原理を併用した全面的な民族自治に基づく連邦制であった。

ユダヤ人社会主義労働者党(SERP)とポアーレ・ツィオンは、第二インターに対し、「07年に加盟を申請、BSI[第二インター事務局]は両者をロシア支部に加入させることに決定した(但し、後者は議決権なし)」³が、SSについては不明。SSのアニンは1910年に、「ユダヤ人セクション」の設立を第二インターに要求する論文を発表した。これに対してブントのメデムは、「シオニズム支持の表明以外の何物も意味しない」と批判している。

なお、「ブントのドイツ語論文がもっぱらカウツキーの編集する『ノイエ・ツァイト』に掲載されたのに対して、……シオニスト派社会主義者たちのドイツ語論文は、……『ノイエ・ツァイト』への掲載が拒絶されたために、修正主義派の雑誌『ゾツィアリスティッシェ・モノートヘフテ』に掲載されることになった」⁴という。

(2)について。「1892年12月25日、チフリリス地方のクヴィリルイ(現ゼスタフオニ)で、……マルクス主義的知識人の会議が開かれ、のちにメサメ・ダシ(第3グループ)とよばれる組織が生まれた。……[メサメ・ダシにおいて]次の命題が一致して採択された。

1『マルクス主義者とユダヤ問題』 トラヴェルソ 人文書院 2000/6

2『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

3「社会主義・民族・代表権」 西川正雄 『思想』1974年12月号所収

4『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

すなわち、①合法的、非合法的を問わず、つねにどこでも社会主義者であること。②あらゆる民族主義の断乎とした反対者であること」¹。スターリンが言うように、「カフカスの諸組織は、それがあらわれた……そもそものはじめから、厳密にインターナショナルな性格をもっていた」（「民族主義への途上で（カフカスからの手紙）」）のである。ゴークキーへの手紙（13年2月）でレーニンが、「われわれのあいだでは、カフカスでもグルジア人+アルメニア人+タタール人 [アゼルバイジャン人] +ロシア人の社会民主主義者が、いっしょになって、単一の社会民主主義組織のなかで、10年以上も活動してきました」と述べているように、カフカスの組織は、インターナショナルな党組織のモデルであった。ところが、1912年になって突然、カフカスのメンシェビキが「カフカス諸民族の文化的・民族自治制を宣言」（ジョルダニア）したのである。

(3)について。周知のように、ポリシェビキは12年のプラハ協議会で独自の党建設の方針を決定したが、これに対抗して開かれたいわゆる「8月ブロック」の協議会は、次のような決定を行った。「ロシア党のカフカス諸組織の最近の協議会においても、またこれらの組織の機関紙においても、民族的・文化的自治制の要求をかかげることが必要であるという、カフカスの同志たちの意見があきらかにされたが、このことにかんするカフカス地方代表の報告をきき、本協議会は、この要求の本質については意見をのべないが、すべての民族に自決権をみとめる党綱領の条項をこのように解釈することが綱領の正確な意味に

反しないことを確認し、民族問題が、ロシア党の近くおこなわれる大会の議事日程にこわえられるように、との希望をのべる」。

さて、いよいよスターリン『マルクス主義と』の内容に入ろう。第1章は、「ナーツィヤとは何か？」の一文で始まり、以下のように続く。「民族とは、なによりもまず、一つの共同体、すなわち人々の一定の共同体である。……だから、民族とは、人々の人種的共同体でも種族的共同体でもなく、人々の歴史的に構成された共同体である。……だから、民族とは、人々の偶然な、あるいは一時的な混合物ではなく、人々の堅固な共同体である。……だから、言語の共通性ということは、民族の特徴の一つである。……だから、地域の共通性ということは、民族の特徴の一つである。……だから、経済生活の共通性、経済的結合は、民族の特徴的な特質の一つである。……だから、文化の共通性のうちにあらわれる心理状態の共通性ということは、民族の特徴の一つである」。

スターリン特有の文体であるが、彼はこれを総括し、次の定義を確立する。「民族とは、言語、地域、経済生活、および文化の共通性のうちにあらわれる心理状態、の共通性を基礎として生じたところの、歴史的に構成された、人々の堅固な共同体である」（『インパクト』8号所収の藤本和貴夫「スターリン」によれば、全集収録時に下線部が追加された）。これにもう一つの命題が添えられる。「すべての特徴が同時に存在するばあいには、はじめて民族があたえられるのである」。

日高定雄の「ナーツィヤという言葉」²と

¹ 木村英亮のネット論文「ザカフカース [トランスコーカサス。『ザ』は『～の向こう』の意味] 時代のスターリン」

² 「ナーツィヤという言葉」 日高定雄 法政大学『法学志林』第53巻第3・4合併号所収

いう驚くべき論文を見つけた。この論文は、「素描の域を出ない」ものであるがゆえに文意の読み取りにくいところもあるが、スターリン批判直前におけるスターリン民族論の「仮借なき」批判である。

日高は言う、「われわれの批判はまず『共同体』に向けられる」、と。ここで、先に引用したスターリン論文の「共同体」「共通性」は、すべてオーブシチノスチの訳語であることを念頭に置かなければならない（つまり、都合良く訳し分けられている）。スターリンは「歴史的に構成された堅固な共同体」というが、「『歴史的に構成され』ない共同体」とは何か、「人種的共同体」「種族的共同体」は「歴史的に構成された」共同体ではないのか、と日高は問う。さらに問う、「『不堅固』な共同体」とは何か、と。結局、「歴史的に構成された堅固な」という修飾語は、「無用にして非科学的な言葉」¹にすぎない。

スターリンは、「民族とは、性格の相対的な共通性である」というバウアーの一文を引用している。「共通性」はドイツ語原文ではゲマインシャフト、ロシア語訳ではオーブシチノスチである。「オーブシチノスチという言葉がスターリンが使用すると共同体になりバウエルが使用すると共通性になる論理は不敏にして判らないが、ただ不敏を以てしても判る論理は、かくのごとく強引に訳し分けられたばあい、バウエル氏は用語においても観念論の末輩であるではないかの議論も、この国〔日本〕にあっては成立する公算が大であろう、というにある。……しかしながらわれわれの今の問題は単にそれぞれの訳語にあ

るのではない。われわれの今の問題は、スターリンがバウエルを批判すること往々にして瑣末的ですからあるにかかわらず、バウエルの『ゲマインシャフト』にたいしては……一言半句の批判も見当たらず、という一点に絞られるのである」（同）。「スターリンはゲマインシャフトを言葉として看過したが故に無批判に採り入れたのであったが、……バウエルにおけるゲマインシャフトは……カテゴリーとしてスターリンのオーブシチノスチに比肩しえぬ現実性をもっている。……バウエルの理論は階級も亦ゲマインシャフトであること、ゲマインシャフトは階級闘争を内包することを一貫して明言している」（同）。

「スターリンの定義における『オーブシチノスチ』云々の『理論』を『共通性……〔ママ〕共同体』と邦訳することはスターリンの理論に反する。……のみならず用語の統一は定義の法則からはなおさら絶対的に要求される。……スターリンはオーブシチノスチをこの意味〔ロシア人の日常語法における『共同にすること、共同性、共通性、共同、共通』〕以外には使用しなかった。……これに反して、正に邦訳に反して、バウエルのゲマインシャフトはむしろ『共通体』『共同体』でありうる」（同上）。ちなみに、太田仁樹「スターリン」²は、オーブシチノスチをすべて「共通性」と訳している。

続いて日高は、スターリンのいわゆる「4標識」の批判に移る。『マルクス主義と』は「スターリンが規定の反対提案——綱領——をバウエルに押しつけた傾向が著しい」、「民族の定義に綱領が引用されるばあい、その綱領が同時に学生のための原理入門であり

¹ 「ナーツィヤという言葉」 日高定雄 法政大学『法学志林』第53巻第3・4合併号所収

² 「スターリン」 太田仁樹 『民族問題 現代のアポリア』丸山敬一編所収 ナカニシヤ出版 1997/4

えないならば、定義は理論の抽象性を失わざるをえないのである。綱領の条項の移植による定義は、実践的定義なるものの存在しえぬ限り、何らかの行動指針たりうるにとどまり概念規定たりえない。スターリンの4標識は言葉としてはバウエルの『民族論』に他の多くの言葉と共に常に使用されている。他方、綱領は『母語要求』を民族の権利として認め、また『地域』『分離』を認めている。そしてスターリンは……一標識として『心理状態』を採り入れている。……バウエル・要求・権利等々から得られた4標識をスターリンは綱領擁護のために主張し、同時にバウエル批判のために使用するのである¹。

個々の標識の批判は割愛するが、「心理状態 [プシヒーチェスキー・スクラート。スクラートはハラクテル (性格) と同義らしい]」は、スターリン自ら「別の呼びかたをすれば『民族的性格』」と語るごとく、バウアーのパクリである。そして、この「民族的性格」のみを民族の標識としている、というのがスターリンによるバウアー批判の核心なのだ。いわく、「バウアーは、民族の『特徴』 (民族的性格) とその生活『条件』とをたがいにきりはなして、両者のあいだにこえることのできない境界線をひいている」、と。そしていわく、「バウアーは、あきらかに歴史的範疇である民族と、人類学的範疇である種族とを、混同している」、と。だが、バウアー『民族問題』を見てきた我々は、この批判が正当でないことを知っている。

ところで、バウアーを批判する際、スターリンは妙な事を言っている。言語が共通であり、「[民族的] 性格は、多かれすくなかれ共通していたにもかかわらず、北アメリカ人

[!] は当時 [18世紀の終わりから19世紀の初め]、すでにイギリスとは別個の民族を構成していた」、と。これは、自らの定義の否定ではなからうか。

『マルクス主義と』第2章「民族運動 (ナツィオナーリノエ・ドヴィジェーニエ)」。

スターリンは冒頭で、「民族は、歴史的範疇であるだけでなく、一定の時代の、すなわち勃興しつつある資本主義の時代の歴史的範疇である」と述べている。そして、以下のように続く。

「封建制度が解体して資本主義が発展してゆく過程は、同時に人々を民族に構成してゆく過程である。……民族の形成は、そこ [西欧] では同時にそれらの民族が独立の民族国家 [ナツィオナーリノエ・ゴスダールストヴォ] へ転化することを意味していた。…… [それ] に反して、東欧では、多数民族国家、すなわち、いくつかの民族 (ナツィオナーリノスチ) からなる国家がつくりあげられた。……国家形成のこの特殊な方法は、封建制度がまだ絶滅されておらず、資本主義があまり発展しておらず、また背後においやられた諸民族 [ナツィオナーリノスチ] が、経済的にまだ完全な民族 [ナーツィア] に結集することができなかった、というような条件のもとでしか存在しえなかった。だが、資本主義は、東欧の諸国家でも発展しはじめた。……諸民族 [ナーツィア] は経済的に結集していった。おしのけられていた民族 [ナツィオナーリノスチ] の静かな生活に侵入した資本主義は、彼らの目をさまさせ、運動にはいらせた。……だが、いまや、独立の生活にめざめた、おしのけられていた民族 [ナーツィア] は、もう独立の民族国家には構成されな

¹ 「ナーツィヤという言葉」 日高定雄 法政大学『法学志林』第53巻第3・4合併号所収

かった」。

進化論的ではあるが、ここまでは良しとしよう。しかし、東欧で始まった民族闘争が「支配民族の支配階級と被圧迫民族の支配階級とのあいだ」のものであることを説明して、次のように述べるのは引っかかる。「若いブルジョアジーにとっての根本的な問題は、市場である。自分の商品を売り、他の民族のブルジョアジーとの競争で勝利すること、——これが彼らの目的である。『自分の』、『自国の [ロドノイ。血縁ある]』市場を確保しようという希望は、ここから生じる。市場は、ブルジョアジーが民族主義をまなぶ最初の学校である」。

レーニンによれば、「地方市場の一つの全ロシア市場への集中、ナーツィア的結合の創出」（『人民の友』）が資本主義の発展によってもたらされるのであるが、スターリンにあっては、諸ナツィオナーリノスチごとの市場が形成されるがごとく読める。

ところで、「自決権とは、民族の運命をきめる権利をもつものは民族自身だけであるということ、民族の生活に強制的に干渉し、民族の学校その他の施設を破壊し、その風習や慣習をうちやぶり、その言語を圧迫し、その諸権利を制限する権利をもつものは、だれひとりないということである。……民族は、自治の原則にもとづいてその生活をいとなむ権利をもつ。それは、他の民族と連邦関係にはいる権利をもつ [!]。それは、完全に分離する権利をもつ。民族は主権をもち、すべての民族は平等である」という主張に示されているように、スターリンが自決権を広く説明していることは注目してよい。

また、「集会や演説会で母語をつかうことがゆるされず、学校が彼らにたいしてとざ

されているとすれば、タタール人あるいはユダヤ人の労働者の精神的才能の完全な発展などということ、まじめに論じることはできない」という主張も、グルジア語を使うと殴られるという学校生活を過ごしたスターリンの体験、生育環境と無関係ではなからう。

第3章「問題の提起」。この章でのスターリンの主張はわかりやすい。「民族の大多数者の利益を、なによりもプロレタリアートの利益を考慮するばあい、民族はどのようにやってゆくべきであろうか、その将来の基本的制度はどんな形をとるべきであろうか？……自治制か、連邦制化、それとも分離か？これはみな、その民族をとりまく具体的な歴史的条件にしたがって解決される問題である」。この観点から、「オーストリアにおける社会民主労働(者)党 (SPO)) と南スラヴ社会民主党とをたてにとる」ブントの「安易な方法」を批判した。

スターリンは指摘する、ロシアのオーストリアとの違いは次の点にある。「ロシアでは第一に、『……議会がない』。第二に、——これが主要なことだが——ロシアの政治生活の中軸は民族問題ではなく農業問題である。だから、ロシア問題の運命、つまりまた諸民族の『解放』の運命は、ロシアでは、農業問題の解決、すなわち農奴制の残存物の絶滅、すなわちまた国の民主主義化とむすびについて」。この認識は綱領の立場に基づくものであるが、どれほど正しかったかは後の歴史が審判した。

第4章「文化的・民族自治制」は、オーストリアにおける社会民主労働(者)党 (SPO) の民族綱領に対する批判である。ブリュン綱領に対するレーニンが指摘した誤解、および、パウアーがもっぱら個人原理を提唱した

という一面的理解に基づいており、また、バウアーの提案がオーストリアに限定されたものではなく、一般性を持つという認識に立っているのであるが、スターリンの批判の第一は、「民族の自決 [ママ] が民族自治制によってすりかえられていること」、第二は、「国家の統一」が崩れる可能性があることである。これらへのコメントは省く。

もう一つの批判が、「民族自治制は、民族の発展過程全体と矛盾するものである」という点であった。スターリンは次のように言う。

「資本主義の初期の段階では民族 [ナーツィア複数] は結集してゆく。だが、資本主義のより高い諸段階では、民族 [ナーツィア複数] の分散過程がはじまり [!?]、手間かせぎにでて、のちには国内の他の地方に完全に移住してしまう、きわめて多くのグループが、民族 [ナーツィア複数] から分離してゆく [!] 過程がはじまることも、うたがいない [!!]。そのさい移住者は、古い結びつきをうしなって、新しい土地で新しい結びつきを得、数世代のあいだに新しい道徳と趣味 [!] とを身につけ、おそらくはまた新しい言語をも身につける。……民族 [ナーツィア単数、以下同] の統一は、移住だけによってくずれるのではない。……そのほかに内部から、階級闘争の激化のためにくずれる。資本主義の初期の段階では、プロレタリアートとブルジョアジーとの『文化的共通性 [オーブシチノスチ、以下同]』をうんぬんしてもかまわない。だが、大工業が発達し、階級闘争が尖鋭化するとともに、『共通性』はきえはじめる。同一民族の経営主と労働者とが理解しあわなくなるときに、民族の『文化的共通性』をまじめにうんぬんすることはできな

い。ブルジョアジーは戦争を熱望し、プロレタリアートは『戦争にたいする戦争』を宣言するとき、いったいどんな『運命の共通性』が問題になるだろうか?」。

スターリンのバウアー理解のレベルがあらわれているが、ともかくも、「文化的・民族自治制は、洗練された形態の民族主義である」と批判したのであった。

この章の最後に、「民族自治制……は、諸民族を孤立させる基盤を準備するばかりでなく、統一的な労働運動を分裂させる基盤をも準備する」として、スターリンは、その例証としてオーストリアの現状を示す。そこでは、この問題にあてたバウアーの主張は完全に無視されている。すでに見たように、民族自治制を採用したからオーストリアにおける社会民主労働(者)党 (SPO) が分裂したのではない。

なお、スターリンは、『党宣言』の一部を、「民族 [ナーツィア] 的孤立性と諸民族 [ナロード] の利害の対立は、いまやしだいに消滅しつつあり」と引用しているが、本稿1頁での引用と微妙に異なる。この責任は、ロシア語訳者、スターリン、邦訳者のいずれにあるのだろうか。

第5章「ブント、その民族主義、その分離主義」。「ユダヤ人が民族として存続するのは不可能であるということ、バウアーは、『ユダヤ人は閉鎖的な居住地域をもたない』という事情で説明している。この説明は、根本的にはただしいが、しかし、すべての真理を言いあらわすものではない。問題は、なによりもユダヤ人には、土地とむすびついた広い強固な層がないので、民族の骨組としてこの民族を自然的にかためるだけでなく、『民族的』市場としてもこの民族を自然的にかた

めるものがない、という点にある」。スターリンはこう述べて、ユダヤ人の民族としての将来の否定＝「同化」を支持している。

次にスターリンは、「少数民族の権利の保障という側面」から、レンナー＝パウアーの民族議会を検討する。まず、ポーランドとフィンランドの議会の事例から、議会は無力であるとする。他方、「民主主義的なスイス」を例にとり、そこでは、「特別な文化的制度」がないにもかかわらず、「少数民族を構成しているイタリア人の文化的利益は……そこなわれてはいない」と述べる。そこから、「現在は無力で、将来はよけいであるもの、——これが文化的・民族的自治の制度であ」と結論付けた。「問題は、……『制度』にあるのではなく、国内の一般的な秩序にある。国内が民主主義化されていなければ、諸民族の『文化的発展の完全な自由』の保障もない」。

続いて、スターリンはブントの民族主義を批判する。「民族自治制は、その存在と未来とがうたがわしい『民族』におしつけられるばあいには、……民族自治制の支持者は、同化から『民族をすくい』、民族を『保全する』ためだけにでも、『民族』のすべての特殊性を、すなわち有益な特殊性をも有害な特殊性をも、保持し維持しなければならない[『安息日』や『イディッシュ』の要求]」。「あらゆるユダヤ人的なものを維持し、ユダヤ人のあらゆる民族的特殊性をプロレタリアートにとってあきらかに有害なものにいたるまで保存し、ユダヤ人をユダヤ人的でないすべてのものから隔離し、特別な病院さえ建てる、——ブントはここまで墮落してしまった」。

さらにスターリンは、「民族問題でこの

ような立場にたっているブントは、……組織問題でも、ユダヤ人労働者を隔離する道、社会民主党内に民族別の区分（クーリヤ）をたてる道にたたなければならなかった」と、ブントの分離主義を批判する。

「ブントには一定のまとまった地域がない。それは『他人の』地域で活躍する。ところが、ブントに接触するポーランド、ラトヴィア、ロシアの社会民主党は、インターナショナルな地域的団体である。しかし、このことは、これらの団体がひるがるごとにブントは『損失』をうけ、ブントの活動分野が制限されることになる、という結果をもたらす」。この事情から、ブントは連合主義の立場に立ってきた。「組織上の連合主義は、分解と分離主義の要素をふくんでいる」。はたして、「第4次国会選挙のときには、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）に反対して、ポーランド民族主義者と同盟することによって、ブントは、ロシア党から形式上も分裂するまでになった」。「労働運動の解体、社会民主党の隊列のなかでの規律の低下[失業のために、ユダヤ人労働者とポーランド人労働者との衝突が増加していること]こそ、ブントの連合主義の到達点である」。

第6章「カフカス派、解党派の協議会」。グルジア語新聞『チヴェニ・ツホヴレバ [わが生活]』12年12号で、ジョルダニアは次のように主張した。「地方の物質的発展の問題 [は] ……一定の地域とむすびついている。…… [しかし] 文化的・民族的問題はそうではない。……あらゆる文化的・民族的事業の管理と指導とは、これに関係のある民族自身にまかされなければならない。われわれは、カフカス諸民族の文化的・民族自治制を宣言する」。

これに対してスターリンは、こう批判した。「文化的民族自治制は、発展した文化や文学をもった、多少とも発達した民族 [ナツィオナーリノスチ] を前提としている。……だが、カフカスには、原始的な文化や言語をもってはいるが、自分の文字をもたないような数多くの民族 (ナロードノスチ)、しかも一部分は同化されつつあり、一部分はさらに発展しつつあるというような、過渡的な数多くの民族がある。……これらの民族を個々の文化的・民族的結合体 [ソユーズイ] に『組織』するには、どうすべきなのか?」。およそ不可能だというのである。さらにスターリンはこう述べる。

「カフカスの地方自治制がうけいられるのは、それが、おくれた諸民族を共通の文化的発展にひきこみ、また彼らが小民族的な閉鎖性のからをやぶるのをたすけ、彼らを前進させ、彼らがより高い文化の恩恵に近づく [おくれた諸民族をより高い文化の共通の水路にひきいれる] のを容易にするからである。ところが、文化的・民族自治制はまったく逆の方向に作用する。なぜなら、それは諸民族を古いからのなかにとじこめ、彼らを文化の低い発展段階につなぎとめ、彼らが文化のより高い段階にのぼるのをさまたげるからである。このことによって、民族自治制は、地域的自治制の積極的な面を無力にし、それをだいなしにしてしまう」。「総じて役に立たない文化的・民族自治制は、カフカスでは、無意味な反動的な思いつきになってしまおうであろう」。

続いてスターリンは、前出の解党派協議会決定の批判に移る。それは次のようなものであった。カフカス代表の要求 (文化的・民族自治制) は「民族の権利」ではあるが、それ

と「綱領の『正確な意味』とは二つのまったく異なった平面にある。綱領の『正確な意味』は、プロレタリアートの綱領のうちに科学的に定式化された、プロレタリアートの利益を言いあらわすのにたいして、民族の権利は、ブルジョアジーや貴族や僧侶その他のどんな階級の利益をも、これらの階級の勢力と影響とに応じていいあらわすことができる。一方にはマルクス主義者の義務があり、他方には種々の階級からなる民族の権利がある。…… [にもかかわらず] 協議会は、全然ちがった二つのものを、このうえゆるしがたいやりかたで混乱させている……。それによれば、民族の権利と社会民主党の原則とはたがいに『反しない』」。また、解党派協議会決定は、ロシア党大会の歴史にも反している。

「ブントとカフカスの民族主義的解党派とのまえでしっぽをふること、——これが協議会のやれるすべてであった」。

第7章「ロシアにおける民族問題」で、スターリンは「民族問題の積極的な解決について示唆」した。まず、「ロシア [で] は……『正常な』、『立憲的な』生活はまだ確立されていないし、政治的危機はまだ解決されていない。ここから完全な民主主義化を目的とする運動……が生じる。民族問題は、まさにこの運動に関連させて考察されなければならない。……国内の完全な民主主義化が民族問題の解決の基礎であり条件である」と述べる。

その上で、「民族問題の解決において欠くことのできない条項 [多分プーンクト、つまりポイント] をあげた。その第一は、「自決権」である。なぜなら、「ロシアのあれこれの民族が、自分が独立する問題を提起し解決することが必要である」と考えるような、内外

の情勢の結合が生じることは、まったくありうる」から。

では、「全体のわくのなか【国内】にとどまることをえらぼうとする民族を、どうとりあつかうべきだろうか?」。「地方自治制、すなわちポーランド、リトヴァ、ウクライナ、カフカス等のような、規定された単位の自治制」、これが第二。

「分散している少数民族」についてはどうすべきか? 「少数民族は、民族結合体のないことに不満なのではなく、母語をつかう権利がないこと……自分自身の学校をもたないこと……良心の自由（信教の自由）、移動の自由等々のないことに不満なのである」。だから、「あらゆる種類……の民族的同権」、これが第三。

第四は「労働者のインターナショナルな団結という原則」。「カフカスの経験は、このような【インターナショナリズムの原則に基づく】組織型態（タイプ）【フォーラム＝フォーム＝形態とは違うのであろう】がきわめて【民族的摩擦の解消などの】目的にかなったものであることをしめしている」。しかし、「組織の型態は、実践活動に影響するだけではない。それは、労働者の精神生活全体にけすことのできない刻印をおす。……インターナショナルな組織型態は、同志的感情の学校であり、諸民族統一主義の最大の煽動である」。

以上、スターリン『マルクス主義と』を概観した。「『マルクス主義と』は、ボリシェビキの民族理論をもっとも包括的に展開した著作といえよう。レーニンには、『民族とは何か』を主題とする著作はないし、オーストロ・マルクス主義の民族理論を正面から批判

した論文もない」¹という評価には、同意できない。また、「『民族とは何か』という問題についてのスターリンの議論は、……オーストロ・マルクス主義、ユダヤ人ブント、カフカスのナショナリスティックな潮流にたいする批判という課題を考えるならば、簡潔にして要を得たものとなっている。……この【スターリンの】『定義』は、民族という存在を狭める働きをしている。すなわち、民族という問題をあまり大げさに考えるとかえって、ナショナリスティックな傾向を助長し、民族問題はいっそう先鋭化するという考えにそったものである」（同）という評価にも、同意できない。

『マルクス主義と』は、「包括的」であるとしても、一ボリシェビキの著作にすぎなかった。「トロヤノフスキーは、コーバの『プロスヴェシチェーニエ』用の論文『民族問題と社会民主党』【『マルクス主義と』】のことでなにかもめごとのようなものを起こしている。これは討論用の論文だと言え、なぜなら、ガリーナが文化的民族自治に賛成しているからだ、というのだ!!」（レーニンからカーメネフへの手紙、13年2月）。この手紙は、ボリシェビキ内においても、民族問題について一致していたわけではないことを示している。また、以後の論争で、スターリンの「定義」が取り上げられた場面というのを、寡聞にして知らない。そもそも太田は、スターリンの「定義」そのものの評価を欠落させている。

なお太田は、「スターリンのもう一つの特徴は、民族という現象の諸段階を、言語【用語】的に整理してみせたことにあ

¹「スターリン」太田仁樹 『民族問題 現代のアポリア』丸山敬一編所収 ナカニシヤ出版 1997/4

る」¹と述べているが、浅学非才のため検証しえない。ちなみに、「[ロシア党]綱領は、民族を指示するに一貫してナツィオナーリノスチを以ってしていた」²という。

「スターリンの民族規定について一言するならば、民族は存在するものであるということである。すなわち、個々の『人間の意志とは無関係な客観的な過程』の産物である」（文庫解説、53年）る——これが古いスターニストの典型的な評価であろう。パウアーらの「観念論」を批判したつもりなのである。

スターリンの定義では、個々の標識の関連が不明である、という批判は一般的であろう。また、山崎は次のように批判している。

「[スターリンによれば] 民族とは、言語、地域、経済生活、心理状態という四つのクラス集合の共通集合（積集合）なのである。スターリンの概念規定は、それによればある『民族』が民族たりうるかどうかの検定を、まったく機械的に単純な手続きで行ないうるという『利点』を持っている。そのかわり民族的なアイデンティティを獲得するために闘っている多くの人々にとっては、暴力的な定義でもある。……それだけではない。こうした定義の基礎になっている四つの特徴は、それがひとつひとつあらかじめなんらかのアプリオリな『共通性』を持っていることを前提としない限り、民族の判別規準としてはオペレーショナル[使用可能]ではない。言語（日常語）の共通性ひとつを取り上げてみても、これはけして容易なことではない。たとえば、スペイン語（カスティリヤ語）とカタロニア語とは同一の言語であるうか。……バ

ントウ諸語は単一のものか、別々なのか。……共通集合を作る前に、その前提となる各集合そのものを定義することが、まずもって困難なのである」³。

これらの批判は、スターリンの欠陥の指摘としてはまっとうであるが、なおスターリンの土俵上にある。山崎、丸山などは、スターリンの定義はカウツキーとパウアーの「折衷」である、と主張している。これに対して日高の主張は、大雑把に言えば次のようなものであった。ロシア党の綱領の解説・擁護（ブント、カフカスの民族主義者批判）にとどめておけばよかったのに、文化的・民族自治制（スターリン『民族主義への途上で』によれば、すでに「06年にカフカスの地方会議で……あられ」ていた）を批判せんがために、パウアーをターゲットとしたことによって、パウアーに解体された、とするものであった。私見を言えば、こと『マルクス主義と』に関するかぎり、カウツキー＝レーニン＝スターリンとの定説は疑わしい（かなり論争的な意見であることは承知）。

スターリンがカウツキーをまったく継承していないというつもりはない（西欧と東欧の対比など）。スターリンは、全然名をあげていないけれども、カウツキーのパウアー批判を知っていたであろう。否、それがなかったならば、パウアー批判を企てなかったに違いない。しかし、カウツキーにあっては、民族における言語の規定性は徹底していた。もっとも特徴的なのが「世界語」に関する主張（将来における民族融合の展望と結びついて）であり、また、民族主義における役割

¹「スターリン」太田仁樹『民族問題 現代のアポリア』丸山敬一編所収 ナカニシヤ出版 1997/4

²「ナツィヤという言葉」日高定雄 法政大学『法学志林』第53巻第3・4合併号所収

³「民族問題の再検討のために」山崎カヲル『インパクト』8号所収

について、ブルジョアジーよりも「はるかに大きな」ものとして「知識階級」をあげている。スターリンはこれらのことについて触れていない。合法出版物であったためか、社会主義社会についての言及はないし、「国家に対して言語がもっている極端な重要性」にも言及していない。また、スターリンは「民主主義的なスイス」を例にとっているが、カウツキーはこう述べている。「スイスは、封建時代から維持されてきたほとんど至高の主権をもつ小国の連合体であって、決して民族の連合体ではない。……スイスはまさに近代国家でもなければ、一元的な行政をもった統一国家でもない」。スターリンは、カウツキー論文を読んだのであろうか。

スターリン論文を俎上にのせて、民族の概念規定に触れないわけにはいくまい。マルクス・エンゲルスはどのように把握していたのであろうか？ 『ドイデ』には、「市民社会は……外部へむかってはナツィオナリテート [民族、国民、国民性と訳語はバラバラ] としてたちあられ、内部へむかってはナツィオン [国家] として編成されなければならない」との、有名な一文がある。また、次の一節がある。「サンチョがドイツ語を話してフランス語を話さないのは、けっして種属 [ガツング] のおかげではなくて、環境のおかげである。そのうえ言語の自然成長性 [ナチュラルアヴュクジグカイト] は、近代のどの発達した言語においても、あるいは口マン語やゲルマン語の場合のようにもとからあった材料からの言語発展の歴史によって、あるいは英語におけるように諸民族の混血と融合によって、あるいはまた経済的および政治的な集中にもとづいて一国民の内部で諸方言 [デ

ィアレクテ] が国語 [ナツィオナールシュプラーヘ] に集中することによってなくされている。人々がいずれは種属のこの所産をもすっかり思うとおりにすることのできる時がくるだろうことは、いうまでもない」。田中はこの一節を、以下のように解説している。

「言語の自然成長性」と訳されている部分は、「『言語が生まれたままのすがた』、あるいは『野生のなまのままのすがた』といえるかもしれない状態をさしている。この『生まれたままのすがた』は歴史によって、融合によって、あるいは『経済的、政治的な集中にもとづく、一民族内の諸方言の集中によって、民族語へと高められ（解消され）る』のである。すなわちこの論旨は民族語（国語ではない）のどれ一つをとってみても、種族のなかで生まれたままの形を受けついでいるものは一つもないということになる」¹。

またエンゲルスは、「生命力のあるヨーロッパの大国民は、ますます言語と共感とによって規定されるその真の自然的国境を得る」（『ポーとライン』）と述べている。「言語と共感」、頭に入れておこう。

さらにエンゲルスは『起源』第4～8章において、フォルク、フェルカーシャフト、フェルクヘン、ナツィオン、ナツィオナリテート、等々を用いながら、歴史を説明した。これらを引用して、日高は次のように述べている。エンゲルスは、「ナツィオンは血縁社会の崩壊せんとする所にすなわち階級と同時的に発生するのであるから、以後のその生成発展は階級社会の錯綜的な必要ないし条件、政治権力・領域・意識・文化・等々、要するに血縁的連帯意識に似るものを出現せしめる必要ないし条件、によって進行すると考える

¹ 『言語からみた民族と国家』田中克彦 岩波現代文庫 2001/9

のである」¹。注目に値しよう。

「民族という次元にとどまって、その定義を与えることは不可能に近い」²とか、「本来、民族を正確に定義することは不可能ではないか」³という見解に業を煮やした村岡到は、次のような「定義」を主張した（一応過去形にしておく）。「<民族>とは、言語、風土、人種などを基礎とする文化的相違が政治的支配の根拠となっている関係からとらえた人間の社会的集団である」⁴。「文化的」と「政治的支配」に傍点。

「風土、人種」は高島善哉からの借り物であろうか（「人種」はトロツキーの影響かもしれない）。グルジア人たるスターリンが苦心して取り込んだ「心理状態」を排除した。「など」が曲者であるが、「言語」「風土」「人種」の要素は、すべてがそろっている必要があるのか、それとも、そのうちの一つだけでもよいのか？ 「人種」の定義は何か？ 例えば、「ろう者とは、日本手話という、日本語とは異なる言語を話す、言語的少数者である」で始まる「ろう文化宣言」（『現代思想』95年3月号）の流れで生まれた、「ろう民族」という自己規定をどう評するのか。「政治的支配」を要素に導入して新味を持たせたのであろうが、村岡は、依然としてスターリンの（カウツキー以来の）呪縛にとらわれている。

スターリン『マルクス主義と』は、「『学問的』な研究などではなく、ブントやカフカーズの『解党派』とボリシェビキとのポレミ

ークのなかで生み出された政治文献である」⁵が、スターリンは民族を原理的に説明しようとした。しかし、民族の将来の展望を欠落させたがために、カウツキーやバウアーのような体系性を持っていない。それ故、スターリンの定義は、静態的・機械的性格をより強く含む。そのような客観的標識による定義が現実適用された場合、必ず「例外」を生み出さざるをえない。

村岡は、「他人の見解の欠陥をあげつらうことよりも、正解に近づく努力を自己の見解として示すほうが大切なのである」（前掲論文）とのたまう。次のことだけは言っておきたい。民族本質論の領域では、我々のエネルギーは反プロレタリア的な定義を批判することに注がなければならない、と。我々の見解は、以下の行論で明らかになるであろう。

ところで、『マルクス主義と』については、レーニンの「指導」とブハーリンの「援助」があった、というのが通説になっている。この主張で最も早いのは、管見の限り、スヴァーリンの『スターリン』であるが、通説の形成に寄与したのはトロツキーであろう。トロツキーは、まるで見てきたかのように情景を描写している。「スターリンの論文の進行具合は手にとるようにわれわれに分る。まず最初は、クラクフでのレーニンの指導的相談、有力な思想と研究材料の概括がおこなわれる。それからスターリンは『オーストリア学派』の本拠、ウィーンへ旅行する。

1 「ナーツィヤという言葉」 日高定雄 法政大学『法学志林』第53巻第3・4合併号所収

2 「民族問題の再検討のために」 山崎カヲル 『インパクト』8号所収

3 「民族問題の再検討」 加藤一夫 『ロシア史研究』35号所収、後に『歴史の転換と民族問題』お茶の水書房 1993/8 に収録

4 「沖縄民族土着と日本革命」 村岡到 『現代と展望』8号所収

5 「民族問題の再検討のために」 山崎カヲル 『インパクト』8号所収

スターリンはドイツ語を知らなかったので、資料に手がでない。だが、そこにはブハーリンがいて、疑問の余地なく理論的な頭脳をもち、語学を知り、このテーマの文献にはなにがあるかを知っており、資料をどう利用すればよいかを知っていた。ブハーリンは、……レーニンからこの『すばらしい』が教養の足りないグルジア人を助けるよう指示をうけていた。……スターリンはウィーンから資料をかかえてクラクフへ帰ってきた。ここでまたレーニンの出番、つまり懇切な、たゆみない編集者の出番となる。かれの思想の認印とかれの筆跡は、そのありとあらゆるページにたやすく見つけられる¹。こう述べることでトロツキーは、『マルクス主義と』を称賛していることになる。「その筆者は傑出した理論家とみとめられる」（同）。

レーニンは、12年半ばに、オーストリア領ガリツィア（旧ポーランド領）のクラクフ（独名クラカウ）に移った。スターリンは、同年11月の中央委員会会議に参加するためクラクフに行き、いったん帰国したのち、同年末～翌年初（露暦）に開かれた「2月会議」（中央委員会と活動家の会議）に参加するため、再びクラクフを訪れている。そして、1月後半にウィーンに向かった。論文末尾の「ウィーン 1913年1月」を信じれば、『マルクス主義と』は半月足らずで書かれたことになる。ウィーンにはブハーリンがいたから、「援助」はありうる。クループスカヤは次のように書いている。スターリンがウィーンから戻った2月、「イリイチは、スターリンと民族問題について話し合い、この問題に興味を持って研究している人間に会ったことをよるこんだ」（『レーニンの思い

出』）。スターリンの帰国は2月中旬、直後に逮捕。

問題は、論争になったバウアーとカウツキーの著作を、レーニンはいつ読んだのか、である。これが分からないのだ。いわゆる『民族問題ノート』をレーニンが書き始めたのは、クラクフに移ってからであり、ノートⅠには、バウアーとカウツキーの両著についてメモしてある（バウアー「民族問題評注」については読んだかどうか不明）はずなのであるが、紛失している。ノートⅠはノートⅡの前に書かれたと考えるのが自然であるが、ノートⅣはノートⅢよりも早い時期に書き始められた可能性があるとかで、簡単には決められない。

レーニン全集に収録してある著作で、初めて「8月ブロック」の文化的民族自治に言及しているのは、『わが党の「焦眉の問題」「解党主義」問題と「民族」問題』（12年11月執筆）である（テーマはSDKPiLの分裂）。レーニンは次のように述べている。「この〔解党派の〕協議会は、『文化的民族的自治にかんする有名な決議によって、プレハーノフでさえみとめたように『社会主義を民族主義に順応させた』のである。……まじめに物を考えるすべての社会民主主義者は『民族問題』をも提起し審議すべきである。連合か統一か？」。また、同年12月20日執筆の、ロシア党中央委員会ロシア国内ビューローへの手紙において、レーニンは「文化的民族的自治にかんする一般的な論文をお送りした（そこではプレハーノフを引用した。カフカス人とブントは社会主義を民族主義に順応させている、と）」と述べているが、この論文は上記のものか。

¹『スターリン—ボルシェヴィキ党概史』 スヴァーリン 教育社 1989/2

13年2月、レーニンがゴーリキーにこう書いている。「われわれの仲間のすばらしい—グルジア人が、オーストリアその他のすべての資料をあつめて、『プロスヴェシチェーニエ』のために、長いあいだかりきりで大論文を書いています」。

「レーニンが、バウアーとカウツキーを、ドイツ語のテキストをつき合わせながら読んだのが、全集〔第5版と思われる〕の注記どおり、1913年の9月だとすれば……」¹というのは、不学の身としては検証のしようがない（邦訳『民族ノート』には、これについての注釈がない）。13年4月18日（西暦）にレーニンがクラクフで行った報告の報道には、「報告者〔レーニン〕は、民族問題についてのレンナーの命題と論争し、文化的民族的自治のスローガンにはげしく反対した」（ポーランド語新聞『ナープシュド』）とある。また、「5月25日以前」（レーニン全集年譜）に書かれた「ラトヴィア党第4回大会のための政綱草案」には、「カウツキー『ナツィオナリテートとインテルナツィオナリテート』を見よ——ロシア語がある」と書かれている（バウアーの著作にも言及している）。

13年12月6日（西暦）付、レーニンからシャウミャン宛の手紙には、次のようである。「夏には、私は、民族問題にかんする講演をおこない、すこしばかりこの問題を研究しました。だから、私は『がんばろう』とおもっています。とはいっても、この問題をもっと多く、もっと長いあいだ研究してきた同志たちの言うことをきくのは、もちろんですが」。「講演」とは、7月9日、10日、11日、13日（以上西暦）にスイス各地で行わ

れたものである。この講演の前に、レーニンは、「民族問題にかんするテーゼ」と「民族問題にかんする講演のプラン」を書いている（また、「講演のさいの討論のメモ」もノートにある）。「テーゼ」については後に検討するが、ここで確認しておきたいのは、レーニンは、バウアーとの論争におけるカウツキーを支持していることである（後のノートではより鮮明）。

ところで、上記の手紙はいささか興味深いものである。レーニンは、シャウミャンからの手紙に対して、「公用語」（ママ、後述）、「自治」、自決権と「連邦的結合の権利、自治の権利」の関係、「綱領の『修正』」の諸点を批判しつつも、「民族問題にかんする平易なパンフレットが、大いに必要です。書いてください」と激励している。期日はさかのぼるが、13年8月24日執筆のシャウミャン宛の手紙でレーニンは、次のように述べていた。「カフカスにおける民族問題についての もっと多くの資料を……送っていただきたい。それからまた、カフカスの民族問題について論文の書けそうなカフカスの同志をさがすこともわすれないでほしい」。シャウミャンは、小冊子『文化的民族的自治について』（内容不明）を、「13～14年にアルメニア語で執筆した」（レーニン全集集注）。14年5月19日付の手紙でレーニンは、「『文化的民族的自治派』のたわごととたたかうには、ロシア党議員団は、民族同権および少数民族の権利擁護法案を国会に提出する必要がある。こうした草案を一つ書こうではないか。……手伝うことに賛成かどうかすぐご返事を乞う」とシャウミャンに書いている。

¹『「スターリン言語学」精読』 田中克彦 岩波現代文庫 2000/1

シャウミャンとは何者か？ 「最初のアルメニアでのマルクス主義サークルは1899年、……シャウミャンによって結成された。……02年夏、トビリシ [チフリス] でシャウミャン [ら] ……の発起により『アルメニア社会民主主義者同盟』が結成され [本稿15頁]、このサークルは後にロシア党トビリシ委員会に所属した」（ネット論文のアルメニア史）。「03年、スイスでレーニンおよびプレハーノフと知る。チフリスにかえり、そのポリシェビキ派首領となる」（レーニン全集人名注）。04年に、アルメニア語版『党宣言』を出版している。18年に英干渉軍によって虐殺された。

レーニンは、文化的民族自治を批判できるカフカス出身者を求めていたと思われる。

『プロスヴェシチエニエ』6号（13年6月）に載ったジノビエフ（ユダヤ人）の論文「民族問題によせて。ユダヤ人ブルジョアと文化的民族自治」は、「ユダヤ人の民族的諸共同体の結合体の自治に基礎をおく<文化的民族自治の要求が、すべてのユダヤ人ブルジョア政党の綱領にふくまれている>ことを立証したもの」（『民族問題ノート』訳注）らしいが、これもレーニンの同じような意向を示していよう（当時、ジノビエフもクラクフにいた）。

「マルクス主義の理論的文献では、この事態 [民族問題前面化の原因] と社会民主党の民族綱領の諸原則は、最近すでに解明されている（ここでは第一にスターリンの論文が推される）」（『ロシア党の民族綱領について』）とのレーニンの言葉には、スターリン

の民族「定義」は含まれていないと考えられる。民族概念は、民族運動のなかで、あるいは民族運動（民族主義）を解釈するために、形成された。だからして以下で見るように、レーニンが「民族とは何か」との設問をすっ飛ばし、民族運動（民族主義）を出発点としたことは、理論的に正当であるし、観念性・教条性を免れることができたのである。

なお、「その後スターリンは『民族問題』の第2部を書いた。だがレーニンはこれを雑誌にも出さなかった」¹というのは、スタ全年譜16年2月25日の項にある論文「文化的民族自治制について」（失われたらしい）のことであろうか。

補1

1904年、ヒルファディングとマックス・アドラーを編集者とする、『マルクス・シュトゥディエン [英語のスタディズ]』の第1巻が発行された（これ以降、オーストロ・マルクス主義という名称が生まれる）。ヒルファディングの「バーム・バヴェルクのマルクス批判」、カルナー（レンナーの筆名）の「法律制度の社会的機能」、マックス・アドラーの「科学をめぐる論争における因果性と目的論」が収録されていた。限界効用理論、新カント主義に対する批判である。「ヨーロッパの哲学界では、19世紀のおわりの3分の1の時期に新カント派が登場し、カントは復活し、主流となった。哲学の分野で、修正主義がカントとマルクスを折衷したのに対して、オーストロ・マルクスイズムは、カントの中にマルクスを見出そうとした」²。後にバウア

¹ 「ヨシフ・ヴィッサリオノヴィチ・ジュガシヴィリ [スターリンの本名]」 倉田 『小樽商科大学学術成果コレクション バレル』所収

² 「若きヒルファディング」 倉田 『季刊社会思想』3巻2号所収

一自らが、「マルクスとエンゲルスがヘーゲルから出発し、かれらに続くマルクス主義者が唯物論から出発したのに対して、『アウストロ・マルクシスト』と呼ばれた青年たちは、あるいはカントの、あるいはマッハの流れに掉さす人々であった」（「アウストロ・マルクス主義について」、『労働者新聞』。27年11月3日号に掲載）と語っている。ちなみに、カウツキーは新カント主義に無関心であり、これを勢力的に批判したのはプレハーノフである。

『マルクス・シュトゥディエン』の第2巻を飾ったのが、『民族問題』であった（第3巻には、ヒルファディングの「金融資本論」）。バウアー論文は、1978年にスペイン語に、88年にフランス語に、99年にイタリア語と英語に翻訳されたという（邦訳は2001年）。スペイン語版、フランス語版、英語版への序文をネットでみつけた。

フランス語版への序文（C・Weill）はこう述べている。「バウアーは、歴史家のカール・ランプレヒトから着想をえていた。……バウアーは、諸民族がその担い手である文化時代に続きとして[ママ]近代史の姿をそこから引き出した。社会学的なプランについて、バウアーはデュルケムを読んでいたので、社会的諸形態の理論の前提において特にテニエス [テンニエスとも記されるが、発音的にはテンニスらしい] に言及しているだろう。バウアーは、テニエスから共同体（すべての社会現象の基体）と社会の区別を、その用語の受容が修正されたものであれ、借用した」。ランプレヒトについて、『ブリタニカ』は、「歴史学を政治史への偏向から解放し、社会心理学的な観点から文化史、経済史などの関連を主張。また原始社会から現代に

いたるそれぞれの時代はある一定の象徴的、慣習的、精神的な特性をもつと指摘して、一種の発展法別論を展開」と書いてある。

また、英語版への序文（E・Nimni）は、次のように述べている。「『個人原理』……の用語は、レンナーの考えの形成に影響を与えた……マイネッケの著作に由来する」。「アグネリとガルシア・ペライヨの主張によれば、バウアーが用いる共同体（ゲマインシャフト）の概念はカント的な起源をもち、共同体生活の二つの次元を表している。そのひとつは、『共通の同質の特徴』の存在であり、それはラテン語では、『コムニオ』で最もよく表示され、状況の等しさという属性を意味している。もうひとつは、『コンメルキウム』という語で表現することができ、相互行為のダイナミックなプロセスの存在を意味している」。

さらに、スペイン語版への序文（ホセ・アリコ）は、次のように述べている。「理論と運動の関係についてのカウツキーの機械的・自然主義的な定式化と分かれて、オーストロ・マルクス主義はマルクス主義と社会主義のあいだの不一致に関する修正主義者の前提を、熟慮の出発点として受容した。ベルンシュタインがやったようにではなく、再統合の問題をよりはっきりとした方法で、資本主義組織と階級闘争のより高度で複雑な水準で試みるためである。知識人と労働者階級の問題についてのオーストロ・マルクス主義の定式は、それゆえカウツキーの定式と根本的に異なり、まさに資本主義の新しい傾向が作り出した社会構造の複雑化の結果を強調した。そのときから、マルクス主義を資本主義的社会構成体の不均等な発展が引き起こした分子過程の多様性を説明できる社会学と

して再評価する新しい学問的志向の必要性が生じた」。

田中が次のように言うのは、社会学的であることと関係がありそうだが、社会学については後に触れる。「オーストリア・マルクス主義の民族理論には、もともと生物学主義的物質主義の傾向が強く現われていて、パウアーの著作を読むとき、我々はそれにへきえきしてしまうことがある。たとえば、『自然の共通性と文化の共通性があわさって、＜ゲルマン的民族性格＞を作る』といったようなくだりには」¹。

なお、オーストリアのユダヤ人問題について、次のような記述をみつけた。「この[オーストリアにおける社会民主労働(者)党(SPO)の]政治運動も、反ユダヤ主義を前面には掲げていなかったが、けっしてこの動向を無視することはできなかった。なぜなら、社会主義者が主張する反資本主義は、ウィーンでは反ユダヤ主義を意味したからであった」。「まだ普通選挙権が施行されていなかったこの当時、社会民主党は反資本主義を掲げて政治運動を展開していたキリスト教社会党と支持基盤を共有していたのである。選挙で票を失いたくなかった社会民主党は、反ユダヤ主義にたいして積極的に反対運動に出るのではなく、いわばそれを容認してしまった。そればかりか、ますます激しさを強めていった反ユダヤ主義の社会風潮のなかで、その指導部をユダヤ人が占めていた社会民主党は、みずからに降りかかる反ユダヤ主義攻撃の矛先をかわすことに忙しかった。……社会

民主党は、『資本家はユダヤ人』といウィーンの特異な状況に目を奪われ、大多数を占めるユダヤ人貧困層の存在を世間に周知徹底する努力を怠ってしまった。人心をまとめるのに都合の良かった反ユダヤ主義的スローガンを、ある部分でかれらも、勢力拡大の戦略として使わなければならなかった」²。

ウィーンの呼称の多さは、オーストリアの民族状況を示している。すなわち、ヴィーン(独語、イディッシュ)、ヴィーデン(チェコ語)、ヴェチェン(スロヴァキア語)、ベーチ(ハンガリー語、セルビア・クロアチア語)、ウィンドボナ(ラテン語)、ヴィエデン(ポーランド語)、ドゥナイ(スロヴェニア語)、ヴィエナ(ブルガリア語、ルーマニア語)、ヴィヤナ(トルコ語)、ヴィエンヌ(仏語)、ヴィエンナ(英語)。

ちなみに、マルクスの論文「ユダヤ人問題によせて」が一般に広まったのは、1881年にドイツ社会民主党(SPD)の機関誌『ゾツィアルデモクラート』に掲載されてからである。この論文は反ユダヤ主義ではないかという評価もあるが、徳永恂の『ヴェニスへのゲッターにて』を参照されたし³。

前掲のフランス語版への序文によると、パウアーは、自分の著作の書評をカウツキーに頼んでいる(これは、ヒルファディングも同じであった)。カウツキー論文について補足しておく。本章51頁左段下から五行目の[!]の後に、「経済的、政治的發展が……さらに四番目の世界語を付け加えたとすれば、それはロシア語であろう。しかし、同様

1 『「スターリン言語学」精読』 田中克彦 岩波現代文庫 2000/1

2 『反ユダヤ主義』 村山雅人 講談社選書メチエ 1995/8

3 後に、『ヴェニスからアウシュヴィッツへ』徳永恂 講談社学術文庫 2004/7 と改題して文庫化されたが、その際に、マルクス論文についての論考の一部が削除されている。

にして、これらの言語のうちで、英語が唯一の国際語になるということもありうるかもしれない」というくだりがある。ここで、「世界語」と訳されているのはヴェルトシュプラーヘであり、「国際語」はウニヴェルザールシュプラーヘである。

博友社『独和辞典』には、ヴェルトシュプラーヘは「①世界に普及した言語（英語のような）。②世界語（エスペラントのような）」とある。ウニヴェルザールシュプラーヘはない。研究社『新英和中辞典』によれば、ワールド・ラングェジ「①世界語、国際語（エスペラントなど）。②（英語のように多くの国で使用されている）世界語」であり、ユニヴァーサル・ラングェジは「世界共通語・世界語」。ニュアンスの違いがわかるだろうか。

「カウツキーの民族理論は、……ドイツ的言語観、民族観の申し子という限定の中にある」¹という点についても後に触れる。

ごく最近、白井朗が『マルクス主義と民族理論』を出版した。民族論の第二弾である（一段と反レーニン主義的性格が増大しているが、白井批判は後できちんというつもり）。それに、「バウアー・カウツキー論争の意義」と題する一章が設けられている。

「バウアーによって歴史上初めて民族を社会科学科学的に捉える理論が構想された」²との評価を前提に、バウアーとカウツキーを「止揚」「統合」することが白井の目指すところである。

白井は、論争の総括として次の3点をあげている。(1)「バウアーにあっては民族の言語

それ自体の内在的考察において弱点があったのではないかということ」(2)「カウツキーにあっては言語共同体説を提起したのは良いとして、バウアーの民族文化共同体説にも汲むべき内容があること」(3)「カウツキーは言語共同体説を提起しながら、母語がその民族にとって決定的な意義を持ち、他の言語によって置替えることは不可能であり、もし万一そういうことがあるとすれば植民地支配による民族文化の全面的滅亡・同化主義の帝国主義であること」(同上)。それぞれを概観しよう。

(1)について。白井は、「言語は『素朴な習慣』以外のなにものでもなく、『外的な規制』……のおかげで存在するものである。……なぜならば、われわれがある概念ときまった単語とを結びつけるということ、またある物の概念と一定の音の結合の概念とを結びつけるということは、もっぱら慣習に基づくものだからである」(『民族問題』)とのバウアーの主張を批判して、次のように言う。

「バウアーの『慣習』ということからは、民族語の必然性の基礎をなすことがらであって、『外的な規制』どころではなく、もっと内在的な要因、個々の民族にとって民族語は『自我の表現形態』であり、それを欠いては民族に属する人々の交通がなりたない本質的な精神的なものである。……民族語は母語であり、『母のように人間を育てあげる言葉』にほかならない。……フンボルト……が述べたように、『一民族の言語には、一定の世界観と概念や思惟形式の全体が含まれていて、一言語団体に属する人々は、それらを言語の習得と同時に必然的にとりあげることに

¹『言語からみた民族と国家』田中克彦 岩波現代文庫 2001/9

²『マルクス主義と民族理論』白井朗 社会評論社 2009/4

なる』のである。かくして言語は、人間の精神を形成し、次に文化を創造して、文化生活の各方面に参与するばかりでなく、さらに歴史をも形成して一民族を動かす力ともなる『一民族最高の文化財』と言える¹。フンボルトについては後述。

関連するので、上条の見解も見ておく。「バウアーは、共通の母語を話す人々がいかに内的に親密に結ばれた集団をなすか、いかに言語が文化と生活様式を反映し、これらを表現するのみならず、人々の思考様式にまで影響をあたえるものであるかを考えない。むしろ言語を純粹にコミュニケーションの手段ないし道具ととらえ、言語の音韻法則の側面を強調するのである。この考えは、……言語を総体的な精神生活との関連で考察せず、自然科学的な体系とみなし、言語の形態とくに音韻に研究の焦点をあてる言語学の一潮流から彼が学んだものであったように思える²。「言語学の一潮流」とは具体的に誰か？ こういう言い方は、素人にとって困るのだ。

(2)について。「カウツキーは、……バウアー理論の内容についてそれを自己の言語共同体規定を補うものとして積極的に論じるべきではなかったか。もっと具体的に歴史的・積極的に論理を展開していくならば、双方を総合する見地に到達できたのではないだろうか³として、白井は「総合の努力」を試る。そこで持ち出されるのが、「アメリカ民族」(!)である。

いわく、「アメリカ民族はヨーロッパ大陸からのさまざまな文化を持つ諸民族の移民に

よって実に大きい差異を内包しつつも、それらの多民族を独特の大統領制によって統合に努めている独特の多民族国家であり、その根底には独立革命のイデオロギーがある」(同上)、と。だがこれは、アメリカ国民の特徴づけに他ならない。ともかく白井は結論する。「このように考察してくるとき、民族という集団が言語共同体であると同時に固有の民族文化を歴史的に独特の形で形成していく流動的な共同体であることが明白になる」(同)。

また、白井は、70頁右段末に引用したエンゲルス論文を引き、「エンゲルスの『言語と共感』説……はカウツキーの言語共同体説を内包する理論的規定たりうる。さらに共感ということがらを強調することによって、バウアーの主張する民族文化共同体説をも内包しうる規定である」(同上)と述べている。エンゲルス論文『ポーとライン』の当該パラグラフは、次のようなものであった。

「ヨーロッパの地図が最終的に確定してしまつたとは、だれも主張しないであろう。だが、あらゆる変化は、それが長つづきする変化であるかぎり、だいたい次のような結果をもたらすに違いない。つまり、生命力のあるヨーロッパの大国民[ナツィオネン]は、ますます言語と共感[ズンパティーエン]によって規定されるその真の自然的国境を得るが、その一方で、まだそこここに存在してはいるが、もはや国民的生存力のない民族の残骸[フェルカートリュンマー]は、大国民に併合されたままになってこの大国民のなかへ溶けこんでしまうか、もしくは政治的意義の

¹『マルクス主義と民族理論』 白井朗 社会評論社 2009/4

²『民族と民族問題の社会思想史』 上条勇 粹出版社 1996/7

³『マルクス主義と民族理論』 白井朗 社会評論社 2009/4

ないたんなる民族誌的 [エトノグラフィッシュ] 記念物として維持されるかどちらかだということである」(全集)。

上記の白井の評価は、もちろん、「非歴史的民族論」を批判したうえでのものであるが、レーニン『自決にかんする討論の決算』の次の訳文に引きずられたものと思われる。すなわち、「エンゲルスはそこ [『ポーとライン』] で……つぎのように言っている、一連の小さな、生活力のない諸民族をのみこんだ歴史的発展の過程において『大きな、生活力のあるヨーロッパ諸民族』の境界は、住民の『言語と共感』とによってますます多く決定されていった、と」(文庫)。しかし、「言語と共感によって決定される境界」とは、明らかに「国家の境界」であり(レーニンもそのような文脈で言及している)、マルクス・エンゲルス全集での「国民」の訳語は妥当であろう。

(3)について。白井は、カウツキーの世界語論を、「『全世界民族の英語単一民族への合流』説」であり、彼の言語共同体説を「抹殺してしまったことを示している」¹として、次の二点にわたって批判している。「第一の論点は、彼がヨーロッパ語をあくまで中心において、全世界の諸民族の言語問題を考察していることの誤りである。第二の論点は、母語がいかにその民族の人々の精神をはぐくみ成長させ、民族の歴史と文化の原動力となっているのか、についての深い考察を彼がなし得ていないことである」(同)。

しかしながら、カウツキーの世界語論は、彼の言語共同体説からの論理的必然と言わなければならない。カウツキーの言語共同

体説は、資本主義による国内市場形成への認識を基盤としており、その過程における諸集団の結合＝言語の共通化＝民族形成という図式となっている。そして、資本主義の国際性を否定しないかぎり、上記の図式が世界化されることに不思議はない。カウツキーもまた、言語を道具と考えていた。従って、カウツキーの世界語論が誤っているとすれば、それは彼の言語共同体説そのものに欠陥があることになる。カウツキーの言語共同体説を擁護しつつ世界語論を批判する時は、白井のように、「ヒンズー文化圏、……漢字文化圏には言及さえせず、およそ眼中にない」、「想像力が欠如している」という批判しか出てこないのである。

総じて、これまで見てきた白井の議論には、言語(母語)および言語学への偏重が明らかである(白井は、「世界の諸言語の系統」まで掲示している)。だが、「言語(共同体)」はそれほど固定的・実体的な概念なのか? 世界の言語数は学者によって異なる。独立した言語なのか方言なのかという論争は、古今東西にわたって数多くある。母語への愛着はあるにしても、その母語を当人が何語と認識しているかは別の問題である。そもそも、他言語の影響をまったく受けていない言語は存在せず、その境界は連続的である。言語自体が相対的なのだ。また、言語統一圧力から少数派言語(母語)を守ろうとする運動も、その運動基盤たる集団内で何らかの制約(例えば教育)を伴わざるをえない。山川出版社『民族とは何か』²に収録されている座談会に、次のような個所がある。

「西江 [雅之] ……ケベック州ではインデ

¹ 『マルクス主義と民族理論』 白井朗 社会評論社 2009/4

² 『民族とは何か(民族の世界史)』 山川出版社 1991/9

ィアン [ママ、以下同] の就学率が悪かった。……そこで教育関係者はインディアン語で初等教育をおこなうということが出てきたのです。……それで十年たったら、なんと、インディアンが消えてしまったんですね。……カナダの政府が望む、ヨーロッパ式の教育をインディアン語でしたんですものね。……

二宮 [宏之] 教育の内容が問題なんですね。それともう一つ問題は、少数者集団が、自分たちのアイデンティティを守るために言語教育、言語運動を進めるときに、それを、家の中でしゃべっているだけではなくて、忘れてしまった人にももう一度教えようとする。どうやってそれを教えたらいいかということになると、標準語化の問題が起こるでしょう。少数言語にとって標準語化していくということは、かつてフランス語がラテン語に対抗しようとして、地域のフランス語をつぶして標準語に統一していったのと同じことを、少数言語の中でやることになるんですね。守らんとしている母語は、シンボルとしての規格化された母語とも言えよう。言語問題とは、国民（国家）と民族との関係、という問題領域に属すると思える（後述）。

しかし、白井はなぜ、言語共同体説を批判している著作（ゲルナー、アンダーソン、ホブズボームなど）に言及しないのだろうか。白井は、「言語共同体」（＝民族）を固定化・実体化・主体化し、社会的カテゴリーとして扱っており、しかも、国民と混同している。これもまた、「日本民族」「日本国籍」「日本語」の三位一体的日本を反映しているのであるか？

白井は、スターリン『マルクス主義と』を、次の二点にわたって批判している。一つは、いわゆる定義についてであり、もう一つは、民族を「勃興しつつある資本主義時代の歴史的範疇」としたことに対してである。後者について引用しておく。「資本主義時代の歴史的範疇として民族を捉えるならば、資本主義発達の後れたアジア・とくに西アジアから北アフリカにかけてのイスラーム系諸民族を西欧資本主義が植民地化のために侵略してきた時期に、一体何故民族解放闘争が起きたのかを解明する意欲と問題意識そのものがないことを意味する。スターリン論文は、最も必要なアジア・とくにイスラーム系諸民族を歴史から追放している。……民族を『勃興しつつある資本主義時代の範疇』と規定してしまうならば、ツァーリズムを分析の対象から除外し、ユダヤ人全体をスッポリ民族抑圧の対象から外してしまうことになる」¹。コメントは省く。

スターリン論文のタイトルを、「マルクス主義と国民問題」と訳している論考があった。岡田英弘（この人物は、『正論』『諸君』にも寄稿していた）の「『民族幻想』の起源」²がそれである。この論文にはいくつか興味深いことが書かれているのであるが、それはおいおい紹介していく。

補2

本章冒頭で『民族とは何か』（関曠野）を紹介したが、それについて補足しておく。一つは、ネイションを関がもっぱら「民族」と訳している欠陥があることである。フィヒテの講演も、「ドイツ民族に告ぐ」とされて

¹『マルクス主義と民族理論』 白井朗 社会評論社 2009/4

²『民族幻想』の起源 岡田英弘 『大航海』15号所収

いる（普通は、「ドイツ国民に告ぐ」）。もう一つは、「アメリカは、フランス革命に先立つ独立革命によって、当時の世界に民族国家の模範を示した国でもある」¹としながらも、その点をあまり説明していなかった（それ故、紹介の際に省いてしまった）ことである。しかし、関は『民族とは何か』の8年程前に、「アメリカの夢としての民族主義」²という論文を発表している。関は次のように言う。

「アメリカ人は西欧史上初めてこのnationなる語に新しい意味を与えて革命的原理とし、その原理に基づいて帝国から独立し新しい社会を組織した人々であった。ゆえにアメリカ革命以来、民族（ネーション）とは常に帝国に対置される政治的な観念なのである。しかも民族はたんに帝国の抽象的なアンチテーゼであるのではなく、帝国とは異質な新しい社会すなわち共和国ないしコモンウェルスの積極的な組織原理である。民族誌学的事実と混同する人々は、この政治社会の組織原理としての民族原理というものを理解し損ねる」。

「帝国と民族は二元的に対立しているのではなく、民族とは帝国の胎内で帝国の枠組を利用しつつ成長してくる存在なのである。そして目立たぬ民族形成の過程がほぼ完了したとき、新しい社会としての民族は帝国の枠を突き破り、それから分離独立し自らに適合する政治形態を模索し始める。民族は『想像された共同体』であるだけでなく、一定の生活様式の共通性を民族意識の基盤にもっているが、環境への適応の必要から生じたその日常的生活様式にはイデオロギー的な要素はな

い」。

「この[アメリカ]革命の本質は、ジェントルマンと対立するコモン・マンの革命たることにあった……。ゆえにアメリカ革命は史上初の民族革命でありえたのだ。あえていえば民族主義とは、コモン・マンの政治思想なのである。……これ[革命]以後アメリカが事実上世界史の進路を決定してきたのである。その理由は、アメリカ革命の意義は全世界のコモン・マンにすぐさま直感的に理解されたことにある。もう一つの理由は、アメリカが合衆国憲法の制定によって民族を原理として政治社会を組織するうえでの一つの先例を世界に示したことにある」。「民族原理に適合する国家形態」すなわち「連邦共和制」。

「独立宣言の理想からすれば新共和国は、……極めてゆるやかな連合でなければならなかった。しかるに……若い小国アメリカが大英帝国をモデルとする資本主義的發展を選択するとすれば、……強力な中央政府を必要とした。しかし植民地時代の経験から政府なるものに深い反感をもち、そのうえ普通選挙権がすでに実現しているような国においては、国家主義的な言辞は禁句である。そこで独立と社会の民主化が生まれた過激な暴民（モップ）から人民の名において政府の権威を守るために民族とかナショナルという語が使われ始める。ハミルトンらは、自らの中央集権主義を連邦主義（フェデラリズム）と呼んだのと同じアイロニーをもって、集権的政府（ナショナル・ガバメント）の必要を説いた。アメリカ合衆国が誕生するや否や『民族』や『ナショナル』は曖昧な意味をもつよ

¹『民族とは何か』関曠野 講談社現代新書 2001/12

²「アメリカの夢としての民族主義」関曠野 『現代思想』93年5月号所収

うになり、『人民』と『国民』の境界線はぼやけ始めたのである。そしてフランス人がアメリカ人の民族形成を範例とした革命を旧世界の中心部で遂行したことによって、民族なる観念はさらに曖昧なものになった。……フランス・モデルの民族国家が誤って普遍性をもつものと受けとられたことが、その後の民族概念の混乱と恐るべき政治的災厄をもたらすことになった」。

この主張は、いくつかの「民族」という用語を「国民」にかえれば、ほぼ首肯しえよう。フランス革命への直接的影響は、アメリカ独立革命の方がイギリスの革命よりも大きかったと思えるからである。しかしながら、イギリス革命は先例のないものであり、また、アメリカ独立革命は「新世界」を舞台にしていた。その意味では、両者ともに特殊なものだったのである。フランス革命はそれをモデルとし、困難を伴いながらも、ネイション・ステイトを確立した。そして、ドイツを初めとする後発諸国は、フランスをモデルとすることによって、「混乱」と「災厄」への道を進んだということである。

ところで、岡田は次のように述べている。「この連邦 [USA] に参加した13の旧植民地のうち、10は『ステイト』と称したが、……残りの三つの植民地、マサチューセッツ、ペンシルヴェニア、ヴァージニアは、ステイトとはいわないで、現在でも『コモンウェルス』と称する。……ちなみに、アメリカの『ステイト』を『州』と呼ぶのは誤訳である。中国の歴史上、『州』の本来の意味は、行政監察官（刺史）の巡回範囲のことであっ

た。アメリカで、連邦を構成するステイトやコモンウェルスが、それぞれ独自の法律と政府と議会と軍隊を持っていて、国家の体裁をそなえているのは、『州』とは全く違う。ちなみに、『合衆国』という日本語は、『合』が『ユナイテッド』、『衆国』が『ステイト』に対応するのであって、州を合わせた国『合州国』ではない。正しい意味は『アメリカ諸国連合』である」¹。

これを読んだ時、少しうれしくなった。というのは、「衆国」というネイション・ステイトのような用語を考えた者がいたんだと思ったからである。だが、それは糠喜びに終わった。小学館『国語大辞典』には「衆国」なる用語は収録されておらず、「合衆」に「連合すること」（ユナイテッド）という意味がある。つまり、「合衆・国」で連合国となり、また、UK（イギリス）は「合衆王国」と訳されていた（福沢諭吉『西洋事情』など）。確か、勝海舟か誰かの幕末の手紙には、アメリカが「連邦」と書かれていたように記憶している（「鑑定団」で観た）。ただし、中国においては、1844年の条約などで、共和国の意味で「合衆国」を用いており、日本でも同様の使用例がある。後に出版された岡田の『歴史とはなにか』²では、アメリカ合衆国を扱ったくだりに、「衆国」云々にあたる説明はない。

「日本語独特の概念である『民族』〔この点については後述〕をまっとうに定義すれば、『自前の国家を結成する資格がある一つの国民として、他人から認められたい人々の

1 『民族幻想』の起源 岡田英弘 『大航海』15号所収

2 『歴史とはなにか』 岡田英弘 文春新書 2001/02

集団』ということになる。国民（ネーション）と認められたいという願望が、すなわちなショナリズムである」¹というのは、一面の真理を突いている。けだし、近代的民族（あえてこう呼んでおく）の概念は、ネーション・ステイトの概念と深く結びついているからである。だからここで、「国家」（カッコ付にしたのは、近代国家概念を過去に投影しがちであるが故である）の歴史と、ネーション概念の歴史とを、簡単に述べておく。なお、引用に際して、原語については原則としてカナ表記（例によって自信がないが）、訳語と原語が並記されている場合およびカナ・ルビは、原語のカナ表記を（ ）内に記す。

「政治について論述するための基本用語を、近代ヨーロッパは、ほとんど古典古代ギリシア・ローマ世界から受けついで」²。「政治認識の用語のなかで、いわば例外的にゲルマン世界が作り出した言葉のうち、最も重要なもの三つが、……国家S [ステイト]、主権（ソヴリンティ）、そして国民（ネーション）」（同）である。

古代ギリシャのポリス、古代ローマのキヴィタス（同義として、レス・プブリカ、ポプルス）を福田は「国家pc」と表現しているが、それは「まず人的団体、自由民の共同体であった。もちろん共同体は人類と共に古いが、大規模な政治社会、古代オリエントの諸帝国が成立すると、これらの共同体はその支配の底辺に組み込まれる。……ポリスやキヴィタスの特質は、それが第一次集団としての共同体でありながら、しかも例外的に上位の権力に従属せず独立した政治社会であったことにある。……国家pcはもとより小規模の

政治社会である。アリストテレスが望ましい規模として掲げたのは、相互に面識ある程度の人口、一望の下に見わたせるくらいの面積であった」（同上）。

「例外的に」存立しえたのは、それらが「辺境」であったためと考えられる。おさえておくべきは、次のことである。「『アテナイはアテナイ人のためにあるのではない。アテナイ人がアテナイのためにあるのである』 [ペリクレス] という共同体のイメージが示しますものは、実は古典古代のモデルにおいては、実体は共同体である。そして個人はこの実体の構成要素にすぎないということであります」（同上）。一般に国家pcはシティ・ステイト（都市国家）と呼ばれているが、これは近代ステイト概念を投影したものであって、むしろドイツ語の表現シュタットゲマインシャフト（都市共同体）の方が事実に近い（「共同体」という訳語については後述）。ちなみに、プラトンの『ポリティア』の訳語は、英語がリパブリックであり、ドイツ語はシュタートだという。また、「プラトンの『ポリティア』は身分国家、階級国家の典型的なものと言われてはいるが、プラトンがそこであげている『支配者』も『守護者』もこういうものはゲノス、『種族』である。クラスとかステータスとかに相当する言葉は全く出てこない」（同）。

「マケドニアによって、ポリスはその独立を奪われて、単なる都市になった。これに対してローマ人は征服した近隣共同体の有力者にローマ市民権を与える手法を用いて、異民族支配をひろげ、ついに世界帝国を建設した。ただし、すでに市民権という言葉が暗示

1 『民族幻想』の起源 岡田英弘 『大航海』15号所収

2 『国家・民族・権力』 福田歓一 岩波書店 1988/11

しているように、国家pcの伝統は帝国にも強く残り、その伝統の中に成立した用語は、やがてゲルマン世界にも受けつがれるのである。……タキトゥスが『ゲルマニア』において部族〔ママ。この用語は差別語であるとの指摘があるが、この問題については後述〕国家をキヴィタスの用語で叙述しているように、これはすでにローマ人が試みたところでもあった」（同上）。

ギリシャでは、ポリス＝エトノス（周縁の非ポリス社会）＝バルバロイ（「野蛮人」）と区別されていたが、ローマでこのエトノスにあたるのがナティオである。ナティオは、「ナルコス（『生まれる、生ずる』の意。不定形はナスキ）という動詞から派生したものである。……そこから日常語としてのナティオは……ローマ帝国内の大都市、港、植民都市などに住み、『同じ町や地域で生まれたという事実』によって強く結びついている人々を表わすものであった。……ナティオと呼ばれたのは何よりも外国人の集団だったのである。……独自の言葉を用い、ローマの言葉には不慣れで、奇妙な服装と風変わりな生活習慣を持つそれらの人間が、喜劇の中でたびたび嘲られることによって、ナティオという語は、多少の軽蔑的な意味合いをも帯びるものとなった」¹。

「中世」とは、「古代」と「近代」「現代」との過渡期であり、「暗黒の中世」のイメージに示されるような価値を含む時代規定である。その時代は、アラビア文明が栄華を誇り、ヨーロッパへも多大な影響を与えた。「中世」はアラビア文明を捨象したヨーロッパ中心主義を表現しているのであるが、この

問題は割愛する。

「ゲルマン世界中世の政治秩序は、細分化された領土の土地支配を積み上げる封建制を基礎とする分権的多元性と、それにもかかわらずローマ帝国の遺産を引き継いだ普遍的統一性との共存にある」²。普遍性を担保したのは教会であった（レブブリカ・クリスティアナ）。「中世に国家があったかどうかは多分に定義の問題であるが、王は領主の間での同輩中の第一人者（プリムス・インテル・パレス）にすぎず、すべての領主が上位権力の領土領民への介入を拒否するイムニタスをもっているとき、この秩序はいわば多元性の極致であった。……そこに成立した王国（レグナム、レルム）の内部では、大権と特権……とは、もとより対抗関係にあったにしても、実は両者が相俟って王国の根本法……を構成していた。さらに身分制議会は、権力の物的資源を充実することになった。聖俗貴族身分を召集することによって、課税が機構的に可能になったばかりでなく、新たに平民＝第三身分の代表たるこの機構に加えることによって、新しい課税対象を見出したからである。こうして中世立憲主義は、ポリュビオス以来の混合政体論の中世版として国王のもとにすべての身分が参加する体制……を実現することによって、それが元来征服によって成立した権力であっても、参加する被治者との間には同質なものへの支配関係をうちたてることに成功したと言ってよい。文字通り共通の規範による正統的権威の成立であった」（同）。この国家Rは、「単なる支配機構でもなければ、もちろん自由民の共同体でもない。それは世襲的な治者と被治者とをともに

¹ 「ネーション概念の形成と歴史的展開」 矢吹久 『思想』90年1月号所収

² 『国家・民族・権力』 福田歓一 岩波書店 1988/11

含む概念であ」(同)る。

ポリビュオスとは、B.C.167年に人質としてアッティカからローマに連行された者の一人。彼は、ギリシャ人の目からローマの政治制度を分析し、ローマの成功の原因を混合政体に求めた。すなわち、「執政官、元老院、平民会はそれぞれ君主政的、貴族政的、民主政的要素であって、この3要素がローマの共和政を構成している。……混合政体によって単一政体の陥りやすい腐敗を防ぎ、政体の変化を免れて安定した政治形態を作りあげ、それによって世界の大勢力にのしあがったと考えるのである。……アリストテレスは政治形態を考えるときに、さまざまな社会集団がどのように権力に参加するかという目でみている。ところがポリビュオスは、……純機構論的な混合政体論を語ったにすぎない」¹。

中世の大学におけるナティオについては前に触れたが、それは、「『国際的』な社会を形成していた大学内において、出身を同じくする人間が組織した団体であり、大学人の日常生活及び学問研究上欠くことのできない基本的な集団の単位であった。……中世の大学において、ナティオは何よりも討議の場として機能し、権利を主張する際の基盤として存在したのである。ナティオという語のこのような用法は、中世末期にキリスト教世界に動揺が生じた際に、それまでの『国際性』を失った(ナティオという組織も重要でなくなった)大学とは違う、別の『国際的』な場所に受け継がれる」²。すなわち、「教会大分裂」(1378～1417年にわたる教皇分立)を解決するために開かれた「公会議」である。

決着をつけたコンスタンツ公会議は、イタリア、ドイツ、フランス、イングランドの四つのナティオによって構成された。各ナティオは、「会議での『代表団』であると同時に、それによって代表される本国の人間を示すものであり、……言語上、地理上あるいは人種上のある種のまとまりでもあったのである。そして、そのような状況のなかで生じたのが、フランスとイングランドのナティオ間の対立であった。折しも百年戦争の最中で」(同上)ある。

「フランス側は、イングランド・ナティオは本来ドイツ・ナティオの一部でしかなく、一つのナティオとして数えられる資格がない、と主張」(同上)したが、これに対してイングランド側は、「人種的なつながり、一つにまとまる習性、固有の言語、広い『領土』」(同)という、ナティオとして認められる特性を挙げた。ネイション概念に近づいたといえよう。「しかしながら、公会議におけるナティオの成員は、聖職者、君主諸侯、神学・法学博士等の大学人といった人間であって、そこで代表されるのは社会の上層を構成する者でしかなかった」(同)。

「ヨーロッパ近代語の国家(ステイト、シュタート、エタ)ははっきりと古典語のポリス、キヴィタス、レプブリカ、さらには中世のレグヌム、レルムとさえ切れており、まったく別の意味をもったスタトゥスに由来する。これを近代的意味に転換したのは、……ルネサンス期におけるイタリア語のスタトの用法であった。……当時のイタリア語のスタトは何よりも権勢、支配権力を、ついでこの権力の主体を、そしてたかだかこの権力者の

¹『政治学史』 福田歓一 東京大学出版会 1985/1

²「ネイション概念の形成と歴史的展開」 矢吹久 『思想』90年1月号所収

幕僚機構、支配機構を示すのみで、治者と被治者とをともに含む政治社会ではなかったのである¹。「近代国家が……スタトの名で呼ばれるの〔は〕……中世普遍世界からその一地方を切り取って、そこに地域国家を作り上げたのは絶対主義権力であり、近代国家はこの地域国家を単位として生み出され、アルプスの北における地域国家の確立は、文字通り絶対主義の権力（スタト）によって遂行されたからである」（同）。

「普遍性の解体は、……宗教改革によって決定的となり、世俗君主は教皇の普遍的権威から解放された。しかも、それはしばしば世俗君主に新しい宗教的権威を加えることになり、神授権説は多元性の打破のために、ただちに転用された。治者と被治者とに共通な規範意識は、多元性を内容とする法ではもはやなく、この法に拘束されない……一元的な宗教的権威の強行によって調達されようとした〔権力闘争は宗教戦争の様相を帯びる〕」（同上）。「絶対主義権力（スタト）による普遍性と多元性との打破を遂行し、さらにこの強権の制度化を指示する、むしろそれを志向してそのために作り出された」（同）のが、ボダンによる主権概念である（1570年代）。「法は権力に先立って権力を拘束する規範ではなく、まさに主権の一方的命令となった」（同）。主権を現実化したのは、常備軍（傭兵）と（家産）官僚制である。

前にインターステイト・システムについて触れたが、「システムを支えたのは主権平等の擬制であっても、秩序の実態は諸国家Sの勢力均衡にすぎない。……和戦の決定は主権の属性となり、交戦権は国家Sの本質的徴表となる。……この秩序は主権の発動としての

戦争を制度化したものにほかならなかった」（同上）。ただし、かつての「普遍共同体の遺産」があったがゆえに、国際システムや国際法（グロチウス）も成立したと言える（事実上、キリスト教世界に限られていたが）。各国宮廷で用いられたのがフランス語だったからして、外交語もフランス語であった。

「政治理論は、単なる支配機構としての国家Sにとどまることはできず、必然に被支配者を含む団体としての国家を問う。……理論的に近代国家のモデルを人的団体として提示した社会契約説は、事実上存在する多様な共同体や集団を論理的に解体し、この中間団体の排除の上に、国家をただちに諸個人の合意から演繹したのであった。……彼らが国家というのはいずれも国家pcの訳語……であったけれども、それは古典古代の国家のような共通の神話や慣習によって結ばれた共同体をもたず、典型的にはあきらかにゲゼルシャフト的である。これを構成する動機は情緒的なものを含め人間の抽象能力であって、これに見合っただけにこれに参加する個人も血縁、身分、言語、地域等を一切捨象した抽象的存在にほかならない」（同上）。

「既成の国家Sに対立する意味で、社会契約説はその国家を古典古代系の用語で呼んだが、その強い権力機構モデルへの対抗、また理論的な中間団体の排除から、国家は単一な政治社会（シヴィル・ソサエティ）という人的団体に収斂され、権力機構としての国家Sのイメージはいちじるしく薄められてしまった。やがて、現実の近代国家の成熟の中で、この問題は理論的分極を遂げるであろう。一つはシヴィル・ソサエティないしネイションを主物とし、政府をその従物とするスミス以

¹『国家・民族・権力』 福田歓一 岩波書店 1988/11

後のモデルであり、一つはビュルガーリッヘ・ゲゼルシャフトの部分性を強調し、権力をシネ・クワ・ノン[必須条件]とする国家Sに完全な共同体を、つまり古典古代の国家pcの再現を求めようとするヘーゲルのモデルである。国家pcへの執着にもかかわらず、この人的団体としての国家が、まぎれもなく絶対主義から引き継いだものがある。いうまでもなく、それは主権の概念である（同上）。

社会契約説による近代国家モデルに対して、「近代革命と結びつきながら、人的団体としての国家に具体的内容を与え、特定の地域を占める特定の間人集団として、その意味内容を充たしたものは、ネイションの概念である。……ネイションの実質が、国家Sの成立を支えた単一の国民経済への要求によって形成されたことは、争う余地のない事実であって、近代革命が絶対主義をうち倒すとき、そこには自然に国家Nが姿を現すであろう。近代国家の理論がいかにか国家pcの用語に頼ろうとも、フランス革命がナションを呼号するまでには、『諸国民の富』という国家Nの用法が確立されていたのである。こうして国家pcの用語は次第に跡を絶ち、国家Sが国家Nと互換的に用いられるようになる。同時に元来国家と結びついたPは政治という機能として実態から解放され、同じ委員会は次第に非権力的な民事の領域に退いてしまう。おそらくナポレオン法典（コード・シヴィル）がその転機を画するものであった」（同上）。

まず、引用の最後の部分を説明しておく。もともとポリティークとシヴィルは、その由来がギリシャ語からラテン語かの違いだけで、

ルソーは同じ意味で使っている。ホッブス、ロック、ルソーの三人は、国家を呼ぶのにステイト系を用いず、コモンウェルス／レプブリック、シヴィル・ソサエティ／ソシエテ・シヴィル、ポリティカル・ソサエティ／ソシエテ・ポリティーク、ボディ・ポリティック／コール・ポリティークという言い方をした。ところが、コード・シヴィル（民法典）以後、シヴィルは民事的という意味になり、ポリティカルと対立的に使われるようになったのである。

シヴィル・ソサエティを安易に「市民社会」と訳してはいけない。シヴィル・ウォーは国内戦であって、イギリスではピューリタン革命、アメリカでは南北戦争を指す（「スペイン市民戦争」などと訳す人がいるから困ってしまうのだが）。「市民革命」に至っては、かなりいかがわしい用語である。あたってみた和英、和仏、和独辞典にはない。ネットで調べた結果、英語ではピープルズ・レヴォリューションというらしい。レヴォルシオン・ブルジョワーズ、ビュルガーリッヘ・レヴォルツィオンというのはある。ネットの書き込みには、レヴォルシオンの訳語に漢籍からとった「革命」をあてたことに無理があり、「市民革命」という用語をつくらざるをえなかった、なんていうのもあった。ついでに書いておくと、「市民運動」は英語ではグラスルーツ・ムーヴメントというそう。

上記の「シヴィル・ソサエティ」について、新たに分かったこと。ホフマンが英語で出版した『シヴィル・ソサエティ』（邦題『市民結社と民主主義』）の記者解説を読んで驚いた。英語版のもとになったドイツ語

版¹にある「ビュルガーゲゼルシャフト[普通『市民社会』と訳されているが、直訳すれば『ブルジョア社会』]」、「ゲゼリゲ[社交をあらわす形容詞]・ゲゼルシャフト」、「ゲゼリゲ・フェアアイネ[協会の複数形]」が、英語版ではすべて「シヴィル・ソサエティ」になっているのだそうだ。「等量の移植」（同じ単語は同じに訳す原則）に忠実な翻訳者なら、すべて「市民社会」と訳しかねない。英語のシヴィル・ソサエティは、クラブ、アソシエーション、コーヒーハウス、フリーメーソンの会所、公園や図書館など、「具体的な場や社会組織をまず表現するものである」（訳者解説）らしい。また、「ブルジョア社会」が否定的なニュアンスを含むのは、ドイツでも同じだという（というよりも、日本がドイツの影響を受けた）。「英語のシヴィル・ソサエティをそのままドイツ語におきかえた……ツィヴィールゲゼルシャフトという新しい言葉は、1989年の『東欧革命』＝『市民の民主化運動』＝『社会主義政権の崩壊』を契機に広まったものである」（同）。「翻訳の専門家にいわせると、『どんな訳文でも、ていねいにウソをつくようなもの』だそうだ。翻訳を読むときには、いつもこの格言を頭の片隅においておこう²。なお、ソ連崩壊後において新たな「市民社会」概念を提起する流れは、いわゆる「新しい社会運動」評価と結びついていると思われるが、本稿のテーマからはずれる。

「中世末期から17～18世紀にかけて、ネ

イションという語は、ドイツやフランスでは上流階級あるいは支配階級を意味するものであって、政治的社会的により受動的な民衆を表わすフォルク、プーブルといった語と対照的に用いられた³。「18世紀の著者たち、とりわけフィロゾーフ[哲学者、思想家]の愛用語はナシオンではなく、パトリであった。……フィロゾーフたちがパトリという語を用いるときには絶対王政下の諸特権や腐敗した政治に対する批判と来るべき世界の理想にかんするさまざまな思いが付着している」⁴。『百科全書』においては、「パトリにかんしてはジョクールが……長い論説を書き、さらにパトリヨット、パトリヨティスムの項目が続くのに対し、ナシオンの項目はパトリの10分の1の長さにもみたく、ナシオナールの項目はない（ナシオナリズムの語の誕生は革命後）」（同）。また、「国民的（ナシオナール）という言葉は多用したのは、……主として重農学派に属する経済学者たちであった」（同）。

ところが、「一時忘れられたかにみえた国民（ナシオン）という言葉は、三部会の開会に先立つ選挙運動のなかで突如、爆発的なエネルギーを獲得」（同上）する。「国民議会（アサンブレ・ナシオナール）」は、「フランス人民代表団（レプレザンタン・デュ・プーブル・フランセ）」というミラボーの提案を却下して宣言されたのであった。

王の処刑は新たなナシオンの誕生を印象付ける儀式であり、一方、王妃の処刑は、革

¹英語版はドイツ語版の英訳版ということではない。両版ともホフマンが書いた。ドイツ語版のタイトルは『ゲゼリヒカイト・ウント・デモクラティー [社交と民主主義]』

²『ネイションという神話』 ギアリ 白水社 2008/6

³「ネイション概念の形成と歴史的展開」 矢吹久 『思想』90年1月号所収

⁴「18世紀 フランス」 西川長夫 『国民国家を問う』所収 青木書店 1994/5

命から女性と外国人を排除する出発点となった。「革命戦争」の過程で、ナシオンが排他的なナシオナリズムに転化するの、周知の通りである。一般に革命の終焉とされるブリュメール18日以後に、「ナシオンという言葉にこめられたさまざまな内容は、……国家（エタ）の概念、あるいは国家という容器のなかに整理、回収されてゆく。……国民国家を確立し国民統合を決定的な段階にまで進行させたのはナポレオンの時代であった」¹。

「ネイションが『国家』そのものを意味する事態も生まれた[こと]……は、国民国家が、政治社会の外枠としてのステイトを絶対主義から引継ぐとともに、その内実をなす人的共同体の要素をレス・プブリカやキヴィタスに代わるネイションによって調達することによって、国家概念の二つの系譜を統一するものであった」²。「国民主権」を標榜する国家Nがモデルとなる。フランスにおける急激かつ逆説的な展開は、イギリス、アメリカに対する後発革命であったことと関連していよう。オランダの例（80年戦争の後、ウェストファリア条約によって独立承認）の評価については、学習不足のため、とりあえず次の引用にとどめる。「オランダではなぜか改革派が終始少数派のまま政治権力を握りつづけるという特異な政治体制が続いた。また中世の伝統的な身分制国家の秩序は「反乱」の過程でかなり崩れてはいたものの、共和政のもとで各州が主権を握り、国家全体の利益よりも、各州固有の伝統と利益を優先させた

結果、共和国は近代的な統一国家を形成するところまではいかなかった。その意味では「反乱」は早熟な市民革命とみることはできない」³。蛇足ながら、エンゲルス『起源』の「国家」はシュタート、レーニン『国革』の「国家」はガスダールストヴァで、ともにステイトである。

以上のオランダ評価について一言。その後、川口博『身分制国家とネーデルランドの反乱』⁴と玉木俊明『近代ヨーロッパの誕生 オランダからイギリスへ』⁵（これは最近出た）を読んだ。前者は本格的な著作で、これを読んで軽々しく結論が出せないことが分かった。川口が「ネーデルランド」（複数形で、厳密にはネーデルランデン）を使用しているのは、ベネルクス三国とフランス北東部の一角とを併せた地域を指す歴史的呼称としてのその地理的範囲を対象としているからである。また、通常呼ばれる「オランダの独立」ではなく「反乱」としたのは、結果としてオランダ連邦共和国が誕生したが、事件の舞台はネーデルランドの全域にわたったからである。なお、高校の教科書では「ネーデルラント」（単数）と表記されているらしいが、それは「オランダ」と同義であり、並用はまぎらわしいと川口は述べている。川口によれば、「ネーデルランドの反乱を市民（ブルジョア）革命、あるいは少なくともその初期的・先駆的形態と規定する学説は、かつて旧ソ連邦・旧東ドイツを中心とする東欧のマルクス主義史学会で盛行をきわめ、わが国の

1 「フランス革命と国民統合」 西川長夫 『思想』1990年3月号所収

2 「民族と国家」 加藤節 『思想』96年5月号所収

3 『スイス・ベネルクス史』 森田安一 山川出版社 新版1998/4

4 『身分制国家とネーデルランドの反乱』 川口博 彩流社 1995/11

5 『近代ヨーロッパの誕生 オランダからイギリスへ』 玉木俊明 講談社選書メチエ 2009/9

学会も多かれ少なかれその影響を受けた」のであって、ことは「唯物史観による『反乱』解釈」、すなわち、スターリン主義的史的唯物論＝歴史発展段階論の評価にかかわる。川口の結論も面白いのであるが、興味のある方は原著にあたられたし。

国民国家は、「対外的には、国家をその主権的性格において国際社会に対して代表する法的主体とする点で、ヨーロッパにおいて16～7世紀を通じて出来上がってきた主権国家の国際体系を継承するものとなった」¹。その国際体系と、それに属する国々によるバルカン半島をはじめとする帝國的支配（英仏両国も海外に広大な植民地をもつ帝国であった）との並行的進行の中で、とりわけ戦争（革命）による再編期において、上記の国家モデルは強い影響力を發揮した。

補3

さて、ドイツである。77頁中段に引用した「ドイツ的言語観、民族観」²の内容にできるだけ迫りたい。「民族概念の論究は、1851年イタリアのパスカーレ・マンチニ [マンチーニが普通] が、トリノ大学における国際法講座の開講の辞において、民族 [原語不明] を国際法上の権利主体と認めたことに始まり、翌年第1巻の出版されたカスパル・ブルンチュリー [ドイツの法学者] の『現代国家論』（レール・フォン・モデルネン・シュタート。1852～1876）において、初めて民族 [ナツィオン] の科学的概念の研究が、緒

についたにすぎない」³。「17世紀以後の時代にあつて近代国家の形成に遅れをとった民族はスペイン、イタリアそしてドイツである。……フランスやイギリスに言語には、スペイン民族（プエブロ・エスパニョール）とか、イタリア民族（ポポロ・イタリアーノ）あるいはドイツ民族（ドイチェス・フォルク）といった概念と同義のものがない」⁴。

国としてのドイツを指す言葉は、ドイツ語ではドイッチュラントであるが、このドイッチュの起源はよくわかっていない。B.C.80年頃にテウト二人（「ゲルマン民族」の一つ）がガリアに侵入したという記録があり、テウト二人からテウトニクス（チュートン、ドイツ）という言葉が生まれたという説があるが、テウト二人はケルト人の一つだとの説もある。786年、現在のフランス北西部にあるアミアンの司教がローマ教皇に宛てた書簡の中に、「ラテン語とテオディスキスによって決定事項が読み上げられた」というくだりがあるという。つまり、「8世紀末にテオディスキス [『民衆の』] というような意味らしい」という特定言語を表すラテン語が生まれ、長い間言語表記として用いられてきた。やがてこの言葉は地域や人間集団をも意味するようになり、……今解っているのはイタリア人がアルプス以北のゲルマン系の言語を話す人々をテオディスキ、テウトニキと呼んでいたということである。いずれにしてもドイツ史が歴史上に姿を現すのは9・10世紀以後なのである」⁵。

1 「民族・国家・国民国家」 田中治男 『思想』 1996年5月号所収

2 『言語からみた民族と国家』 田中克彦 岩波現代文庫 2001/9

3 『政治学序説』 今中次磨 有斐閣 1951年出版という古いものなので、今日も定説かどうか不明

4 『遅れてきた国民—ドイツ・ナショナリズムの精神史』 プレスナー 名古屋大学出版会 1991/9

5 『物語ドイツの歴史』 阿部謹也 中公新書 1998/5

日本語のドイツという呼称はオランダ語（低地ドイツ語の一つといわれている）からの輸入であるが、各言語によるドイツ国の呼称は様々である。まず、ゲルマニア系といえるのが、イタリア語（ドイツ人はテDESCO）、英語、ロシア語。¹

フランス語ではアルマーニュ（フランク人の隣人たるアレマン人に由来）で、スペイン語はこれに近い（ちなみに、ドイツ語でフランス国はフランクライヒ）。その他をあげていくと、デンマーク語、スウェーデン語、ノルウェー語ではTyskland（読めない。以下の原語も同）。ポーランド語ではニェムツィ。チェコ語ではNěmecko。ハンガリー語ではネーメトルサーグ。リトアニア語ではVokietija。ラトヴィア語ではVācija。エストニア語ではSaksamaa。フィンランド語ではSaksa。

ドイツ史のおさらいをしておく。西ローマ帝国は5世紀に滅亡した。フランク王国が他のゲルマン人諸国を凌いで有力となったが、その力となったのは、東ローマの支配から自立しようとしていたローマ教皇の支持であった。800年、時のフランク王がローマ皇帝の冠を授けられ、カール大帝（シャルルマーニ

ユ）と呼ばれるにいたった（後に、ドイツとフランスはカール大帝出自論争を展開する）。西ローマ帝国の復活である。

ヨーロッパ人にとって、ローマ帝国へのあこがれは絶大なものらしい。「ガウディはある文章で、自分は『こちら側の』スペインに生まれたと自らの出自を誇っている。ガウディのいう『こちら側』とはローマに近いという意味である」²。

フランク王国は、9世紀末に三分裂する。後のドイツ、フランス、イタリアの基礎になった。ノルマン人とマジヤール人の侵入に有効な手段を講ずることができなかったフランク人の諸王は弱体化し、異人を撃退したザクセン人が東フランク王となる。962年、東フランク王のオットー1世がローマ教皇によって帝冠を授与され、「皇帝アウグストゥス」を名乗った。

「帝権の北方移動は皇帝のローマ帰還論と分かちがたく結びついている。つまりローマが世界を支配するという中世的帝国理念は後のドイツの歴代皇帝にイタリアを支配せずに何が皇帝か、という強迫観念を植え付けたのである。……フランス王も帝位奪還を担い、たえずイタリアに触手を伸ばし続けた。

1 英語では、日本語の「〇〇民族」にあたる言い方は、基本的にザ+複数形である。「ザ・チュートンズ」、「ザ・スラーヴス」、「ジ・アラブズ」など（ただ、「ジ・アングロサクソンズ」とならんで、「ジ・アングロサクソン・レイス」というのもあった）。「遊牧民族」は、「ザ・ノウマズ」「ノウマディック・ピープル」「ノウマディック・トライブズ」。しかし、「ゲルマン民族」は、「ザ・ジャーマニック・レイス」か「ジャーマニック・ピープルズ」らしい。ついでながら、「民族（大）移動」（ドイツ語ではフェルカーヴァンデルング）は、「レイシャル・マイグレーション」だという。だから、「エスニック集団は……それを包括する上位の社会〔国家など〕に含まれている……。一方、民族は、その上に包括的社会があることを必ずしも条件としていない。……『ゲルマン民族の大移動』などという……使用法に際しては、上位の社会はまったく関係がない」（青柳まちこ『「エスニック」とは何か』）という言い方は、片方だけを訳語、しかも通俗的意味で考えている点でおかしい。とりあえず、ゲルマン人、スラヴ人、アラブ人、遊牧民などと呼ぶことにしよう。

2 『神聖ローマ帝国』 菊池良生 講談社現代新書 2003/7

こうしてイタリアを巡るドイツ、フランスの激突がヨーロッパ中世の歴史のねじを巻いたのである」¹。

オットー1世は、「ゲルマン的私有教会制度」（異教時代に建立された私有寺院が、キリスト教化された際にそのまま私有教会となった）を拡大解釈した「帝国教会政策」を採用した。オットー1世が司教の選任権を握り、王権に対抗する諸侯の連携を断つ楔として教会領を利用したのである。また、イタリア王国を接收した。しかし、帝国教会政策もイタリア支配も綱わたりのなものであった。

中部フランク王国からは、イタリア王国とともにブルゴーニュ（ブルグント）王国が生まれていた。1033年、皇帝コンラート2世はブルゴーニュ王国を接收し、ドイツ王、イタリア王、ブルゴーニュ王となる。翌年、公式文書に「ローマ帝国」との帝国名が登場した。

ここでイタリア問題が浮上する。「イタリア問題とはトスカーナ伯領の不穏な動きと、当時、乱脈のきわみにあったローマ教皇庁の粛清であった」（同上）。詳細は省くが、これが、叙任権闘争、そして「カノッサの屈辱」（1077年）へとつながる。1096年、十字軍が始まったが、「十字軍は……ヨーロッパの社会的膨張の結果でもあった」²。すなわち、耕地の拡大と三圃制への転換、都市の人口集中という人口増加圧力があり、「騎士層においては聖地奪回によって新たに土地を獲得し、土地領主となる道が開けていた」（同）。ドイツでは、「東方植民」が進み、

また領域君主が「政治史の中心に立った」（同）。さらに、「十字軍と同時にユダヤ人迫害の運動が起ったことも忘れてはならない」（同）。

1152年にドイツ国王・イタリア国王になった（55年に皇帝）フリードリッヒ1世（バルバロッサ。イタリア語で赤髭）は、「皇帝による世界支配という中世帝国理念を生涯、真っ正直に追い求めた」³。その前に立ちはだかったのが、ローマ教皇、ヴェルフェン家、ロンバルディア都市同盟であった。バルバロッサのイタリア遠征は6度にわたったが、「1157年3月のミラノ討伐イタリア遠征のために諸侯に発せられた召集状に……『神聖帝国』という名称が初めて登場することになる。帝国が『神聖な』という形容詞を戴くのは俗権が教皇の神権政治を断固として退ける決意表明であった」（同）。バルバロッサは、第3回十字軍を率いたが、溺死する（1190年）。

バルバロッサの死後、彼の出身たるシュタウフェン家とヴェルフェン家の対立は激化する。「両家の争いはイタリアにも持ち込まれ、教皇とイギリス〔ヴェルフェン家のオットー4世は、イギリス王ジョンの甥〕、フランスの国王も深く介入することになった。いわゆる皇帝派（ギベリン）と教皇派（ゲルフ）の争いである」⁴。

バルバロッサの遺志を継がんとしたのが、孫のフリードリッヒ2世である。フリードリッヒ2世の母は、ナポリ・シチリア両王国（ノルマン人王朝）の唯一の相続人であっ

1『神聖ローマ帝国』 菊池良生 講談社現代新書 2003/7

2『物語ドイツの歴史』 阿部謹也 中公新書 1998/5

3『神聖ローマ帝国』 菊池良生 講談社現代新書 2003/7

4『物語ドイツの歴史』 阿部謹也 中公新書 1998/5

た。つまり、フリードリッヒ2世は、ゆくゆくは、ドイツ王、ブルゴーニュ王、イタリア王、ナポリ・シチリア両王を兼ねることになるのである。これは、ローマ教皇庁によって、まさに悪夢であった。

1201年、ローマ教皇、オットー4世の王位承認（教皇の国王選出への介入の始まり）。1212年、フリードリッヒ2世、対立国王に即位。1214年、英王と結んだオットー4世、仏王に敗北（ブーヴィーヌの戦い）。1215年、ローマ教皇、フリードリッヒ2世を正式の国王に承認。1220年、フリードリッヒ2世、皇帝戴冠。フリードリッヒ2世は、外交によってエルサレム王にも就いている。彼はアラビア語を理解したらしく、「スルタンと皇帝はアリストテレスの論理学、靈魂の不滅、宇宙の起源について互いの学識を披瀝する書簡を取り交すことになる」¹。

1220年、フリードリッヒ2世は、ドイツの司教や修道院長などと協約を結んだ。「彼らの教会領の領域支配の権限を認め、諸侯と見なしたのである。これが世にいう『聖界諸侯との協約』である。そして次に1231年5月、今度はドイツ諸侯（世俗）と彼らに大幅な特権を与える『諸侯の利益のための協定』を結んだ」（同上）。「最も重要なのが帝国裁判権の譲渡で、これによって王の裁判権が諸侯のラントには及ばなくなり、ラントの君主（ランデスヘル）は、それぞれのラント内では実質的に皇帝と同じ位置を占めることに

なった」²。ランデスヘルシャフト（領域支配権）の確立である。

フリードリッヒ2世は、2ないし3度破門されているが、死ぬまでイタリアを転戦した（1250年死去）。「ローマを帝都とするローマ帝国の真の意味での復興計画が水泡に帰した。シチリア両王国はフランスのアンジュー家、やがてはスペインのアラゴン家のものとなる。イタリア王国（北イタリア）は……ドイツ王の皇帝としての宗主権を拒否する。ブルゴーニュ王国はその大部分が次第にフランスに帰属していく。そしてドイツには『聖界諸侯との協約』、『諸侯の利益のための協定』だけが残った。そのためドイツは……諸侯が治める数多の領邦国家が構成する連邦国家と化したのである」³。「大空位時代」が続くが、その時代に「神聖ローマ帝国」という名称が正式文書に登場した。

1273年、ルドルフ・フォン・ハプスブルク（ルドルフ1世）がドイツ王に即位したことをもって、「大空位時代」は終わったとされる。しかし、いわば「南北朝時代」と「戦国時代」を足したような時代が続く。しかも、近隣諸国を巻き込んでの話だから、日本とは規模が違う。ちなみに、「ハプスブルク家は本領地をオーストリアに移してから、古巣のスイスは代官の支配に任せた」（同上）。そのスイスを舞台にしたのが、『ヴィリヘルム・テル』である。以下、⁴および⁵の年表から抜粋する。

「1338年、諸侯会議によって『選挙で選

1 『神聖ローマ帝国』 菊池良生 講談社現代新書 2003/7

2 『物語ドイツの歴史』 阿部謹也 中公新書 1998/5

3 『神聖ローマ帝国』 菊池良生 講談社現代新書 2003/7

4 『物語ドイツの歴史』 阿部謹也 中公新書 1998/5

5 『神聖ローマ帝国』 菊池良生 講談社現代新書 2003/7

ばれたドイツ王は教皇承認がなくても皇帝になる』との宣言が出される。「1348年、ペスト大流行。以後14世紀末まで数度大流行」。「1356年、金印勅書発布。7選挙侯による国王選挙を正式に規定」。「14世紀末から多くの都市、諸侯領でユダヤ人の永久追放」、ユダヤ人迫害激化、ユダヤ人は東方へ移動。「1417年、ジギスムント〔皇帝。ルクセンブルク家〕、1378年より続いていたローマ教会の大分裂（シスマ）を解決」。「1417年、リュネブルクにロマ〔ママ〕の一団現れる」。¹

年表抜粋を続ける。「1419年、ルクセンブルク家の本領地ボヘミアでフス戦争勃発」。「1438年、ジギスムントの死で、ハプスブルク家アルブレヒト2世皇帝即位。ハプスブルク王朝の始まり」。「1495年、永久ラント平和令布告」。これは、「私闘の権利を廃棄し、すべての自力救済を禁止し、訴訟によって紛争を解決しようとするものであった。そのために帝国裁判所を設立し、帝国議会をも整備しようとしていた。しかしこの帝国には皇隊も官僚もなかったから、実行力をもっていなかったのである」²。貴族の決

闘は1918年まで残存（ラサールは決闘で死んだ）。「1494年、仏王シャルル8世、イタリアに侵攻、イタリア戦争勃発（～1559）」。フランス王が皇帝選挙に参戦するなど、フランスとの対立激化。また、オスマン帝国の侵入も激しくなり、何度かウィーンが包囲される。「1499年、シュヴァーベン戦争（スイス戦争）によりスイスが帝国から事実上の独立を果たす」。「1512年、ドイツ国民〔ナツィオン〕の神聖ローマ帝国という国号を正式に使用」。つまり、帝国の範囲がドイツだけになったことの承認。

「1517年、マルティン・ルターによる宗教革命始まる」。「1524年、ドイツ農民戦争」。「1555年、アウクスブルク宗教平和令。諸侯と諸都市に新教・旧教選択の自由を承認」。「1618年、30年戦争勃発」。

30年戦争は説明が必要であろう。「高位貴族からさまざまな特権をもつ聖職者たち、そして都市の商人や手工業者、農民や羊飼い、放浪者に至るまで多彩な社会集団を、領邦は領邦臣民社会の中に位置づけ、宗教的に結合しようとしていた。その基盤は、……アウクスブルクの宗教和議であった。……領邦

¹ いわゆる「ジプシー」と呼ばれる集団の自称は「ロム（複数形ロマ）」「シント（複数形シンティ）」など複数ある。従って、「ジプシー」を機械的に「ロマ」と言い替えるのは正しくない。かつて「国際ロマ連盟」の指導者であったハンコックは、「形容詞としてのロマニという語は、すべての集団によって使われている。……そこで、形容詞形をその集団を指す名詞として使うというヨーロッパの一般的慣行に従って、ロマニという形容詞で限定される集団を指してロマニ（複数形はロマニーズ）と呼んでよい。このやり方は、イギリスでは以前から採用されていて、アメリカ議会も2000年からこれを採用した。たとえばアメリカ議会図書館はこの年の11月から見出し項目をジプシーズからロマニーズに変えた」（『ウィ・アー・ザ・ロマニ・ピープル』）と述べている。ハンコックによれば、ロマニ差別の始源は、ルーマニアにおける「ジプシー奴隷制」にあるという（『ジプシー差別の歴史と構造』）。なお、いわゆる「エスキモー」にも同様の問題があり、大きく分けて「イヌイト（イヌイット）」および「ユピック」と自称する集団がある。この点については、スチュアートヘンリ『民族幻想論』を参照されたし（これは一読してほしい文献の一つ）。

² 『物語ドイツの歴史』 阿部謹也 中公新書 1998/5

の宗教は君主の信仰によって定められたものであった。近代国家の前提となる常備軍と徴税権の独占に先駆けて、宗教の独占が行われ、支配者崇拜の儀礼が作られ、支配者が神格化される道がつけられたのである。……その結果、この頃に近代ドイツの特質ともいべき国民の特質が形成され、それは、郷紳層による支配が行われていたイギリスとも、絶対王政下のフランスとも、また市民の共和国を作ったオランダとも、また貴族の共和国であった東のポーランドとも異なった特質をもっていた¹。

1608年に新教連合（ユニオン）、翌年に旧教連合（リーグ）が結成されるという形で、宗教対立は深まっていた。30年戦争は、プロテスタント貴族がプラハで蜂起したことに端を発する。ハプスブルク家はボヘミアを奪還するが、時を経ずして、イギリス、オランダに援助されたデンマークが介入した。これを撃破した皇帝は、回復令（プロテスタント側が没収した教会領を、カトリック側に返還せよ、との命令）を出し、また、ハプスブルク家＝皇帝権力の強化策を打ち出した。これは、日和見を決め込んでいたプロテスタント諸侯のみならず、カトリック諸侯の憤激をももたらす。そこに、フランスと図ったスウェーデンがドイツに攻め込む。講和もつかの間、今度はフランスがハプスブルク家に対して軍を向ける。「その後、デンマークとスウェーデンの対立やオスマン帝国の介入があって、戦況は複雑となった」（同上）。かくして1648年、講和が成立する。ちなみに、グロチウスの国際法は、30年戦争中に提起された。

講和会議には、スイス、ポルトガル、ローマ教皇、ヴェネチア、オスマン帝国までが参加している。講和条約（ウェストファリア条約）の主な内容は、フランスはメッツ、トゥール、ヴェルダンの司教領とアルザス（独名エルザス）の大部分、ライン川左岸を獲得、スウェーデンは西ポンメルン、ブレーメンなどを獲得し、ドイツ帝国議会の一員となったこと、スイスとオランダの独立承認（スペインの凋落）、およびドイツ国内に関することであったが、最後のものが大きい。すなわち、常備軍設置と外交権をもったことに示されるように、諸侯の主権は完全に認められた。その結果、すべての諸侯が同権となる。また、カルヴァン派も第三の宗派としての地位を獲得した。ウェストファリア条約が、「神聖ローマ帝国の死亡診断書」といわれるゆえんである。

「広大な世襲領を領する皇帝家ハプスブルク家とこれに対抗する中勢力の帝国諸侯とのせめぎあいのもと帝国は業火に焼かれていた。この二元主義がある程度機能したのはフランス王国とオスマン・トルコの脅威のおかげであった²。オスマン帝国軍によるウィーン包囲（1683年）を何とか打ち破った後、「レオポルト [皇帝] はフランスに丸となってあたることを帝国諸侯に呼びかける。そのためにやがてイギリス・ハノーバー王朝を開くことになるハノーファー公家を選帝侯位を授けもする」（同）。

スペイン王に世継ぎがなく、スペイン・ハプスブルク家の断絶は確実となった。フランス王ルイ14世とレオポルトは、ともにスペイン王の姉妹を妃に迎えている。フランス

1 『物語ドイツの歴史』 阿部謹也 中公新書 1998/5

2 『神聖ローマ帝国』 菊池良生 講談社現代新書 2003/7

は、「スペイン王位はブルボン家に譲る」というスペイン王の遺言を勝ち取ったが、ラテン王国の出現を嫌ったオランダ、イギリスがフランスに宣戦布告する。スペイン継承戦争勃発（1701から14年）。しかし、オランダ、イギリスは、ハプスブルク世界帝国の再来も望んでいなかった。「スペイン王位はフランスブルボン家に渡るが、スペイン、フランス両国の統合は許されないという形で決着がつく」（同上）。イギリスの大陸均衡政策は一貫している。

ここでプロイセンに触れなければならない。プロイセンは、いわゆるドイツ騎士団（英語でテュートニック・ナイツ）が建設した。ドイツ騎士団は、12世紀後半のパレスチナで聖地巡礼者の保護を目的として設立されたが、イスラム勢力に追われ、ハンガリー王の招きに応じてトルコ系のクマン人に対する防衛を担った。これがドイツ騎士団の異教徒に対する尖兵としての性格を決定付ける。しかし、独自の国を創ろうとの工作がハンガリー王の怒りを買って、1225年に追放される。その時、ドイツ騎士団に手をさしのべたのがポーランドであった。「ポーランド史上最大の誤り」と称される招請である。

バルト海南岸に移ったドイツ騎士団は、要請に従って、異教徒たる先住プロイセン人の土地の征服に取りかかり、皇帝と教皇の特許状も得、ラトヴィア征服を進めていたリヴォニア帯剣騎士団と合同し、1283年までに征服をなしとげた。さらに、14世紀初頭には、ダンツィヒを中心とするポモージェ地方（スラヴ人の公国があった）も征服し、西方に領土を拡大した。騎士団は、「多くの都市

を建設し、また計画的にドイツ人農民の入植を行わせ（東方移民）、ハンザ商業団と結びつく穀物輸出を通じて経済的にも大いに繁栄し、14世紀後半その勢力は絶頂に達する。しかし、騎士団による領邦経営の独占は都市や地方貴族の不満を招き、これらはポーランドに支持を求めた¹。ドイツ騎士団はポーランド・リトヴァ連合王国に敗れ、1466年、ポーランド国王に服属する。

1525年、騎士団総長アルブレヒト・フォン・ブランデンブルクは、ルター派に改宗し、騎士団領を世俗化してプロイセン公国を成立させた。「この総長はホーヘンツォルレルン家の一員であり、やがてブランデンブルク家の主流となっていった²。1618年、ブランデンブルク選帝侯がプロイセン公国を相続し、同君連合となる。1657年、スウェーデン・ポーランド戦争に乗じて、プロイセン公国は完全な主権を獲得した。16世紀以来、公国でもブランデンブルクと同様、グーツヘルシャフト（農場領主制）が発展し、後のユンカー経営の先駆となった。

スペイン継承戦争に際して、ブランデンブルク選帝侯フリードリッヒ3世は、ハプスブルク家を支持する見返りに、プロイセン公国を王国に昇格させることに成功し、プロイセン王フリードリッヒ1世となる（1701年。西プロイセンはポーランド領のまま）。これは、プロイセンが神聖ローマ帝国に属していないからできた芸当であった。第2代プロイセン王フリードリッヒ・ウィルヘルム1世は、常備軍を増強し、財政機構を拡大・整備した。絶対王政の道である。

3代目プロイセン王フリードリッヒ2世

¹ 『東欧を知る事典』 平凡社 新訂増補版2001/3

² 『物語ドイツの歴史』 阿部謹也 中公新書 1998/5

(大王) は、ハプスブルク家に牙を向ける。ハプスブルク家が帝位継承者を失った時、フリードリッヒ大王は、ハプスブルク家そのものの断絶を主張した(ハプスブルク家世襲領だけに効力をもつ家内法では女子相続を認めており、マリア・テレジアがいた)。これに、フランス、スペイン、バイエルン選帝侯国、ザクセン選帝侯国が呼応する。ハプスブルク側にはイギリスがついた。「このオーストリア継承戦争 [1740~48年] はのっけから国際戦争であ」¹った。プロイセンは、シュレジエンを奪う。

マリア・テレジアの夫が皇帝に即位したが、プロイセンとオーストリアの敵対関係は続き、7年戦争(1756~63年)が起きる。この戦争では、シュレジエン奪回を目指すオーストリアとフランスが手を結び、ロシア、スウェーデンなどもそれに味方した。プロイセンについてはイギリスである(イギリスは、北米、インドの両植民地でフランスと戦っていた)。

フリードリッヒ大王は、二つの戦争を通じて、プロイセンをヨーロッパ列強の地位に高めた。「その後重商主義政策を進め、啓蒙専制君主の典型 [ヴォルテールらと文通している] と呼ばれるような政策を実施し、ユンカーを主体とするプロイセン国家の基礎構造を確立した」²。彼の「国家第一の下僕」という君主観は、プロイセン的「滅私奉公」主義の徹底でしかない。「領土の面では、1772年の第1次ポーランド分割を通じて西プロイセンを併せ、東プロイセンをブランデ

ンブルクと結びつけることができた」(『東欧を知る事典』)。「中小の諸侯はオーストリアとプロイセンに挟まれ、右顧左眄するしかなかった」³。相次ぐ戦争で、多くのドイツ人が国外に移住したことも付記しておく。

7年戦争後、ヨーロッパはしばしの休息を得る。そこに勃発したのがフランス革命であった。周知のように、ナポレオンは破竹の進撃をもって、ヨーロッパを席卷した。「当時『ドイツ』には314の領邦国家が分立してただけでなく、そのほかに1475もの帝国騎士領があ [ったが] ……このモザイクを強引に整理統合したのがナポレオンである」⁴。いわゆる「世俗化と陪臣化」(宗教諸侯領、帝国騎士領などの統廃合)が強行され、さらに、ナポレオンを「後見人」としたライン連邦(バイエルンをはじめとする西南ドイツの16領邦)を結成し、神聖ローマ帝国からの離脱を宣言した(ライン連邦では近代的改革が進められ、他の邦国へ影響を及ぼした)。皇帝フランツ2世は、オーストリア帝国初代皇帝を名乗り(1804年)、1806年には、神聖ローマ帝国の解散を宣言する。

ウィーン会議の結果、39の主権国と都市からなる「ドイツ連邦(ドイッテル・ブント)」が成立した(1815年)。これは、シュターテンbundet(国家連合、国家同盟)であって、ブンデスシュタート(連邦国家)ではない。「ブランデンブルク・プロイセンのうち、連邦に所属したのは、西部分のブランデンブルクだけだったし、……スイスという政治単位に住んでいたドイツ語を話す人々

1『神聖ローマ帝国』 菊池良生 講談社現代新書 2003/7

2『物語ドイツの歴史』 阿部謹也 中公新書 1998/5

3『神聖ローマ帝国』 菊池良生 講談社現代新書 2003/7

4『国民国家とナショナリズム』 谷川稔 山川出版社世界史リブレット 1999/10

は、連邦の外にあった。ハプスブルク帝国の東部分（ハンガリー）も然り」¹。他方、「ハノーファー王国（イギリス国王）、ホルシュタイン公国（デンマーク国王）、ルクセンブルク大公国（オランダ国王）といった同君連合の外国君主が参加して」²いた。

1848年3月革命時、「フランクフルト国民議会は……いったん大ドイツ主義的統合を決議したが、……ウィーン政府は……これを拒否する。このため、民主的なドイツ帝国憲法を採択したうえで、プロイセン国王を世襲皇帝に推戴することを決定した。しかし、……フリードリヒ・ヴィルヘルム4世が、帝位を『豚の王冠』『犬の首輪』として受諾しなかった」（同上）。ハプスブルク帝国は「非ドイツ的要素」を抱えていたが、「プロイセン自身も非ドイツ的性格濃厚な来歴をもっており〔既述〕、国王が統一ドイツより、プロイセン王国の枠組みに固執するのも決して不思議ではなかった」（同）。なお、「ドイツ連邦にはボヘミアも属していたから、その地からフランティシェク・パラツキが選出された。ところが彼は、フランクフルトの議会はドイツ人の議会であり、自分はチェコ人であるから参加しない、と書簡を送り、ドイツ自由主義者の出鼻を挫いたという」³一幕もあった。

見てきたように、「ドイツはフランスやイギリスと違って政治的には一国の体をなしていなかった。……『ドイツ人よ、国民になるうなどと望んでも無駄だ。その代わりにより

自由な人間に自分を育てあげることだ。これならできるだろう』と、ゲーテはいつている。ドイツの市民は自らの自由を政治の中で実現することができず、理念を内省の中で求めざるを得なかったのである」⁴。近代ドイツの文学と学問には、その特質が色濃い。

「ギムナジウムを卒業した学生はこの種の〔教養〕大学においては、まず観念論哲学に基づいて哲学を学習し、孤独の中で自己を見つめ、自己の発展に努め、卒業の暁には法曹や学問の道に進むことが予定されていた。……このようにしてドイツで新たに成立した教養階層は、イギリスやフランスなどの教養階層とはかなり異なっていた。イギリスの教養階層は商業や工業を営みながら自立し、経済に関心を持っていたし、フランスでは収入の多い地位をもたず、政治的特権がない点で苦しんでいたのに対して、ドイツでは官僚、法曹、教師、プロフェッサーとしての国家や王権と結びついていた。……これらの教養階層は、貴族や宮廷における弛緩した倫理に失望し、敬虔主義の影響の下で貴族文化の啓蒙的合理主義に反発していた。こうして反宮廷的であるが故に、反フランス的なドイツ市民文化が成立したのであった」（同上）。

「18世紀末のドイツ精神文化に見られた近代精神の萌芽は、資本主義的発展の立ち遅れに照応して結局観念的なものの範囲を出ず、国民の現実生活には何の影響も与えることはできなかつた。かれら〔ロマン主義者〕の求めたものは美的教養であり、人間性の完成であったから、〔当初はフランス革命に歎

¹ 「19世紀後半 ドイツ」 西川正雄 『国民国家を問う』 青木書店 1994/5 所収

² 『国民国家とナショナリズム』 谷川稔 山川出版社世界史リブレット 1999/10

³ 「19世紀後半 ドイツ」 西川正雄 『国民国家を問う』 青木書店 1994/5 所収

⁴ 『物語ドイツの歴史』 阿部謹也 中公新書 1998/5

呼の声をあげていたのであるが、] やがてフランス革命が恐怖政治にまで発展し、理想の名において残虐をはじめるとともに、かれらはたちまち革命に冷淡な態度をとるようになった。こうしてかれらの大部分は慎重に政治的・社会的傾向から絶縁してしまっただが、この間に生まれた民族意識であったから、それもまったく政治的性格をもたず、ドイツ民族は最も純粋な『文化国民』で、人類の鑑となるべき世界的使命をもつという、きわめて精神的な理想にすぎなかった。ロマン主義者はこの点で、……新人文主義者と本質的に異なるところはなかった¹。「一般にロマン主義は18世紀的啓蒙主義への反動として理解されている [が] ……当時のドイツでは新人文主義や古典哲学も同じく、個性的なもの、非合理的なものを重視して、啓蒙主義の機械的世界観に批判を加えたのであった」(同)。

「はじめ若干の人々は封建体制からの解放をナポレオンに期待したが、やがてナポレオンによる侵略がドイツ人のたえがたい民族的屈辱となるにおよんで、これを放逐して自主的な統一国家をつくるのが、かれらの念願になった。……このとき高まったドイツの民族的感情は、後進的なドイツ民族の先進国フランスにたいする自己主張と対抗意識をあらわすものであったから、ドイツ民族の他民族と異なる独自性が強調されねばならなかったが、これはロマン主義と深いつながりをもっていた。かれらは民族を一つの全体であり独自の固体であると考え、一つの民族に固有な歴史と文化を研究し、その特殊性を明らかにする点に、主たる任務を見出した」(同上)。

ベフライウングクリーク(解放戦争)、ザ・ウォー・オブ・ネイションズによって「ナポレオンの没落は決定されたが、かれら[民衆?]の望んだ自由や統一は達成されず、かえって反動的な復古時代が始まった。……反動期に、ドイツ・ロマン主義はまったく封建貴族の精神的武器となりはてたが、……そのさいかれらの理論的支柱となったのは、シェリングの有機体哲学であり、ここに、社会的形成物を自然の有機体になぞらえて、国家を一つの拡大された個人とみなす有機体説が生まれた」(同上)。

西川長夫は、「文明」は18世紀後半にフランスで使われ始めた用語であり、「文化」概念も同じ頃に形成されたこと、フランスの革命家は両語をほとんど用いていないこと、例外たるコンドルセは「未開」の対語として用い、ナポレオンは「文明」の名によって世界征服を企てたこと、当初のドイツにおける「文化」は仏英の「文明」に近い意味であったこと、を明らかにしたうえで、次のように述べている。

「ドイツ・ロマン主義はフランス革命に対する素早い反応(基本的には反革命)であるが、この運動の中核をなしていたのは、まさしくドイツ的な『文化』概念の形成であり、『文化』概念と結合した『国民・国家』概念の形成であった。……ドイツの文化概念は、ロマン主義を経過することによって、啓蒙主義から反啓蒙主義へ、合理主義から神秘主義へ、世界市民主義からナショナリズムへの大転換を行なったのである。そしてドイツにおけるこの動きは、フランスの『文明』概念がその拡大主義、帝国主義的な方向性をあらわにするのと対応していた。フランス革命の末

¹『近代中欧の自由と民族』 矢田俊隆 吉川弘文館 1996

期には、『文明』はすでに先進国の国家イデオロギー……の特色を示し、『文化』は後進国の反動的な国家イデオロギー的な特色を現しはじめている。国家による『文化』と『文明』の対抗概念としての方向づけは、革命末期からロマン主義の時代にかけてほぼ決定されたとみてよいであろう¹。

注目すべき見解である。「文化」が、クルトゥーラ（耕作）に由来し農業に結びつき、伝統と個別性を強調し過去志向的であるのに対し、キヴィタスに由来するシヴィリザシオンは、人類の進歩と理性の普遍性を強調する未来志向的な概念であるという。フランスにおける文明概念史において重要な位置を占めるギゾーの『ヨーロッパ文明史』（1828年）は、「『文明』の名によってブルジョア革命の正当化をめざしたものであった。……なお『ヨーロッパ文明史』には、『文化』の語はまったく使われていない」（同上）。これに対して、ドイツにおいて「文化」は、「外来語としての形態を残して初めはCulturと綴られ、現在のようにKulturという綴りが一般化するのには19世紀後半に入ってからである」²らしい。

どの文献もゲーテ（1749～1832年）と並んで名をあげるヘルダー（1744～1803年）は、「普遍的な人間性の観点から一種の文化相対主義の考え方をしていたが、他方、『民族』集団の個性を重視し、固有の伝統文化を伝えるのは言語である、と主張した」³のであるが、ヘルダーについて説明し

ておく。

「共通の文章語……はルターの聖書からはじまって、18世紀に……ゴットシェットと……アーデルンクの言語学によって広まったものである。この頃になってはじめて、ドイツにおいて方言やなまりを超えた共通の言語が成立し、これまでの宮廷のフランス語や学者のラテン語と肩を並べることができるようになった」⁴。

他方、フランスにあって、コンディヤック『人間認識起源論』（1746年）、ルソー『人間不平等起源論』（1754年）などは、「人間と動物を比較しながら、感覚主義的な言語理論を展開していた」⁵。「言語起源論争が、ヨーロッパ人とオランウータンとの衝撃の出会いの中でおこなわれたということは、もっと強調されてよい……。ルソーにとって、森の人オランウータンを、人間と動物のいずれの範疇に入れるべきかは、相当にやっかいな問題であったようだ」（同）。ヴォルテールに「四つ足で歩きたくなります」と言わせた『不平等起源論』でルソーは、「人間の最初の言語……は、自然の叫び声である」と述べている。しかしながら、「言語の制定にとってすでに結合した社会が必要であるのと、社会の成立にとってすでに発明された言語が必要なのと、どちらが必要だろうかという問題」については、棚上げにした。

1769年、プロイセン・アカデミーは、「人間はその自然的能力に委ねられてみずから言語を発明することができるか。……」

1 『国境の越え方』 西川長夫 筑摩書房 1992/1

2 『地球時代の民族=文化理論』 西川長夫 新曜社 1995/10

3 「19世紀後半 ドイツ」 西川正雄 『国民国家を問う』 青木書店 1994/5 所収

4 『物語ドイツの歴史』 阿部謹也 中公新書 1998/5

5 『法のことば／詩のことば』 堅田剛 お茶の水書房 2007/10

(これがなんとフランス語である)との懸賞課題を出した。その最優秀賞を授与されたのが、ヘルダーの『言語起源論』(提出は70年、出版は72年)である。ヘルダーは、ゲーテ(1749~1832年)の師であり、友であった。ヘルダーなかりせば、「シュトルム・ウント・ドランク(疾風怒濤)」は別物になっていたかもしれない。にもかかわらず、ヘルダーに関する一般向け著作は見当たらない。強いてあげれば、『世界の名著』シリーズの一冊であろうか。

『言語起源論』はジュースミルヒの言語神授説を批判したものであるが、その冒頭は次のように始まっている(事情は知らないが、1972年に2種類の訳本が出版された。筆者が持っているのは木村直司訳である)。「人間は動物としてもすでに言語をもっている。すべての強烈な感覚、強烈な感覚のなかで最も強烈なもの、すなわち身体の苦痛の感覚と魂のすべての激情は、直接に、叫び声、音、荒々しい未文節の音声となって現われる」。

つまりヘルダーは、コンディヤックやルソーの「自然の叫び声」、感覚主義的な言語理論を、まずは肯定した。「直接の自然法則である感覚語というものがある。人間がこの言葉をもともと動物と共有していた」、「すべての始源の言語には、……自然的音声の名残りがなお鳴り響いている。ただそれらは、……人間の言語の主要繊維ではない。それらはほんらいの根ではないが、言語の根に生気を与える樹液である」、「言語は神の文法の文字からではなく、自由な器官の野性的音声から生じた」、「感覚のこの直接の音声を言語と呼ぼうとするならば、私はその起源を当然、非常に自然的であるとみなす。それはたんに超人間的でないばかりでなく、明らかに

動物的である。すなわち、感覚機能をもった機械[マシーネ。有機体の意味をもつらしい]の自然法則である」、等々。

最後の引用に続けてヘルダーは言う、「しかし私は、哲学者たち、すなわち明瞭な概念を求める人々が、この感覚の叫び声から人間の言語の起源を説明することをかりそめにも思いついたことに啞然とせざるをえない」と。「前者[コンディヤック]は動物を人間に、後者[ルソー]は人間を動物にしてしまった」。ここからが、いわば本論である。

「人間が本能の強さと確実さの点で動物にはるかに劣るということ、われわれがかなり多くの種属の動物に関して生得の技能能力ないし技能衝動と呼ぶものを人間がまったくもっていないということは確かである」、「人間の場合すべてはきわめて不釣合になっている。感覚器官と欲求、種々の力とかれを待っている活動範囲、かれの器官とかれの言語などである。したがって……かくも離れている比例の両項を算出するためのある中間項……を見いだすならば、……この補償こそ……かれの種族的特徴であろう。……この特徴のなかにかの欠陥の原因を見だし、……技能衝動を大幅に欠いているという空洞のなかに、代償への胚種を見いだすならば、この一致はまさに、人間性の真の方向がここにあり、人間という種属が多かれ少なかれという段階ではなく、種類という点で動物の上位にあることの遡源的証明になるであろう。そして、もしわれわれがこの新たに見いだされた人間性の特徴のなかに、……この新種の生物のために言語の成立への必然的な遡源的基盤さえ見いだすならば、われわれはまったく目標に達したことになる。このばあい言語は、人間にとって、かれが一人の人間である

と同様に本質的であろう」。

「人間の感覚器官が地球上のある小さな土地、ある期間の現実生活の仕事と享楽のために、この期間内に生きる動物の感覚器官と比べて鋭敏さの点で劣るとしても、それらはまさにそのことによって自由という長所を獲得する。一つの点に向けられていないために、それらは現実のより一般的な感覚器官である。……人間は……自由に歩行するものとなり、映像範囲を求めることができ、自分自身の内部に自分の姿を映して見ることができる。かれはもはや自然の手中にある誤りのない機械ではなく、みずから自己完成の目的と目標になるのである。人間のこれらの力の素質全体を、悟性とか理性とか内省〔ベズィヌング〕とか、好きなように呼んでさしつかえない。……それは思惟の唯一の積極的な力であり、これは身体のある種の組織と結びついて、人間のばあい理性と呼ばれるのであるが、動物の場合には技能能力となり、またかれのばあい自由と呼ばれ、動物の場合には本能となる。その差異は種々の力の段階もしくは追加にではなく、あらゆる力のまったく異種の方向と展開にある」。「人間……の本性的この素質全体をわれわれは、理性の固有の力その他との混同を避けるために、内省意識〔ベゾネンハイト。『熟慮性』と訳す者もいる〕と呼びたいと思う。この結合法則からの結論は、感性、本能、想像力、理性というような言葉がみな唯一の力の種々の規定にすぎず、そこでは種々の対立が止揚されるので、次の通りである。人間は、もはや本能に従って生きる動物でないとすれば、かれの魂の自由に作用する積極的な力によって、内省を意識した生物でなければならなかった」。

「人間はかれに固有の内省意識の状態に

おかれ、この内省意識（反省）をはじめ自由に作用させることによって、言語を発明した」。

「もっとも単純かつ明白な承認さえ、人間の内省意識の最も簡単な判断さえも、標識なしには不可能だ……。というのは、二者の差異は常にもっぱらある第三のものによって認識されるからである。この第三のもの、この標識こそ、……内面の標識語〔メルクヴォルト〕となる。こうして言語は理性の最初の動作からまったく自然に生じてくる」。

「言語なしに人間は理性をもたず、理性なしには言語をもたない。言語と理性なしにかれは神の教示を受けることができず、神の教示がなければ、かれは理性も言語ももたない」という「永遠の悪循環」、「これらすべての矛盾は、人間と理性と言語がありのままの現実において捉えられ、『能力』（人間能力、理性能力、言語能力）という亡霊のような言葉のナンセンスさが暴露されるとき明らかになる」。

「言語の最初の師範となったのは、その本性からいって耳のほかにはなかった。……人間は、……耳を澄ませ、注意する生物として、言語へと自然的に形成されている。……多様な音を奏でる神的な自然全体が言語の女教師であり、ミュージックなのである。……人間は生きた自然の音声をもとにみずから言語を発明し、かれの支配者的な悟性の標識とした。……最初の辞書はこうして世界中の音声から集成された」。

「詩歌と言語の性の創造は、……人間の関心事であり、口語〔レーデ〕の性的器官はいわばその繁殖の手段である。……最初の言語は詩歌の諸要素の集成でなくて何であったらうか。……魂の辞書は同時に神話であ

り、あらゆる存在の行為と会話のすばらしい叙事詩である」。

「しかし、すべての対象が音を発するわけではない。魂がそれらを名づけるさいの標識語は、いったいどこから来るのだろうか。……すべての感覚器官の根底には触感 [ゲフェール] がある」。記者解説は次のように述べている。「ヘルダーの用語はしばしば多義的である。……たとえばゲフェールという言葉は、ほんらい、感覚的なものから精神的なものに至るすべての『感情』のニュアンスを一度に意味している。それは理性ないし悟性の対立概念として感性的なものの総体であり、この意味で反啓蒙主義運動としてのシュトルム・ウント・ドランクの合言葉となった」。ヘルダーからの引用に戻ろう。

「1. すべての感覚器官は魂の表象形式にほかならないために、魂は明確な表象、したがって標識さえもてばよい。標識とともにそれは内的言語をもつ。2. すべての感覚器官は、とりわけ人間の幼年期の状態において、魂の触覚形式にほかならず、しかもすべての感情は動物本性の感覚法則に従って直接にその音声をもっている、この感情が標識として明確性へ高められさえすれば、外的言語のための言葉が存在する。自然の叡智は人間の有機体組織を、みずから言語を発明するのにふさわしく造ったのであるが、これについて、われわれは多くの特異な観察を行なうことができる。その基本的なものは次の観察である。『人間は教示する自然の言語をただ聴覚によって受取り、これなしには言語を発明することができなかった、聴覚はある仕方であれ、諸感覚器官の中間器官、魂へのほんらいの扉、その他の感覚器官の結合帯となった』」。

ヘルダーによれば、「外部からの感覚性の範囲」、「明確性と明晰性」、「活発さ」、「作用する時間」、「表現したいという欲求」、「発達」の点において、聴覚は「中間器官」である（両極には、視覚と触覚が位置する）。「聴覚は、触覚の暗すぎる標識と視覚の繊細すぎる標識をそのままにして、共感覚によって生じた音声という一つの統一的標識を捉え、内容によって標識語に変えるのである」（記者解説）。ここでは、次のことを確認されたし。「視覚を主要な『哲学的』感覚器官とする」（訳註）啓蒙主義が批判されていること。

「もしすべての織りみみをひとまとめにし、人間性という織物を一度に目に見えるようにすることができるならば、それはまったく言語形成への織物として姿を現わすであろう」。この事実を裏づけるものとして、言語の成立の実態が述べられる。

「言語が人間性の必然的な所産であることを論証した以上」（記者解説）、ヘルダーにあっては、「『いかなる手段によって人間はこの発明に到達するであろうか』という第二の設問にはもはや解答を与える必要はなかった。……問題になるのはせいぜい言語の継続的發展と、この發展を促進する外的条件である。それゆえかれは、事がらを可能なこととして示す仮説の代わりに、あえて言語の完成を事実として取扱うことにした。かれの論文の第二部は、そのために四つの『自然法則』の説明から成り立っている」（同）。再び『起源論』から引用する。

第一自然法則。「人間は自由に思考する活動的存在であって、その力は漸進的に作用しつづける。それゆえに人間は言語の生物である」。「人間の内省の最初の状態が魂の言

葉なしには実現されなかったとするならば、かれの内部の内省意識のあらゆる状態は言語的となり、かれの思想の鎖は言葉の鎖となる」。「言語の継続的形成は人間にとって、かれの本性そのものと同様に自然である」。

第二自然法則。「人間はその使命から見て、群居ないし社会の生物である。それゆえ、言語の継続的形成はかれにとって自然的、本質的、必然的となる」。「人間が他の動物よりも弱く、欠乏して、自然の教示から見捨てられ、技能も才能もなくこの世に生まれてくるのは、かれが他の動物と異なり教育を受け、人間という種属が他の動物の種属と異なり親密に結合された一つの全体となるためである」。「自分自身の魂の教示は両親の言語の観念領域であるために、自然が種属全体を結びつけた家族の精神による人間の教示の継続的形成は、また言語の継続的形成となる」。「家族語は生成しつつある血族にとって何という宝であろうか」。

第三自然法則。「人類全体が一つの群居社会にとどまることが不可能であったように、それは一つの言語を保持することができなかった。それゆえ、種々異なった国民語の形成が必然的となる」。「日々なお注意の最初の合図、情熱の最初の命令にこたえてわれわれの感覚となることのできる言語……は、人間の見る世界が新しくなるたびに、人間が考え、考えつづける方法が異なるたびに変化しなければならない。……どの新しい世界にも新しい言語、各国民に国民語が生じ……言語は地球の円い表面の上でプロテウス [ギリシャ神話における変身自在の海神] のごときものになる」。「接近した小さな諸民族の言語、思考方法、生活様式が異なる理由は、家

族および国民の相互の憎しみである。……一つの言語を形成した同じ家族感情は、それが国民的憎しみとなったとき、しばしばまったく異なった言語を創り出した」。

第四自然法則。「人類が恐らくある偉大な経済性にもとづく、ある一つの根源からの漸進的全体をなしているように、すべての言語と、それらにともない教化の鎖全体もそうである」。「言語とは……人間の思想の宝庫であり、……あらゆる人間の精神的活動の総計である」。「言語は人類とともに繁殖し継続的に形成される」。「神の業なる人間の魂は自分自身によって言語を創造し、神の業なる人間の魂であるがゆえに、それを創造しつづける。人間の魂はみずから創造者として理性のこの感覚器官を造り、かれの本質の像とする。それゆえ、言語の起源は、それが人間の場合にかぎり、しかるべき仕方での神的となる」。

以上、長々と引用してきたが、最後の引用に示されるように、「ヘルダーの言語起源論は、……『人的・神的起源』説とでも要約され得る性質を持つ」¹。「神学者でもあったヘルダーは、……人間の魂 [ゼーレ] を神から与えられた財産と考えた」(同)。このような根本的限界にもかかわらず、歴史的観点から言語を考察した点に、ヘルダーの功績を認めなければならない(先駆者としてヴィーコがいるようであるが、イタリアの思想史は範囲外)。

「神的起源にせよ人間的起源にせよ、理性的存在によって創造された言語はそれゆえ最初から完全かつ普遍的であるとする暗黙の前提をこそ、ヘルダーは糾弾したのである。……『理性即言語 (ラティオ・エト・オラティ

¹「言語にみる歴史と自然」 永田善久 ネット論文

オ)』の立場——この立場は神学者・啓蒙主義者を問わず一般に広く信奉されてきた——から帰納されるこの悪循環 [本章64頁中程] を断つことこそを自らの課題とした」(同上)。「ヘルダーにとって言語とは単に作られたもの(ゲマツハテス)ではなくて、人間の内部から必然的に生成したもの(ゲヴオルデネス)」¹である。「ヘルダーは人間と動物との間に進化論的視座を据えたといえよう」²。

しかしながら、「ヘルダーにおいては言語の社会性という視点が希薄である、ということ」(同上)が指摘されなければならない。また、木村直司は「解説」で、ヘルダーの「短所」「弱点」を次のように指摘している。「内的言語が音声と結びついて外的言語になる具体的な過程は、まだ経験的資料にもとづいて説明されていない。まして、外的言語の完成を人間精神の発展と平行させる哲学的な洞察はまだ言語史的事実によって少しも裏付けられていないのである」。この弱点の克服は、後進に委ねられた。

「『言語起源論』を書いたのち、ヘルダーは各国の『民族歌謡』(フォルクスリート [『民謡』とも訳される。ヘルダーの造語らしい])の蒐集に着手する。これはやがて、『歌謡における諸民族の声』(1777~78)と題して出版される……。とりわけゲルマン系諸民族の歌謡の発掘は、古典語にもまさるドイツ語の美的価値を見直させることになり、ロマン主義の文芸運動が始まるきっかけとなった」³。「ヘルダーの編集した『民謡

集(歌謡における諸民族の声)』(1778~79)は、おりしもフランス革命の勃発に遭遇して、ドイツ人の民族意識を根底から揺さぶるものであった」(同)。「『民謡集』の出版年は、後者が正しい。「民族歌謡」を媒介として、ヘルダーの言語哲学は歴史哲学へと統合されるに至る。

「ヘルダーの歴史哲学は、ビュフォンの『自然史[博物誌]』(1749~1804)とともにモンテスキューの『法の精神』(1748) [「風土」理論]に多くを負っている」(同上)というが、ビュフォン、モンテスキューにあたる余裕はない。また、「ヘルダーがその基礎を築き、シュレーゲルが提唱した『新しい神話』の構想に見られるようなロマン主義的言語観からヘーゲルが継承しなかったもの、それは『自然の叫び声』として産まれた『自然の詩』に、ひとつの民族的共同体をモデルとするような人倫の統合理念を見出すということであった」⁴などということも省略。

ヘルダーの歴史哲学の主著は、邦題を『人類歴史哲学考』という(ヘルダーに強い関心を寄せた和辻哲郎は、『人類史の哲学の構想』と呼ぶ)。今、この主著にあたる余裕がない。そこで、その素描ともいえる『人間性形成のための歴史哲学異説』(訳本『世界の名著』、以下『異説』)の内容を簡単に紹介しておく。

『異説』の原題における「最初のアウホは、『これもまた』ひとつの哲学という意味であり、『人間性形成』と訳したビルドゥン

¹『法のことば／詩のことば』 堅田剛 お茶の水書房 2007/10

²「言語にみる歴史と自然」 永田善久 ネット論文

³『法のことば／詩のことば』 堅田剛 お茶の水書房 2007/10

⁴ 板井孝一郎のネット論文「ヘーゲル言語論と有機体的言語観」

グ・デア・メンシュハイトのビルドゥングは『作ること、形成、教化』等の意味をもち、メンシュハイトは本来、『人間であること、人間らしさ、人間性』の意であり、そして集合的に『人間、人類』の意味をあわせもつ。ヘルダーはこれらの意味をすべてふくめている。すなわちこの表題は、『ここに説くところもまた、人間一人類を通じて人間性を作っていくための哲史哲学である』ということになる」（『世界の名著』解題）。

すなわち、『異説』は、一世を風靡していた啓蒙主義的歴史観に対する異論なのである。なお、「人間性」と訳される場合のメンシュハイトと、フマニテート（英語のヒューマニティ）の違いはよくわからない（前者は古高独語に、後者はラテン語に由来する）。ちなみに、フォルエルバッハ・テーゼでマルクスが「社会的諸関係のアンサンブル」と規定した「人間性」（「人間の本質」とも訳される）は、メンシュリッヘ・ヴェーゼン。なお、「ヘルダーのいう〈folk〉の概念には、……〈メンシュハイト〉のことば同様、『国民、民族』と『庶民、民衆』との二義性がひそむ」（『世界の名著』解題）。また、「『民族』（folk）ということばは、それまで『下層民、賤民』……の意味で用いられた。ところがヘルダーは、folkこそ……将来有機的に発展して国家を形成すべき母体であると考えた」¹ともされる。しかし、「ヘルダーの間違ひは現存する民衆の文化を民族の文化とみなしたことにあった」²との指摘は当たっていよう。

少し先走ってしまったが、『異説』は、3章から成っている。第1章は、「風土」の記

述から始まっており、古代オリエント、古代エジプト、古代ギリシャ、古代ローマを、それぞれ人類の、「幼年時代」、「少年時代」、「青年時代」、「壮年時代」と説明している。第2章は、キリスト教と中世ヨーロッパの説明。第3章は、総括と展望であるが、「補説」とされているところを見れば、未完なのであろう。これらは、あまりにも「文学的」「詩的」であってまとめづらい。以下、特徴的な部分を抜粋しておく。

「魂の全体性はすべてを支配し、他のあらゆる性情や精神力を自分に似せて象り、ごくつまらない行為をさえ自分の色合で染める。これをわが身で感じとるためには、……時代のなかに、風土のなかに、歴史全体のなかに、一切のなかに感情移入〔マインフューレン。ヘルダーの造語らしい〕をしなければならない。「諸国民の性格。これを決定するものは、その体制と歴史の事実だけである。……どの民族にも成長と開花と衰滅の時期がある」。「人間の完全さというものはすべて国民的、時代的であり、よく見れば個性的である」。「どの民族にも……幸福な時期があった。……幸福のイメージそのものが、状態や風土とともに変わる……——結局はだから、比較するということがすべて疑わしいのだ。……どの球体にも重心があるように、どの国民も幸福の中心を自分のなかにもっている」。「今世紀全般に見られる哲学的、博愛主義的な趨勢は、世界じゅうのどんな国民にも、どんな最古の時代にも、美德と幸福の点でわれわれ自身の理想を押しつけたがる。彼らの習俗を自分だけの考えで判断し、断罪を下したりやたらと祭りあげたりする。彼ら

1 「ヘルダーの国家観」 植田敏郎 『一橋論叢』第51巻第6号所収

2 「アメリカの夢としての民族主義」 関曠野 『現代思想』93年5月号所収

は、自分だけが裁判官だと思いがっているのだろうか。「従来、もろもろの世紀の移り行きを述べようとした人は、……世界は全般的にたえず向上するというおとぎ話を作りあげた」。

これらの視座は、『人類歴史哲学考』（以下、『歴史哲学考』と略す）において、より発展し、明確になっているようである。バーリンは次のように述べている。「啓蒙思潮は、各文明をより高い文明に至る踏み台か、さもなくば、より初期の低級な文明への憐れむべき退行と捉えたが、この啓蒙主義の中心命題を拒否したことこそ、ヘルダーの広大なパノラマ的概観に、勢力と迫真感と説得力とを与えたものなのである。なるほど彼も、『歴史哲学考』の中では、人間が徐々に登りつく人間性（フマニテート）という一般的理念を説いてはいる。……しかし右の概念は結局漠然とした域を出ず、彼の技能と想像力とは、『歴史哲学考』においてすら、個々の文化を喚起することに向けられ、異文化間に想像される緊ぎの環に向けられてはいないのである。……その論議の力点はすべて、彼が愛情をこめて描写・擁護した諸文明。一つ一つのかげがえのなさ、独自性、とりわけ相互比較の不可能なことを示しかつそれを賛美することに置かれている」¹。

二本柳隆の遺稿「フランス革命後のドイツの社会思想」²から孫引きすると、『歴史哲学考』には以下のような主張がある。

「人間は過ちにおいても、真実においても、転倒においても、再起においても人間であり、実にか弱い幼児であるが、しかし実際自由の人間として生まれたのである。仮に

尚、理性に欠如していても実によりよき理性に適するのである。仮に尚、形成が人間性に進んでいなくても、実に人間性へと形成され得る」。

「人間の理性と文化とは言語から始まる」、「言語によってのみ視察、認識、回想、占有等〔ママ〕、思想の連鎖は可能になる」、「各民族の詩歌はその特有な感情、本能ならびに見方に対して最もよい証拠である〔ママ〕、その考え方の自己の歓喜される口から出た真の註釈である」。

「人間が国家のために造られ、この制度から必ず最初の真の幸福が萌芽しなければならないというのは、理解できない」、「地球上の幾百万人は国家なくして生きている」、「大国家においては、一人の豪奢淫楽のために幾百人〔ママ〕が飢餓に苦しまねばならないだろう」、「国家がわれわれに与える〔ママ〕得るものは技術上の器具である。しかも遺憾なことには、さらに肝心なあるものをわれわれから奪い取得る」。

「専制政治はすべての混乱、ならびに避け難い不幸の父」、「最も高貴な民族も専制政治の桎梏を受ける時は、ただちにその品位を失う」、「民族は自分自身の理性をもっていない限り、一人の主人を必然とする。各民族が理性を獲得すればする程、自分自身で統治することを知る」。

「人類の自然状態は戦争ではなく平和である」、「自然は家族〔民族か？〕を教育する。それ故に、最も自然的な国家とはまた唯一の国民的性格をもつ唯一の民族である」、「唯一の民族の統一国家は、家庭であり、秩序正しい世帯である。これは自己自身の基礎

¹『ヴィーコとヘルダー』 バーリン みすず書房 1981/1

²「フランス革命後のドイツの社会思想」 二本柳隆 『社会思想史の窓』第137～139号、141号、149～152号に分載

の上に立っている。なぜなら、それは自然によって建設され、存在し、ただ時とともに没落するにすぎない」。

ヘルダーによる言語の強調は、ラテン語・フランス語がドイツ上層を支配していたことに対する闘争でもあった。最後に引用した内容は、『異説』において、啓蒙主義者たちが「[古代] オリエントの専制政治」とみなしたものが、「じつは家と小屋を治めるための父の権威に他ならなかった」と評価したところなどに示唆されている。ヘルダーが「一民族一国家」を理想としていたことを確認しておこう。

『異説』が発表されたのは1774年、『歴史哲学考』は、1784年に第1部が発表され、第4部が1791年で、なおかつ未完に終わった。ちなみに、岡崎勝世によれば、「普遍史(ユニヴェルザールヒストリエ)」という言い方が「世界史(ヴェルトゲシヒテ)」に変わったのは、1785年であるという(『思想』09年7月号)。ついでながら、植民地インドで裁判官をやっていたジョーンズがカルカッタで、サンスクリットについて講演したのが1786年であった(2年後に雑誌に発表)。これが、「インド・ヨーロッパ語族」に都合のいい比較言語学が形成されるきっかけとなる。これらは、1780年代が一つの転換点であったことを示すが、さらに決定的な激動が襲った。すなわち、フランス革命である。

二本柳は次のように整理している。「1792年から1793年のドイツ思想史を鳥瞰するならば、フンボルトにみられるように、フランス革命に対して一定の距離をおき、胸中、穏やかならぬ動揺していた知識人

(このほかには、ゲーテのような古典主義もいた)もいたが、レーベルク、ゲンツに代表される……封建的身分秩序をそのまま継持していこうとする知識人に対して、フランス革命を人類史における画期的な出来事として、その意義を認めた知識人(カント、フィヒテのような啓蒙主義者、および、ヘルダー)との相剋として、捉えることができる」¹。ゲンツ、フンボルト、ゲーテは貴族出身だという。「フィヒテやカントは啓蒙思想の延長上デ[ママ]フランス革命を捉え、人権宣言の自然法的コスモポリタニズムを確信したのに対し、ヘルダーはフランス革命のなかに、とりわけ高揚した『国民意識』に、革命以前から考察の対象としてきた自己のナショナリズム論を確信したのであった」(同)。

1793～98年に出版されたヘルダーの『人間性[フマニテート]の促進に関する書簡』(以下、『書簡』と略す。未邦訳)を見てみよう。「明るさ、啓蒙、共同意識、自己を他のものによって整えさせず、他の諸国民が昔からやってきたように自ら自己を整えようとする高貴な誇り、よく守られた独自の土地の地盤の上においてドイツ的であること」、「ドイツ国民の歴史、その血統、体制、人倫そして言語[の尊重]」、「ドイツ人の歴史はどこにあるのか。ドイツの皇帝のものでもなく、ドイツの国王や王家のものでもなく、(中略)ドイツの国民のものだ」、「一民族のもっともよき文化は……国民の独自の地盤の上でのみ栄える」、「ドイツの使命は征服することではない。思想家と教育家より成る国民になることである」、「自分の国を自慢することは、自慢のなかで最も愚かなものである」、「真の祖国はお互いに対抗し合う

¹ 二本柳隆 『社会思想史の窓』 第137～139号、141号、149～152号に分載

ことはない。おのおのの祖国はお互いに平安に並存しお互いに家族として助け合うものである。血の戦いにおいて祖国が他の祖国に対することは、人間の言葉のかな [ママ] で最も悪しき野蛮な語法である」(以上、¹からの孫引き)。

「最初のドイツのナショナリストは、『書簡』後、個人雑誌『アドラステア』において、ある民族が強奪されながら、『虐げられている人びとが反撃に立ち、われわれの合言葉、われわれの手法、われわれの理想を用いて、われわれを押し潰すであろう』とも述べていた」²。

ヘルダーにおいて、一方での啓蒙主義批判と、他方での専制政治批判とは、プロイセンが「啓蒙君主」によって統治されていたことから、結合されていたのかもしれない。ヘル

ダーのナショナリズムが文化的・人倫的なものであることは確認できたが——「ヘルダーを民族主義者にしたのは後世の民族主義者たちであった」³——、次の疑問が残る。「ヘルダーの立場が持つ……もっとも革命的なもの、即ち、……絶対的諸価値の拒否」(バー)とした場合、普遍的なものをどう把握するか、ということである。『異説』では神の領域に預けているように読める。バーリンはこう述べている。「この世に人が生きて達成すべき一般的目的はある。彼 [ヘルダー] はこれをフマニテートと呼んでいる。これは、……曖昧なことでは悪名の高い言葉であって、不滅の魂すべてが調和のとれた発展を遂げて普遍的に妥当な目標……に到達するという意味である」(同)。ナルホド、としておこう。ヘルダー批判が目的ではないのだから

¹二本柳隆 『社会思想史の窓』 第137～139号、141号、149～152号に分載

²二本柳隆 『社会思想史の窓』 第137～139号、141号、149～152号に分載

³『地球時代の民族=文化理論』 西川長夫 新曜社 1995/10

ら。¹

ところで、バーリンの著作で、二つほど検討を要すると思われる点があった。一つは、ヘルダーが理想としたとされる「自然な協同体」に関連して、「これが真の協同体であって、後に（テンニースに先んじて）人工的なゲゼルシャフト（利益社会）と対照されることになる」（同上）と述べている点。ドイツ社会学については後述。もう一つは、バーリン言うところの「民本説（ポピュリズム）」（「人民主義」の訳語の方がいいと思う）が「ロシアのスラブ主義者やナロードニキ……に啓示を与えた」（同）とか、肉体と魂の統一という思想が「マルクス主義以前のロシアにおける急進派、革命家の間で信奉されることとなった」（同）とされている点。これについては検証していないが、筆者は、ドイツの民族観がロシアに影響を与えていないか

という観点から、ロシア思想史を学習してみた。結果はかなり否定的（機会があれば、書いてみる）。「ドイツでは……民俗学の創始者ヘルダーが示唆した民族についての非政治的で民族誌学的（エスノグラフィック）な観念が広く受け入れられ、その影響は東欧にも広まっていった」²というのは、そうであろう。

なお、ヘルダーは一般にフマニスト（ルネサンス期のそれと区別して、新人文主義者と呼ばれる）の一人とされているが、次のような見解がある。「新人文主義においては『ギリシャとドイツの……親縁性』というテーゼがフランス革命以降、立てられ、ギリシャをドイツの国民形成の模範とする動きが強くなる（他方当時『ローマとフランスの親縁性』のテーゼが立てられた）。この……テーゼは、各国民は他国民と比較し得ない独自の価

¹ いったん書き上げた後で、次の論文を目にした。村井則夫の「可能性としての人文主義」であり、引用しておく。「ヘルダーが『書簡』を公刊して以来、ドイツ語の『人間性（フマニテート）』の語は、『人間性』、『人間愛』、『人間の尊厳』といった、『人間』にまつわるさまざまな語を包括する語として広く認知されるようになった。フマニテートの概念は、それまでドイツ語で『人間性』を指す一般的な語であったメンシュリッヒカイトに替って、より包括的な名称として流布していったのである。……古典古代における『人間らしさ（フマニタス）』が、善意や友誼や礼儀といった広義の社会性に重点を置きながら、人間の倫理的陶冶や教育を意味するものであったのを承け、ヘルダーは自己形成の運動を前面に押し出し、その動的生成の側面をさらに強調する。……『動物性一般』（ブルタリテート）と区別された人間性の内には、自然をも貫き支配する広義の精神性が見出される。しかもその人間性ないし精神は、けっして生まれながらに完成しているものではなく、向上を目指す不断の努力を要求するものでもあり、そうした自己超越の過程こそが、人間性と呼ばれるものの神髄にほかならない。『人間性を目指す形成こそ、したがってわれわれの種族における神的なものなのである』。そのために、ドイツ18世紀の『人間性』の理解は、『魂の形成はいわば人間性の形成である』といったかたちで教育と結びついていたキケロ的な『人間らしさ』の理念と多分に重なり合う側面をもつものの、人間における『神的なもの』をとりわけ強調する点で、超越的理念を追求する理想主義的な性格をもつものとなった」。以後の本稿の展開においても、フマニテートとビルドゥング（形成、育成、陶冶、教養、教育）はキーワードである。

² 『民族とは何か』 関曠野 講談社現代新書 2001/12

値を持つ、というヘルダーの考えに抵触するものであった」¹。

プロイセンがフランス革命への反革命的干渉を進めたという背景を考えれば、フランス革命への支持は、プロイセン批判と結びつかざるをえない。カントとフィヒテのフランス革命評価を、簡単に紹介しておく。ちなみに、ケドゥリー（1960年に『ナショナリズム』を著した。2000年邦訳）は、「個人による自己決定という……カント……の思想、社会全体こそはその個々の部分より重要であるという……フィヒテ……の思想」²およびヘルダーの思想の三つが「合流することから、ナショナリズムが生まれでたと」（同）主張しているらしい。

1793年、カントは論文「理論では正しいかもしれないが、しかし実践には役に立たない、という通説について」（邦題は『理論と実践』、以下これを用いる）を、『ベルリン月報』に寄稿した。カントは『理論と実践』において、一方で人間の自由、平等、独立を説きながら、他方で次のように述べている。

「従属者たる国民が、彼等の不満を行動によって表示するために、最高の立法的権力に対して起こすところのいっさいの扇動や、また謀反につながるいっさいの暴動は、公共体において最高の刑罰に値する犯罪である」。「最高権力が政府の全権を掌握して飽くまで強圧的（専制的）な行動に出るにせよ、その場合ですら国民には依然として反権力的抵抗が許されない」。なぜなら、「現行の公民的組織にあっては、国民はこの組織がいかに統治されるべきかという問題を解決す

べき合法的判断を持ち合わせていないからである」。

二本柳が言うように、「『理性 [ママ] と実践』以後のカントの課題は、君主制の存続は認めながら国民の権利の保証を〈革命〉でなくそれに代わるべきものに求めなければならないこと、であった」³。

1795年、カントは『永遠平和のために』と『人倫の形而上学』を発表する。前者においてカントは、「永遠平和」のための第1条件として、「各国家の公民的体制は共和的でなければならない」ことをあげ、「世界公民的体制」を理想とした。二本柳は次のように述べている。

「カントの視座から了解される民族による国家の形成は、外的な侵略からの防御、それゆえに翻って考えると、民族の自主独立性を基本にしていること、第二に、言語および宗教の観点に立脚して国家の形成を考えていたと理解することができる。……ヘルダーにおけるナショナルなものは、歴史的、個性的なものとして捉えられていたのに対して、カントの場合は法的概念として捉えられていたのだ。つまり、一民族一国家は、カントの視座では道徳的政治の原則、義務とされていた」（同上）。

カントが望んだのは、「一民族一共和的政体」（同上）の「連合的統一」であったが、それは、「国際国家（フェルカーシュタート）」、「世界共和国（ヴェルトレプブリーク）」ではなく、「国際連合（フェルカーブント）」である。

では、先に指摘した「革命に代わるべき

¹「ヘルダーと新人文主義」 曾田長人 『ヘルダー研究』13号所収

²『ナショナリズム』 オリヴァー・ジマー 岩波書店 2009/8

³二本柳隆 『社会思想史の窓』 第137～139号、141号、149～152号に分載

もの」はどうなったか。『永遠平和のために』では、「欠陥を直ちに過激な仕方でも改めねばならぬと要求するのは、たしかに不合理であろう。しかし少なくとも、目的（法の法則から見て最良の体制）へ絶えず近づいてゆくためには、そのような変革が必要であるという格率が権力者によって認められるべきだということ、そのことを権力者に対して要求してもよいだろう」と、『理論と実践』の立場が変更されている。カントは言う、「国家は、たとえ現行の憲法のうえでは専制的な支配権力をなお許しているにしても、それでも共和的に統治することはできる」、「国政の正しい知恵は、現在の状態では公法の理想に適合した改革を義務とするであろう」、と。二本柳によれば、これは、プロイセンにおける「上からの改革」ということになる。カントは、『人倫の形而上学』で次のように述べている。「[欠陥ある] 国家体制の変更は時として必要であるが、それはただ主権者（である統治権者）自身により改革を通じてなされるだけであって、決して国民による革命を通じてなされるものではない」。

フィヒテは1762年に生まれた。「貧困のため家業を手伝い、就学せず」（『世界の名著』「年譜」）。1791年、「カントを訪問」（同）。1793年、「ペスタロッチ（1746～1827）を知る」（同）。1806年と1813年に対仏戦争への従軍を願うが許可されず。「かれの妻は篤志看護婦として傷病者の看護に当たっている間に発疹チフスにかかり……妻の看護に当たっていたフィヒテがこれに感染して……生涯を閉じた」（『世界

の名著』解題）。時に、1814年1月。

1793年、ヘルダー『書簡』第1集とカント『理論と実践』の間の時期に、フィヒテは匿名で、『フランス革命に関する公衆の判断を是正するための寄与』（未邦訳。以下、『寄与』と略す）を出版した。その冒頭で、フィヒテは次のように述べている。「フランス革命は私からすると全人類のために重要であるように思われる」。「フランス革命は私にとって人間の権力と人間の価値という偉大な主題についての多彩な絵巻物であるように思われる」（1からの孫引き）。

二本柳によれば、「フィヒテにおける『私は一つの自我、一つの自立的存在者、一つの人格である』という個人＝自我の視座」は、「<下から>の「教養 [ビルドゥング] = 陶冶 [ママ]」こそが重要だ」という把握とともに、「個人主義的国家観につながっていく」。それは、「国家が合法的であるためには絶えず個々人の同意を必要とし、そのためには、「個人の主体性と同時に、個々人の自由も承認されなければならない」という主張であり、「掟を作る主体は各個人にある」という主張である。さらに、「フィヒテのこのような個人主義的自由主義的国家観は、社会の国家に対する優位、国家体制を変更する権利へとつながっていく」。「社会の国家に対する優位」とは、「人間の自由と平等が社会に実現されれば、国家という機構は必要ない」という主張（このパラグラフの引用はすべて²⁾）。

二本柳はまた次のように述べている。「国家体制を変革する権利に関するフィヒテの立論を支えていたのは、ルソー、ロベスピ

¹二本柳隆 『社会思想史の窓』 第137～139号、141号、149～152号に分載

²二本柳隆 『社会思想史の窓』 第137～139号、141号、149～152号に分載

エールらによって主張された、人間の自由と平等の諸権利……であった。……かかる〔諸権利を無視している〕国家体制は明白に『われわれの意志』によって<下から>変革されなければならない、ということである。……『われわれの意志』の<われわれ>は……『民主主義的小市民層の利害を、さらにはそれを超えて、彼の出身階層であった平民的・農民的諸階層』〔ブール『革命と哲学』〕のことである（同上）。

フィヒテとロベスピエールの共通性は、多くの論者が指摘しているらしい。フィヒテがルソー、カントを徹底させた、ドイツ・ジャコバン派の一人とする評価もある。「しかし全体的にはドイツは静かなままで、革命に呼応する動きはほとんどなかった。そして知識人にとって、革命はせいぜい啓蒙の勝利という知的な事件だった」¹。マインツ革命は例外。

ここでフィヒテの思想的変遷をたどることはできないが、「自我の哲学から絶対者の哲学へ移ってゆ [き] ……フィヒテの後期の哲学はしだいに宗教的色彩を強めていった」（『世界の名著』解題）。前期と後期の境目は、1800年頃のものである。

1807年12月から翌年3月にかけて、フィヒテはベルリンで講演を行った。それが、『ドイツ国民に告ぐ』である（出版は1808年）。『屈辱のドイツ 1806』というパンフレットを刊行した人物が銃殺されるというフランス軍占領下で、文字通り命を賭してこの講演は行われた。

『ドイツ国民に告ぐ』（以下、『告ぐ』と略す）は、ドイツ人にとってはもとより、

日本人にとっても大きな意味をもつ文献である。その最初の邦訳は、1917年に文部省によって行われた。「総力戦体制構築を可能にしたドイツ国民教育思想の原典として関心を寄せたものと考えてまず大過ないだろう」²。その後、戦前において二種類の邦訳が出版されている。つまり、一方では、日本のナショナリズム・侵略主義の正当化に利用されたが、他方では、「日本の植民地とされたあらゆる地域で、日本人とはまったく反対の立場から読まれ得たということでもある」（同）。

『告ぐ』と先に見たジャコバン主義との関係というのは論争的な問題であるが、ここではテキストの検討に限る。周知のように、フィヒテはドイツ人のすばらしさを言挙げしたのであるが、それは次のようなものであった。引用が長くなるが、ご容赦願いたい（『国民とは何か』所収の細見和之、上野成利訳。〔〕はママ）。

「ドイツ人の運命と、出自を同じくする他の〔ゲルマン系〕種族の運命のあいだの差異に関して、まずはじめにただちに考察されるべきことは、……ドイツ人は基幹民族〔シュタルムfolk〕の元来の〔ウアシュプリュングリッヒ〕居住地にとどまっているのに対して、他の種族は別の場所へ移ってしまったということ、またドイツ人は基幹民族の元来の言語を保持しそれをさらに発達させてきたのに対して、他の種族は外国語を受け入れそれを自分たちのやり方で徐々に変形させていったということです。……第一の変化、つまり故郷の変化は、まったく取るに足りません。……それに対して第二の変化、すなわち

¹ 『民族とは何か』 関曠野 講談社現代新書 2001/12

² 『国民とは何か』 「解説」 鶴飼哲 インスクリプト 1997/10

言語の変化の方がいっそう重要であって、……これこそがドイツ人と他のゲルマン諸民族のあいだの完全な対立の基礎にあるのです。……このばあい重要なのは、この種族〔ドイツ人〕が保持してきた言語の特別な性質でもなければ、他のゲルマン系種族が受け入れた言語〔外国語〕の特別な性質でもありません。肝心なのはもっぱら、一方が固有のものを保持しているのに対して、他方が疎遠なものを受け入れたという事実だけなのです。さらに言えば、始源的な言語をいまも話し続けている人々がかつてどの種族に属していたかということではなく、この言語が途切れることなく話され続けているということ、ひとえにそのことだけが重要なのです。というのも、言語が人間によって作られるよりも、人間が言語によって作られる度合いの方が、はるかに大きいからです」。

以上を証明するためにフィヒテは、「言語一般の本質に関する考察」に進む。「一つの根本法則……に従って、それぞれの概念は人間の発声器官においてある特定のこの音となるのであって、決して他の音とはならないのです。……そもそも人間が語っているのではなく、人間の本性〔ナトゥーア〕が人間において語っているのであって、この人間本性が他の人間本性と呼びかけ合っているのです。したがって、……言語とは唯一にして絶対的に必然的なものである……。発声器官に対して外部から同一の影響を受けながら共同生活を送り、絶えずコミュニケーションを交わしつつ自分たちの言語を作り続けている人間たち、これを一つの民族〔フォルク〕と名づけるならば、……この民族の言語がいま現にある姿となっているのは必然的なことであって、そもそもこの民族が自己の認識を口にし

ているのではなく、この民族の認識それ自体が、この民族の口をつうじて自らを語っているのだ……。数千年を経たにもかかわらず、またその間この民族の言語の外観がいろいろ変化してきたにもかかわらず、なお同じく一つ>の生ける、自然のもつ言語の力〔シュプラーヒクラフト〕が変わることなく働いています」。

「言語とは、恣意による干渉を受けず、むしろ直接的な自然力として悟性をもった生命から発現するものですから、この法則にしたがいながら間断なく発達してきた言語は、生命のなかに直接的に介入して生命を衝き動かす力をも具えています。……このような言語の一つ一つの言葉は、そのすべての部分において、それ自体が生命なのであり、また生命を生み出しもするのです。……しかし、ある民族が自分自身の言葉を捨て去って、超感覚的な指示にまで十分洗練されている外国語を受け入れる場合には、いままで述べたことのすべてと正反対の結果が生じます。……言語の超感覚的部分に関しては、言語の取り替えはきわめて重大な帰結をもたらします。……この言語をのちに獲得する者にとっては、感覚的イメージは彼らのもとはない感覚的直観との比較を含んでいます。……ここで彼らがなしうる最良のことといえば、感覚的イメージとその精神的意味を説明してもらうのが関の山です。それによって彼らは他国の教養〔ビルドゥング〕の表層的な死せる歴史を獲得することはあっても、決して自分自身の教養を得ることはありません。……たとえ表面上は生命の風に吹かれて進んでいるようで、したがって生きているものという見せかけを身にまとっているとしても、そのような言語は新たな直観領域の侵入と古い直感領域の破

壊によって、生命の根を断ち切られているのです」。ここでフィヒテが、フマニテート、ポピュラリテート、リベラリテートという輸入語を取り上げているのは、少し興味深い。

「後期のローマ人にとっては、……彼ら自身の言語の大部分が自分たち自身のもので死滅し始めていたのです。それ自身の故郷においてすでに半死の状態にあったこの言語が、他民族に生き生きと伝えられることがどうしてできるでしょうか。……近代のラテン系の言語は、死せる言語を判定する基準となるような何らかの生ける言語を、そもそも所有していない……。厳密に言うならば、それらの諸言語は母国語をなんら有していないのです」。

以上のまとめ。「差異はまさに、共同体としての諸族が最初に分裂した際に生じたのであって、その本質は、自然力から溢れ出る最初の流れまで遡りうる生き生きとした言語をドイツ人が話しているのに対して、残りのゲルマン諸族は表面だけは活発であってもその根においては死んでしまっている言語を話している、という点に存在するのです」。ここから次の系が出てくる。「生ける言語をもつ民族のもとでは、精神的教養が生活のなかに介入する。それに対して、逆の民族のもとでは、精神的教養と生活はおのおの別の道を進んでいく」。「生ける言語」によってのみ、哲学や詩作が可能、等々。かくして、「ドイツ人が根源的民族〔ウアフォルク〕であること」になる。

フィヒテはここから、いささか意外な「いっそう深い理解」へと議論を進める。「今日に到るまで自分たちを民族そのものないしはドイツ人と呼んできた国民のなかには、近代において少なくとも現在までは、始源的なも

のが存在しており、それが白日の下へともたらされ、新しいものを創造する力が示されてきました。これまでこの国民は、自分たちが自然をつうじてどのような存在となってきたのか、自然にとってどのような使命を与えられているのか、はっきりとは意識してきませんでした。いまやそのことを明確な概念でもって認識するための鏡が、ついに彼らの眼前に差し出されています。すなわち、それ自身のうちで明澄になった哲学こそその鏡です。この国民のなすべき課題は、明晰な概念にしたがって、思慮深くかつ自在な手つきで自分自身を完全なものへと仕上げ、自らをあるべき姿へと作り上げること、そして互いの紐帯を新たにし、自分たちの圏域をまったきものへまとめ上げることです。この圏域をまとめ上げるうえで従わねばならない原則は、すでに彼らの眼前に与えられています。精神性ならびにこの精神性の自由を信じる人、そしてこの精神性を自由をつうじて永遠に発展させようと欲する人、そのような人々は、どこで生まれどんな言語を話していようとも、われわれの同胞なのです。彼らはわれわれの一部なのであり、われわれに加わることになるでしょう。停滞や退行、循環を信じたり、あるいは死せる自然に全面的に世界統治の舵を握らせたりする者は、どこで生まれどんな言語を話していようとも、非ドイツ的であり、われわれにとってはよそ者です。こうした人々

はできるだけ早くわれわれのもとから跡形もなく立ち去ってほしいものです」（下線引用者）。これに対するコメントは後で。〈一者〉を把握するドイツ哲学の立場からする、「死を信仰する存在哲学」＝「外国流の哲学」の二元論の批判が続く。

つぎに、「祖国愛」について。「高貴な考

えの持ち主は、自分のなした事柄が永遠不滅のものであることを要求し、かつそう信じています。……この要求と信念を保証することができる」のは、「彼自身が永遠なものと承認しうような事物の秩序」＝「人間の環境という特殊な精神的自然です」。「この環境こそ、……民族にほかなりません」。「永遠に変わらないものを植えつけないという彼の信念と努力、自分自身の生命を永遠の生命として把握する彼の理解力、これこそは彼をさしあたりはその国民と、そしてこの国民を媒介として人類全体ともっとも緊密に結びつける絆です。この絆によって彼は、彼らの欲求のすべてを、死に到る日まで、彼の拡張された心のうちに招き寄せることができます。これこそが自らの民族に対する彼の愛です。……それは神的なものです。……さらに民族への愛とは、民族のために働き、影響を与え、自己を犠牲にすることです。……彼はもっぱら、存続する泉としての生命を欲したのです。しかしこの存続を彼に約束してくれるものといえば、彼の国民の自立的な存続以外にありえません。この自立的な存続を救い出すためには、彼は死すら欲するにちがいません。……こうしたものが祖国への愛です」。

「現世において永遠でありうるものとしての民族と祖国は、通常の意味での国家をはるかに超えたところに存在しています。……祖国愛が本来望んでいるのは、永遠なるものと神的なものが永遠なる存続のなかでますます純粋に、ますます完全に、さらにいっそうふさわしい姿で花開くことなのですから……、この祖国愛が国家そのものを統治しなければなりません」。「自由とはいっそう高次の教養が芽生える土壌にほかなりません。……自

由とはもっぱら、国家を超えたいっそう高次の目的のためにのみ存する」。「始源的な民族には自由が必要であり、この自由こそがその民族が変わることなく始源的であることの証であって、そのような民族はその存続につれてますます増大してゆく自由を危険なく担うものである……。そしてこれこそが、祖国愛が国家を統治しなければならないと言う際の、第一の理由です。したがって祖国愛は、国内平和の維持、全成員の財産、人格的自由、生命、福祉の維持といった通常の目的よりもいっそう高次の目的を国家に課するものであって、そういうものとして国家を統治しなければなりません」。

続いてフィヒテは、「祖国のために生命を賭けるよう魂を鼓舞しうる」唯一のものであるところの「永遠の生命の約束」が勝利した事例をあげる。一つは、宗教改革、すなわち、プロテスタントによる「永遠の浄福」のための戦い。「これによって近代世界は、ギリシャ・ローマの古代文化をキリスト教によって精神化〔靈化〕し神聖化する、という任務を果たした」。もう一つは、「ローマ人たちによってゲルマン人と呼ばれたドイツ人たちは、押し寄せるローマ人たちの世界支配に抗して、勇敢に立ち向かった」こと。この祖先のおかげで、「近代の世界全体が現在のそのような姿で存在している」。それは、ドイツ人の郷土、言語などを守ったにとどまらない。

「われわれの祖先たちが永遠のローマを打ち破ったとき、……彼ら【いまやわれわれにとって外国人となった種族たち——引用者注】が将来生まれ得る可能性もまた彼らのために勝ち取られた」。この後に、国家は分裂していても、「一つのドイツ国民」が存続していたことが述べられている。

さらにフィヒテは、「ドイツ国民」のヨーロッパ的意義について、筆を進める。「国家と国家を分かち最初の始源的な、そしてほんとうの意味で自然な国境とは、……その内的な国境です。……人間の精神の自然本性それ自体によって引かれた、この内的な国境から初めて、その結果として、居住地という外的な国境が生じるのです。……ドイツ国民は、共通の言語と思考様式をつうじて申し分なく結合し、他の諸民族から十分に確然と区別され、系統を異にする種族を分かち壘壁としてヨーロッパの中央に存在しながら、他国からのあらゆる襲撃に対して自らの国境を防衛しうるだけの人口と勇気を保持しつつ暮らしていたのです」。しかしながら、「他の世界への略奪行為……以来、キリスト教的ヨーロッパは初めて分裂しました」。「略奪行為」とは、植民地獲得のための他大陸への侵略を指すのだろうか。「ドイツ国民は、……直接関与しなくて済みました」とある。

フィヒテはまず、「勢力の均衡」論を批判する。それは、「正当性を失った分裂せるヨーロッパにとって初めて、……意味をもった」にすぎない。「この正当性を失って分裂したヨーロッパにドイツは属していませんでした。……もっぱら外国の策略がドイツをその不当性と軋轢のなかに巻き込み、自らの真の利益についてドイツ人を欺き、その欺きのなかにドイツ人とどめておくもっとも有効な手段の一つとして、このような策略的な考えをドイツに持ち込んだのです。……このような思想ではなく、もっぱら自分たちのもとにドイツ人を統一することのうちにのみ、普遍的な幸福が見い出されるべきだということ……をわれわれは洞察しなければなりません」。つまり、「ドイツが一つ」であれば、

「ドイツは自分自身のうえに安らっていて、世界の中心の太陽のように、教養を獲得した地の中心として存在し……、ドイツは自らを平和に保ち、また自らを通じてその近隣を平和に保」つことができるというのである。

つぎに、「世界君主制（ユニヴェルザールモナルヒー）」論を批判している。それは、「精神的世界の最高の法則」の侵害でしかない。その「法則」とは、「精神の自然〔本性〕は人類の本質を、もっぱらきわめて多様な諸段階において、個々人に即して、そして全体としての個別性、すなわち諸民族に即して示すことができた」ということである。フィヒテは言う。「彼をその始源的な生命の泉に結びつけ……彼らの現在および未来の尊厳、徳、功績の保証」である「諸国民の……特性……が混合や摩擦によって鈍磨してしまうならば、精神的自然からの離反が生じ、そのような浅薄なありようによっていっさいのものは融合し、等しなみかつもるとともに墮落にいたります」、と。

以上、ドイツ人のすばらしさに関するフィヒテの主張を概観した。すでに気づいたと思うが、「他のゲルマン系諸民族」や「外国」という語において、フィヒテは何よりもフランス（人）を指している。このような理解は、フィヒテだけのものではなかった（例えば、ヘーゲル『歴史哲学』の「第4部 ゲルマン世界」を参照せよ。既述したように、ドイツ語ではフランスは今でもフランク・ライヒである）。フィヒテらにあっては、フランス人は「フランク人」＝ラテン系と混合した「ゲルマン民族」にほかならない。従って、ドイツ人とフランス人の戦争は、「純粋なゲルマン民族」と「不純なゲルマン民族」の戦争であり、「ゲルマン民族」とローマ帝国の

戦いにもアナロジーされる。

各民族の個性に価値をおくヘルダーからは大きく離れたフィヒテにおけるドイツ人至上主義は、以下のような論理構造に基づいている（筆者の苦手なものだが）。まず、“初めに言語ありき”。神的な「生命」やら「精神」やらが込められた「言語」を承認すれば、あとはわかりやすい。その言語によって民族が形成され、民族が言語を発展させ、言語が民族を発展させるという循環が続く。

「外国語」に犯されず、この循環を保持しているのが「生ける言語」であって、ドイツ語がまさにそれであり、それを使用し続けてきたドイツ人こそ「真の民族」なのだ（「始源的言語」と「始源的民族」、「根源的言語」と「根源的民族」の対応関係）。そして、先の循環は永久に続くものと想定されているから、ドイツ人の過去・現在の至高性を基礎づけるだけでなく、未来をも規定する。上野成利は、次のように述べている。「<始源的なもの>をいまここで話しつつけることに力点が置かれることによって、<始源的なもの>は、むしろ未来において実現されるべき実践的な到達目標として位置づけられることにもなるのである。国民共同体の創出にあたって『始源的言語』が果たすイデオロギー機能の核心は、まさにここにある」（「訳者あとがき」）。

改めて言うべきことでもないが、フィヒテの「敬虔主義的宗教性を帯びたロマンティックな民族概念」¹の基底にあるのは、自然と精神の関係において後者を軸として統一される転倒した哲学、主観的な「自由」などの観念から構成される哲学的人間観であった。ひ

とことと言うならば、現在における「あるべき人間」を過去に投影し、それをもって歴史を語っているのである（「フォイエルバッハ・テーゼ」『ドイデ』など参照）。独断的な「法則」や「真の〇〇」がやたら出てくるのが特徴（「真の」と言ったとたん、それは現実の世界を越え、より高次のものに化ける）。このことは、「言語」「民族」にもあてはまる。フィヒテが「始源的」「根源的」と言う時、それは歴史的起源を意味するのではない。理念的「始源」「根源」であり、フィヒテの哲学的原理から演繹された「始源性」「根源性」なのだ。

しかしながら、現実の国家を超越するフィヒテの国民観は、微妙な議論——「論理の裂け目」（上野、前出「あとがき」）——をも含んでいた。先に、「コメントは後で」と付した一節を思い出していただきたい（116頁左段）。ここでフィヒテは、ドイツ国民を定義するものを、生地や言語ではなく、「哲学」「精神性（の自由）」に求めているのである。なお、引用で「同胞」と訳されている語は、ゲシュレヒトで、「種族」との訳もある。ここでのフィヒテは、フランス語で執筆したライブニッツを、ドイツ哲学の祖として高く評価したことに通じるであろう。

この一節をとりあげて鵜飼は、「フィヒテの国民論は、……『外国人』一般を排斥する思想ではなく、選択的な歓待と排除を本質とするナショナリズムであり、その選択の根拠そのものは世界市民主義的、人間主義的なのである。……ここにいるのは青年時代以来変わらざるジャコバン主義者フィヒテにほかならない」²と指摘している。また、光木明美

¹『物語ドイツの歴史』 阿部謹也 中公新書 1998/5

²『国民とは何か』「解説」 鵜飼哲 インスクリプト 1997/10

は同じ一節に関し、次のように述べている。

「『愛国心とその反対』（1807年）において、『愛国主義』（パトリオティズム）と『世界主義』（コスモポリティズム）とを論じながら、フィヒテは……『世界主義』が目指す、全人類の『自由に至る文化』を形成するという目的は、それぞれの『国民』の文化が全人類に拡大されるというかたちでのみ達成される、と捉える。それ故『それぞれの世界主義者は、その国民の制限を介して、必然的に愛国者となり、またその国民においてもっとも力強く活動的な愛国者は、まさしくそれ故もっとも活動的な世界市民である』ことになるのである。『国民』が文化の担い手として、全人類の文化を構成する普遍的理念であるなら、『根源的民族』はドイツ人に限らず、『根源的言語』もドイツ語に限るまい。確かにフィヒテはこのような普遍性を追求している。……しかし、普遍性の追求は、同時に排除の論理ともなる」（『告ぐ』における『国民』とは何か 『知の軌跡』所収）。

確かに、フィヒテのジャコバン主義が継続されている要素もある。例えば、『告ぐ』においても、「国家とは、この国民のうちの純粋に人間的なものを永遠に、均斉のとれた姿で発展させ仕上げていく、といういっそう高次の目的のための、手段にすぎない」と述べられている。しかしながら、フィヒテの世界市民主義・人間主義とドイツ至上主義の関連を問うべきではないか（鶴飼は、「国民人間主義」の観点からのアプローチを示唆している）。その意味では、次の指摘は重要である。

「社会と国家を概念的に分離しようとする理論では、ヒューマニスティックで世界

市民的なものがまだかなり強調されているにしても、社会の持っている『人類社会』へという傾斜はとうぜん一つの直接の政治要求にならざるをえない。……[ここに、『愛国心とその反対』から光木が引用した文を含む一節がはさまれている]……結局、これまで人類の概念と結びついていたすべての規定と目的は国民という概念に移行する。「文化が国民意識の担い手としてはっきり理解されるのは、フィヒテからであり、その時から国民意識は文化と切り離せない結びつきをもつようになる。……フィヒテにとってドイツ語圏がさまざまな国に分かれているという歴史的事実から生ずる帰結は、いつも国民がより偉大なもの、より高いもの、より本来のものの、国家に優先するものとして現われるということである。「フィヒテは、……社会と国家を結びつけて考え、さらに文化とこの思想が発展するにつれて本来のものとなる政治的国民概念とを結びつけて考えることによって、包括的な世界文化市民という理念の可能性を切り棄ててしまう。つまり結論として人類から生ずるのは、ドイツ的なものなのである。「近代のナショナリズムの根底にある人類の要求は、ただちにそれぞれの国家の政治的ヘゲモニーに転化する。つまりイギリス人、フランス人、ドイツ人が、人類の課題の真の担い手となるのである」（ヴィルムス『全体的自由』）。だとするならば、光木の言うフィヒテの「普遍性」とは、全人類のドイツ人化を内容とするのではなからうか。

ところで、『告ぐ』の具体的な目的は何であったか。第1回講演でフィヒテが述べたごとく、「国民を新たな自我へと形成する『国民教育』」、「たんなる『民衆教育（フォルクスエルツィーウング）』ではなく、ほんと

うの『ドイツ国民教育（ドイッチェ・ナツィオナルエルツィーウング）』」の提案であった（ここに、戦前に文部省が邦訳したわけがある）。フィヒテにあっては、フランスによる占領は長期にわたると想定されていたに違いない。身近な例としては、敗戦後の日本を想起することも可能であろう。1948～55年の間に、戦前の復刻も含めて5種類の『告ぐ』の邦訳本が出ている。

フィヒテは言う、「武器をもった戦いは終結しました。われわれが望んでいるのは、原則と習慣と性格をめぐる新たな戦いが始まることです」、と。あるいは言う、「[外国人による支配]を阻止する他のすべての手だてが失敗に終わったあとになお残っているただ一つの手段、それをこの講演はみなさんに提起しているのです。……それは……教育をつうじてすべての心情のうちに十分深く、消えがたい姿で基礎を与えられた祖国愛です」、と。つまりフィヒテは、「国民教育」によって、あるべき「ドイツ国民」＝「一つの祖国を与えられ、その心情のうちで天国と地上、目に見えないものと目に見えるものが相互に溶け合い、……真の、堅牢不拔の天国が創出されるに到っている人」たちを作り出さなければならない、と説いている。

どのようにしてか。「生徒たちは、一般社会から切り離されて、互いに共同生活を送らなければならない」。「新しい教育は、まずもって生徒を思考の世界に導くことをめざす。そのようにして獲得された『精神（ガイスト）』こそが、われわれに解放をもたらさるだろう。われわれが具体的な出発点とすべきは、……ペスタロッチの教育方法である」。これは「教育の第一部であって、第二の重要

な教育、公民的・宗教的教育の準備段階であるにすぎない。……第二の教育においては、認識の対象に対する愛だけでなく、一つの理性的な共同体を形成しようとするような実践的な愛が育まれる。……その際われわれが出発点とするのは、どの子供のうちにも自然に備っている『尊敬の衝動』であり、とりわけ父親に対して子供が抱く自然な愛である。「墮落した一般社会からは隔離された小社会〔学校〕」では、「学習と労働が統一され、可能なかぎり自給自足の経営がなされ」、「男女共学を原則とし、『経済教育』も……不可欠となる」。「このような教育計画を実行する最高の責任者は誰か。それはまずもって国家である。しかも、個々の王国や侯国ではなく、全体としてのドイツである」。

ここでは、次の指摘を引用するにとどめよう。「ここでは教育は、真の社会という哲学的企てと目の前の社会の現実との隙間を埋める最後の手段として現われる。しかしフィヒテの自己理解は、その哲学を（ごく差し迫ったものであるにしても）要請のままにしておくことはできない。哲学がすでに教育に立ち帰ったとなると、教育も、成果は問わないというような性格のものにならざるをえない。いつでも違ったように決められるというような教育者の自由意志は、『完全に否定』されなければならない。フィヒテの自由は、教育論においてははっきりと『全体的』になったのである」（ヴィルムス前出書）。「教育は恐怖政治の強制体制になる」（同）。

矢田は、99頁左段2パラブラフに引用した当時のドイツの思想状況の中で、『告ぐ』の意義を、「たとえ副次的にはあれ、政治や国家権力に価値が与えられたことは、民族意

識の現実化へのきざしであった」¹と述べている。『告ぐ』が後の歴史において、重大な影響を及ぼしたことは、周知の通りである。

ここまで、予想をはるかに越えて長くなってしまった。ここからは、はしょって論を進める。

フィヒテ講演の2ヵ月前、すなわち1807年10月に首席大臣に就任したF・シュタインは、プロイセンの改革に着手した。ナポレオンにより退陣を迫られたシュタインの後を、ハルデンベルクが継ぐ（1810年）。ギルド強制の廃止、農奴解放、ユダヤ人解放等いわゆる「シュタイン・ハルデンベルクの改革」である。そのなかで教育改革を担ったのが、W・フンボルト（1767～1835年。フンボルト海流、フンボルト・ペンギンで有名なA・フンボルトの兄）であった。フンボルトは多面的な活動を行い、ウィーン会議に出席したりもしているが、ここでは言語に関連するものにテーマを絞る。ゲーテやシラーとの関係も基本的に省く。

フンボルトは、フランス革命勃発直後にパリに赴いているが、歓喜することもなく冷めていた。フンボルトが書いた『フランスの新憲法によって誘発された国家憲法に関する諸理念』（1791年）、『国家活動の限界を規定せんとする試論的考察』（1792年）、『人間育成論』（1793年）に、彼の人間観、自由観、国家観が示されている。ここで

は各論文からの引用は避け、紹介者の言を引こう（とりあえずそれで十分）。

憲法論では、「理性の計算によって作られたのではない現実の歴史的状況（フンボルトの用語では偶然（ツーフアル））と、理性的制御による方向づけとの、いわば合成されたヴェクトルが、現実の〈憲法〉たるべきものであると主張している」²。つまり、「もっぱら理性に立つ立法は栄えることはないという」³こと。『試論的考察』の「眼目は個人の自由と国家の関係であった」⁴。「国家の活動には限界があるべきだ。市民の幸福安寧を促進するとか、外敵の防御にあたるとか。それ以上にすすむときは、百害あって一利ない。国家を『必要悪』としてみとめはするけれど、なるべく国家の活動範囲をせばめ、反対に個人はなるべく多くの自由をあたえること。これが、……根本思想である」⁵。フンボルトは、「国家の憲法」と「ナツィオナルフェアアイン」（二本柳は「国家的結合」、西村は「国民結合」、泉井は「国民協同体」と訳している）との区別を強調し、後者を上においた。従ってフンボルトは、フランスの革命国家の「下からのデスポティズム」と、プロイセンの「上からのデスポティズム」の双方を批判した。泉井はこの論文を指して、「人間育成のプログラム」⁶と評価している。『人間育成論』は、文字通りビルドゥング論である。フンボルト

1 『近代中欧の自由と民族』 矢田俊隆 吉川弘文館 1996

2 『フンボルト』 亀山健吉 中央公論社 1978/12

3 『言語研究とフンボルト』 泉井久之助 弘文堂 1976

4 「フランス革命後のドイツの社会思想」 二本柳隆 『社会思想史の窓』第137～139号、141号、149～152号に分載

5 『フンボルト』 西村貞二 清水書院 1990/4

6 『言語研究とフンボルト』 泉井久之助 弘文堂 1976

は、「諸学の研究全体を育成のプリマート [優先性] の下に置こうとした」(同)。フンボルトは、ビルドゥング論に関連する著作を続けて発表し、比較解剖学をアナロジーした「比較人間学」をも構想している(1795年)。そこでは、個々の人間の性格にとどまらず、「諸国民や諸時代の性格をも探求」¹した。他方、ギリシャ研究もこの頃から始めている。こうしてフンボルトは、「ドイツ新人文主義の形成者」(同)と呼ばれるのである。

フンボルトの言語研究は、1800年のバスク語との遭遇から始まる应该说よい。しかし、その本格化は、すべての政治活動から手を引いた1820年からである。教育改革に一言しておけば、ベルリン大学(今はフンボルト大学)を創設したことがフンボルトの功績であろう。初代学長はフィヒテ。

「『比較文法』……の用語をはじめて用いたのは、ドイツ・ローマン派の巨匠フリードリヒ・シュレーゲル [1772~1829年] といわれている」²。1808年、シュレーゲルは『インド人の言語と知性について』を発表した。シュレーゲルは、「言語の二分法」として孤立語と屈折語をすえ、「この中間に、バスク、コプト、アメリカの土語のような接頭辞・接尾辞を用いる言語が存在する、と彼は考えた。……彼は屈折語を有機体とみた。このタイプの言語が一つの語根からいろいろの名詞や動詞の語幹を派生し、母音交替を伴った屈折をおこなっていく有様が、植物が根から枝をはり、葉を茂らせると同じ生態の変化を予想させるからである。ここには、言語が自然科学と同じ性質をもった対象であると

いう考え方が芽ばえている。それからまたここには、屈折をしないタイプの言語は生命も、精神も通わない未発達の下等な言語だという価値観がこめられている」(同)。また、シュレーゲルは比較解剖学を引き合いに出している。「言語を自然に支配されている動物や植物になぞらえて、その変化を自然科学的に考察しようという考え方は、比較文法という新興の学問が古い伝統をもつ古典文献学などに対して自らのレゾン・デートルを主張しようとしたとき、とくに強く意識されてくる」(同)。

「6ないし8語派から成る一大語族を、インド・ヨーロッパ語の名でよぶことになったのは、ロゼッタ石に刻まれたエジプトの象形文字の解読にフランスのシャンポリオンとともに苦心したイギリスのヤングの命名によるといわれている。それは1813年と記録されているが、この名はその後20年ほどイギリス以外には知られなかったらしい。……ドイツ語圏だけは、今日でもインド・ゲルマン語という用語が慣用化している。このインド・ゲルマン語という名称の起源はヤングのそれに遅れること10年、クラブロートが1823年パリで公けにした『アジア博言集』にはじめてみられる」(同上)。

1810年代、印欧語研究は大陸ヨーロッパで活発化した。ポップ、ラスク、グリムなどであるが、前二者は不学のためよくわからないし、印欧語研究それ自体の検討は本論の目的からはずれる。グリムについてはすぐ後に取り扱う。

既述したように、フンボルトは晩年、本格的な言語研究にとりかかった。「『人間知

¹『フンボルト』 西村貞二 清水書院 1990/4

²『言語学の誕生』 風間喜代三 岩波新書 1978/12

識』（メンシェンケントニッセ）の渴望はフンボルトを生涯、駆り立てた一種の神異力（ディ・デモーニッシェ・クラフト）であった。これはたびたび自身でもいっている¹。フンボルトにおいては特定の学問が目的だったのではなく、「人性の根源力（ディ・グルントクラフト・デア・メンシュハイト）〔メンシュハイトを「人性（ニンセイ）」と訳している（全部かどうかわからない）が、これは、メンシュリッペン・ナトゥーア（「人間性」と訳されている）と区別するためだと思われる〕をその特定の種々なあらわれを通じて把握しようとするのが目的であった」（同）。従って、「フンボルトは言語を学ぶことによって、その言語に示されているく人間の可能性の態様、く理念の展開の仕方、く思考感受の体系に触れることを目指していた²。つまり、「言語を学ぶことと、自己の内面形成の資を得ることが、フンボルトにおいては、不可分の一体として自覚されていたのである」（同）。そうであるが故に、「フンボルトの言語研究は究極において、……言語哲学であった³」。

「フンボルトは、未だかつて何人も達したことがないほど多くの言語に通暁していた」（追悼式典におけるアカデミー事務局長ベックの言葉）。フンボルトには、日本語に関する論文も数編ある。「ヘルダーは、人間であることと言語を持つということの内的関連や、思考活動と言語行動との相即性というような言語哲学の根本問題に注目したものの、それを方法的に厳密に追求すべく余りに

も文学的であり、また、彼の『自然的立場』は、思考活動の論理構造を充分追求するには不適切であり、更に諸言語の実証的な研究を行っていないので、その所論はともすれば現実の言語実態から離れて空想に走り勝ちである。そこでより論理的であると同時に実証的でもある言語哲学の展開は、フンボルトの登場を待たなくてはならない⁴。言語学史においてフンボルトを高く評価する者があげるのは、「言語一般の哲学的・原理的研究と、具体的な個々の言語の実証的研究とが、……相互に内面的に結びつき、二つの研究方法が相互補完的に助長しあっている」（同）点である。

1820年に行われたフンボルトの講演「言語展開の種々なる時期に関連した言語の比較研究について」では、「言語の完成が徐々に行なわれたと考えることは全く自然であるが、しかし、言語の発明は一挙（アウフ・アインマール）に行なわれたとしか考えられない。人間は言語によってはじめて人間たり得る。しかし、言語を作り出すためには、すでに、先ず人間であらねばなるまい」という、有名なテーゼが示された。「ここにいう比較言語研究は、普通に今のわれわれが理解するような同系の諸言語間において、さらに同系性の性質を詳しくするための研究、または、同系性の立証をめざして行なわれる言語間の比較研究をいうのではない。同系性の有無を問わず、……諸言語を一望の下にならべ、その総体の上に、または総体の中にあられる言語的なるものの、種々性と一般性とを明ら

1 『言語研究とフンボルト』 泉井久之助 弘文堂 1976

2 『フンボルト』 亀山健吉 中央公論社 1978/12

3 『言語研究とフンボルト』 泉井久之助 弘文堂 1976

4 『言葉と世界』 亀山健吉 法政大学出版局 2000/2

かにするものであった」¹。

未完の論文「人間の言語構造のさまざまな相違性〔複数〕について」（1827～29年）の中で、「一応、居住地域や生活状態の共同性を中心とする民族（folk）と、伝統や言語が中心となるが、それを超えて、多様な環境の相違を受け止める母体となる国民（Nation）とを区別し、更に法的、特に市民法的な原理で統一される国家（State）を加えて、民族ないし国家を表現するのに、三つの名称を用いているが、フンボルト自身が述べているように、民族と国民の間には、明白な限界がなく、常に混同され勝ちである。フンボルトが国民（Nation）という語を用いる場合でも、……言語共同体としての民族を意味している場合の方が圧倒的に多い」²。

遺作となった未完の論文『ジャワ島におけるカヴィ語について』（1830～35年）の序説部分として用意された『人間の言語構造の相違性〔単数〕と、人類の精神的発展に及ぼすその影響について』、すなわち、いわゆる『カヴィ語序説』については、それにあたる時間も素養もない（なにしろ、フンボルト入門書の著者が批評を回避する代物）。解説書に依拠して紹介する（思い切りはしりません）。

「フンボルトの言語哲学の中核は、『言語は精神活動である』というテーゼであ」³。フンボルトは言う、「言語は思考を形成してゆく器官（organ）である」、

と（オルガニスムスの訳語が「有機体」であることを念頭に置かれたし）。また言う、「言語は……エルゴン〔完成された作品〕ではなくてエネルギー〔エネルギー、活動性〕である」、と——「向上の努力、無限の完全化への思想」⁴——。さらに言う、「言語は……精神が自己と対象との間に、精神の内面的働きによって定立する真正なひとつの世界（Aine-Vaerle-Velt）である」、と。

「フンボルトは『一つの言語』という名辞をはじめて使ったひとである。それは人性一般に普遍的に存在する精神の『言語能力一般』……と同義的なものである」（同）。

「フンボルトは言語の一般を考えるとともに、また普遍的にもそれを明らかに考えて言語哲学の域に達した」（同）。「一般性（Allgemeinheit）は経験的な世界に関するものである。事実の能うかぎりの集積の上に立って、そこから帰納的に得られる性質のものである。普遍性（Universalität）は……経験の世界を越えて、理念的にさえ妥当することを指している」（同）。言語の本質的な部分はこれくらいにしておこう。本稿のテーマにとって重要なのは、「人間の普遍的言語活動が特殊な言語に分裂してゆく理由およびその意義」⁵を、フンボルトはどう把握していたのか、ということである。

1827～29年の論文においてフンボルトは、「どの言語の中にも特有の世界の見方（Weltanschauung）がある」と述べてい

1 『言語研究とフンボルト』 泉井久之助 弘文堂 1976

2 『言葉と世界』 亀山健吉 法政大学出版局 2000/2

3 『言葉と世界』 亀山健吉 法政大学出版局 2000/2

4 『言語研究とフンボルト』 泉井久之助 弘文堂 1976

5 『言葉と世界』 亀山健吉 法政大学出版局 2000/2

た。『カヴィ語序説』においても、この観点は継承されている。フンボルトにとって、言語が民族の個性であるとは、「それぞれの言語に、民族の性格——発想形式、感受性、生活感情等々——が反映し、表現されているという理由によるのみではなく、言語がひとつの『世界』であるからに他ならない」¹。従って、フンボルトは言う、「何らかの言語——それがたとえ粗野な蛮人の言語であろうとも——に対して、劣った言語であるという断罪を下すことなど、……私にはとうていできない芸当である」、と。

しかし、フンボルトは議論をさらに進めた。シュレーゲルが行った言語の分類を、より緻密化せんとしたのである。「言語の種々性をその統一的理念——『一つの言語』——との関係において考えることが、……フンボルトのテーマであった。……『一つの言語』は言語完成（シュプラーヒフォルエンドウング）の目標である。……フンボルトは個々の言語の完成の度を計る目標をこの理想の言語に置いて、分類の範疇をその尺度としたのである。……尺度の最高にあるのが屈折語である」²。屈折語においては、「個々の語にはただちにその意義とその文法的役割が同時に、しかも有形的にあたえられている。……総合の活動はここに最も完全に、最も自由に顕現する」（同）。

その対極にあるのが孤立語で、それは、「綜合作用の顕現が文法要素において不均等なばかりでなく不完全である」（同上）。例えば、その代表たる中国語にあっては、

「『止水』といっても『水の流れや溢れる水を押しとどめる』意味にとることもできれば、また『明鏡止水』におけるように、微動さえしない静かに澄み切った水を意味することもできる」（同）。

フンボルトは、「中国語以外の屈折〔語形変化〕しない言語は、屈折を実現しようとしてそれなりに努力はしたものの、結局目的を達成することができずに、屈折への道程の半ばで立ち止まってしまったものである」と言う。

「膠着語は意義部と形態部〔文法部〕の総合が十分でない。単に『接合』（アンフューグング）があるのみであって、屈折語のような『融着』（アンビルドゥング）ではない。抱合語は原則として文形の全体がまず固定していて、その総合の作用には、全体を予想する単位と、単位を予想する全体の、自由な交流による『軽快で冷静な』活動がない」（同）。

膠着語とは（日本語もその一つ）、助詞・助動詞などをくっつけて、名詞の格や動詞の時制などを表す言語。抱合語は、中南米インディヘナの言語（フンボルトの弟が学術調査旅行で膨大な資料を持ち帰った）などで、「発話全体をあたかも一箇の語のごとくに取り扱う」³らしい。

このようにしてフンボルトは、屈折語を頂点に、膠着語、抱合語、孤立語を序列化した。「フンボルトの言語の分類は、言語の評価（ヴェーアトウング、ヴェルディグング）の尺度でもあった」⁴。「惜しむべきは言語

¹『言葉と世界』 亀山健吉 法政大学出版局 2000/2

²『言語研究とフンボルト』 泉井久之助 弘文堂 1976

³『フンボルト』 亀山健吉 中央公論社 1978/12

⁴『言語研究とフンボルト』 泉井久之助 弘文堂 1976

の構造的分類に、時間的向上観と価値観を導入した一事であった」（同）。亀山がこの点に触れていないのは不可思議。

1800年代初頭、グリム兄弟は、法学者サヴィニーの講義を聴講した。「[講義において]二人を感激させたもの。それは一言でいって歴史への開眼だった。サヴィニーに学んだのは、徹底的な史料の調査の上に立つ厳密な研究方法だった。サヴィニーにとって法律とは、カントのように人間の理性といった形式的な抽象物ではなく、民衆の歴史の中に生き、成長し、変化している現実であった。サヴィニーは、すべての事実をその歴史的特徴の中で見なければならぬ、と説いた」¹。以下、兄のヤーコブ（1785～1863年）を中心に論じる（ただし、膨大な文献があって、対立するような見解もあり、まとめるのが困難）。

ブレンターノとアルニムは民謡集『少年の不思議な角笛』第1巻（1805年）の成功に気をよくし、「第2巻のため、……組織的収集のための呼びかけをした。ヤーコブはこれに影響されて1808年、ブレンターノに『ドイツ収集家』のプランを送る。その内容は全ドイツを収集指導者をもつ、いくつかの地区に分割し、このため特別の雑誌『古ドイツ収集家』を発行しようというものである」（同上）。このプランは実現せず、グリム兄弟は独自で、詩、伝承、メルヒェンなどを集め始めた。

1812年、グリム兄弟の『子供と家庭のメルヒェン集』（邦題『グリム童話集』）の第

1巻が出版される（第2巻は1815年）。この『メルヒェン集』では、次の二点が注意されなければならない。一つは、必ずしも口伝の話ではなく、書かれたものも含まれていること。つまり、創作メルヒェンも含まれているということである。これは、版を重ねるごとに増えている。もう一つは、「フォルクの格言・慣用句」を取り入れ、「蒐集した民間伝承……が土着由来のものであることに疑義を差し挟みかねない表現を周到にドイツ/ゲルマン化していった」²こと。これもまた、版を重ねるごとに増えていった。つまり、フランス由来のメルヒェンも多いということである。

1813年、グリム兄弟は、個人雑誌『古いドイツの森 [複数]』を自費出版。その序文冒頭でヤーコブは言う、「われわれの共有財産ともいべき古いドイツ詩 [ポエジー] のおびただしい量にまでふくれあがった蓄えの中から、意図的になるべく多岐にわたって選りすぐられた、諸々の材料を伝えるという仕事を、ここに始めることにする」、と。「この『諸々の材料』という語は、グリム兄弟における、『材料』のトポスとしてのヴェルダー [森の複数形] の系譜受容を肯定するに足るものであり、ヘルダー『批評の森 (クリティシシェ・ヴェルダー)』(1769年)からの影響は否めない」³という。

1814年、「法典論争」が行われる。「ドイツの各領邦に共通する統一民法典の編纂を訴えた」⁴ティポーに対して、サヴィニーが反論したものである。「18世紀末から19世

¹ 「ゲルマン文献学の生成」 谷口幸男 『現代に生きるグリム』所収 岩波書店 1985/12

² 「グリム兄弟によるフォルクの、フォルクのためのポエジー」 永田 『思想』2009年7月号所

³ 「グリム兄弟と森のエコロジー」 大野寿子 『思想』2009年7月号所収

⁴ 「3月前期の法思想」 堅田剛 『思想』2009年7月号所収

紀初頭にかけても、啓蒙主義的な理性法論のもと、いわゆる自然法的法典編纂の流行がみられた。ティボーの法典編纂論も、その影響を受けている。「ティボーの論文は、政治的な統一に先立って民法の統一を提唱したにすぎなかったとしても、解放戦争直後のドイツにあって、ドイツ人としての国民意識を覚醒させるには十分な問題提起であった」（同）。

サヴィニーの反論は、「立法をなすには法学の確立が前提とされるべきところ、ドイツにはいまだ固有の法学がないので、民法典の編纂は時期尚早である」（同上）というものである。「サヴィニーは、固有の私法学の構築を宣言し、これを『歴史法学』と名づけた」（同）。「『法学』（レヒツヴィッセンシャフト）なる用語は、もともとはカントのものであって、法学者としてはサヴィニーがはじめて用いた」（同）。「ヘーゲル〔1770～1831年〕の法哲学も、……法典論争を契機として生まれた」（同）というが、テーマ外。

広義の歴史学派において、「言語学におけるグリム、歴史学におけるランケ、法律学におけるサヴィニー、経済学におけるリストらはその代表的人物であり、この時以来ドイツは社会科学における歴史的方法の母国となった」¹。リスト（1789～1846年）について一言しておく。全ドイツの関税制度を提唱したが、旧勢力から弾圧され投獄。1825年にアメリカに亡命。32年、アメリカ市民（領事）としてドイツに帰り、鉄道網建設を説いて回ったが、妨害を受ける。「数時間早くポ

ツダムに着けることがそんなに良いことなのか」（フリードリヒ・ヴィルヘルム3世）、「そんなことをするくらいなら、窓から金を投げ捨てた方がいい」（プロイセン交通大臣）。1834年、プロイセン主導の「ドイツ関税同盟」結成。翌年、ドイツで初めての鉄道が開通。「『ドイツの鉄道網と関税同盟は……同じ時に生まれ、共に成長し、一つの同じ目標を追求していた。つまり国家の防衛の手段である』と、リストはいつている」²。1841年、リストは主著『政治経済学の国民的体系』を公刊した。それは、国民経済学を批判し、ドイツ工業化のための保護育成関税の理論的基礎付けをおこなったものである。キーワードは「正常国民」と「国民的生産力」で、ドイツ「国民」形成の経済的基礎を説いたものといえる。国民経済における発展段階の違いに注意することを主張。受け入れられずに憤死。マルクスによるリストの主著の評注があるらしいが、未読。

閑話休題。ウィーン会議に出席していたヤーコプ・グリムは、サヴィニーの反論文の校正刷りを読んだ。「グリムは法と言語の同等性という主張に賛同した」³。ヤーコプは、「法の内なるポエジー」（「法におけるポエジーについて」とも訳される）と題する論文を書き、サヴィニーが創刊した『歴史法学雑誌』第2巻（1816年）に発表する。「サヴィニーの場合、法と言語の同等性とは、……比喩的な表現にすぎなかった。しかしグリムは、……法と言語が実際にも同一の事象であることを証明しようとした」（同）。ヤーコプ論文の冒頭を引用して、村上淳一は次のよ

¹『近代中欧の自由と民族』 矢田俊隆 吉川弘文館 1996

²『物語ドイツの歴史』 阿部謹也 中公新書 1998/5

³「3月前期の法思想」 堅田剛 『思想』2009年7月号所収

うに述べている。

「グリムの関心は今に残る『いにしえ [アルタートゥーム]』を再発見し、活発化することにあつた。その『いにしえ』は、古代であっても中世であっても（さらにまた近世であっても）かまわない。それは、歴史を貫いて生きる、『超歴史的』な『いにしえ』なのである。しかもそれは、『ゲルマン民族（シュタム）』の統一的な『いにしえ』であり、それがさまざまの『部族（フェルカーシャフト）』や村ごとの文書資料に、あるいは現代の『一般人 [ゲマイナー・マン]』すなわち庶民の口を通して、具体的な現象形態をとっている、というのである」¹。

ヤーコブ論文のさわりは、次のようなものであった。「[法と詩には] 伝来の要素を含んでいる点に共通性が認められる。その要素は、それぞれの具体的な歴史と結びつきながらも、超歴史的（アウサーゲシヒトリッヒ）といいうるものである。法と詩はいずれも二つの重要な起源をもつ。すなわち不可思議（ヴンダー）と確信である。不可思議というのは……どんなフォルクにとってもそれぞれの法と歌の源泉たる遠い過去のことである。この隔絶あればこそ、人びとは何ものかを神聖視して、心のよりどころとし、守りとおすことができるのである。これに対して、フォルクが自分の中から作り出すものはフォルクと同列にすぎないものであり、フォルクが手をつけてよいものは神聖ならざるものである。他方において……確信は不可思議をいわば世襲財産としてわれわれのものにしてくれる。……法についても叙事詩についても、し

きたりや習わしは聖俗両要素を不可分に織り成したものだ [。] ……しきたりや習わし……は古くからわが民族（ゲシュレヒト）と共にあり、わが民族とともに伝えられてきたものである……。ところで、一つの源泉から生じたものは、いつになっても近縁関係を保ち、手をたずさえて歩むものである。それゆえ、詩の中には法があり、法の中には詩がある。…… [かつて、] すべては全員の共有財産であった。歌はいかなる詩人のものでもなかった。……同様に、審判人が新しい法を発見することは許されなかったのである。歌い手は歌の宝庫をつかさどり、審判人は法のための職務と勤務を果しただけであった（しばしば引用されるこの個所は、1800年に刊行されたシェリングの『先験的観念論の体系』の末尾部分、神話は『いわば作者を代弁者とする民族（ゲシュレヒト）』によってつくられたとする箇所を、下敷きになっている——村上注）。したがって、昔の詩と法は相互に補強し合いつつ力を示すものと考えられており、両者ともフォルクの慣習や祭りと密接にかかわっていた」（²からの孫引き）。コメント略。

「歴史法学派には、当初よりロマニステン [ロマニストの複数形。ローマ法派] とゲルマニステン [ゲルマニストの複数形。ゲルマン法派] の二つの潮流が集まっていた。……12世紀の『ローマ法の継受』以来、ドイツには既存のゲルマン法 [いわばフォルク法] と継受されたローマ法 [いわば法曹法] の二重構造が出現していた。歴史法学派の二重性は、ドイツ法の二重性の反映にほかなら

1 「ヤーコブ・グリムとドイツ精神史」 村上淳一 『現代に生きるグリム』所収 岩波書店 1985/12

2 「ヤーコブ・グリムとドイツ精神史」 村上淳一 『現代に生きるグリム』所収 岩波書店 1985/12

ない」¹。サヴィニーはロマニステンの、ヤーコブはゲルマニステンの代表者といってよからう。

1828年、ヤーコブは『ドイツ法古事誌』を公刊する。「『法古事』(レヒツアルターテューマー)とは、慣習法に関わる事物や行為や言語などの総称である。……『ドイツ法古事誌』は、この論文[『法の内なるポエジー』]の拡大増補版として読むことができる。ドイツ法古事誌にいう『ドイツ』とは、『ゲルマン』のことである。……グリムにとってのドイツ＝ゲルマンとは、政治的概念というよりは、すぐれて言語的な概念であった」(同上)。

先に述べたように、ヤーコブは印欧語の研究も行ってた。それは、『ドイツ語文法』(1819～37年)として結実する。「グリムは、ギリシャ語、ラテン語、ゲルマン諸語などの間に、著しい音の対応があることを示した。つまり、ある言語(のグループ)が、別の言語(のグループ)になる(分離する)時に、ある音が一斉に変るといふ現象である。……グリムはこの驚くべき現象に、『グリムの法則』という印象的な名を与えた。「それは、……言語そのものが法則の支配のもとに変容をとげて行くという観念を形成するのに一役買った」²。また、ヤーコブは1822年、「今日の意味での民俗学の収集」(谷口前出論文)といえるプランを立てている(実現せず)。ちなみに、「ドイツ民俗学(フォルクスンデ)の創始者を自任したのは……リール(1823～1897年)であったが」³、

それは19世紀半ばの話である。

1837年、ヤーコブは「ゲッティンゲンの7教授」事件に巻き込まれる。ゲッティンゲン大学を擁するハノーファー王国は、イギリスと同君連合の関係にあったが、1837年にイギリス王が死去した。イギリスではヴィクトリア女王が即位したが、ハノーファー王国では女性の王位継承は認められず、アウグストが新王となる。アウグスト王は、公務員の憲法忠誠義務を定める1832年憲法を廃棄した。この暴挙に対し、グリム兄弟、ダールマン(1832年憲法の起草者)ら7名の教授が抗議文を提出したのであった。アウグスト王は、7名を罷免し、さらに、ヤーコブ、ダールマンら3名を国外に追放した。

「ゲッティンゲンの学生たちを感動させたのは、政治的なダールマンより非政治的なグリムのほうであった。……グリムには領邦を越えてドイツ統一の展望を拓く視点があった。……事件の翌年、……ガンス教授[ヘーゲルの後継者]の誕生日を祝うとの名目で、ゲッティンゲンの7教授への連帯を表明する示威集会がおこなわれた。およそ600名の学生が集まったが、その中には法学部学生カール・マルクスの姿もあったという」⁴。

「3月革命を学問の側から準備したのは、……ヤーコブ・グリムであった。というのも、ゲルマニステン大会の開催こそが、ウィーン会議以来の停滞した政治状況を一挙に打開したからである」(同上)。ヤーコブ、ダールマンらが呼びかけ人となったゲルマニステン大会は、1846年に開催され、ヤーコブ

¹ 「3月前期の法思想」 堅田剛 『思想』2009年7月号所収

² 『言語学とは何か』 田中克彦 岩波新書 1993/10

³ 「ヤーコブ・グリムとドイツ精神史」 村上淳一 『現代に生きるグリム』所収 岩波書店 1985/12

⁴ 「3月前期の法思想」 堅田剛 『思想』2009年7月号所収

は議長に選出される。「ゲルマニステン大会をつうじて、グリムはゲルマン学とでも呼ぶべき『ゲルマニスティック』を提唱した」（同）。

3月革命で成立したフランクフルト国民議会では、「『教授議会』と揶揄されたように、多くの議席を大学教授が占めた。しかも彼らの多くはゲルマニステン大会の参加者たちであった。……グリムのために……特別の議員席が設けられた。ゲッティンゲンの7教授事件からゲルマニステン大会を経てフランクフルト国民議会にいたるまで、グリムは自由主義的な国民運動の象徴とみなされていたからである」（同上）。

国民議会で、憲法第1条として「ドイツ国は旧ドイツ連盟の領域からなる」との提案がなされた。ヤーコブはこれに反対して、「すべてのドイツ人は自由である。ドイツの国土はいかなる隷属にも甘んじない。自由でない外国人も、ドイツの国土にあれば自由になる」との修正案を提出した。これは受け入れられず、ヤーコブは議員を辞職する。

【注 ここでのパラグラフを補足しておく（これは¹に依拠していた）。²によれば、憲法草案第1条は、「全てのドイツ人は一般的なドイツ公民権を持つ。それによって帰属する権利を、ドイツ人は、ドイツの全ての国で行使することができる。…… [ママ]」。ここで引用した一文は、この後に続くのかもしれない。また永田は、実際に読み上げた修正案（これは引用した通り。た

だし、「国土」は「土地」と訳されている）とは異なるヤーコブの草稿を提示している。それによれば、第1条第1項は、「ドイツのフォルクは自由人からなる一つのフォルクであり」と始まっていた（第二のセンテンス以降はほぼ同じ）。】

「シェリング [1775~1854年] は、1850年夏、ヘルダーの受賞を取り消し、言語起源への問いを改めてアカデミー懸賞論文として取り上げることを提唱した」³。これは却下されたが、このような状況下でヤーコブは、アカデミーで「言語の起源について」と題する講演を行う（1851年）。シェリングを批判し、ヘルダーを擁護するものであった。詳細は割愛。「常に新たに学び取られねばならない人間の言語は、時と空間という変遷の要因をそれ自身のうちに含む歴史的な存在なのであって、ヤーコブは楽園追放以降の人間言語の変遷をネガティブに捉えたシェリングとは異なり、この人間言語が持つ歴史性という属性をポジティブに理解したのである。そしてこの歴史性を持つがゆえに、人間言語は神的起源では有り得ない」（同）。

また永田は、次のように述べている。若い世代のシュライヒャーやシュタインタールに比して、「ヤーコブは実証的・経験的アプローチを標榜しつつも、一方で思弁的・先験的なコンテクストとも関わらねばならなかったという事実 [から] ……言語起源をめぐる論考（ディスクールス）におけるヤーコブの立場は最後のものであることが分かる」（同上）。ちなみに、「1866年のこと、パリに

¹ 「3月前期の法思想」 堅田剛 『思想』2009年7月号所収

² 「ヤーコブ・グリムと『フォルク』」 永田善久 『福岡大学人文論叢』第40巻第2号所収

³ 「言語にみる歴史と自然」 永田善久 ネット論文

創設された言語学協会は、言語の起源と普遍言語の創造の問題はとりあげないと決めている¹という。このようなことは、言語を「交信の道具」とみる立場を強めることとなる。

「言語、あるいは文法にかかわる著作のなかで、このことば〔有機体〕を意識的に、言語の理解のためにかかげた初期の人は、……ベッカーであろう」（同上）。『有機的な転変の中の単語』（1833年）、『言語という有機体』（1841年）。後者では、ドイツ語の優位性が主張されている。「総じて、言語構造の有機性の発展と、人間精神の発展とを対応させながら描き出そうとする図式は、きわめてドイツ的な雰囲気の中で形成された」（同）。

シュライヒャー（1821～1868年）が1863年に発表した「ダーウィン理論と言語学」には、次のようなくだりがある。「言語は自然の有機体であって、人間の意志では決定できないようなし方で発生し、一定の法則にもとづいて成長、発展し、やがて老い、死滅します。……言語の科学は……自然科学なのです」。「自然科学者が属（ガットウング）と名づけるところのものを、言語学者は語族（シュプラーヒシュタム）あるいは言語氏族（シュプラーヒズィツペ）と呼ぶことになります。より密な血縁関係にある諸族を、言語学者はまた、一氏族あるいは一言語族の言語家族（シュプラーヒファミリーエ）とも呼んでいます」（²からの孫引き）。

「こうして、生物の系統発生図をそのまま、言語の家系図（シュタムバウム〔『系統樹』とも訳される〕）にとり入れたのである。……シュライヒャーはまた、……『屈折語とその話し手が世界史の担い手であった』と書いていたが、それは、まだ『種の起源』（1859年）刊行以前のことであった。しかし今度は、『適者生存』の原則をとり入れることによって、理論的により確固とした土台の上に築くことができた。人類史の現在において、『インド・ゲルマン諸族の言語が生存競争の勝者なのであります』と」（同）。

「系統樹」を取り入れたのであるから、当然、「印欧祖語」を想定することになる。

シュタインタール（1823～1899年）については、「個体発生は系統発生を繰り返す」というヘッケルのテーゼを言語発展の記述にも応用したこと、「民族心理学」を成立させたことのみを記しておく。

「〔シュライヒャーの〕研究はつぎの『青年文法学派』の人々の発展の基礎になっている。……彼ら〔青年文法学派〕は、すでに20世紀を向いて立っていた。これに対してシュライヒャーまでの人々は、それに背を向けている。学問の歴史にもいくつかの節があるとしたら、シュライヒャーはその大きな節をつくった一人である」³。つまり、言語研究方法論において、「シュライヒャーがいわば精神を削除した」⁴ことが、「大きな節」と理解できよう。

「1876年に旗上げた」⁵とされる青年

1 『言語学とは何か』 田中克彦 岩波新書 1993/10

2 『言語学とは何か』 田中克彦 岩波新書 1993/10

3 『言語学の誕生』 風間喜代三 岩波新書 1978/12

4 「言語にみる歴史と自然」 永田善久 ネット論文

5 『言語学の誕生』 風間喜代三 岩波新書 1978/12

文法学派は、「音法則に例外なし」の言葉に示されるように、「言語変化にみられる……自然科学的法則の絶対性」¹を強調した。当然、比較文法の研究は、非常に緻密化された。また、「書かれた『紙ことば』よりは、言語の『生きた』姿をとらえようという願望は、……それを話す人間」（同）の研究にまで行き着く。これらが「老人派」との違いであった。しかし、なぜ、「話す個人からのみ生ずる」言語の変化が、話し手と無関係の絶対的法則に支配されるのであるうか。

「問題はこう理解されなければならない。例外のない規則的な変化の基盤は、個々人の心的作用の上に置かれている。その個々人の心性は、共通の法則にゆだねられるほどの一致をもって言語共同体のメンバー個々人に共有される。……[この共有された心性は]個々人の言語意識へとはたらきかけて行く」（同上）。一方における「自然科学への方向」と、他方における心理主義。この矛盾は、「20世紀の言語学が挑むべき諸課題を提示したのである」（同）。青年文法学派まで筆を伸ばしたのは、78頁左段2パラグラフの「言語学の一潮流」とは、青年文法学派を指すのではないかと思ったからにすぎない。

以上、長々と述べてきたが、まとめておこう。第一に確認すべきは、ここで取り上げた各人がカント（1724～1804年）に始まるドイツ観念論の土壌で育ったことである。ウェストファリア条約以降、ドイツは、すでに統一国家を形成していた大国に振り回され、海洋との接点も少なく、領邦に細分化されていた。また、都市は、徴税がしやすいように、農村とは隔絶されていた。カントは生

涯、ケーニヒスベルク（現在のカーニングラード）から離れることはなかった。そこから世界を眺めていたのである。資本主義が未発達だったことはいうまでもない。かくして、97頁右段2パラグラフ以下のような状態をもたらしたのであった。

これらの諸環境に規定されて、ドイツ知識人における「自由」概念は、もっぱら「精神の自由」を意味せざるを得ない。しかし、そのことがまさに「ドイツ的」な哲学を生んだ。自然と精神の関係、イデーと現実の関係、個と普遍の関係の考察に向かったのである。そして、主体と客体の対立を、動的な場面において考え、主体を精神の働きと捉えたところに特徴がある。ここから、哲学（学問一般といってもよい）は自己のビルドゥングと結びつけられた。

第二に、これもまた上記の環境に規定されて、侵略的な「文明」（「普遍性」を標榜する啓蒙主義）と対抗するのに、「文化」に依拠したことである。既述したように、学問においてはラテン語、宮廷（従って外交も）においてはフランス語が用いられていたとき、「ドイツ的」なものを「ドイツ語」に求めるのは自然であった（ただし、地域間、階級・階層間に違いがあったことを忘れてはならない）。カントより後の知識人は、領邦間での大学間の移動や「学習旅行」をじつによく行っている。「学習旅行」とは、旅行先にいる著名な知識人との交流を目的とするものであった。その交流は、ドイツ語で行われたと想像して間違いなからう。他方、外国旅行は、「ドイツ的」なものの自覚を促したに違いない。ヘルダーの言語起源論は、パリに向かうリガからの船中での北方の心象が影響を与え

¹『言語学とは何か』 田中克彦 岩波新書 1993/10

たといわれている。フンボルトは、「フランスで私は以前よりもずっと根っからのドイツ人となりました」と書き送っている（1798年）。

「言語と歴史の不可分の関係は、ヴィーゴを別とすれば、ヘルダー……によって初めて提示された」¹。それまで、人間と理性と言語の三位一体は当然の前提とされていた。

「こうした三位一体を解体するために、ヘルダーは、人間的理性ならぬ動物的感情から、言語の起源を考察したのである」（同）。

「ヘルダーにとって言語とは単に作られたものの……ではなくて、人間の内部から必然的に生成したもの」（同）に他ならない。言語の起源と人間の起源は等置され、言語の相違と民族の相違は結びつけられる。

ヘルダーは自らの歴史哲学において、「物理的自然とは質的に区別された生物的自然の現実相を問題に」（同上）し、「人間の歴史を植物の生長過程として語」（同）った。抽象的な「人間」を拒否し、「北欧人や南米人やアジア人が各自の自然環境に応じながら、如何にしてそれぞれの文化を形成してきたかを叙述」（同）した。「見る」啓蒙主義的歴史観に、「触る」歴史観を対置したのである。自らの歴史哲学が、「全般的に考察が非哲学的であり、概念の論理的精密にかけている」（『世界の名著 ヘルダー、ゲーテ』解題）とカントに批判され、ヘルダーはカント批判に向かう。しかし、ヘルダーは学生時代にカントの講義を受けており、ヘルダーの「内省（意識）」は、それが理性や感性とどう関係するかはともかくとして、ドイツ観念論を基礎にしているであろう。

ローマ崩壊後のヨーロッパを「ゲルマン世界」と自覚的に観念されたのがいつかは知らないが、ナポレオンによる蹂躪が決定的意味をもったことは間違いない。それを象徴するのが、フィヒテの『告ぐ』である。フィヒテとドイツ観念論との関係は、あらためて述べるまでもあるまい。フィヒテは、言語と人間との関係の歴史をドイツ人に適用し、「生粋のゲルマン人」たるドイツ人を統一した「国民」に仕立て上げようとした。言語の継続性こそが、「民族」のアイデンティティとされた。

また、「愛国心」の転換が行われた。18世紀において愛国者とは、愛国心を失った貴族に対比して、「公共的・市民的生活の中で責任感を伴った役割を演じる、批判的理性と律儀な人柄を備えた市民を指すのに一般に使われていた名称であった」²。「19世紀ナショナリズムは、それ以前の対貴族という垂直的意味連関における『愛国心』とは、対他『フォルク』（対他『ナツィオン』）という水平的意味連関における『排他主義』によってはっきりと異なっている」（同）。

「ズプイェクティーフ [主観 (体的) な活動は、思考において、オブイェクト [客観 (体)] を構成する [ビルデン]」、これは、フンボルトの『カヴィ語序説』の言葉である。ドイツ観念論に依拠したフンボルトは、他方で実証的研究を進め、ヘルダー以上に大規模な言語比較を行った。フンボルトは、大本営づめであった対ナポレオン戦争中に、次のような手紙を妻に送っている。「この世の中で本当に役にたつよい力といえば、二つしかない。すなわち、神とフォルクだ。

¹『法のことば／詩のことば』 堅田剛 お茶の水書房 2007/10

²「ヤーコプ・グリムと『フォルク』」 永田善久『福岡大学人文論叢』第40巻第2号所収

その中間に存在する者など、全くなんの役にも立たないのだ。そして、我々は、フォルクに近づいてゆく度合いに応じてのみ、我々自身であり得るのだ」。フンボルトは、「ドイツ人を人類的な文化民族とする考えや小国分立を是認する立場」¹を、ウィーン会議などにおいても維持していたという。

ヤーコプ・グリムとヘルダーおよびフンボルトの関係性は明らかであろう。「民族性の枠組みの中で、歴史と法と言語を相関的に追求したグリムのほうが、……ヘルダーにいつそう近い」²。ヤーコプは、「民族とは、同一の言語を用いる人間の総体である」と言明している（ゲルマニステン大会）。ヤーコプは、ヘルダーの「外的言語」を、より実証的＝「精神的な事象を自然的な実体とみなす科学的」（同上）方向での研究で、補ったのである。また、ヤーコプのメルヒェン集や伝説集が、ヘルダーの民謡集の流れをくむものであったことは分かりやすい。同時に、「現存する民衆の文化を民族の文化とみなした」（本章106頁）との指摘は、ヤーコプにもあてはまる。メルヒェンなどを蒐集する対象としたフォルク（庶民）は、貴族のみならず、教養市民層とも対立的である。特に、プロレタリアートが台頭してからは、有力市民層は貴族と手を組んだ。

ヤーコプ草稿での「フォルク」は、上でみた現実のフォルクではない。「ここでは、あ

らゆる社会層上の差異は止揚されている。全フォルクを結ぶ根拠は実に『同じ言語を話す』だけだった」³。また、「自由」がドイツの「土地」「国土」と結びつけられていることに、注意する必要がある。「『祖国愛』が、政治的・イデオロギーの様相を帯びつつある方向に進み始めているのは事実であろう。今や祖国愛は、……理念上の『ドイツ人』に要求されるものへと変質していく」（同）。

他方、比較言語学の領域でいえば、ヤーコプはゲルマン系諸語の研究を行うことで、フンボルトを補完したといえる。「グリムが生きたドイツは、ようやく国民国家の形成が現実化しつつあったときで、歴史や法やそして言語そのものの位置づけが問われていたのである」⁴。

最後に、次の指摘を引用しておこう。「19世紀には、ことばの変化は進歩と考える一面があった。なぜなら、19世紀とは、自然や社会組織を有機体とみる考え方が発展した時代である。その背景には生物学の発達があり、さらに後半に至ってからは、生物進化論の影響を強く受け、やがては、そのモデルをそっくり言語に適用するたちばさえ現われたのである」⁵。

カウツキーにおける「ドイツ的言語観、民族観」を理解する一助となったであろうか。イディシュを「くずれたドイツ語」と呼

1 『フンボルト』 西村貞二 清水書院 1990/4

2 『法のことば／詩のことば』 堅田剛 お茶の水書房 2007/10

3 「ヤーコプ・グリムと『フォルク』」 永田善久『福岡大学人文論叢』第40巻第2号所収

4 『法のことば／詩のことば』 堅田剛 お茶の水書房 2007/10

5 『言語学とは何か』 田中克彦 岩波新書 1993/10

び、英語を「ユニヴェルザールシュプラーヘ」（普遍語・万能語。¹は、これを世界語とし、ヴェルトシュプラーヘを国際語と訳した方が、日本語の語感に近いという）と想定した点など、進化論的言語系統論の影響と、言語の普遍性への確信を見ることができる。

民族観についていえば、先行者との大きな違いは、カウツキーは資本主義が発展した時代に生きたことである。カウツキーは、民族対立が、言語をめぐる先鋭化しているオーストリアで生まれ、育った。他方、民族論のものにしたマルクス主義者がいなかった中で、カウツキーは民族とは何かを考えた。想像するに、民族の指標とされるものを、一つ一つ消去して行って、残ったのが、（史的）唯物論的と思われた言語であった（ドイツ的言語神秘思想を検討した形跡はない）。カウツキーの民族観で、最も「ドイツ的」な点は、民族をゲマインシャフト（独特の意味を持つ）と理解したことではなからうか。

ちなみに、「ファスマーの語源辞典によれば、ヤズィク [ロシア語で舌、言語] に『民族』の意味がつけ加わったのは、ラテン語の *lingua* に含まれていたこの意味が写しとられたためであるという」²とあるように、「言語」と「民族」を同義とする理解は古くからあったようである（その「ドイツ的」発展はすでにみた）。また、ヴァイスゲルバーによれば、シュプラーヒゲマインシャフトという用語の登場は、フンボルトより後らしい。

ところで、さしたる根拠があるわけではないが、カウツキーは哲学が苦手だったのではないか。プレハーノフがベルンシュタインの哲学を批判するようにせつついたにもかかわ

らず、カウツキーは腰を上げなかった。『自伝』を読んでみても、哲学の研究は全く出てこない。『自伝』に、「社会学的思考」という言葉があることも引かかる。もちろん、翻訳の問題を考慮しなければならないが、すぐ前に「社会科学」という言葉があるから、それとは別と思われる。

76頁左段第2パラグラフの約束、ドイツ社会学の紹介に移る。「ドイツ社会学の創始者」といわれるレーニン・シュタインと、『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』を著したテンニースを中心に扱う。

「ソキウスというラテン語とロゴスというギリシャ語とを結びつけて、ソシオロジ（社会学）という新しいフランス語を作った」（『世界の名著 コント、スペンサー』解題）のは、サン・シモンの弟子コント（1798～1857年）である（最初は「政治学」、次に「社会物理学」と呼び、「社会学」を採用したのは1839年以後らしい）。「コントの時代は、二つの革命によって規定されていた。……その一つは、フランス革命 [人間と人間との間の新しい関係の出発点] であり、もう一つは、産業革命 [人間と自然との間の新しい関係の出発点] である。……彼 [コント] の関心は、フランス革命よりも、産業革命の方に向けられていた」（同）。

「人間の社会と文化が領域的にも複雑になり、生活の様式が細かく分化するにしたがって、そうした現実の認識そのものも分岐し専門化される傾向がすでに19世紀前半に起こっていた」（新睦人等『社会学のあゆみ』）。他方、フランスには、「神学的精神

1 『言語からみた民族と国家』 田中克彦 岩波現代文庫 2001/9

2 『言語の思想』 田中克彦 岩波現代文庫 2003/5

による秩序の回復（国王派）と形而上学的な観念による進歩の運動（人民派）の相剋

（同）があった。この双方の状態を止揚するものとしてコントが打ち出したのが、「総合的な実証科学としての社会学」である。

コントによれば、「社会学は、共存・連帯を扱う『社会静学』、つまり社会を一種の有機体にたとえ、その内部で人間有機体がこの社会有機体の協同・分業体系に従属するという秩序の理論と、『社会動学』、つまり軍事・法律・産業という三段階の継起法則を設定し、19世紀はじめまでに成立した産業ブルジョアジーの社会を支持した進歩の理論との、二つの部門に分かれる。有機体的調和の社会学では、家庭生活が『永遠の学校』として社会組織の典型とされる」（同上）。

コントは、人間の精神は神学的、形而上学的、実証的という三つの段階を通して進歩すると見た。その三段階に対応する世俗的な三段階が、軍事的、法律的、産業的段階である。またコントは、6つの基礎的科学のヒエラルヒーを提示した。数学、天文学、物理学、化学、生物学、社会学がそれであり、そのヒエラルヒーは論理的であるのみならず、歴史的でもある。そして、社会学だけが未だ実証的段階へと発展していないとみなしたのであった。注目すべきは、いわゆる「社会科学」や「人文科学」が否定されていることである。「コントによると、そうした諸学科は、実際の具体的生活の中で生じ、しかもその実際生活と切り離しがたく結びついた応用的・技術的な学問形態であって、人間生活の原理的認識である哲学を現実の具体的な個別領域の側に立って具体化した知識形態だから、純粋に理論科学とは言えない」（同

上）。2月革命以降、コントは一段と保守化することとなった。

「イギリスではじめて社会学の体系化を企図したものは、……J・S・ミル [1806～1873年] であった。ミルは早くからコントの実証主義の思想に共鳴し、一時コントを財政的に援助したこともある……。ミルはエソロジー、すなわち国民性の科学をもって社会学を基礎付けようと考えていたが、この意志を果たさず、全体としての社会学に関する著作もついに未着手に終わってしまった。……イギリスにおいてはじめて社会学の体系を建設したものはスペンサー [1820～1903年] であって、彼はこれによってコントと相並んで社会学の建設者と称されるにいたっている」¹。

スペンサーについてはとりあえず、「ダーウィンに先立って進化の概念に到達し、ダーウィンが生物進化論を提唱するや、さらにその自然淘汰の思想を容れて社会進化論を構成し」（同上）たことを確認しておけばよい。

ところで、「日本の社会学は、同時代のスペンサーの学説を輸入することから出発した」（『世界の名著』解題）。否、大学での社会学にとどまらず、「スペンサーは、日本の多くのインテリによって歓迎され、彼らの中に大きな影響力を持っていた。……スペンサーの学説は、自由民権運動の中で大きな政治的機能を果たしていた」（同）。なにしろ、「[1877年からの] 20年間、彼 [スペンサー] の著作の一つ一つが着実に翻訳、刊行されて行った」（同）のである。また、年譜の1873年の項には、「スペンサー、駐米公使森有礼と会う。以後、大日本帝国憲法の起草について、さらに憲法発布後はその英訳

¹ 『社会学史概説』 新明正道 岩波書店 2007/11

について、しばしば意見を徴される」とある。スペンサーによる忠言は、「漸進主義」に基づくものだったという。

ついでながら、先の引用にある「自然淘汰」の原語は、ナチュラル・セレクションである（最近は「自然選択」の方が一般的らしい）。しかし、「自然」の訳語には、日本語としての従来の意味が強く（ネイチャーの意は飛んでしまい）、もっぱら、「おのずから」淘汰されると理解されていたという¹。ソサエティの翻訳語「社会」にも同様の事情があるのであるが、それは同書を繙いていたきたい。ここで触れておきたいのは、過去に社会学が、日本では圧迫されたことである。戦前においては、「社会学は、社会主義類似の学問であるがゆえにまた危険な学問でもある、と考えられた。……満洲事変のはじまったころからは、事態はさらに悪化した。たとえば、当時の公民科教育では、人間の共同生活がそこで営まれる基礎的な集団は、わが国の場合、家族と郷土と国家の三つだけであって、『社会』というようなものは、日本には本来なかった外来物であり、非日本的観念である、というようなことが教えられはじめた」（『世界の名著 デュルケーム、ジンメル』解題）。

「フランスにおいて社会学が反市民的な保守主義の立場において促進されたのに対して、イギリスにおいて……自由主義を内容とする社会学が成立したのはイギリスにおける市民階級が勢力的に他の階級を制圧し、みずから進んで社会再組織を企図する積極的な精神を発揮したからにほかならない」²。しか

し、当時すでに資本主義の影の面が顕著になっていたにもかかわらず、スペンサーはそれに関心をもたなかった。

「ドイツ社会学を対象としていくときあらわれてくるのが、市民社会発展の後進性の問題なのである。……ドイツにおける啓蒙思想が、その内面化による克服の途によってドイツ的フマニテートの理念をきずきあげていったように、他ならぬドイツの社会認識もまた、市民社会関係の内面化による克服の途によってゲマインシャフトの理念をきずきあげ、そこにゲマインシャフトとゲゼルシャフト、あるいは国家と社会の対立を自己の課題としていったということが出来る」³。

レーニン・シュタイン（1815～1890年）は、ヘーゲル法哲学と歴史法学の双方を学び、1841年から43年にかけてパリに留学している。「7月王政下のフランスに留学したシュタインがそこで接したのはまったくあたらしい政治的現実であり、変革の思想であった。……7月革命は市民社会の完成を意味すると同時に、はやくもその危機をあらわしたものであって、いわばあたらしい市民社会の矛盾への認識を人びとに迫った事件だったのである」（同上）。シュタインは、社会主義者や共産主義者と接触もした。

1842年に出版した『今日のフランスにおける社会主義と共産主義』（邦題『平等原理と社会主義』）の序文で、シュタインはこう述べた。「フランスでは純粋に政治的な運動の時代は終わった。それに劣らず真剣で強力な別の時代が準備されている。前世紀末には国民の一身分が国家に反抗したが、いまや国

¹ 『翻訳語成立事情』 柳公章 岩波新書 1982/4

² 『社会学史概説』 新明正道 岩波書店 2007/11

³ 『ドイツ社会学思想の形成と展開』 秋元律郎 早稲田大学出版部 1976/1

民の一階級が社会を転覆することを目論んでいる。つぎに起こりうる革命はいまや社会革命でしかない」。そしてその著は、「プロレタリアート」の章をもって始められていた。シュタインは言う、「プロレタリアートは本質的に、他の国々でも日々拡大しながら現れつつある現象である」、「国家という概念よりもさらに一般的な概念がある。それは、或る国民のたんなる国家的な運動を最初からただ副次的な契機として位置付けなければならぬ叙述の場合に、その基礎におかれなければならない概念である。その概念は社会という言葉で表される」、「従来、国家が社会を形成し、これを制約してきたが、これに対して、フランスにおけるこんにちの社会運動は、かのあらゆる現象の中で、自らは無自覚のまま、いまや社会の概念とその実際の生活を通じて国家を形成し、制約しようとの試みを含んでいる」、と。

確かにシュタインは、「こうした社会の〔本質の経済的側面からの〕把握からさらに進んで、現実の社会は階級対立を内包するものであり、あらたなプロレタリアートという一階級を産みだすことによってまったくの不自由と化した『産業社会』（インドゥストリエ・ゲゼルシャフト）であると規定し、彼の師たち〔イギリス古典派経済学者、ヘーゲル、サン・シモン等〕を乗り越えていった」¹といえよう。しかし彼は、48年革命後にはヘーゲルの枠内に回帰する。「シュタインにおいてはその〔自らが立っていた〕哲学的基礎にはなんら手が触れられることなく、ヘーゲル法哲学における国家と市民社会の再

検討にのみ眼が向けられていた」（同）。

「あくまで法哲学的見地からのみ市民社会の克服を国家に求めようとしたシュタインは、国家学的研究へと向かうことになる」（同）。

「国家学がドイツで形成された事情には、あきらかに西欧的な国家観〔政府と社会との区別〕への対抗があった。……国家学は、ドイツの所与に密着してただけに、国家を実体化する傾向をもつものであった」²。「ドイツの所与」とは、「ナポレオンに対抗し、やがてドイツ統一によって、現実はこのナショナリズムの要求を充足したのは、領邦プロイセンを単位とする近代的改革〔家産官僚制から近代官僚体制への転化、傭兵性に代る徴兵制の実現〕であった。……ただし、フランスにおける国民軍と異なり、この国民皆兵は人民の武装権と完全に切り離されて成立した」（同）ことを指す。

シュタインの出発点は、次のような規定である。「人間共同体（メンシュリッヘ・ゲマインシャフト）のなかで人格的、自律的なものは国家であり、それは普遍的意志の人格的有機体である。非人格的なもの、すなわちその有機体と運動を普遍的意志よりうけとらず、人間共同体の普遍的かつ堅固な秩序を自然的な生活の諸要求の基礎の上にあらわすものは、社会である。国家と社会は、内的本質上、人間的存在の、ただ二つの区別された形態を形成するだけでなく、それはすべて人間共同体の二つの生活要素なのである」³。だがシュタインは、この「純粋国家」と現実の国家とを区別する。「国家は、本来ヘーゲル

¹『ドイツ社会学思想の形成と展開』 秋元律郎 早稲田大学出版部 1976/1

²『国家・民族・権力』 福田歓一 岩波書店 1988/11

³『社会の概念と運動法則』 ローレンツ・シュタイン ミネルヴァ書房 1991/12

的な意味でその本質は自由であるが、しかし現実に国家権力に参与している人間が、同時に社会において活動している人間であるかぎり、社会内の矛盾、葛藤は必然的に国家にもち込まれざるをえず、ここで国家は本来の機能を失ってしまうというのである。なぜなら現実の社会は階級対立を産みだし、まったく不自由と化した隷属の秩序に他ならないからである¹。そして、「現実社会の実態、それを貫く法則性を研究する必要性を認めていくとき、それは社会学の主張としてあらわれてくる」（同）。ここで「自由」とは、「ドイツ観念論哲学を貫く伝統的な自由の理念である」（同）。

シュタインによれば、「国家科学（シュターツヴィッセンシャフト）」は「一般部門」（統計学と人口学）と「経済部門」に分けられ、後者はさらに、「財の学」「社会学（ゲゼルシャフトスレーレ）」「国家学」に分けられる。「社会一般（ゲゼルシャフト・イム・アルゲマイネン）もしくは社会それ自体（ディー・ゲゼルシャフト・アン・ジッヒ）の考察……これが社会学の『第1部門』と名づけられる領域である」（同上）。つまり、「『人倫的秩序の理念』としての社会」（同）の考察である。次に、「所有とその分配との性質によって決定され」（同）る社会秩序の解明、「これが『社会形成』（ゲゼルシャフトビルドゥング）、および『社会形態』（ゲゼルシャフトフォルメン）を扱う社会学の『第2部門』」（同）がある。最後に、「社会学の課題を国家学に受け渡すものとしてあらわれるのが、……『第3部門』をなす『民族』（フォルク）」（同）である。「かれ〔シュタイン〕においては民族は、社

会と国家の中間項としてあらわれる。……かれは……あらゆる形態における統一体がみずからを自覚するばあい、それを一つの個体的なもの、つまり一個体（アイン・インディヴィドゥアリテート）と名づけていたが、いまや人間共同体は必然的に社会秩序であるから、社会がこうした方法で国家の内容を形成し、ひとつの個体的なものをなすことは明白である。こうして個体的社会、あるいはこの意味でひとつの個体的なものとして人間の社会秩序があらわれるとき、かれはこれを民族とよぶのである」（同）。シュタインが、「国家の自然的有機体において、われわれはその身体を国土と名づけ、民族をその魂とよぶ」と述べていることもあげておこう。

L・シュタインにおいて確認すべきは、次の二点である。一つは、「現実の社会が階級闘争に貫かれたものであり、そこでの支配階級が国家権力を掌握することにより、まったく国家を不自由な存在にしたと考えたシュタインは、いかなる政治運動といえどもこの法則の支配から免れることはできないとしながらも、ドイツという基盤に足をつけたとき、逆にこの法則をしることによって革命は回避されうるし、また現実のドイツにおいては国家がこのことを自覚することによって、上からの改革によってこの危機をのり切るべきだと考えた」（同）ことである。すなわち、「君主制官僚国家のイデオロギー」（同）として、「社会改革の王政」を唱えたのであった。

もう一点は、「近代国民国家の形成が遅れ、立憲国家体制の完成が多くの封建的残滓によって牽制せしめられていた19世紀ドイツでは、……人民主権論の普及、発展は……

¹ 『ドイツ社会学思想の形成と展開』 秋元律郎 早稲田大学出版部 1976/1

不可能であり、かといって統治者の単独主権説、つまり君主主権論にたいする素朴な理解や把握にも満足できなかった。……この条件に適應するあたらしい体系として、ドイツ特有の形態において形成されたのが国家有機体説にほかならなかった」（同上）ことである。つまり、「国家と社会との分離にもかかわらず、それが国家有機体説のうちに包摂されなければ、その体系的な位置づけをもちえ」（同）なかった。

日本ではこの20年ほど、シュタインの著作の邦訳が出版されるなど「再評価」の動きがあるらしいが、「マルクスはヘーゲルは乗り越えてもプロレタリアート独裁国家に象徴されるように<国家の原理>についてはこれを完全には乗り越えなかった。その点シュタインは、1840年代初の初期において、国家でなく社会こそが第一原理なのだと喝破した」¹というレベルなら、笑止。なお、日本史の教科書では、伊藤博文に憲法を講じたことでシュタインは有名。

「ドイツにはこれら〔ヘーゲル系列〕とは別にフィヒテまたはヘルダーの民族の概念を基点として社会学を樹立しようとする企図もまた存していた。1851年『ドイツ社会政策の基礎としての民族の自然史』を公けにしたリールの如きはその有力な一代表者である」²。このリールは、129頁右段で触れた人物と同一。フォルクスウンデは「民族学」とも訳される。

「3月革命によってプロイセンでは議会制民主主義は達成されず、革命後には保守反動

的な強風が吹いていた。……だが1850年代は、政治的には反動機であったが、経済的には『鉄と石炭』の時代といわれるように産業革命の展開期であった。1850年代のドイツには、まだ多くの零細経営が散在しつつも、新しい生産技術をもった大企業が生まれ、都市への人口集中も進んでいた」³。

フォーグルによれば、19世紀初頭から登場した「危機的概念」としてのドイツ人という概念は、19世紀半ばから、「経済（エコノミー）という概念に結びつけられ……コード化され」、さらに、「ある種の形で反ユダヤ主義と結びつくことになった」⁴という。フォーグルは、1855年に発表されたフライタークの小説『借方と貸方』を分析し、「この小説が19世紀の半ばにドイツにも起こった産業革命に対する反応でもあるということ」（同）を特徴の一つとしてあげ、資本主義の登場が次の4つの観点から描写されていることを明らかにしている。「①それまでの封建的、牧歌的な関係の解消。②非自然的・人工的な（経済）成長の登場。③媒介者としてすべての関係に君臨する資本と資本主義、すなわちパラサイトのロジックに基づいて君臨する資本と資本主義。④脱領土化、新しい交換による新しい空間の誕生」（同）。そして、「キリスト教のなかに見られる反ユダヤ主義、ユダヤ人の特徴とされる高利貸や商売人根性、放浪のユダヤ人といったものがことごとく資本主義の登場のなかでユダヤ性に委ねられることを通して、政治的あるいは経済的なコードとバイオ・ポリティクスのコード

¹ 「青年期シュタインの『社会』主義あるいはヘーゲル的国家主義の克服」 石塚正英 『社会思想史の窓』第148号

² 『社会学史概説』 新明正道 岩波書店 2007/11

³ 『ドイツ近代史』 木谷勤・望田幸男編 ミネルヴァ書房 1992/7

⁴ 「資本と人種」 羽田功編『民族の表象』所収 慶應義塾大学出版会 2006/11

が融合されていく。このユダヤ性への関連づけが、前述した四つの特徴すべてに……当てはめられていくのである」（同）。それに対し、「政治的経済とバイオ・ポリティクスの関係のなかで、ドイツ人は政治的な制御の要素として経済的な規制緩和の修正を行っている。ここではドイツ人であるということは、単に文化的な要素を意味するだけではなく、政治的な機能を持つ概念として使われている。それは経済の危機的状況のなかにおいて機能する。『ドイツ的である・ドイツ人である』ことが、政治的秩序のなかにおいて役割を果たしていくのである」（同）。先の4つの観点に対応するものとしては、①「新しい牧歌的な関係」②「労働と資本の結合」③「直接的なもの」（忠誠心等）④「新しく何かを作る・設立するという夢」（支配、開拓等）に向うのがドイツ人だ、ということになる。¹

かの有名な作曲家ヴァーグナー（1813～1883年）は、「ドイツ的であるとは何か、あるいはドイツ人であるとはどういうことか」ということを、終生問い続けた。この問いに対して彼は、「いくつかの異なった答えを提示している。しかし、それにもかかわらずつねにそこに共通して顔を出す点がある。それは、この問いかけには答えがない、この問題は解決できない、そしてそれこそが『ドイツ的である』ことにほかならないという点である。……この答えのなさ故にドイツ人はくりかえしドイツ的とはいったい何を意

味しているかを自らに問いかけていく——その営為自体がドイツ人の特徴なのである」²。

他の古典主義者と同じように、ヴァーグナーも古代ギリシャのポリスを重視したのが、彼にとっては特別な意味をもっていた。

「それはポリスが自己理解のために毎年くりかえしあるカルト的な儀式を行っていたためであった。その儀式とはギリシャ悲劇を上演し、神（ギオネス神）をあがめることであり、都市国家の市民全員がこれに参加していた。この悲劇上演というフェスティバルは、一つには宗教的なカルトとしての意味を持っており、同時に一つの美的な出来事でもあった。それゆえにこそポリスは政治的な芸術作品であるとヴァーグナーは理解していたのである」（同上）。芸術が商品化し細分化したことを嘆くヴァーグナーが目指した「総合芸術」とは、ポリスの「カルト的な儀式」を蘇らせようとする試みといえる。「芸術を通して共同の体験をすることによってのみ民族は民族として存在できる。……陶醉を通して人々が共通体験を持つことこそが大事なのである」（同）、こうヴァーグナーは考えたのであった。

L・シュタインはマルクスと同世代であったが、テンニース（1855～1936年）はカウツキーと同世代である。1887年に公刊された『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』は、存外難解である。やっかいな意志論については、次の引用にとどめておく。「シュタ

¹ 一般に「反ユダヤ主義」とされている訳語、用法は、アンティセミティズム（英）、アンティセミティスムス（独）、アンティセミティスム（仏）、アンティセミティーズム（露）等である。また、「バイオポリティクス」にはいくつかの用語法があるらしいが、ここでは、「政治学的現象を説明する際に社会生物学や進化生物学の理論を援用する議論」（池田光穂『医療人類学辞典』）のことと思われる。

² 「応急共同体」 マッツァ 羽田功編『民族の表象』所収 慶應義塾大学出版会 2006/11

インにあっては、ゲマインシャフトは、個々人が存在するためには相互の協同性を必要とするという意味での人間共同体をさし……ていたが、テンニースにとっては、ゲマインシャフトはそうした人間の協同的存在といったものではなく、なによりも人間の意志をとおして理解されなければならないものだった¹。「彼〔テンニース〕は、人間の意志を本質意志〔ヴェーゼンヴィレ〕と選択意志〔キューアヴィレ〕とに区分する。本質意志は実在的・自然的な意志であり、選択意志は観念的・作弄的な意志である。そして、この意志の二典型に対応して、社会は実在的・有機的生活としてのゲマインシャフトと、観念的・機械的構成体としてのゲゼルシャフトとに区別される」（岩波文庫版訳者解説）。

『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』で注目すべきことは、初版の副題が「経験的文化形式としての共産主義と社会主義」であったことである（第2版の副題は「純粹社会学の基本概念」）。テンニースによれば、「共産主義とは、『自然的な、（われわれにとっては）過ぎ去った、しかしつねに基礎的な文化の構造』であり、古代の共産的な社会がその現実的な原像であった。それに対し社会主義とは、『現実的な生成的な文化の構造』であり、近代の個人主義的な資本主義社会がその具体的な原像であった」（同上）。注目すべきもう一つのこと、テンニースが、「相対立する有機体的理論と機械的理論、歴史主義的理論と合理主義的理論の結合」（1889年「社会学（ゾツィオロギー）序論」）を企図していたことである。

内容に入ろう。テンニースは、ゲマインシャフトとゲゼルシャフトという根本概念に加

えて、「植物的（有機的）」と「動物的」「人間的（精神的）」という生命発展の三段階を示す概念を提示した。これらを組み合わせ、6つのカテゴリーができる。『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』の最後にある「附言 結論と概観」（ここを読めばおおよそが理解できる）には、それぞれに対応する「外的共同生活」が次のようにまとめてある。

「Aゲマインシャフト ①家族生活＝一体性。人間はその気分のすべてをもってこの生活に関与している。一体性の本来の主体は民族である。②村落生活＝慣習。人間はその気立のすべてをもってこの生活に関与している。慣習の本来の主体は自治共和体である。③町生活＝宗教。人間はその良心のすべてをもってこの生活に関与している。宗教の本来の主体は教会である。Bゲゼルシャフト ①大都市生活＝協約。協約は人間の全追求によって設定される。協約の本来の主体はゲゼルシャフトそのものである。②国民生活＝政治。政治は人間の全打算によって設定される。政治の本来の主体は国家である。③世界主義的生活＝世論。世論は人間の全意識性によって設定される。世論の本来の主体は学者共和国である」。さらにこれらのカテゴリーに関係する「職業」は、A①「家内経済」、②「農業」、③「芸術」、B①「商業」、②「工業」、③「学問」とされている。

ゲマインシャフトとゲゼルシャフトが規準概念なのか要素概念なのかをめぐる論争があるが、本論では、「要素的類型概念として形式社会学につながる面をもっていたこ

¹ 『ドイツ社会学思想の形成と展開』 秋元律郎 早稲田大学出版部 1976/1

と」¹が確認されればよい。テンニースによれば、前者においては「全体が部分に先立つ」のに対して、後者においては「部分が全体に先立つ」。注意すべきは、この対概念が歴史的な性格をもつものであったことである。それは、「ゲマインシャフトの時代にゲゼルシャフトの時代が続いている」という一文に示されている。テンニースは次のように述べている。

「ゲゼルシャフト的文明の状態……では、平和と交易は、協約ならびに協約のうちに表現されている相互的恐怖によって維持されている。……しかし、民族性とその文化が保たれるのは、むしろゲマインシャフト的な生活・秩序においてである。したがって、国家性（この概念によってゲゼルシャフトの状態を総括することができよう）は、それが民族性から離脱して遠ざかる程度に応じて、このゲマインシャフト的な生活・秩序に憎悪・軽蔑感をもって対立する」。「われわれは……民族性の文化から国家性の文明が発展してくる過程を観察する」。「ゲゼルシャフトの状態は、一般に庶民大衆を破滅させる。……一般大衆は、学校や新聞によって与えられた種々様々な教養によって、自覚をもつようになる。この自覚は、階級意識から階級闘争へと発展する。一般大衆が改革せんとする社会や国家は、この階級闘争によって破壊されるかも知れない。全文化がゲゼルシャフト的・国家的文明に変化したからには、散在せる文化の萌芽が生きながらえたり、ゲマインシャフトの本質や理念がふたたび養われて、滅びゆく文化のなかに新しい文化がひそかに発展したりすることのないかぎり、文化がこのようにその形態を変えることは、文化そのものの

滅亡を意味する」。

最後の引用に見られる悲観的展望を補足すべく、テンニースは第2版（1912年）の追記で、ゲノッセンシャフトの構想を示した。

「最近数十年の間に、組合——ドイツ語ではゲノッセンシャフトと称するが、他の国語では別の言葉で呼ばれている——という名を有する、多くは無産者たる人々からなる結社が、少なからぬ勢力を得て重きをなすに至った。かかる結社を無産者が作った目的は、まず第一には商品を共同に購入するためであり、第二には必需品したがって使用価値を『自力生産』するためであった。……ゲマインシャフト的な経済原理が、ゲゼルシャフト的生活条件に適合せる形態をとって、著しい発展能力を有する新しい生命を獲得するということが認められる」。これへのコメントは省略。ちなみに、社会主義者鎮圧法が廃止されたのは1890年であり、ドイツ社会民主党（SPD）は、1912年には425万票を獲得するまでに成長した。労働組合員数は、1892年の23万から、1912年には256万まで増加。

テンニースの問題点は、対概念が相互にもたれあう関係にあり（単純化すると、AでないものがB、BでないものがAという規定）、かつ、ゲマインシャフト概念があいまいであることにある。テンニースは、ゲマインシャフトにおける「戦争状態」＝「万人の無制限な自由の状態」を、「当面の研究の埒外」として考察から排除する。ここから、ゲマインシャフトの美化・理想化は必然であろう。しかも、「肉体と血の形而上学的結合としてのゲマインシャフト」なる神秘的実体が「ゲマインシャフトのもっとも完全なもの

¹『ドイツ社会学思想の形成と展開』 秋元律郎 早稲田大学出版部 1976/1

とするのであっては、とても科学的とはいえない。

ゲゼルシャフトについての説明は省くが、この領域こそマルクスが科学的に考察したところであり、テンニースは『資本論』から引用もしている（テンニースは、1921年にマルクスの評伝を発表した）。しかし、テンニースの『資本論』理解は皮相であり近代社会を前近代社会との対照においてしか考究しえなかった。超歴史的類型を歴史解釈にもちこむ社会学が、非科学的であることを確認されたし。

ところで、マルクスは『先行する諸形態』において、コミュニオン、コムーネ、ゲマインデ、ゲマインヴェーゼン、ゲマインデヴェーゼン、コミュニティー、ゲマインシャフトなど、「共同体」と訳しうる多くの用語を使っている。しかし、「共同体」という日本語は、戦前においては一般的ではなかったようなのだ。小学館『国語大辞典』には、戦前の用例はない。そこでちょっと調べてみた。1929年に出た『言泉』には収録されていない（『大言海』にも収録されていないから、『言海』もそうだと判断して間違いなからう）。「民法出テ、忠孝亡フ」で有名な穂積八束あたりは使用しているのではと思ったが、見つけれなかった。ようやく見つけたのが、1934年に出た富山房『国民百科大辞典』で、「共同體→共同社会」とあった。

「共同社会」という用語の使用例は多そうだ（例えば、長谷川如是閑『権力の外にある世界』）。テンニースの著作の戦前の邦題は、『共同社会と利益社会』（1927年）。筆者が調べた限り、「共同体」の最も早い使用例は、有賀長雄の『行政学』（1890年）で、「国家八全国民衆ノ幸安ヲ計ル所以ノ共同

躰」とある。これがL・シュタインの所論を下敷きにしたものであることは明らかで、邦訳シュタイン『行政学教育篇』（時期不明）に、「自己ノ発達ニ竭〔ツ〕クス所ノ共同体」というくだりがあった。

いわば例外なのが、柳田国男で、『農業政策学』（1902～3年）では「国家又ハ公共団体ノ如キ共同生活体」といい、『都市と農村』（1929年）では農村を「共同体」と呼んでいる。また、1938年の近衛文麿による「東亜新秩序」声明では「東亜協同体」の用語が使われ、近衛のブレーン集団である昭和研究会（三木清、蠟山政造ら）は、この前後から「東亜協同体」を使用している。戦後になって「共同体」という用語が一般化したのには、大塚久雄の『共同躰の基礎理論』（1955年）が与って力があつたと思われる（民俗学の分野ではより早くから一般化していた可能性あり）。

では、あのスターリン『マルクス主義と』は、どう訳されていたのだろうか。1928年に出版された『スタブ八著作集』では、かの定義においては「共同性」で統一されていた。その他のところでは、「共通体」という用語も使われている。戦後（1949年）に出た神山茂夫の『民族観・民族問題の基礎知識』という小冊子においては、スターリンの定義の部分が、「共通」「共通」「共通性」「共通性」ときて、最後に「共通体」となっているのである。

小学館『国語大辞典』には、ゲマインシャフトの用例として次の二つが収録されている。一つは、鈴木利貞編『学生と教養』（1936年）所収の倉田百三「教養と倫理学」で、「彼によれば『人間相互の共同（ゲマインシャフト）』が真理の普遍性の最初の

原理である」というもの。もう一つは、三木清『人生論ノート』（1941年）で、「ゲマインシャフト的な具体的な社会においては抽象的な情熱であるところの名誉心は一つの大きな徳であることができた」というもの。なお、ゲマインシャフトにあたる英単語はコミュニティであるが、『ウェブスターズ・エッセンシャル・イングリッシュ・ディクショナリー』での第一の語義は「ザ・ピープル・リビング・イン・ア・パティキュラー・プレイス（アズ・ア・ヴィリッジ・オア・シティ）、ジ・エリア・イットセルフ」とあり、「地域社会」の意味合いが強い。マッキーヴァー（1882～1970年）が「コミュニティ」と「アソシエーション」（「結社体」と訳されているようだ）を対概念として提出したが、本稿とは関係ない。

テンニースに戻る。『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』初版はほぼ黙殺され、第2版が出版されたのは25年後であった。しかし、「第一次大戦の敗北からくる挫折感が支配していたドイツ社会において歓迎されることとなり、1935年までに8版を重ねている」¹。「第一次大戦以後におけるドイツの『ゲマインシャフト的文化』のロマン主義的・反動的賛美」²の流れを作り、かつ棹さしたといえよう。

先に見たように、テンニースはゾツィオロギーという用語を使っており、それがL・シュタインのゲゼルシャフトレーレに替った時期は分からないが、テンニースは1909年のドイツ社会学会設立に尽力している（22年には会長に選出。33年にナチスに抗議して

学会を解散）。当時、ドイツの大学には社会学の講義がなく、1913年にテンニースは、キール大学の社会経済学の正教員に就任した（20年に社会学主任教員に就任。33年にナチス政府によって解任）。

テンニースと同世代のジンメルとデュルケーム（共にユダヤ人）、および少し若いM・ウェーバー（1864～1920年）によって、コント、スペンサーらの総合社会学（百科全書的 sociology）と手を切り、個別の学問としての近代社会学が確立されたといわれる。

「テンニースの社会学は国内的にきわめて大きな反響を生じたが、ジンメルの社会学は国際的影響においてははるかにこれに勝るものがあつた。……彼の社会学が世界的に注目されるにいたつたのは、社会学を独立的科学として確立するにはその対象を特殊的に限定する必要があると見て、従来の広義の社会の概念を排し、特殊的意味をもつた形式をもってその対象たらしめ、いわゆる形式社会学（フォルマーレ・ゾツィオロギー）を提唱したところから由来している」³。

ジンメル（1858～1918年）は、社会を総合社会学のように個人を超えたものではなく、個人間の心的相互作用として捉え、この相互作用が実現されるには「形式」（支配・服従、党派形成、内集団－外集団など）を伴うとした。政治、経済、宗教などの「社会化的内容」と区別された、「社会化的諸形式」の研究に対象をしばつたのである。

デュルケーム（1858～1917年）については、「彼は社会学のなかに社会形態学、社会生理学、一般社会学の三部門を区別してい

¹ 『フェルディナンド・テンニース』 吉田浩 東信堂 2003/10

² 『社会思想の歴史』 生松敬三 岩波現代文庫 2002/11

³ 『社会学史概説』 新明正道 岩波書店 2007/11

る。社会形態学（モルフォロジ・ソシアル）は……社会を外部的形態すなわち土地の広狭や地形、人口の配置状態等において研究するものである」（同上）との引用にとどめる。

43～48頁に引用したようなバウアーが、どの程度テニース、ジンメル、デュルケームの影響を受けていたかは、正直言ってよく分からない。ただ、本人が言明しているごとく、バウアーは唯物史観を社会学として構成しようとした。同様のことを試みた著名なマルクス主義者がもう一人いる。ブハーリンである（『史的唯物論』を見よ）。そして、スターリン『マルクス主義と』第1章は、筆者には社会学のように読めるのだ。72頁左段第1パラグラフに書いたブハーリンの「援助」には、このようなふくみも込めている。

周知のように、『人民の友とは何か』（1894年）においてレーニンが、主観主義的社会学者ミハイロフスキー（1842～1904年）を批判した。「彼〔ミハイロフスキー〕は1869年すでに『進歩とは何であるか』のなかで社会において中心的意義を有するものは個人である、社会の過程は個性のための戦いであるとして、個人の実在性を否定する社会有機体論に反対し、集合意識の概念をも否定した」¹。1894年当時、レーニンは「社会学」という用語に、必ずしも否定的意味を含めてはいない（もちろん、社会一般を扱う社会学者には批判的である）。しかし、後には、批判的用語として使っているように思われる。例えば、『国家論ノート』には次のようにある。「マルクス主義の日和見主義的歪曲の源泉：＜死滅＞。これは＝＜社会学＞」。

ちなみに、「スラブ主義者〔ロマン主義のロシア的ヴァリエーション〕たちは、同時代〔19世紀前半〕のロシアを、古い『共同体原理』（オブシチーノエ・ナチャー口）にそむかない人民、すなわち民衆と、人民から分離し、型にはまった人工的な生活を送っている個人の集合としての『社会（オープンシチェストヴォ）』とに分裂した国として見ていた」²。また、ナロードとガスダールストヴァ（国家）の対概念が使用された。「ゲマインシャフトとゲゼルシャフトの問題そのものは、……ドイツ・ロマン主義よりもずっと古いものであり、ドイツの影響とは無関係に……出現したのである」（同）。

ロシアはドイツと同じように後発国であったが、上記のような思想を生みだすに「有利な」条件があった。第一に、古代ローマの遺産をもっていなかったこと、第二に、正教の支配下にあったこと（合理的・スコラ的なカトリック、宗教的個人主義であるプロテスタントの否定）、第三に、ミール共同体が現存していたことである（この思想要素はナロードニキに受け継がれ、ミハイロフスキーはその一人であった）。ナロードニキについてのスラヴ主義的概念に対して、いわゆる西欧主義者で民主主義者のベリンスキーは、ナーツィヤの理論を対立させた。「すべての西欧主義者たちは、……法的秩序と個人の自由を基礎とし、あらゆる合理主義的な近代文明の成果の上に築かれる『新しいロシア』を支持したのである」（同上）。なお、ミハイロフスキーについては、ヴァリツキ『ロシア資本主義論争』を参照されたし。そこでヴァリツキは、「ミハイロフスキーの理想は、ゲマイ

¹ 『社会学史概説』 新明正道 岩波書店 2007/11

² 『ロシア社会思想とスラヴ主義』 ヴァリツキ 未来社 1979/7

ンシャフトのある相とゲゼルシャフトのある相との結合である」と述べている。

「言語学の手法を用いて、民族の足跡を、まだその自覚がなかった頃までたどることができるとなると、もうひとつの『科学的』な研究分野が同じ目標のために採用されるまで、それほど時間はかからなかった。すなわち、民族考古学である。……物質文化に固有の伝統は言語集団にも直結しているというテーゼのもっとも重要な発議は、グスタフ・コッシナ [1858年生まれ。文献学者であり、いわゆる『定住考古学』の創始者] (ママ)であった。……これによってコッシナとその後継者は、原初の居住地を後にしてローマ世界へと流れ込んだ初期中世の民族の移住ルートをとどることが可能になった……。この民族考古学という新しい方向性の影響力は、19、20世紀の領土要求の展開においてとりわけ甚大であった。とくにドイツのような近代国家が、隣接諸国に対して広大な領域を要求することを後押しした」¹。

1862年、プロイセンの首相にビスマルクが就任した。「この時代のひとつの特徴は、言語と文化を共有する地域が既存の国境を無視して、ナショナルな運動と結びついていった点にある。とくにロシアとオーストリアは、この種のナショナリズムによって国家領域を侵害される危険性があったために恐れていた。ビスマルクはこれを利用して」²。1864年にはプロイセンはオーストリアと共同してデンマークと戦い、その戦果であるシュレースヴィヒ・ホルシュタインをめぐる対立から、1866年にはいわゆる普墺戦争が起こる。そこでの敗北によってオース

トリアはドイツ統一のヘゲモニーを失い、プロイセンは北ドイツ連邦を組織した。ドイツ統一への最後の障害は南ドイツに介入したフランスであり、1870年の普仏戦争にプロイセンが勝利し、翌年1月にドイツ帝国(ライヒ)が創建される。プロイセンによるドイツ統一であり、「ドイツ人」の一つのネイション・ステイトが実現したのであった。ビスマルクのナショナリズムには、国家主義の要素が強いと思う。帝国外にドイツ語を話す人々が多くいた一方、プロイセン地方には「国民(シュターツビュルガー)」としてポーランド人が存在していた。なお、1871年以来、ワイマール共和国も通じて1945年まで、「ドイツ帝国」が正式呼称で、ナチスによる「第三帝国」は通称らしい。

民族観(定義)は、客観主義と主観主義、あるいは原初主義(民族の起源に原初的で変化しがたいものの存在を認める考え方)と道具主義(民族は状況に応じて変化し、操作可能であるとする)、あるいは本質主義と構築主義に分類され、それらの前者の典型としてドイツを、後者の典型としてフランスをあげるのが一般的である。しかし、このことをあまり固定的・教条的に考えてはならない。

フランス革命に決定的影響を与えたシェイエスの『第三身分とは何か』は、「ナシオンとは……共通の法律の下に生活し、同じ立法機関によって代表される共同生活体である」と宣言したが、この宣言が革命的力をもちえたのは、「貴族階級は、その私法上及び公法上の特権によって、我々の中になる異邦人にほかならない」という言明、「第三身分はナ

¹『ネイションという神話』 ギアリ 白水社 2008/6

²『物語ドイツの歴史』 阿部謹也 中公新書 1998/5

シオンに属するすべてのものを含有するものであり、第三身分でないものはすべてナシオンだとはみなされない」という断言によってであった。貴族というのはゲルマンの末裔で青き血を持っている高貴な身分だという貴族主義者に対して、シェイエスはほぼ次のように答えている。それならゲルマンの末裔はゲルマンの森に帰ってもらおう。ケルト人とローマ人の末裔であるわれわれナシオンは、我々だけで国をつくらう、と。

また、ナシオンを「日々の人民投票（プレビシト）」としたことで名高いルナンの講演『ナシオンとは何か』（1882年）は、フランス的ネイション観の代表とされている。しかしルナンは、上記規定の前に、「ナシオンとは魂であり、精神的原理です」と述べている。「その境界に疑念が湧いたときは、係争地の住民の意見をおたずねなさい」ということなのだ。ルナンの講演は、普仏戦争でアルザス・ロレーヌ（ドイツ語名エルザス・ロートリンゲン）を失ったことと無関係ではない。アルザスの住民は、フランスへの帰属意識を持っていたが、使用していたのはドイツ語であった。ルナンの場合、同時に、彼がブルトン人であったこと、反ユダヤ主義者であり植民地主義者であったことにも注意する必要がある。

1880年代のフランスは、ネイション・ステイトとしてのいわば再出発期であった。例えば、初等学校向けフランス史教科書である『プチ・ラヴィス』、それとならぶベストセラーの『二人の子供のフランス巡歴——義務と祖国』と題する読本教科書、そしてドーデ

の『最後の授業』（奇妙なことにドイツの言語イデオロギーが底にある）などが動員されたのである。

ドイツ統一とほぼ同じ時期に、イタリアも統一された（1870年）。イギリスは帝国保全宣言を行い（1872年）、スエズ運河を買収し（1875年）、ヴィクトリア女王がインド皇帝に即位した（1877年）。「アメリカ人」の誕生によって、南北戦争（1861～65年）の経験が大きかったという¹。トルコとの戦争をくりかえしていたロシアには、国内への西歐的＝ゲルマン・ローマ的退廃の侵入と戦うとともに、コンスタンチノーブルを占領しスラヴ人の解放を目指すべし、との思潮が生まれた。そして、日本もまた、この時期にネイション・ステイトへの道を歩み始めたのであった。

「19世紀末の数十年における西ヨーロッパ、中央ヨーロッパの国民化を進める国家〔ナショナルライジング・ステイト〕の興隆は、いわば民主主義的な政治参加の拡大と結びついており、記憶を共有化しようという記念式典や祭典にたいする公衆の関心を高めていくものであった」²。「ナショナルライジング・ステイト」に関しては、例えば、ホブズボームは次のように述べている。「国家は領土によって確定される『人民』を統治したのであり、しかも領土に対する統治を執行する至高の『国民的』機関としてそうしたのである。そのようなものとしてその代理人たちは、極めて小さな村の最下層の住民に至るまで捕足の手を伸ばしていった」³。「近代的な大衆民主主義の興隆は、……大衆の国民化

¹ 『民族の表象 歴史・メディア・国家』所収の 鈴木透「時計、石鹸、星条旗——産業社会の出現とアメリカの身体の形成過程」は面白い

² 『ナショナルリズム』 オリヴァー・ジマー 岩波書店 2009/8

³ 『ナショナルリズムの歴史と現在』 ホブズボーム 大月書店 2001/3

ということが、国家誘導によるナショナリズムと、市民社会内部で培われてきたネイション志向の行動との、相互作用の結果として生じたものであるということを明示している。……発達した国民国家の制度的な枠組のなかで生じたほとんどの政治的紛争、政治的論争には、ナショナリズムの意味合いが込められた表現が浸透するようになっていた」¹。

他方、「記念式典や祭典」についていえば、「多くの人たちが、私的な結社団体へ加入したり、地域共同体でのかかわりをもつことによって、それらのイベントの計画や組織化に参加して役目を果たした」（同上）。イベントでは、国旗の掲揚、国歌の演奏や斉唱が行われる。「体操や射撃の団体、合唱クラブなどの大衆的な民衆結社が、ドイツではとりわけ重要な役割を演じた」（同）。また、コミュニケーションの発達によって、イベントに参加できなかった遠方の住民も、イベントのようすを知ったのである。この手のイベントの代表格は、フランスの「大革命百年祭」であろう（この時のパリ万博のために、エッフェル塔が建てられた）。その他、戦勝記念日・記念碑、戦没者墓地・記念碑、等々。

「ヨーロッパ・ナショナリズムの主要な牽引力の一つとなったのは、ナショナリズム相互の競争であった。19世紀の革命的蜂起や戦争をつうじて、国際的・地政学的要因が、ネイションとしての感覚を刺激するという点で重要なものだ、ということがすでに確認されていた」（同上）。例えば、「それぞれの国の歴史的美術品にかんする取引パターンが変わってしまった」（同）という。「それぞれの国が、熱心に自国の芸術作品を購入しよ

うと努めるようになった」（同）のだ。また、オリンピック第1回大会の開催は、1896年である。

こうして大衆化されたナショナリズムは、帝国主義と結びつき、互いに強めあうことになった。「利害関心や期待が変わることなく高かったのにたいして、帝国主義的な目標がいつも達成不十分か不満足な状態であったがゆえに、いきおいナショナリズムは強められ、さらに潜在的に攻撃的で拡張主義的なものになっていった」（同）。そして、帝国主義に対抗する被抑圧民族のナショナリズムも強まっていったのは、周知の通りである。

【追記】

先にネイション概念の歴史をながめたが、簡単にエトノス概念の歴史も記しておく（テキストはギアリの著作）。

「彼〔ヘロドトス。BC5世紀頃〕にとって世界の構成単位は、民族<エトノス>であった。それらは多くの場合、さらに<ゲノス genos>へと分割された」。「ヘロドトスは、いかに民族が出現し、また消滅したかということについて、偏見のない中立的な感覚をもっていた。……<エトノス>と<ゲノス>という言葉には生物学的な暗喩（ギリシャ語ゲノスは血統や性を意味する）が潜んでいるにもかかわらず、後世に既存の民族のあいだの人種的・生物学的な相違だと考えられるようになったものを、ヘロドトスはまったく想定していなかった」²。

しかし、後世のギリシャ人とローマ人によって、ヘロドトスは次の三点の修正をこうむった。第一に、「以後のギリシャ人著述家

¹ 『ナショナリズム』 オリヴァー・ジマー 岩波書店 2009/8

² 『ネイションという神話』 ギアリ 白水社 2008/6

たち……の『他者』への関心は、優位性の追求と密接に結びついていた。そのような考え方は、必然的にローマの帝国主義的な著述家たちにも受け継がれた」（同上）。ヘロドトスは「蛮族〔バルバロイ〕シンパ」とされたのである。第二に、「ヘロドトスによって示されたこれらの特徴〔慣習や出自、領土、政治形態など〕は、それ以前には単に特定の集団に所属する人びとを特徴づけるだけのものであったのに、いまや地理的範囲とともに、その民族を規定する決定的要因となった」（同）。第三に、「一種の『民族保存の法則』」を打ち立てた。

ローマ人は、「自己と他者を根本的に異なるものとして描きだした」（同上）。ポプルス・ロマヌス（これは制度的集団である）だけが歴史というものをもつとされる。「ローマ人たちは、自分たちの隣接集団、敵対集団、被支配者を、用語上は<ポプルス>であれ<ゲンス〔gens。ギリシャ語ゲノスに近いラテン語〕>であれ、<ナティオ>であれ、あるいは<トリブス〔これにあたる英語がトライブ〕>であれ、客観的で不変の基準を備えた分類体系に従って類別した。したがって、他の『民族』は、いかなる歴史ももたなかった」（同）。

「ユダヤ人も、自らを選ばれた神の民<アマム>として、それ以外の民族を<ゴイム goyim>ないし異邦人とすることによって社会を類別する同様の感覚をもち合わせていた」（同）。アマムは制度的集団としてのポプルスにあたり、ゴイムはエトノスないしゲノスにあたる。この考え方はキリスト教にも受け継がれた。本章2頁で「ヘブライ語goi（発音不明）」と書いたが、平凡に「ゴイ」と発音するのである。

「ローマによって類型化されたにもかかわらず、ローマ世界に足を踏み入れたことでこの世界を大きく変貌させることになった蛮族は、もはやエスニックな政治組織ではなくなって、ローマ人と同様に、異なる文化的・言語的・地理的な起源をもつ集団が貴族的な戦士家門のもとに統合され、制度的なものになっていた。彼らには、より昔の時代の『民族』の名前を引き継ぐ傾向があり、ローマ人にも、新しい『民族』に……古代の著述家たちの著作から選んで名前をつける傾向があった。「新しいエリートたちは自分たちの<ゲンス>を<ローマのポプルス>と対等のものにしようとした。そのため、このふたつの社会カテゴリーの解釈が一変した。……帝国の辺境の地に出現したこの『新しい』民族は、ローマ人の歴史と同じだけ古く輝かしい歴史を手に入れなければならなかった」。「6世紀には<ローマ人>は、……質的に蛮族の<ゲンス>と同じものだと思なされた。……ローマ人がますます<ゲンス>としての性格を受け入れつつあったのと同時に、蛮族はいっそう<ポプルス>になっていった」（同上）。

「忠誠関係や貴族間の婚姻・変容・土地の収用によってつねに変化しつづけるなかで、変化しないで残ったものが〔エスニック〕名称であり、それは時代によって異なる中身を入れておける容器だったと考えられる」。

「8世紀初めに、かつてローマ帝国であった部分に住む人々を特徴づけていたのは、エスニックなアイデンティティではなく、むしろ政治的アイデンティティであった。……重要な集団にとっては、その存在は一定の領域を定められた王国に結びつけられていたので、彼らをどのように表現するか、そしてさら

に、彼らが自分自身をどのように記述するか、といったことはこの王国との関係において決まった。もちろんこのとき使用された用語は、数世紀前から引き継がれていたものであり、それが指し示す社会的現実はまったく異なるものとなっていた。「その結果<蛮族>という語は新しい意味を帯びていくことになる。すなわちそれは外国人という意味であり、のちにはとくに異教徒の外国人を指した」（同上）。

ナティオはナスキから派生したのであるが、「nasci『生まれる』の古い形はgnasciである。……nasciの語根はgna-『生む』であった。この語根の変形としてgen-というものがあり、……genus『生まれ、種、性』という語がそれからでき」（小林標『ラテン語の世界』）た。genusとgensの正確な関係は分からないが、ナティオとゲンスの語源は等しいとみてよからう。また、ナスキの完了分詞ナトゥスからナティヴスが生まれ、フランス語を経由して英語のネイティヴになる。ネイティヴは「原住民」（日本語の「土人」のニュアンスをもつ場合があるという）と訳され、その言い替えの「先住民」は英語ではインディジェナス・ピープルである。インディジェナスは、ラテン語のindigenaから来ており、-genaは先のgen-につながっている（indi-は「～なかに」の意味）。つまり、ネ

イティブとインディジェナスも語源は同じなのだ。126頁左段2パラグラフで説明なしに「インディヘナ」を用いたが、それはラテン語インディゲナがスペイン語に入ったものである（念のために述べておくが、「インディオ」は語意も語源もまったく別物）。なお、アボリジニは、「ラテン語で『最初から』の意」（小学館『カタカナ語の辞典』）であるという。アメリカ、カナダでいわれる「ファースト・ネイション」に近いのだろうか。

ドイツ語では、「国際法をフェルカーレヒトと言うが、これがユス・ゲンティウムの訳語であるように、[フォルクは]エトノスよりはゲノス：ゲヌスに対応するように思われる」¹。「語源的には、フォルクは軍隊の一団（ヘーアハウヘ、クリークスチャーレ）を指したが、同時に、平和時における従者（ゲフォルクシャフト：奉公人、家族共同体）をも意味した。既に古高ドイツ語の時代に、フォルクには大きな人間集団というイメージも結合し、共通の文化・出自を基盤に歴史的に生長した人間共同体というニュアンスが形成され、それは諸侯や共同体上層部との対概念における家臣集団を指すようになっていく」²。辞書でフォルクの項に「原意ヘーアハウフェ」とあるのを見た時は、漢字「族」の字源に似てるな、と思ってしまった。

1 『国家・民族・権力』 福田歓一 岩波書店 1988/11

2 「ヤーコプ・グリムと『フォルク』」 永田善久『福岡大学人文論叢』第40巻第2号所収